

全国知事会議

平成16年8月18・19日

(会議要旨)

事務局 ただいまから全国知事会を開催いたします。

梶原会長 本日は、お忙しい中をお集まりいただき、まことにありがとうございます。

7月15日の知事会議は、当地を襲った集中豪雨により、急遽、東京に会場を移して開催したところですが、平山知事初め、新潟県の懸命な努力により、復旧のめどが立ったことから、再度当地において全国知事会議を開催することになりました。

まずは、新潟県当局のご努力に深く感謝申し上げます。そして、新潟県、福井県初め、今回の集中豪雨による被災地において、不幸にして亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、罹災された多くの皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の集中豪雨災害に関しては、全国知事会としてもしかるべき対応が必要と考えて、この後、政府に対する緊急提案を協議していただくことにしております。よろしく審議をお願いします。

なお、昨日以来の局地的な大雨により、香川県、愛媛県を初め、各県に被害が発生したとのことですが、亡くなられた方には心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害のありました各県の皆さんには心からお見舞い申し上げます。

さて、7月15日の全国知事会議では、国から地方に求められている補助金改革の具体案に関して、各知事から論点ごとに活発に意見をいただいたところです。その際、各知事の間で自由に意見交換を行うことに重点を置きましたが、それぞれ率直な意見をいただいた後は、全国知事会として、できれば地方六団体共通の改革案をまとめるために、考え方を収斂していく段階に入っております。意見の収斂、改革案のまとめに向けて、皆様の理解と協力をいただかなければなりません。

かかる観点から、7月15日以降、これまでの間、各知事からいただいた意見を踏まえながら、「三位一体改革研究会」で改革案の整理を行い、「地方制度調査委員会」と「地方分権推進特別委員会」の合同会議にて審議を行い、意見集約に向けて精力的に調整を行い、本日の知事会議の開催に至ったところです。猛暑の中、地元業務のための貴重な時間を犠牲にし、かつ、休む暇もなく調整の労をいただいた知事さん方に心より感謝を申し上げます。

また、それぞれの委員の知事のほか、地方制度調査委員会においてはオ

オープンな論議と、メンバー以外の知事の自由な参加のもとで開催されたと同っていますが、協力いただいた知事さん方にも厚く御礼を申し上げたい。

本日の会議では、この改革原案について、充分協議を行い、最終的に改革案のとりまとめを行いたいと考えております。本日、夜にかかるとはあっても、本日中には取りまとめたいと考えておりますので、各知事におかれてはよろしく申し上げます。

さらに、明日の知事会議では、前回の知事会議で報告いただいた「知事会改革研究会」の改革案、新潟県知事を中心に検討いただいたその改革案について審議をいただくことにしており、知事会改革の方向性について決定をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

本日、あるいは明日にわたりますけれども、本知事会議が建設的かつ有意義なものとなるように、皆様方のご協力をお願いして、あいさつとさせていただきます。

議長 前回の全国知事会議以降、新たに知事に就任された方を紹介します。

7月11日の鹿児島県知事選挙で初当選された伊藤祐一郎知事です。

鹿児島県知事 伊藤祐一郎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

議長 次に、開催地の新潟県の平山知事からあいさつをお願いします。

新潟県知事 このたび、全国知事会議をこの新潟県新潟市で開催するに当たり、まず一言あいさつ申し上げますが、何よりも新潟にお越しいただき、ありがとうございます。

そして、本来新潟での知事会議は7月に行う予定で準備を進めていたわけでありましてけれども、7月13日に本県を襲った集中豪雨により大きな被害が発生したことから、急遽、開催地を東京に変更して開催することとなり、その折には大変皆様方に迷惑をおかけしました。そのことをまずおわび申し上げますと同時に、今回こうして改めて新潟で全国知事会議を、しかも重要なテーマを抱えた会議を開催することができたことをまことに光栄に存じます。このような機会を与えていただき、感謝申し上げますし、県民を代表して心から皆様を歓迎申し上げたいと思います。

現在、災害の復旧に向けて全力で取り組んでおり、なお200名弱の方が避難所におられますけれども、ひところの千数百名からかなり減りました。間もなく最終的にはほとんど自宅あるいは仮設住宅等々に移られると思いますが、本当の復旧はこれからだと思っておりますけれども、当面の対策はそん

な状況まで至ったところであります。

これまで各都道府県の皆さんから見舞金あるいは災害時における緊急消防の援助隊の派遣等々、多大なる協力をいただきました。このことに対しても、合わせて心からお礼を申し上げます。

本日、新幹線でお見えになられた方は車窓からごらんいただきましたように、越後平野も少しずつ黄色を帯びております。1カ月後にはコシヒカリの収穫期を迎えるわけであります。たくさんの恵みを与えてくれる大河信濃川、阿賀野川を中心とする自然でありますけれども、こうしてときどき大きな被害をもたらすわけであります。自然の恵みを受けると同時に、自然との闘いの歴史でもあった我が県であります。こうしたことは地方を治める、水を治めるという自治の基本をずっと取り組んできた、そのことをまた緑の平野を見ながら感じ取りいただければと思います。

地方税財政の三位一体の改革を初めとする議題が予定されておりますけれども、現在地方自治体は大きな環境変化の中にあります。日本自体が大きな変革のときを迎えておりまして、これまで築き上げてきた豊かな社会を今後とも維持していくために、国と地方、それぞれの行政システムの抜本的な見直しが求められております。その見直しに当たって、本来国のあり方として大きな政府と小さい政府等々、どういう選択をするのか、きちんとした議論がまだない中で国と地方の役割分担を考えていくことになっているわけであります。

これまでの中央集権型の行政システムは、機能不全に陥っているとも言わざるを得ない状況であります。我が国の活力を回復し、地域住民の生活の安定を図るためにも、分権型のシステムへの移行は必要であると考えております。既に多くの国民の共通の認識でもあると思います。

そういう中で、地方の自己決定による自主自立の地域社会を早急に確立することが重要でありますので、今回の三位一体の改革を議論するこの会議の重要性がますます高まったと思います。

現在、三位ないしは国のあり方を含めると四位一体の改革ということが必要だろうと思います。国庫補助負担金と税源の移譲の2つの議論にとどまっているようにも思いますが、できるだけ国の財政再建をどうするかを含めた四位一体の議論が必要であると私自身は思っております。そのことを強く主張してきたところでもあります。

昨年、岐阜の高山で開催された会議、「闘う知事会議への転換」が言わ

れました。それ以降、三位一体の改革を初め、地方行財政に係る重要な課題が激増しております。知事会に求められる役割も極めて大きいわけであり、明日、私が座長を務めます知事会改革研究会の提案についても審議、議論いただくことになっておりますのはまことにその意味でも適切な時期での検討かと思っております。

我が国の改革のために知事会がもっと国の施策形成に強く関わるべきであります。そのためには知事会の組織体制の強化や運営の見直しを図るべきであると考えております。

現在、三位一体の改革はまさに正念場です。全国知事会としても意志統一を図り、力を結集して対応することが求められております。その意味で、この新潟での会議は非常に重要です。これからの地方自治のあり方に極めて大きな影響を与えるので、各知事の皆さんからこの場で熱心な討議をしていただくよう、開催県の知事としても期待申し上げます。

滞在中、何かと不都合もあるかと思いますが、できるだけ簡素ということで省略させていただいた点多々ありますので、その点も了解いただきたい。

この場所は朱鷺メッセといわれてますが、信濃川の河口であります。ここから佐渡への船を初め幾多の船が出ますが、かの話題の万景峰号もこのすぐそばの横の岸壁に着いております。ウォーターフロントの開発ということで、環日本海、北東アジアの拠点を目指す新潟としてここに国際会議場等の施設を昨年オープンしたところであります。どうぞ皆様、日本海交流時代の拠点施設としてのこの施設もごらんいただきながら、有意義な会議が開催されるよう、開催地の知事として期待申し上げます。

議長 議事に入ります。

議案第1号「豪雨による大規模災害の充実強化についての緊急提言」(案)について、担当の地震対策特別委員長の石川静岡県知事の到着が遅れてますので、同委員会の構成県である島根県の澄田知事に説明をお願いしたい。

島根県知事 地震対策特別委員会委員長の静岡県知事が所用により出席が遅れておりますので、私が委員長に代わり説明します。

去る7月に新潟県、福島県、及び福井県を襲った記録的な集中豪雨と、8月に徳島県などを襲った台風10号による豪雨、さらには昨日香川県、愛

媛県を初めとする四国地方などを襲った豪雨は、多くの人命を奪うなど甚大な被害をもたらしました。これらの被害は極めて広範かつ深刻で、関係地方公共団体では全力を傾注していますが、災害復旧及び被災者の生活再建には国による迅速かつ強力な視点が不可欠であるとともに、災害予防対策の一層の充実が必要であります。

このたび、被害の特に大きい県からの提案を受け、地震対策特別委員会委員の意見を踏まえ、緊急提言案をとりまとめました。その概要は、災害予防対策の充実強化、激甚災害法の早期適用、被災者住宅再建支援制度の拡充などで、これにより緊急提言を行うべく、お諮りするものであります。よろしく審議のほどお願いします。

議長 本件について意見等、発言をお願いします。

福井県知事 ただいまの緊急提言の審議に際し、被害を受けた福井県として一言申し上げます。

今回、本県を始め、特に新潟県におかれては、梅雨前線、台風等でそれぞれ被害を受けられ、まずもってお見舞い申し上げます。

本県としても、このたびの豪雨被害に際し、各都道府県から物心両面にわたり支援を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げる次第です。

また、今月9日には美浜原子力発電所3号機タービン建屋内の配管の破断により、重大な事故が発生しまして、重ねて心配をおかけしていますが、現在、徹底的な原因究明と再発防止策を国・事業者に求めているところで

す。

ただいま梶原会長から、また島根県知事からも話がありましたが、本日は全国知事会として国への緊急提言を会議の議題に取り上げていただき、感謝申し上げます。今回の災害を経験して、国の制度の不十分な点が多いことがわかりました。大規模な災害に対する対応は、まず自らが努力しなければなりません。個別の地方公共団体の能力を超え、国の役割として災害復旧を政策の柱に位置付けるべきだと痛感しました。

特に住宅再建支援制度については、被災者にとって住まいは生活の基盤であり、また、住宅再建ができなければ地域コミュニティ自体が崩壊しかねないという状況です。

水害の床上浸水では、物理的な損壊を伴わない場合でも、将来使えないとか、腐食するとか補修なしには使用に耐えないなど質的な劣化も著しいものがあります。床上浸水も含めて、住宅本体の改築、補修費用なども対

象となるように制度を整備し、災害復旧を行うことは国の重要な責務であることを強く申し上げたい。現在、本県は、復旧に全力を尽くしているところで、早期の激甚災害指定、被災者の生活再建、社会基盤を始め地場産業や農業、農村の復旧など、多くの面で国による強力な支援が不可欠です。

各知事においては、状況を充分理解賜り、今回の緊急提言に賛同をお願い申し上げます。

なお、一言つけ加えます。今回の原子力の事故については、原子力に関わりのある知事におかれても極めて憂慮の気持ちが強いと思います。詳しくは今後調査を進め、問題点をまとめ、国に示す必要があると考えます。現段階で考えると、我々地域で日々の地道な行政や政治を積み重ねておりますが、こうした事故によって一瞬のうちに長い間の努力が壊されてしまうことは誠に残念です。これは金銭面では計れない地域全体のイメージにもつながり大きな損害だと考えます。

また、大消費地の安定的な電力供給にも深く関わる重要な原子力、あるいはエネルギーの国家的な課題と思います。国が責任を持って総合的なチェック体制を今後つくっていく必要があると考えており、各都道府県知事の理解と協力をお願いしたいものであります。

鳥取県知事 被災地域の皆さんにはちょっと気が引けますし、それから澄田知事の提言でちょっと気が引ける。私はこの決議には賛成できません。といいますのは、総じて自己満足的なものになっているのではないかと思います。

具体的に言いますと、1番の観測体制・予報体制の充実・強化というのは、自分達でやるべきことだと思います。避難勧告のシステムもそうです。今ごろ国にお願いすることではないと思います。

それから、(3)の問題は、直轄について言うのはいいけれども、もう既にいろいろ今回のことも踏まえて検討されております。私どもも鳥取県で点検をしようということでやりました。そのときにいち早く中国地方整備局長が来て、国の点検状況も報告を受けました。むしろ国の方が先んじてやってるような気がしますから、あえて何か国の責任のように国に言うだけで自己満足するのはいかがなものかと思えます。

2番の激甚災害で、何か国がサボタージュしていることがあったら、知事会の決議ではなくて、具体的にどこどこがサボタージュしていることを言われたらいいと思います。

3番の被災住宅ですが、住宅本体の再建・支援については、あれほどこういうことになるから本体の再建・支援を入れましょうということを行ったんです。でも、皆さん方はあっさり46対1で否定された。いいチャンスを逃したのです。もういまさら、後の祭だと思えます。舌の根も乾かないうちに出てくるのはちょっと見識を疑われるのではないかと思います。

4番目は、補助金とか負担金を削減しようというときに、国庫補助事業の適用対象を拡大しようというのは、今日の会議の場で決議するにはふさわしくないと思えます。もちろん具体的には災害のことですから、あれこれ今の補助事業の中に不都合なことがあるかもしれませんが、それだったら具体的に明示すべきであって、一般的に国庫補助事業の対象拡大は、きょうの会議にはなじまないと思えます。

従って、災害対策について国も地方も力を入れるべきだというのは当然のことであるが、この決議の内容については賛同できません。

徳島県知事 今、福井県からありましたが、新潟県、福島県、それから福井県の皆様方にこのたびの被災について心からお見舞いを申し上げたい。

また、2行目にもありますが、私ども徳島県も、先般の台風10号、そしてその後の豪雨の被害により、県内に大きな人的、また物的な損害を被り、今なお避難生活を余儀なくされておる中で、各県の知事から見舞金を始め、支援を賜りましたこと、この場をお借りし厚く御礼を申し上げたい。

この決議の中で、特に災害復旧についてどうしても重点化をすべきという意見があるが、やはりこの予防措置をしっかりとやるべきではないか。

今、片山知事もこれから補助金の削減の話がある中でいかなものかという話はありませんが、私は逆に、今回被災をしてみてもつくづく思うのは、復旧からだけでは遅いと。きっちりと予防について、国が一元的に行うべきではないかと思います。

それから、被災者住宅再建支援制度ですが、徳島県も全体の総意の中に乗ったわけですが、現に被災を受けた。しかし、知事会あるいは国で行った制度では、本県の場合には1市町村当たりで一番多くて6つ、合計で7つの全壊ということで、実は乗ることかできませんでした。10戸と6戸とで、その受けた住民の皆さんにとって差があるのかどうか、今回の制度を補完する県単の制度としてつくらせていただいた上に、本体に対しても支援をするという制度を打ち出させていただいた。

そうした観点で、極力弾力的な、またできれば4年を待たずにしっかりと

とその制度というものを確立をしていただきたい。

宮城県知事 3番ですけれども、ここの「弾力的な運用」に若干引っかかるというか、意味内容がやや不明。知事会の提言として、こういう具体性に欠けた内容として提言をすることはいかななものか。むしろ、これは運用の問題ではなくて、今後の災害に当たってもしっかりとした基準がないといけないということです。

つまり、毎回毎回弾力的な運用ということでやられるのはいかがか。被害の実態に合った充分な対応ができるような制度の見直しをすべきだということまで言うべきというのが、宮城県の意見です。

事務局の説明も聞きましたが、まだ必ずしも納得がいかないので、さらに説明があればお願いしたい。

岩手県知事 4番の最後の行の「国庫補助事業の適用対象の拡大などを図ること」の部分は引っかかる。一般論として、災害のみならず、今後知事会としてこうした国庫補助事業の創設とか適用対象の拡大を、本来の国・地方の役割分担の議論抜きに国の方に対して提言をすることは非常に慎重であるべきだと考えております。

この部分については、今日この後の議論のことも考え合わせれば、削除すべきではないかと思えます。

熊本県知事 昨年、水俣土石流災害を経験した県としては、この緊急提言の中で、特に1の(3)に関して、徳島県から提案されたように、県独自で対応策を立てていくことは限界があるので、この点はぜひ緊急提言の中で、国の施策の充実という形で予防策を含めて対応していただきたい。

4番目の国庫補助事業の適用対象の拡大は、やはりもう少し論議を慎重にやるべきではないか。この時期においてはという思いがあります。

新潟県知事 水害が起こった立場も含めての説明になるが、この激甚災害法の早期適用あるいは災害復旧事業の早期採択は、仮に堤防の仮設で対応している部分について、本格事業に入れるようにしてもらいたいとき、現行でいけば激甚災害法の適用になるかによって地方自治体の負担の比率が違うわけで、早期の適用に意味があると同時に、激甚災害法の適用によって負担の比率が国が高くなることを地方としてお願いするのは、ある意味では当然のことかなと説明申し上げたい。

3番の住宅再建支援制度については、本体に充てられないから知事会として受けないかどうかは、まず制度を成立させることが第一で、本件につ

いては今後、要望していくことで納められた。今回の要望の際に新潟から言ったところではないが、議論としては前回決めたときの趣旨から、この機会も最初の機会として住宅本体に制度の拡充を図ることを要望すべきであることは正しいのではないか。

それから、国庫補助事業の適用対象の拡大は、確かにこれから三位一体の改革をやるときに引っかかる言葉ではあるが、今回の経験を踏まえ、災害はどの規模で来るのかはわからないわけで、税源の移譲等々やって、一定の比率で移譲があったとしても、それを上回る極端な集中的な災害が起こった場合には対応できない。不測の事態として起こる災害の場合は、国がある程度主体的に弾力性を持った予算の中で集中投資をして回復していくのはやむを得ないというか、当然必要なことでもあるので、その意味で国庫補助事業の適用対象の拡大を盛り込まざるを得なかったと理解をしている。新潟県としてはぜひこれをお願いしたい。

兵庫県知事 8月の3日でしたが、福井県の水害被害の状況を視察し、阪神淡路大震災で住宅がペしゃんこになっているのも大惨状であったが、瓦礫に床上まで覆われている住宅の被害のひどさも実感しました。

そのような中で、激甚災とか災害復旧事業等の早期採択は、国に当然要望しなくてはならないのではないかと思います。

3番目の住宅再建支援制度は新潟県の知事が触れられたようなてん末で、セカンドベストを採用した。その中で、弾力的な運用というと何をどう弾力的に運用するのかわからない。現実に、今の認定制度においてもしようと思ったらできる。これは「対象住宅の認定に当たって弾力的な運用をしてほしい」、そのことをきちっと申し述べるのは意義がある。それから、住宅本体は、常に知事会全体としては制度化すべきという主張をしていくことは大事だと考えております。

4番目の国庫補助事業の適用範囲の拡大と、裸で書いているので誤解が生じるのではないか。例えば「災害対策に係る」国庫補助事業の適用範囲の拡大とか修飾をつければ意図は充分通じるのではないか。

最後に、今の事態で緊急提言をしない方が知事会としての姿勢を問われるのではないか。緊急提言をぜひ行うべきだと考えます。

新潟県知事 先ほどそこも触れればよかったです。弾力的な運用という、宮城県知事から話があった点は、今の基準は、確かに兵庫県知事が言うように、ある程度弾力的な解釈できる余地はありますが、専門的に今

回の災害の中で審査をしていくと、この基準が地震を前提としてつくられているところがあって、単なる半壊とか床上浸水であるとほとんど対象にならない。実質的には建て替えとか、全部取り壊さなければならないという状態を考えると、大規模水害の現実を見て解釈していただきたい。これが弾力的運用という言葉の意味だと理解賜りたいし、現場を見てみるとまさにそのことを実感する。今回のことが、1つの実験と言っては変ですけども、ルールの適正化のチャンスと思って入れさせていただいた、そのことも含めて理解賜りたい。

議長 それ以外にありますか。意見がないようですので、お諮りしたい。まず、緊急提言をするかどうか。緊急提言はいらぬという方、手を上げてください。

鳥取県知事 内容いかんによると思う。知事会としては提言したからもう責任を果たしたというのはアリバイづくりみたいなことになる。例えば住宅再建の問題でも、私は最初からこのことを言ってるわけですから内容は賛成ですが、何かこの間と今日言ってることがコロッと変わるということと、本気でやるのならば何か行動されますか。アリバイづくりの緊急提言ならやめた方がいい。本気でやるなら本気でやることにしないとイケない。

議長 それでは、緊急提言をする。この内容は検討を加えることにして、ただいま発言いただきました知事、意見等修正案をペーパーにして私のところまで届けていただきたい。そして、まだ委員長がおられませんので、委員長のところで検討いただく。そして、明日の会議で再度お諮りしたい。

長野県知事 片山知事がおっしゃったように、非常に片山知事がある意味では孤軍奮闘なさる1つのモデルをつくってこられた。そうした思いからすると、この提言がペーパーで終わらないようミッションを与えられた人間をきちんとバイネームでインチャージすることが必要だ。その意味においては、片山知事にこれを率先してやっていただき、国の側をこうしたディテールから動かすことを、意志があられば、皆様とともに片山知事を支えてやるのはいかがかと思いますが。

議長 それでは、長野県知事も率先して行動されることを含めて……。

長野県知事 知識と経験とまた霞が関の役人世界を切り開いていくことにおいては片山義博知事が最もトップリーダーとしては適役かと思いますが。

議長 長野県知事もバイタリティーがありますから、充分期待されると思います。

そういうことを含めて、貴重な意見をいただきましたので、やがて静岡県知事が到着されますので、そこでペーパーをまとめて、再度明日、諮りたい。

長野県知事 これの実際の総大将がだれかは、知事会が梶原知事によって総大将が変わってくるように、ぜひこの場でこの委員長をお決めいただくのがよろしいかと思いますが。

片山知事はいかがお考えでしょうか。

鳥取県知事 この住宅再建について、私が先頭に立ってやれという意味ですか。

長野県知事 それだけではなくて、むしろこれを実効性のある生きたものとするのことに於いての全体の全権を持った委員長と片山知事がふさわしいのではないかと思います。

鳥取県知事 知事会がそういう合意形成していただければやりますが、知事会で決めていただければいいと思います。

兵庫県知事 もともと特別委員会が知事会の組織としてあって、その中で議論しようという仕組みになっているわけで、地震対策特別委員会の石川委員長のもとで関係のある、関心のある知事が集結されて、知事会としてのパワーを発揮するのが筋ではないか。

片山知事にも、田中知事にももちろん協力をしていただくことでいかがでしょうか。

長野県知事 片山知事からはこのペーパーに関して実際に経験し、ドラスティックなことをなされた経験を踏まえて、先ほどあれだけの確な意見をいただいているので、ならば特別委員会としては片山知事がヘッドとしてやることに意義があるのではないかと思います。

福井県知事 この災害の問題は全都道府県共通の課題ですし、地方自治体が国とどのように対応するかということですから、知事会が組織的にこの問題に体を張ってやるべきことだと思います。会長、全体の問題に対応する姿勢をよろしくお願いいたします。

議長 わかりました。

それでは、そういうことを含めて検討を加えて、明日諮りたい。

何せ、肝心の委員長がまだ到着してません。やはり本人が来られて発言

の知事を中心にその検討をいただきたい。私はもちろん決まれば全力投球で行動したいと思っております。

そういうことで了解願います。（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、そういうことで取り計らさせていただきます。

次に、議案の第2号ですが、「国庫補助負担金等に関する改革案」の審議に移りたいと思います。まず、先の地方制度調査委員会と地方分権推進特別委員会の合同会議における協議等につきまして、代表して地方制度調査委員長からご報告をお願いしたいと思います。

岡山県知事 地方制度調査委員会の委員長の石井でございます。8月16日、地方制度調査委員会と地方分権推進特別委員会の合同会議を開催いたしまして、お手元の資料もございしますが、国庫補助負担金等に関する改革案を議題といたしまして、両委員会の委員及び委員外の知事3名によりまして協議をいたしました。両委員会を代表して、その概要を報告をいたします。

両委員会の合同会議では、三位一体改革研究会において策定をいたしました国庫補助負担金等に関する改革案、素案をもとにいたしまして、改革案を提案するに当たっての前提条件、三位一体改革の全体像、平成17年度から18年度における国庫補助負担金等の改革の内容等につきまして協議をいたしました。改革案の内容は、後ほど事務総長より説明をいたしますが、私からは合同会議におきまして議論になりました主なものをご報告をさせていただきます。

大きく分けると、改革案を提案するに当たっての前提条件に関すること、義務教育費国庫負担金に関すること、公共事業関係補助金に関すること、税源移譲の内容等に関すること、地方交付税に関することなどでありました。順次ご報告をいたします。

まず、改革案を提案するに当たっての前提条件に関してであります、政府にボールを投げ返すことは大事なことではあるが、地域住民への説明責任というものがあるので、個々の国庫補助負担金の議論というものを行っていくべきではないか、このような意見がありました。

逆に、個別の事業につきまして地域的狀況を考慮していくとありますと、すべての事業をリストに挙げられなくなってしまうということになりますため、固まりとしてこれは見ざるを得ないのではないかと、こういう意見が出たところであります。

一方、16年度の税源移譲予定額の積み残しであります6,500億円、これを今回の3兆円に含めて議論をすべきではないか。そして、その整理を前提条件に明記をすべきではないかとの意見がありました。これに対して、今回の改革案は16年度の改革とは別のものとしたしまして、あくまで3兆円規模の税源移譲を求めるべきであるとの意見が出されたところでありませぬ。

また、前回の知事会の総意は政府にボールを投げ返すということでありまして、投げ返して初めて具体的な論議が始まる、このような意見もありました。

また、小異を捨てて大同につくということが大事である。この改革案を閣議決定してもらえろようなそういう形でまとめたい。まとめるべきであるなどの意見が出されたところでありませぬ。

次に、義務教育費国庫負担金に関するさまざまな意見であります。まず、中学校も憲法で保障されている義務教育であって、義務教育費国庫負担金を中学校と小学校で切り分けるべきではないとの意見が出ました。

また、義務教育費国庫負担金を第1期と第2期で分けると意味がないとの意見も出されました。

また、数字合わせで義務教育費国庫負担金を廃止対象にすべきではないとの意見が出たところでございます。

以上の意見に対しまして、逆に、国が2分の1負担する義務教育費国庫負担金制度があって教育水準が維持されるというわけではなく、廃止対象からこれを外すことはない、このような意見が出されました。

また、義務教育費国庫負担金を廃止対象にいたしましても、標準法における水準について、地方交付税などの財源保障というものを明記すればいいのではないかと意見が出ました。

また、3兆円の改革案をまとめるには、義務教育費国庫負担金を入れざるを得ない。これをまとめないと国は一方的に3兆円にするために生活保護費負担金の負担率引下げなどを行うということが危惧される。

大層、そのような2つの意見に大きく分かれたところでありませぬ。

これに関しまして、もう1つの意見は、16年度分を入れて整理をする、先ほど申し上げた6,500億円でありませぬが、これを入れて整理をすれば、義務教育費国庫負担金を入れる必要はない。切り分ける必要もないという意見が出ました。入れるとすれば、加配部分まででいいのではないかと、

という意見も出されたところでございます。

次に、3点目、公共事業関係補助金に関する意見であります。まず、公共事業は税源移譲対象にならないとの意見が政府の方にあるわけですが、これを知事会として確認をしないとそもそもこの議論が進まない。それができないというのであれば、国直轄事業負担金と公共事業とでこれを相殺すればよいのではないかとの意見がありました。

また、政策誘導的なものであっても地域住民の生命・身体等に関わるもの、河川改修あるいは地すべりあるいは急傾斜地等々であります。こういったものを2割削減の対象にしているのか。これは個別に精査をすべきではないのか、このような意見が出されたところでございます。

また、公共事業につきまして60分の1といったような議論が出ているわけですが、こういった議論にまどわされないように、我々としたしましては移譲すべきと判断したものは正論で堂々といけば良いと、このような意見も出されたところでございます。

次に、4番目、税源移譲の内容等に関する意見であります。税源移譲割合につきまして、10割、8割についてであります。地方六団体の提案では、公共事業を8割としてそれ以外は10割と、このようにしたらどうかなどの意見が出ました。

また一方で、個々の国庫補助負担金の税源移譲割合、これは種々の意見がありますので、これはもう示すべきではないなどの意見も出たところでございます。

税源移譲で3兆円を求めるというのではなくて、譲与税や地方交付税など、財源移譲として求める、そういうことも立ち返って検討したらどうかとの意見も述べられました。

また、道路特定財源についてであります。これにつきましては本体の住民税の税源移譲のみの3兆円の問題、これのみを求めるべきであって、原案にありますように別枠で第1期でこれを提案すると、0.7兆円の件であります。この必要はないという意見。一方で、これに対しましては、やはり別枠で求めておくべきではないかとの意見、両論が出たところでございます。

次に、5番目であります。地方交付税であります。税源移譲によりまして地方交付税原資が減ってしまうわけですが、その対応につきましてこの改革案の中に明記をすべきであるとの意見が示されました。

また、政策誘導につきましてはやめるべきと、このように言っておきながら、一方で施設整備に関しまして、これはいわゆる箱もの等がありますが、市町村側の強い要請で記述をしている部分であります。施設整備に関しまして、地方債と地方交付税のセットで求めるということが記述されておりますが、これは矛盾をする、削除すべきではないかとの意見等々が出されたところでもあります。

最後に、全体の意見であります。全国知事会議では異論を主張される場合におきましては、具体的な代案を示すようにして、議論の収斂を図っていく必要があるという意見が出されたところでございます。これにつきましては委員長からも会長に申し入れをしたところでございます。

これ以外にも多くの意見が出されたところでございますが、そしてまたさまざまな見地からの議論、また意見も出されたというところでございます。

当合同会議におきましては、お手元でございますように、国庫補助負担金等に関する改革案素案につきまして、これは表決を行わず、合同会議で出されました主な意見を当全国知事会議に報告するということでの了承を得ました。そして合同会議で出されました意見でほぼ合意が得られました部分につきましては修文をいたしたものを本日全国知事会議に素案として報告をするということを確認をさせていただきました。具体的には素案に見え消し並びにアンダーラインで修正を行っているところであります。

長くなりましたけれども、以上で地方制度調査委員会及び地方分権推進特別委員会の合同会議の報告といたします。

議長 ありがとうございます。また、ご苦労さまでございました。

それでは、この改革原案の内容につきまして、事務総長から説明をさせたいと思います。

事務総長 それでは、私から改革案の概要についてご説明をいたします。議案第2号をごらんいただきたいと思います。この表紙にもございますように、地方六団体の名前でとりまとめたものでございまして、全国町村会は昨日、全国市長会は本日、また議長会もそれぞれこの案をベースに議論をし、その意見の集約を図ろうとしているものであることをまず最初に申し上げたいと思います。

この改革案の構成は、まず「はじめに」、そして「改革案を提示するに当たっての前提条件」、「三位一体の改革の全体像」、「17年度、18年度

における国庫補助負担金等の改革」、そして「国による関与規制の見直し等」、加えまして「補助金等の一覧表」などが付属資料としてつけられているものでございます。

1 ページは「はじめに」の部分で、この改革案をとりまとめるに至りました経緯等について触れているものでございます。

2 ページをごらんいただきたいと思いますが。この「改革案を提示するに当たっての前提条件」をまず記述をいたしておりまして、これは7月15日の全国知事会議で、この改革案を提示するに当たっての国の明確な考え方が示されていない、あるいはその担保となるものがない等のご意見があり、そこを明確にするために何らかの協議の場、協議の機関というものが必要ではないか、それがまず前提となるのではないかとのご意見で大方の皆様方の意見が一致したということ踏まえて、(1)に国と地方の協議機関の設置ということで記述をいたしてあります。3つ目の段落にありますように、こうした経緯を踏まえ、今後政府が示す三位一体の改革の全体像等に地方の意見が確実に反映されることを担保するため、国と地方六団体等との協議機関を設け、誠実に協議を行うこと、これが前提条件だと記述をいたしてあります。

(2)が具体的な前提条件といたしまして、この協議機関において協議をすることを前提としつつも、まず地方として何がこの改革案を進めるに当たっての前提となるのかということについて明確な考え方を7項目にわたって掲げているものでございます。これも7月15日の各知事のご意見等を踏まえ、また全国市長会、全国町村会の意見も反映してとりまとめたものでございます。

が税源移譲との一体的実施ということでございます。この見え消しなりアンダーラインは先ほど委員長のご報告にございましたように、前回の合同委員会以降、変更、修正した部分でございます。 が確実な税源移譲。

が地方交付税による確実な財政措置。 が施設整備事業に対する財政措置。特に の施設整備事業に対する財政措置は、全国市長会、全国町村会から強い要請があつて挿入をしたもので、今回の補助金改革に当たっての第一の前提であるという大変強い意向を示したものでございます。 が破綻転化の排除。 が新たな類似補助金の創設禁止。 が地方財政計画の策定に当たっての地方公共団体の意見の反映。以上でございます。

4 ページに三位一体の改革の全体像を掲げてあります。これは7月15日

の会議におきまして、17、18年度の改革案のみならず、全体の改革の全体像を地方として示すべきだと、こういうご意見の一致を見たということをご前提に掲げたものでございます。これのベースとなりましたのは、昨年11月の全国知事会議の提案で、それを前提として整理をしたものでございます。

4ページの(1)の最後の段落に、「国においても」と書いてありますが、三位一体の改革を平成18年度までをもって終了させるのではなく、19年度以降もその必要性及び具体的な内容を早期に明らかにして着実に実施すべきだということをご前提をいたしております。

三位一体の改革の全体像は、まず、国から地方への税源移譲として8兆円程度。第1期改革につきましては、所得税から住民税へ3兆円程度、道路目的税である揮発油税の地方譲与税化0.7兆円程度。第2期改革については、地方消費税、消費税5%のうち地方消費税分の引き上げにより3.6兆円程度。同じく道路目的税である揮発油税の一部の地方譲与税化でございます。

これに対し、国庫補助負担金の見直し、5ページの でございますが、9兆円程度といたしてございまして、16年度削減分、第1期改革1兆円、17年度から18年度が3兆円程度及び地方道路整備臨時交付金が0.7兆円、第2期改革は総額で4.3兆円程度といたしてございまして。

地方交付税の見直しが3つ目の項目になってございまして、第1期改革及び第2期改革を通じて記述をいたしてございまして。

まず、アが税源移譲により地方税財源の充実確保が行われた場合であっても、地方公共団体の財政力の格差が拡大することが予想されるということから、地方交付税による財源調整機能を十分に発揮させる必要がある。また、国民に保障した行政サービスを実施するための財源保障機能も不可欠であり、この両機能の充実強化を図るべきである。

2つ目が、景気対策など国の施策の誘導に利用されてきたことが赤字の抱える要因の1つになったというこの経緯を踏まえまして、政策誘導的な部分を縮小して、財源保障、財源調整という両機能の地方交付税本来の機能を中心としたものにすべきである。

また、地方財政計画の見直しにつきましては、地方単独事業の大幅な削減といった一面的なものではなく、地方におきます医療、福祉、環境、教育等の取り組み、決算状況の実態を踏まえて、投資から経常への構造変化

などを地方財政計画に反映させるべきである。

また、工は三位一体の改革の推進により、不交付団体の人口割合を高める。

また、才はこの合同会議以降追加をいたした部分でございますが、先ほど委員長のご報告にもございました意見の一致を見た部分としまして、税源移譲に伴って地方交付税の原資が減少するための対策の必要性でございます。

それから、6ページに至りまして、地方交付税の制度を基本といたします地方財源調整制度につきましましては、第2期改革におきます国税・地方税の配分のあり方に関する抜本的な見直しに合わせて改革が必要という認識のもと、地方公共団体として検討を進め、具体的に提言を行うということにいたしております。

また、最後、地方公共団体においても財政健全化のための行財政改革に取り組んでいるけれども、今後とも地方財政のスリム化に資するための自主的な行財政改革を推進するということを書いているものでございます。

7ページ以下が、平成17年度及び18年度におけます国庫補助負担金等の改革でございますが、(1)が移譲対象補助金の規模。これは移譲対象補助金は平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金のことをいうわけですが、この規模は総額で3.2兆円。また、これと別枠で道路特定財源によります地方道路整備臨時交付金0.7兆円を廃止することを検討すべきである。これは先ほど申し上げましたように、16日の会議以降の修正部分でございます。

また、一方、税源移譲されるべき額は総額で3兆円とする。道路特定財源については別枠で譲与すべきだということも付言いたしております。

なお書きが2行ついておりますが、平成16年度に行われました約1兆円の国庫補助負担金の削減に見合う税源移譲は上記の措置とは別にすべきだ。これも先ほどの委員長報告にございました意見をここに明記したものでございます。

17年度及び18年度におけます移譲対象補助金の内容については、別表に掲げておりまして、それぞれ国庫補助負担金名と16年度の国の予算額を明記をいたしておりますが。この移譲対象補助金は から までの順序といえますか、この考え方に沿って選んだものでございます。昨年11月に全国知事会、それから10月には全国市長会が個別の補助金の名称を掲げて廃止

の提言をいたしておりまして、それを基本としてこの国庫補助負担金の別表を策定いたしましたものでございます。

まず、16条関係の経常的な国庫補助金ということで、いわゆる奨励的なものがこれに該当するのではないかとと思いますが、これが0.6兆円程度。また、10条関係の経常的な国庫負担金、これは義務教育の国庫負担金もこれに入るんですが、これらの外枠といたしますか、外書きでございまして、そういうものを除いたものとしまして地方公共団体の事務として義務的に行われているもので廃止して税源移譲することにより地方の裁量度を高めるというものを0.6兆円程度。

それから、普遍的・経常的に行われております施設整備に関する国庫補助負担金といたしまして、0.6兆円程度。地方の判断でいろいろな必要性とか、あるいは改修・補修の更新時期などを計画的に整備することが効率的である。そして、税源移譲することによりまして地方の裁量度が高まり、自主性が拡大するものというものでございます。

以上、1から3までについては、実は横長の資料1というものを付けておりますが、これの から まででございまして、具体的な事例、主な事例として4つ、5つ項目をそれぞれ掲げているところでございます。

この から までを加えますと、廃止額が1兆7,800億、移譲額を考えると、1兆6,000億程度になるのではないかと考えられます。これを加えまして、7月15日の時点における合意といたしますか、意見がある程度一致をしたものとして、1つは3兆円の税源移譲に見合う、3兆円の税源移譲を確実なものとする国庫補助負担金の廃止リストを作成する。そしてまた、廃止リストの作成に当たっては、市町村の意向を十分に尊重する。

この2つの事項を踏まえまして、さらに追加的な国庫補助負担金の項目について検討いたしました。その第1番目がこの の公共事業等投資的な国庫補助負担金でございます。この公共事業等投資的な国庫補助負担金で0.6兆円程度でございます。これは、廃止、税源移譲することによって自由度が高まり、また効率的に合理的な事業執行が可能となるという考え方のもとでございます。

8ページにただし書きがございまして、ただ、この公共事業に関しましては都道府県に比べ相対的に財政規模が小さい市町村が公共事業を円滑に執行するにはなお検討が必要だという認識を市長会・町村会が強く示しておりますので、このため、この公共事業等の国庫補助負担金は第1期改革

においては都道府県のみが事業主体となっているものに限定をして移譲対象補助金としたものでございます。これが、この横長の表の に該当するものでございます。これが5,880億余でございます。

従って、都道府県のみが事業主体ですので、市町村と都道府県と両方が事業主体となるものは一切含まれていないというものでございます。それは、市町村の強い意向がそういうものについては第1期改革においては対象とすべきではないと、こういう考え方を強く主張されましたので、それをもとに判断をしたものでございます。

そして、その結果、廃止額で約2兆3,000億程度になるものでございまして、それに加えて、義務教育費国庫負担金0.8兆円程度を第2期改革までに義務教育費国庫負担金の全額を廃止し、税源移譲の対象とすることを明確にした上で、第1期改革においてはこの0.8兆円程度、中学校教職員の給与等に係るものを移譲対象補助金とするとしたものでございます。

この点については、言うまでもありませんが、前回の会議ではいろいろな意見ございまして、その方向が明確に定まったものではございませんが、考え方として、今、申し上げましたような順序に従って、この義務教育費国庫負担金の一部を移譲対象補助金とすることで3兆円程度の税源移譲の確保につなげようと、こういう発想でございます。

なお、これにつきましては2点ほど付言をいたしてございまして、1つは国は義務教育におきます地方団体等の適切な役割分担を踏まえ、その責務を法律上明記するとともに、都道府県間において教育費の水準に著しい格差が生じることのないよう法令に明記するなどの措置についても考慮すべきである。また、地域の実態に則した義務教育の推進のため、運営全般について小中学校の設置者である市町村の意向を十分に尊重するとともに、市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大を推進するという付言をいたしてございます。これは先般の意見の一部あるいは市長会・町村会の意見を反映した付言になっているものでございます。

(3)が移譲対象補助金としない国庫補助負担金でございまして、 から までそれぞれ掲げております。これについては前回の会議で一定の方向性が出されたものと理解をいたしてございます。

具体的な例としまして、参考に掲げております。20ページでございまして、国庫補助負担金の事例を参考までに掲げているものでございます。

9ページが税源移譲でございますが、税源移譲額及び税目につきまして

は18年度までの改革においては個人住民税を10%比例税率化する。これによって3兆円程度の税源移譲を実施することが必要となります。また、市町村に税源配分については充分配慮する必要があるということも書いております。

が納税者負担の調整ということで、実質的な増税とならないような負担調整措置が必要だということでございます。これは前回の会議でのご了解事項だと理解をいたしております。

移譲額の算定については、義務的なものは10割、その他のものについては8割ということで掲げておりますが、前回の合同委員会におきます意見を踏まえまして、具体的には移譲対象補助金のうち、地方財政法10条関係の経常的な国庫負担金及び普遍的・経常的に行われる施設整備に関する国庫補助負担金については確実に10割の税源移譲を行うべきである。これを3行追加をいたしております。

また、(5)が国庫補助負担金の廃止の前提となる地方交付税による財政措置ということで、交付税による財政措置の必要性、それから離島や過疎等、農山漁村の財政基盤の弱い地域への措置。それから、10ページに移りまして、「また」以下の離島の小規模校の小中学校に係る教職員給与等についての配慮などについて触れております。これらは先般の意見あるいは市長会・町村会の意見というものを踏まえて、このように挿入をいたしたものでございます。

(6)が地方道路整備臨時交付金の廃止、譲与税化でございまして、地方道路整備臨時交付金0.7兆円の全額廃止と、その同額を地方譲与税とすることについて検討すべきである。これは別枠であるということでございますが、このアンダーラインの部分は、昨日市長会・町村会の意向が会長に示されまして、それを踏まえて、また前回の合同委員会の意見も踏まえて修正をいたしたものでございます。

(7)が国直轄事業負担金の廃止でございまして、これは従来から知事会として主張をいたしております国直轄事業負担金の廃止。また、特に維持管理費について早急にこれを廃止ということ述べているものでございます。

(8)が国の行財政改革の断行と、地方行財政のさらなる効率化ということで、この国庫補助負担金の廃止に伴いまして、事務事業の簡素化、合理化が行われるということから、国においては必要な行財政改革が断行す

べきだということのほか、地方公共団体におきましても、例えば今回税源移譲額が8割相当とされたものについては、その差額については地方公共団体の行財政改革による効率化努力によって対応する。また、そのことに加えて創意工夫により、一層の行財政の効率化、合理化を積極的に進めていく。これにより、地方財政計画額の縮減、交付税総額の抑制につながるということもここで触れているところでございます。

最後に、11ページ、国による関与、規制の見直し等でございますが。これは前回の知事会議で単なる国庫補助負担金の廃止のみではなくて、国による関与、規制の見直しを含めた幅広い提言とすべきだということを踏まえて掲げたものでございます。地方分権一括法施行後においてもなおいろいろな国の関与が残っている、あるいは問題となる事例があるということ。また、国庫補助負担金が廃止され、一般財源化されましても、従来の国庫補助負担金の交付条件となっていた必置規制等が存知されているものがある。こういうような実態を踏まえまして、 から までの改革案、改善案というものを掲げたものでございます。

1つが必置規制基準の義務づけの廃止。2つが国の立法に対して地方の意見を反映する仕組みの構築。3つが地方の役割、権限の拡大でございます。なお、この具体的な実例で改革が必要であるという意見のあったものとしまして、別表3に何点か整理をいたしております。22ページ以下でございます。

なお、21ページには先ほど申し上げました廃止すべき国直轄事業負担金の金額を掲げているものでございます。

最後に、12ページに「おわりに」と書いておりまして、おわりにというのは、この改革案に沿った改革が的確に進められることを強く望むし、また六団体としてその実態を十分監視していくという前提のもと、六団体としても一致協力してこの改革案の実行と、そしてまたさらなる地方分権の推進を図っていくということを最後に述べているものでございます。

改革案の説明は以上でございますが、資料2は先ほど申し上げました移譲対象補助金の総括表と、またそれぞれの個表になっております。 からの区分に従った個表になっておりますので、ごらん下さい

議長 改革原案の説明でございますが。前回の会議でこの3兆円について知事会としてとりまとめるということを決め、かつ前回各論点について意見が出ましたことについて、それを参考に三位一体改革研究会を中心に

案をつくってほしいと、こういうようなことで、岡山県石井知事さん初め、大変なご労苦を重ねていただいたわけでございます。

そこで、資料3に論点の整理がされておりました、この括弧の中は7月15日の会議で合意形成されたということでございまして、これを前提に本日は議論をしていただきたいということが第1点でございます。

それから、第2点は、先ほど岡山県知事からお話がありましたように、各知事さん方から発言される場合には、その都度代案を示していただきたいということでございまして、文書であらかじめそのことをご通知申し上げますけれども、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以下、論点ごとに各知事さん方からご意見いただきたいんですが、必ずその論点に絞ったご発言をお願いしたいと思います。

そういう留意点を前提に、これから議論を展開をしていただきたいと思っております。

(議事進行について)

三重県知事 きょうの議事進行について、事前に確認しておきたいと思っております。

まず、前提としてお話のありました、この改革案につきまして、これまでの議論の中でいろいろな意見がありました。こういった政府からの提案そのものを受けべきかどうかということについても議論がありました。しかし、受けたものである以上、このボールを返さざるを得ないではないかと、こういうことでありました。しかし、それについて3兆円に見合うものにするかどうかということについては、いろいろな議論が出ておって、それを集約したわけではない。それを前提にこういったものを出してきているということについて、私は大変遺憾に思うところでございます。

それと、今回のこの議論の進め方につきまして、会長は最終的には採決してでも決めていくんだというお話でありますけれども、具体的に各論点について採決をしていくおつもりなのか、全体として採決するおつもりなのか、その点もまず明らかにしておいていただきたいと思っております。

私は、今の事務総長の説明を聞きましても、特に奨励的なあるいは地域の自主性を高める、裁量権を高める国庫補助負担金を積み重ねていくと3兆円に足りないから義務教育国庫負担金や公共関係を入れざるを得ないと。最初から数合わせはいけないと、我々は前回もその前もしっかり議論してきたはずであります。それがいつの間にか数合わせありきの議論になって

いることは、大変遺憾なことでございます。

地方分権を進めていくということ、このことについては明治以来の中央集権国家を地域主権の国に変えていくということで極めて大事なことであります。しかし、それはこの国の姿、形を変えるということでもありますから、国がしっかりとその理念、ビジョン、あるいは地方と国との役割をしっかりと示すべきであります。

そういうものが明らかになっていない中で投げられたボールであります。それにどう返すかということについては、よほどしっかりこちらも腹をすえ、腰をすえ、場合によってはやはりやり方を工夫して考えていかなければいけないと思います。

今の議論の進め方では、このたたき台として出されてきた案そのものについて賛成か反対か、それだけでボールを投げ返すようにも聞こえるところであります。

いろいろ中身の議論では申し上げたいところはありますけれども、私は、協議機関を設けるということであるなら、大前提として国が責任をきちっと果たしていないところをしっかりとやるべきではないか。それを地方と一緒にになって協議機関を設けてやろうということならばともかくも、それがなくまま、担保もどうとれるかわからないまま、採決をしながらやっていくというようなことについてはいかがなものかと思えます。

小異を捨てて大同につくのは結構であります。大異を捨てるというようなことは、これは決してできないものであります。

そこで、概ね47都道府県が意見としてまとまるものについて集約すべきであります。この知事会は、何も法的に保障された議決機関ではないわけでもありますから。知事会が地方自治の振興のためにしっかり対応していくというのは結構であります。けれども、国そのものの形を変えるという議論の中では、知事会の範囲を逸脱したような形に受け取られかねない、そういう結論を多数決で出していくことについては、私は大変疑問を感じるので、まず、前提としてこの会議の進め方についてしっかり議論をしておいていただきたいと思います。

愛媛県知事 ただいまの三重県知事と考え方ほぼ似通ったところがございます。今、義務教育費国庫負担金の問題が取り上げられていますけれども、もともとこの事柄は、社会文教調査委員会という常設委員会で議論され、私の出席した議論で知る限り、当時のメンバーの圧倒的多数の6名の

知事がリストアップについて反対または消極的な意見でありました。ところが、私は今までの道行きを見ていまして大変不思議に思うのは、いつの時点からか、この国庫補助負担金の整理の問題は社会文教調査委員会ではなくて地方制度調査委員会の方でやるからというような話になっていることです。

それから、どういうわけかわかりませんが、少なくとも私が受ける限りにおいては、既にシナリオができ、一定の見えざる意図のもとにまとめが事実上先行して、結果として一昨日の地方制度調査委員会等の合同会議でペーパーが出て、私は、昨日入手しましたけれども、こういう形で本日議論をして採決というようなムードになっております。

何か、話の持って行き方が、こうするのだということを前提に、また聞いていますと、既に町村会が昨日で、今日は市長会でこのペーパーが承認されるというような、もう既にシナリオが全部出来上がっていて、ただ追認機関的に議事を進行していくのではないのかということをお大変懸念いたしております。

大切な事柄は、今、三重県知事がおっしゃったことでもありますけれども、特に義務教育の問題は明治5年に学校制度を發布して全国津々浦々に小学校を整備したことにはじまり、.....

議長 議事進行だけについて発言をお願いします。

愛媛県知事 過去の経緯の中で作り上げてきた日本国民の英知の結晶である、この義務教育制度、そして、義務教育費国庫負担金制度に関する何らの大きな議論もなしに、ただ数字合わせで、3兆円になるかならないかでこの議事を進めようとするやり方について、私は極めて不適切だと思っております。

教育の基本論の議論を、本来知事会でやるべきことかどうかの問題もありますが、全国の教育関係者がこれから大きな問題にしたいと思います。そういった国民的な議論として、大きな波瀾を起こしてまでこの三位一体改革の中で取り上げていくことかどうか、そういった前提を無視して、何か次元の違う話で進めようとするやり方に私は極めて不思議な感覚を持ち、異様な状況と受けとめざるを得ません。

よって、こういう進め方については賛成できないということだけ申し上げます。

山形県知事 初めに3兆円ありきということが骨太方針で示されまして、

その骨太方針の中で少なくとも国では3兆円の税源移譲すると、そして補助金については整理していこう、廃止していこうとなっている。こういうのであれば、やはり国の責任においてある程度の骨子は出すべきであると思います。それをやらないで、いわば丸投げに等しいような形で六団体に投げってくる。そしてまた、委員会なんかでもいろいろ議論していると、非常に混乱して、いろいろな意見の中には多数決で決めてしまおうかなんていうことも聞こえてくるが、やはり時間をかけてきちんと審議していくべきであると思います、慌てずに。そしてまた、せっかくボールを投げ返したといっても、相手方はどうするかということも見えてこないの、むしろ、これから国と自治体と協議会を開いてじっくりと詰めていくとことを確認してやっていくことが重要であると思います。

前は国と地方との協議組織を設置するということが承認されたと思っておりますが、これをもう早いところ発足させて、問題の多い点はそこで検討していくということをぜひ確認しておいてもらいたいと思います。

東京都知事 今、三重県、愛媛県、山形県の知事さんから提案された教育に関する本質論というものをせっかくこうやって皆さんが集まられたのだからここですべきだと思います。実はそれが、義務教育とのアイテムにして国から投げられたボールでありますけれども、振り返って内閣の様子を調べてみますと、内閣そのものでこれが本質的に論じられた形跡がないんですよ。私は文部大臣の河村君に私信を出して、彼とも個人的に話をしまして、文部大臣としての彼の署名の入った、この問題について次官なり審議官にエンドースしておりますけれども、そういうメモをもらいました。これは皆さんに後でお配りいたします。

こういうものを踏まえて、やはり日本の将来、国家の将来の根幹を左右しかねない義務教育の問題、これを国も本気で議論もしてない、ここでも議論もせずに、つまり金目の問題にいきなり突っ込んでいくというやり方は、私はここに幾ばくの財源というのは手にできるかもしれませんがけれども、せっかく全国の知事が集まったこの意義あるこの会議で、今までの経過でもこれは論じられた形跡がない。私は、今、3県の知事さんから提案されたこの本質論について正面から議論すべきだと思います。その議論を取り計らっていただきたい。

議長 それでは、議事進行に関して申し上げますと、まず、前回の決定を前提にしていきたいと思います。

それから、論点整理してありますが、その論点で一々決を取るということはいたしません。

それで、最終的に全国知事会議でとりまとめるということは決めたわけですから、何らかの形で最終的なとりまとめをやらなければいけない。これは必ずやりたいと思います。その場合にどういう形で決めるか、そのときに皆さんにお諮りをしたいと思います。

それから、義務教の問題に話題が集中しておりますが、今のお話のように教育論そのものはこの論点のその部分のところで充分論議を尽くしていただきたいと思います。

長野県知事 今の議長のお話によりますと、すなわち三重県、愛媛県、山形県、東京都が述べた議事進行に関してのことは一切取り合わないということですね。

議長 それで、この3兆円の問題だとか義務教育の教育論、それはそれぞれ場で充分論議を尽くしていただきたいと、こういうことなんです。最終的にどういう形で決めるかは皆さんにお諮りする。

長野県知事 それは、少し先ほどの4名の方のご発言を的確にご認識なさっていないのではないかと私は思います。すなわち、4名の方々がお話になったのは義務教育という1つのジャンルに関していかがかと申し上げていることではないんだと思うのです。つまり、石原知事も先ほどおっしゃられたように、何兆円という2桁の額がいつの間にか3兆円というところにきてボールが投げられたといってるけれども、これはすなわち政府の側が各省庁の省益というものを超えて補助金の削減や税源移譲ということをきちんと出さないで、先ほど山形県もおっしゃったように、丸投げ、丸下げしてきているということです。それに対して投げられたボールは投げ返さなくてはならないといいますが、私は、中部圏知事会議のときにも申し上げましたが、投げられてきたボールがフォークボールであったり何であったりしたときにも、我々は誠意をもって投げ返すのか。むしろ真の誠意はアッカンベーと書いてもう一度政府の側において真の政治主導によって霞が関の官僚の省益を崩すべきじゃないかと思えます。

恐らく義務教育に関しては、先ほどの4名の方の発言と同じです。心同じくする方々が昨日も櫻井よしこさん、佐和隆光さん、鳥海巖さん、藤田英典さん、森永卓郎さんの5名の方が日本の義務教育を守る緊急共同提言を出されました。それはプリントで入れてあります。つまり、今、恐らく

行われていることは、一番省庁の中で、これはあえて私は激励の意味で言いますが、文部科学省という最も声が小さいところ、小さいところのもので処理をしようということは、これこそが弱いものいじめでありまして、こうしたことを知事会も行う、政府と加担して行うならば、まさしく日本の社会のいじめというものはなくなっていくということでもあります。

これは石原知事が先ほどおっしゃったように、従来の役人が使うそもそも論ということとは違う意味できちんと議論をなさるべきだと私は思います。でなければ、これは全国知事会という今までどういう権限があったのかわからない知事会が、今、マスメディアによってクローズアップされているときに、初めてクローズアップされた全国知事会議というものはいかに責任というものを回避する、1人1人の47の都道府県民から付託されたものがみずからの意見をバイネームで述べることもなく、結論ありきでその数字の按分の極めて役人的な狭い世界に収斂していくという恥ずべきものに私はこのままではこの会議はなってしまうのではないかと憂慮します。

議長　そういうことにならないようにこれから真剣に十分論議をしましょう。

それから、先ほど愛媛県知事から話がありましたように、これはプロセスの問題なんですけれども、見えざる意図で既定の方針で誘導してきたんじゃないか、こういうお話がございましたので、岡山県知事に担当の委員長としてその点のご説明をお願いしたいと思います。

岡山県知事　前回の全国知事会議で決まりました今回のプロセスですが、まず三位一体改革研究会で十分議論をし、そして地方制度調査、地方分権特別の両委員会合同会議でそれを議論して、本日の全国知事会議に上げるという、このプロセス全体は前回の7月の知事会議で合意をいただいておりますので、それに沿って今まで議論してきたということでもありますので、それを踏まえて、今、梶原会長がおっしゃったように、どのようにまとめるかということも含めて議論しながら議事を進めていただくと、こういうことで私たちは関係の知事、いろいろな方が議論を積み重ねてきたと、こういう経緯でございます。

三重県知事　まず、先ほど私がお尋ねしたことについて、はっきりしておいていただきたいのですが、3兆円を前提にする、それに見合うものにするんだというような決定はなされていないはずであります。7月以降、前回の知事会議以降いろいろ内部で協議された。7月29日にも集まりました。

その前日には六団体の事務総長が集まって原案づくりもやっている。その中でも結局は優先的なもので合計していくと3兆円に不足するから、やはり義務教育費国庫負担金と公共事業を入れなければしょうがないというような数合わせを前提としてこの案を作ってきているのです。

従って、先ほどからお尋ねしているように、ご説明のとおり3兆円を前提として議論を始めるということなら、前提が違いますから、そのところはきちっとまず訂正をしておいていただきたい。

それから、石原知事が述べられたように、国の哲学だとかビジョンだとか、国と地方の役割、そういったものについてきちっと示されたものがない。義務教育費国庫負担金についても教育論から論じてもない。そういったものについてこんな形で論じていっていいのかということとはまことにもって正論で、それにきちっと答えられなければ、私たちは責任持った答えは出せないのではないかと思います。

それから、もう1点。先ほどお尋ねしたように、いろいろ意見が大きく分かれておりますから、1つ1つ採決を取るのではなくて全体というようなお話でありましたが、概ね47都道府県が一致できるものに限らなければならないと、このことを確認しておきたいと思います。

議長 最後のことは、まとめるときにご相談をします。

それから、前回決まったことをまた覆してというわけにはいかないのです。前回おおむね3兆円規模でということは前回の会議で決まっているのです。前回の決まったことまで覆したのではまとまりがつかないのです。

三重県知事 会長、3兆円に決まっているという前提は、まだ決まっていないのでは。私も7月15日出てましたけれども、とにかく投げたボールについてはどうするかということで、それは私はもともと受けるべきではなかったのではないかとすることは申し上げました。しかし、受けた以上は返さなければいけないというのは、もうしょうがないでしょう。であれば、返す場合には、よほど利口に返さなければならないという話であって、いつの間に3兆円が一人歩きするのですか。

大阪府知事 議事進行のところでこれだけ議論百出、これもまた結構なことかもしれませんが、このままでは戦う知事会が戦わずして終わってしまいますから、議事進行についてなんで、これは中身を決めるわけではないわけですから、議事進行について先ほど会長がおっしゃったようなやり方でやるのかどうか、多数決で決めることを提案します。

議長 もう実態論を大分発言されておられるので、今、大阪府知事がおっしゃったように、純然たる議事進行ということの確認をして実態に入りたいと思います。

それぞれ論点の整理の資料が資料3にございますので、その際にいろいろご意見があったらご発言をいただきたいと。今までご発言のあったことについては全部この論点整理の中にありますから、それぞれ該当のところでご発言をいただきたいと思います。

その前に、「はじめに」というところがございますように、政府からの要請を受けると。その際に3兆円云々という疑問を出されましたが、それは後で議論したいと思います。

それから、六団体の総意として決めようということも前回決まっております。その際、市町村の意向を尊重するということも決められております。

それから、改革案は幅広く提言としていこうと、これも決まっております。

(国と地方の協議機関の設置)

それで、論点1に入りまして、三位一体改革の全体像等に地方の意見が確実に反映されることを担保するため、国と地方の協議機関の設置を改革案提案の前提条件とすることでよいかということがございますが。これ以外にどういう担保の方法があるか、前回市長会・町村会とお話したときは六団体代表が小泉総理にお会いして誠実に地方の意見を反映させるというようなことを確約をとるべきじゃないかと、そういうお話が出ましたが、それも1案でございまして、地方の意見が確実に反映されるための担保ですね、これにつきまして知事さん方のアイデアがあればお聞きをしたいと思います。

熊本県知事 経済財政諮問会議の中に地方六団体の代表を加えるとか、そういうことの担保をぜひお願いしたい。ご承知のとおり、この会議の中身が非常に定数、選任分野等が法定化されているという状態がありますので、場合によってはこの知事会の中から法の改正、そういったものもきちっと出す形の中で担保していくということが大事ではないかと思えます。

山口県知事 今回、総理の方から玉が投げかけられているわけですから、私は、やはりしっかりとこれを受けとめて投げ返すべきだと思うわけでございます。

そして、総理に対しまして、いかに各省庁や族議員から抵抗がありまし

ても、強力なリーダーシップのもとで地方六団体として出した改革案については確実にやるんだという表明をしてもらう必要があると思います。

それから、前提条件とその後の改革案が一緒に入ってるものですから、前提条件が非常に弱いものになってしまっているのではないかと思います。従って、前提条件である以上は、これをしっかりと政府の方に話をして回答を別途求める方がいいのではないかという感じがしております。

それから、ここに担保という言葉がありますけれども、この担保というのが具体的には何を担保するのかというのがちょっとわかりにくいので、その辺のご説明を合わせてお願いしたいと思います。

神奈川県知事 まず、協議機関をつくることは絶対に必要だと思ってます。賛成です。そのときに知事会の代表者が出ることになると思いますが、そのカウンターパートですね、これは国の事務方では絶対だめです。大きな国のシステム変更を伴う政治折衝ですから、つまり、財務大臣や総務大臣や、あるいは文部大臣が出てきて、政治家が出てきてやるべきだと思います。

もう1つは、今もこの合意形成のプロセスでこれだけもめちゃうわけです。これから協議機関で議論をしていきます。議論をしていくときに政治折衝だから、こっちが譲るところ、とるところあるわけです。最終的に、知事会として地方六団体としてこれでいいのかという合意形成をするルールをこれは決めておかないと、知事会の中でも全員は出れません。恐らく5人か6人の代表の知事さんが出るのでしょう。最終的に知事会議を開くのか、あるいは地方六団体で最終的な合意形成をどうするのか。このルールは前もって決めておかないと、またそこでもめてしまうと思いますので、お願いしたいと思います。

(全国知事会の意思決定について)

議長 全国知事会の意思決定の問題、先ほど来出ておりますけれども、その点について、平成12年に全国知事会の規則が決まっております、全国知事会として地方自治法に基づいて政府に意見具申するというような規定もありまして、全国知事会というのは単なる仲良しクラブじゃなくて、きちっと意思決定をしなければいけないという立場にある。その意思決定の仕方も決まってるということ、誤解があるようでございますので、事務総長から説明をしておきたいと思います。

事務総長 全国知事会の会議における意志決定の方法に関する規則が平

成12年12月20日に制定をされておりまして、13年1月1日から施行されております。

この規則によりますと、定足数は構成員の半数以上の出席、また会議における意思決定は原則として会議の出席者の合意によるものとし、会議の出席者は合意の形成のため最大限の努力をするものとする。こういう前提のもと、ただ、この規定に関わらず、会議の出席者の合意が得られなかった場合は、会議における意思決定は次の各号に定めるということで、予算に関すること、決算に関すること、国からの意見要求に関する回答に関することなどなどの規定がございまして、それぞれ会議の議長は当該案件を表決に付し、出席者の3分の2以上の同意により決しなければならないという規定がございまして。

また、会長が触れられました地方自治法等に基づきます規定による国への要望とか、あるいは内閣または国会に対する意見具申についてもやはり3分の2以上の同意というようなことになっております。

また、ものによりましては、どのような表決を必要とするか等についてはその都度決めるというような規定もございまして。

この規定に従って表決をするということございまして、既にこの方針は平成12年12月に決まっているというものでございまして。

議長　それで、今の意思決定方法ですが、これについては、新潟県知事が座長の知事会改革研究会でご検討いただいております、その辺につきましては、明日の議題になるということでご理解をいただきたいと思っております。

東京都知事　事務総長の説明について、質問があるのです。

12年の改正については、私も熟知しておりますが、しかし、付記ということによったら別の採決というのですか、別の意思決定のフォーマルがありますね。

それで、いずれにしる問題点はいろいろあるわけですがけれども、仮に3分の2以上の多数を得たときの議決というものは、すなわち国対地方の意思表示になるんですか。これはとてもおかしい話でね。県によって事情が違うのを、それを3分の2で束ねて多数決3分の2以上取ったからこれが地方の意思という形でくくられたら、これはこんな不合理というか、こんなに不自然というか、一種のファッションでしょう。こんなことは地方の個性がどこで生きてくるのですか。

ですから、やはりものによったら、3分の2以外の採決の方法があると、今、事務総長が言われたけれども、ものによっては、全員の賛意がなければ地方の意思表示になり得ない問題も当然あるわけです。

議長 申し上げますけれども、一般論としてはともかくも、今回の議題につきましては、最終的にどのように意思決定をするかということは、その時点で皆さんに諮りたいと思います。

北海道知事 論点1について、意見を言わせていただきます。

協議機関の設置というのは、これは絶対にそうしなければならないと思います。そして、その中身として、経済財政諮問会議のご提案が熊本県の知事さんからありましたが、あそこの場ではないと思います。別の意味で国のいろいろな政策の方向性を決める経済財政諮問会議に地方の立場を代弁する人がいないというのは私自身2回ばかり出させていただいたときの経験としてあるんですが、この問題を協議する場としては、やはり閣僚の人たちと私どもとの間での協議。国対地方の協議という場を絶対に設定をしなければならない。そうじゃないと話は進まないと思います。

それをどう担保していくかということについて私なりの考え方を申し上げますれば、17、18年度で三位一体改革というのは一体としてやるんです。とすれば、私どもが3兆円程度の国庫補助負担金の廃止を出して、それに対する国側の提案、すなわち税源移譲をどうするのか、そして交付税措置をどうするかというのを全部持ち寄ってこれでいこうと、その協議機関の中で合意ができたなら、別に17年度から一步一步やる必要はないので、18年度に一気にやるということでも私は十分に間に合うし、その方が地方から見ると現実的で、特に北海道は図体が大きいので、国庫補助負担金だけとられるとすごい大きな被害が出ますので、私どもとしては、すべてがセットされてこれでいいとなったところで実行する。そういう仕組みをこの提案の中にビルトインしておくのが一番の担保になるのではないかと思います。

それから、後から出てくるとは思いますが、2期目改革、これも単に提言の中に入れるだけではなくて、それを例えば閣議決定してもらおうとか、今年度中にそういった政府としての意思決定、意思の発信というものを何がしか担保してもらおうということ、強く言い、こういった形で手当していくのが必要ではないかと思います。

それから、これだけいろいろな意見が7月にあった中で、それを集約してここまでの原案をおまとめになられた岡山県知事初めに関係の皆様方の

ご努力に対して心から敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げたいと思います。そして、この気持ちは多分ここにおられる多くの県の知事さん同じだと思しますので、これを最後に言わせていただきます。

新潟県知事 今回の3兆円の議論の経過というか、ちょうど1年前の高山での知事会からの経緯を思い起こしていただくことが一番大事だと思います。あの知事会の際に前の総務大臣の片山さんが出てこられて、4兆円の問題について知事会から全くの意見が出てないけれども、本当にそれでいいのか。どういう国庫補助負担金の廃止とどういう税源の移譲の仕方を地方としてすべきかという意見が出てないじゃないかということ席上でハッパかけられました。

実を言うと、その前の夜の理事会で私はそのことを提案しました。しかし、国庫補助負担金の廃止のメニューを地方の方から決めて出せば、財務省なりからいいようにそれだけ減らされて、税源の移譲を十分伴わない形になる危険があるじゃないかというご指摘を随分受けました。そして、翌日の本会議の際の片山総務大臣からのこの提案を受けて、やはりやらなきゃいかんと。そのとき総務大臣はにやっと笑って、私には腹案があるよということをおっしゃったのは覚えておられる方も多いと思います。

その腹案があるというのは、後で私も多分間違いはないなと思って総務大臣室へ行って義務教のことですかと確認しました。はっきりそうとは言いませんでしたけれども、多分当たってるんだろうと思います。

そうなるところから始まって、やはり何を国庫補助負担金の廃止として我々が自分たちの立場で排除すべきか、それは地方が自由になるということが地方分権のためにやることであるとすれば、何をもちてそれを意見として要求していくかということは当然考えなければいけない。1兆円という問題も我々がそのとき決めたわけではなくて、経済財政諮問会議で今年度は1兆円やろう。ちょうど私どもが1.8兆円にしようということを21世紀臨調の場で協議して発表しようとしたその日に、まさに同じ日に開かれた経済財政諮問会議の中で牛尾さんからの提案を受けて、総理がその場において1兆円ということが出ました。

この1兆円について、どの国庫補助負担金の廃止にするかということが間に合わないまま、あっと言う間に逆にやられてしまったというのが我々の思いであります。その中で出された交付税の財源補障機能については見直すべしという学者先生を中心とする意見を受けて交付税が12%もマイナ

スになったことも、この経済財政諮問会議での議論を受けてある意味でやられてしまったわけです。

そのことから、逆に今回は残っている3兆円を前倒しに移そうと、先に税源移譲やろうということを出されたことについて我々はどう考えるのか。そして、その税源移譲を先にやることに對して、この国庫補助負担金で、じゃあ、担保しましょうということをおつちが言うのか言わないのか。私は、基本的にはやはり言うべきだろうと思つてます。国庫補助負担金のメニューがそろわなければ税源の移譲を減らすと言つてゐるわけですから。4兆円の税源移譲をする必要ないというならば、それだけのものはありません、あるいはまとまりませんから次年度以降に、3年間のものを、今、2年でやろうとされているわけですから、高橋さんが言つたように、戻すというのも1つの案かもしれない。

3兆円については、私はだからそういうふうを受けとめるべきだと思つてゐます。国から出すと言われているのはおかしいというのではなくて、先に税源移譲やるといふ、昨年の失敗に懲りて今回は逆にやろうとすることを我々が是とするかどうか。是とするならば、それに見合うものをちゃんと議論して出すと。したがつて、最初から義務教育のどうのという話になりましたけれども、4兆円で終わりでないことも事実だと思つてゐます。けれども、第1段階、これまで何年もやつてきて進めなかつた地方分権がようやく進み出す。その第1段階としての4兆円の問題に對して我々は、どう考へてどういふものでやつてほしいかといふことの意味をまとめなさいけないと思つてゐます。

まとめるときに義務教がいいのかどうかについては、先ほどの論点のところできちんと議論して公共事業なのか何なのか、あるいはまとまらなければ、三位一体のもう1つの交付税の議論だつてまだ足りないじゃないかといふ議論だつてあると思つてゐます。しかしながら、大事なことは、前提としての3兆円のとらえ方はそうとつていただくべきではないかと。去年からの経緯を踏まえれば、私はそう思つてゐます。

その上で、担保の問題についてもやはりきちんとしなさいけない。国と地方といふときの国という言葉は非常にあいまいなんです。中央政府なのかだれなのか、あるいは中央官庁、役所なのか、場合によつて違ふと思つてゐます。

3兆円も、経済財政諮問会議の今回の最後のところで会議がもうほとん

ど終わったところでいきなり総理から今年は3兆やるぞというのが出てるわけです。そこで決まってるわけです。12%の交付税がやられたときも、麻生総務大臣に何でこんなことになったのですかと私は文句を言いました。そうしたら、総務大臣は、経済財政諮問会議で決められたからどうにもならなかったということを行っているわけです。

1つは、実践的に経済財政諮問会議はこれまで、この三位一体の改革についても実際に仕切っている。実質的に決めてきているという経緯はやはり無視できないし、そこに対して我々がどうやって言うかということについていえば、やはりきちんとした意見をまとめるという努力をまずしよう。そこでこの問題をどうとらえるかといえば、3兆の問題を前向きにやはりとらえていただきたいというのが私の希望です。

それから、どう担保をとるかについての中で協議会の問題については、義務教の問題も含めて、あるいは公共事業についても相当各役所から、皆さんのところにうちの分は外してほしいという要望が出てるんだろうと思います。それは、まさに3兆の中に自分たちの分が入るか入らないかによって中央官庁から見れば大きな運命の分かれ目みたいな議論になってる。3兆という枠があるがゆえにかえってこの三位一体の改革あるいは地方分権という大目的が矮小化されて、何となく変な議論になってる。

第2段階も含めてきちんとした地方分権への道筋を議論すべきでありますし、その1つの手段として残っている3兆円の第1段階をどうするかという議論をしていただきたいと思います。そうでないとまさにおかしくなる。そうでなければ、きちんともつと準備をして、義務教育の問題だって文部科学省と議論してもよかった。これまで時間が1年近くあった中で残った3兆円の議論を何にするかということの議論がもしかしたら足りなかったという反省もしなければいけないと思う。

ここにきて20日までにまとめるということ自体が意味あるかどうかわかりませんが、時間的なことからいえば、今、言った趣旨で、やはり3兆というのは税源移譲に対して答えるという前提でいけばどう考えるのか、そのことによって地方分権を一步進めようじゃないかというふうにとらえていただくことが、私から見れば一番大事なことだと思いますので、ぜひともそういう意味でこの論点に従っての議論をしていただきたいと思います。

高知県知事 会長もなかなか大変でしょうけれども、できるだけ議論を

スムーズに進めた方がいいと思うので、まず論点1が話になったら、論点1を片づけていくということで進められたらいいと思います。

この協議会の設置ということはだれも反対していないと思いますので、その具体的な設置案をどうしていくか。先ほど神奈川県から出た構成メンバーをどうするかとか、北海道から出されたどの程度の合意が得られたときに実施に移すかを決めておくのかどうかとか、そういう具体的な設置案を地方の側から出す必要があると思いますが、その内容まで今日この場で踏み込んで話すのか、それともそれはそういう設置案をこちらから出しましょうと、その項目としてはこれこれですということだけ決めて、あとはつくって諮って持っていくのかというようなことを決めたらどうかと思います。

もう1つ、担保としては、閣議決定だと思えますけれども、閣議決定にどこまでの細かいものを出していったそれを閣議決定にするのかというようなことだと思うので、なるべく手短かにという語弊があるかもしれませんが、簡潔に済ましていかないと、なかなか最後までたどり着かないのではないかと思います。

議長 今日、大分時間があるので。岡山県知事さん、協議会について、神奈川県知事が言われたように、役人相手じゃしょうがない、こういうことなんですけれども、合同会議で議論されたんですか。

岡山県知事 そこまでは議論しておりません。幾つかの議論はありましたけれども。しかし、大変重要な意見でございますから、それを踏まえて具体的な実施の段階で配慮してもらうように我々としては強く求めていくべきではないかと思います。

議長 少なくとも大臣でなければいけない。これは神奈川県知事がおっしゃるとおりだと思います。

これから関係大臣をだれにするかとかそういうことはありますけれども、皆さんで検討していきたいと思います。

熊本県知事 もう一言つけ加えさせてください。先ほど新潟の知事がおっしゃいましたように、この三位一体の総枠を決めるこういう点では、経済財政諮問会議は非常に大きな役割を果たしたわけですから、私は先ほど申し上げましたように、この三位一体の改革の総枠を決定するほどの方向性を示した経済財政諮問会議の中にやはり地方六団体の代表を加えること、これは私は欠いてはならない観点だと思いますので、再度申し上げ

げさせていただきます。

山梨県知事 これは、賛成でいいと思いますが。結局、この中身ということになるわけですが、いわばこの中身を国民によく知らせていく必要があると思います。この三位一体改革問題についてもほとんど国会でも論じられることはない。ましてや国民がこの中身というものを全くわからない状況で、今、知事会なんかで審議をされているというふうに思います。こういうことを考えてみますと、この協議会なるものをつくって国民にもっと知らせていくということは非常に大事なことだと思います。

加えまして、今日この論点1から12まであるようですけれども、この後の問題は国民にわからない内容ばかりだと思います。これを今から論点を1つ1つ整理していくについては、まず先ほどから出ている話の3兆円の問題であるとか、あるいは昨年度の1兆300億の問題をどういうふうに扱うのか、そういうことを先に決めておいて、3兆円に達しなくてもいいんだと、あるいはそれはどうしてもやっていかなければならないんだという、あとの論点の中にいって混乱すると思います。ですから、その辺を明確にしておかれた方がいいんじゃないかと思います。

議長 はい、わかりました。

宮城県知事 当たり前すぎることですけれども、ちょっと確認をしておかないと心配になってきました。この協議機関の設置というのは皆さん反対ないようです。しかし、ちょっと心配なのは、山形県知事が最初の冒頭におっしゃったように、この協議機関で今のような議論をしたらいいんじゃないかというお話もあったわけですが、私はそうではないと、当然総意として、つまり、ここで協議機関の設置ということを我々として言うのであれば、当たり前すぎることは当たり前ですけれども、我々として一致した意見でなくちゃいけないです。つまり、これについて国も交えて議論するのではなくて、地方六団体としてまとまった案、我々はこれでいきたいということに一致してぶつける。ちょっと冒頭の議論を聞いたら不安になってきました。改革案というのがまとまるかどうか。こっちから協議機関の設置ということを頼んだとすれば、当然当たり前すぎることですけれども、我々は一致した意見でぶつけないと、これはこの場をそちらにもっていったというふうになってはいかんと思います。

ですから、論点でまとめるときに協議機関というのは我々、我々といったときにどこまで我々かというのはちょっとありますけれども、多分地方

六団体、地方六団体はこういう改革案を出します。補助金廃止リストもこうです。それを携えて協議機関に赴くということで100%いいんですよね。これをちょっと確認したい。

それから、実は「はじめに」のところと言うべきだったんですが。今、議案第2号の議事をしているんですが、この表紙についてちょっと2つ確認したいんですが。表題です。これは前の合同委員会でも意見言ったような気がするんですが、副題とタイトルが反対じゃないでしょうか。「地方分権推進のための三位一体の改革」というのがこの案で、国庫補助負担金の廃止を中心としてとか何とかというんならいいんですけれども、これちょっと逆じゃないかというのが1つと。

それから、さっき言ったことに関連しますけれども、既に、この表紙が地方六団体となってますよね。ですから、ここは知事会議ですけれども、実はここで議案になっているのは地方六団体としての意見をここでまとめるという、ちょっと論理的にどう整理したらいいのかよくわかりませんが、そこもちょっと整理していただきたい。

まず、最初言いたかったのは、協議機関というのはもう確認するまでもありませんが、設置を我々が求めるというためには我々として意見の一致を持ってないといかん。タイミングもあります。もし、こんなこと言っちゃちょっと不吉な予感ですが、今回まとまらなければ、まとまった段階で初めて協議機関の設置を我々から要望するというふうにするべきものだと思いますが、その辺のご確認を満場をお願いしたいと思います。

議長 協議機関についてはおっしゃったとおり、確認するまでもなく我々自身のことは、我々自身が意思決定をしなければいけないというのは別のことで、協議機関というのはあくまでも地方対国の関係であると思います。

それから、地方六団体という表題になっているということを、できれば前回でも地方六団体共通の案にしようということになってましたから、そういうふうに印刷されているとお考えいただきたい。今、地方六団体全体のことを我々議論する権限もありませんから、知事会のことだけ議論すればいいと思います。

それから、その辺についてまとめていただいた岡山県知事の方からコメントがあればお願いしたいと思います。

岡山県知事 市長会、それから町村会等、十分今まで協議をしながらやってまいりました。先ほど浅野知事が言われたこの題名を逆にするという

ことにつきましても提案させていただきましたが、市長会・町村会の方からは原案のままでぜひお願いしたいと。政府の方から提案された国庫補助負担金等に関する改革、これが一番主たる今回の内容なので、そこを一番に打ち出すということで、原案のままで強くそういうことで要請されたという経緯がありまして、このまま提案させていただいておるということであります。

長崎県知事 この件について、地方六団体でこのように書きますと誤解を受けるんじゃないかと思うのです。というのは、各県によっては今回の問題で議会で議決されたところから要望書が出てるところがあると思うのです。そういう中でこの議長会とかというのをに入れてしまいますと、了解を取った上で入れたということになるのかなという感じを一般の人が受けると思いますので、あくまでもやはりこれを書くときには全国知事会なら知事会だけにさせていただきたい、そのようにお願いしたいと思えます。

議長 これはですね、六団体でまとまればこういう名前のもとで政府に対して我々の改革案を提出するということです。

長崎県知事 それはわかっているのですから、最初からの提案の中身がこういうような形で出されるとちょっとまずい、誤解を生むのではないかと思います。

議長 そうですね、それはわかりました。

長野県知事 議案第2号とありますけれども、全国知事会だけになるかもしれないし、六団体が一緒になるかどうかもわからないんだったら、この「国庫補助負担金等に関する改革案(案)」となっていないと、今、議論するときにはおかしいのではないのでしょうか。

それと、全国知事会って何じらほいということのを随分県民から聞かれて、9番バッターまで野球選手が出てくる教育費をやるのかやらないのかと言いますけれども、つまり全国知事会というのは、野球でいうとオーナー会議なのか代表者会議なのかという質問だと思えます。

そうすると、国は、今年7月になって、やおら交付税を大幅削減したわけですから、ある意味では前科1犯で、先ほど岡山県知事がおっしゃったように、国と議論するならばそういうことがないという言質をとるのかとらないのかということがあると思えます。

協議機関を設置するといえますけれども、これが一体どの程度の担保になるのか。オーナー会議なのか代表者会議なのか、そもそも知事会という

のは代表者会議にもならない親睦団体だと思うので、ここをもう一度改めて確認しておきたいんです。

議長 この全国知事会というのは、先ほど事務総長から説明しましたように、場合によっては意思決定をして正式に全国知事会として政府なり国に意思表示をしなければいけない、そういう性格のものであるということをご理解いただきたい。仲良しクラブではないと。

長野県知事 わかりますが、議員の場合には、議会制民主主義で議員はそれぞれの選挙区の代表かもしれませんが、議会で多数決はあります。ただ、議員内閣制のもとでも首相というのは最終的な判断責任者であって、皆さんも、47人も恐らくそれぞれ選ばれて来ているので、議員として選ばれているわけではない首長なわけです。首相と同等でしてそうすると、その47人が全員意見が一致したということならばそれは1つの意見になるかもしれませんが、そうでないものが往々にあるときに、議会、六団体の中の議会と同等にこの知事会というのをとらえていいのか悪いのかということが大きな問題だと思うのです。

議長 ちょっと趣旨がよくわかりませんが、いずれにしても地方自治法のコピー配ってください。

それでは、岡山県知事、今までの発言についてコメントがあればお願いしたい。

岡山県知事 先ほど申し上げましたけれども、この原案はあくまでも六団体が一致して政府から投げられたボールを返そうということです。従って、お互いに主張すべきものは主張し、譲るべきものは譲りながらまとめていくと、こういう考え方でこの素案というものをつくったということがあります。

従って、先ほど来申し上げているとおり、市長会・町村会から非常に強い意見、反論とかいうものがあつたものについては当然それを配慮しつつ、また知事会の方でもいろいろな意見がありますが、そういったことも配慮しながら素案、たたき台ということでお示しをしているということです。

議長 それで、今、閣議決定等の提案がありましたね。それについて、どうお考えかということです。

岡山県知事 我々の委員会では、そこまで議論しておりません。

議長 では、そういう趣旨を盛り込んでこの案をつくっていくということですね。

岡山県知事 議論の中で、閣議決定にいけるぐらいの六団体が一致団結した案にすべきではないかと、そういう意見ももちろん前回の合同会議で出ましたということをお先ほどご紹介をさせていただきました。

議長 はい、わかりました。次にいきます。

三重県知事 平山知事からの意見について、皆さんいろいろおっしゃいましたけれども、むしろ国が決められないから丸投げしてきたと、私は思います。国はそれを決めるだけの体制にないということがあります。

その上で、投げてきたボールについてどう返すかについては、私はそれが数合わせであってはいけないということを当初から言ってるんであります。最初から国がはっきり決められないことをこちらがなぜそれに合わせて答えなければならないのか、私はやはり少しおかしいのではないかと思います。

それから、浅野知事が、協議機関についておっしゃいました。私もお指摘のとおり一致したものでなければいけないと思います。けれども、我々はそれぞれの地域で選挙で選ばれているのでありますから、我々政治家としての主張を抹殺するような、否定してしまうようなものであったのではいけないということでもあります。

従って、浅野知事がおっしゃったように、協議機関において一致したものでなければならぬということは、概ね47都道府県の知事が合意できる内容でなければならぬことを前提としておかなければならないと思います。

秋田県知事 まだ、入口論で話し合ってるようですが、私たち知事会としては地方分権という形の中で市町村合併も進んでいます。その中で三位一体という形で、3兆円という話をしているのですが、現実としてこの日本の国家自体の財政が44.6%の要するに公債依存率ということは、このことがある面では三位一体も含めて地方分権という形で私はその要素が大きいと思ってるのです。

ですから、事実は事実として具体的に3兆円出てきたら、3兆円に対して私たちはどうやって返すかと、このことをやはり議論することが新たな改革とか、それから地方分権が進む姿だと私は思います。

ですから、今、国の制度というのは省益あって国家なしの形で、それこそ国自体が権限とお金を持っていることが今の国家の体制にとっていいのか悪いのか含めて、私はある面では権限はこれからの将来の方向性だとか、

例えば義務教育についてはこのような形をするとか、お金はもう少し自由に地方で使ってみて新しい発想したらいいんじゃないのかとか、こういう具体の進め方をしなければ、この知事会議はもうやっていけないと思います。そのように思って、私は会長が強いリーダーシップもって進めていただきたいと思います。

栃木県知事 秋田県知事に賛成であります。論点1から論点12までしっかりと議論を尽くして、それで最終的に多数決で決めると、これが民主主義じゃないですか。私はそう進めてほしいと思います。

議長 はい。リーダーシップが足りなくて申しわけありません。

2ページにまいりまして、協議機関における協議事項ですね、7項目までありますが、これ以外もあるかどうか。

(協議機関における国との協議において地方の意向を尊重すべき事項について)

鳥取県知事 一番大事なものは、税源移譲がちゃんとなされるかどうかということだと思うのです。それで、去年失敗したのは、税源移譲のところが後送りになったのと、それから10割、8割がちょろまかされたということです。それで、があるんだと思いますが。これが大切なんですけども。

去年の反省にかんがみると、一番の肝心なポイントは、同時履行にすべきこと、ここだと思うのです。同時履行の抗弁権を行使しますよということにすれば とは済む話なんです。ですから、ぜひそこをみんなで確認したい。要するに、税源移譲が先送りになるのであれば、補助金の削減も先送りする。同じ時期にスタートすると、こういうことを1つ確認したいと思います。

それから、交付税の問題ですけれども、確実な財政措置ということでこれは非常にあいまいで、政府はいつも確実な財政措置をしたと言うんですけども、去年みたいに12%カットのことになるんです。あれもちゃんと確実に措置したことになってるんです。

ここでぜひ今回確認しておきたいのは、過去の約束分をちゃんと措置をするということ。政府は景気対策などで借金政策を奨励してきました。今、借金の償還のピークになっています。それはちゃんと確実に措置をしなくちゃいけないんですけれども、交付税の手取りは減ってるということになってるわけです。ちょろまかされてるわけです。

今回また税源移譲プラス交付税で大方の県は措置されるわけです。その分が、これは措置しましたと、今回の税源移譲と交付税措置分は措置しましたと。けれども、他の部分をいっぱい削らせてもらいましたから手取りは減りましたということになりかねないのです。ですから、過去から約束しているものはきちっと措置をするということ、これもこの条件に入れなければいけないと思います。

それから、もう1つ。これは後で議論になるかもしれませんが、このところで施設整備事業に対する財政措置というのは、これは多分地方債プラス交付税のことを言われているんだろうと思いますけれども、私はこんなものはやめるべきだと思います。補助金をやめて、そうすると事業はできにくくなるから起債をしてまた後で交付税で面倒をみますというやり方だったら補助金と何も変わらないです。箇所づけが単に地方債の許可になったただけなんです。それだったら補助金の方がいいと思うのです。補助金が全部悪いわけじゃなくて、補助金だって補完する機能はあるわけですから、補助金やめたらうまくいかないから、結局地方債と交付税でまかなわなければいけないというのなら、元に戻って補助金の方がよかったということになるんです。余り理念にこだわらないで、補助金がいいものは補助金で残したらいいと思うのです。

ということを前提にして、と は同じことですから削除すべきだと思います。

議長 それでは、今の意見ですね、そういうことでいいですか。鳥取県知事の言われるような意見で。

茨城県知事 今回の件についてですけれども、この協議会というものは例えばこの1期、2期の改革だけを、その期間だけ設置するものなのか、この機会にずっと将来とも設置するのか。それであれば、ここに書いてある、必ずしも今回の三位一体に密接に絡んだものばかりじゃなくて、例えば職業紹介業務もやっと少しずつ都道府県がやれるようになってきましたけれども、そういうものも含めて議論するという点でいえば、こんなにきちりと限る必要は全然ないのであって、もっと包括的に地方と国との関係を一般的に議論できる場としてこれをセットして、そしてずっと将来とも置いていけばいいんじゃないかなという気がするわけですが。それについてどういう考えでこれをこう書いているのかを含めてお聞かせいただければと思います。

岡山県知事 あくまでも、表題にありますとおりの内容を今回まとめたということですので、それを前提条件といたしまして協議機関が必要だと、こういうふうに議論したそういう経緯があります。

従って、この協議機関がどのような議論を対象としてどういう事項をやるべきかにつきましては、それは幅広くこれから議論していただければいいのではないかと、私はそう承知しております。

なお、先ほど冒頭鳥取県知事が言われた項目は2ページのところで修文をして一体的にやるということと文章を直しております。

佐賀県知事 佐賀県としては、この地方に尊重すべき事項として、今まで補助金でやっていた仕事を補助金を廃止した後に地方が引き続き実施するかどうかということ。そして、引き続き実施する場合、それが義務的なものなのかどうかということについてもこの中でぜひ議論をしていただくようにしていただきたいと思えます。

今回とか前回、昨年的一般財源化に際しては、このいわば詰めが甘かったということがあって国庫補助負担金の廃止額と税源移譲額の間ギャップが生じたのではないかと感じておまして、そういう議論をお願いしたいと思えます。

議長 佐賀県知事、どういう表現になりますか。

佐賀県知事 表現としては補助金廃止後、地方が引き続き実施するか否か、長いですね。否かの判断みたいな、そういう感じかなと思えます。

議長 はい、大体わかりました。それでは、そういう趣旨で追加しましょう。

京都府知事 今、片山さんがおっしゃいましたように、三位一体改革をきちんと担保する一番最後の大きな前提としては、どちらにしろ国庫補助金と、それからその税の移譲がされるということで、最後はやはり交付税できちっとその後を見ていかないと何もならないわけですね。実はその交付税自身の決め方が地方財政計画の中で去年は年末バタバタと決まって12%削減という非常に痛い目に遭ってしまったわけです。

それからしますと、この論点2で地方財政計画に当たっての地方の意見の反映とあるのですけれども、3ページの方ではで地方公共団体の意見を反映させる場を設けることになっておまして、どうも協議機関とこの

に書いてある地方公共団体の意見を反映させる場を設けることというこの関係が私は非常に理解ができにくい面があります。この協議機関という

ものを本当に実質的なものにするためには、この場におきましてやはり地方財政計画についてもきちんと議論をしてもらうようなものにしておいた方がいいのではないかと思います。

その面からしますと、 の地方公共団体の意見を反映させる場というのは新たに作る必要はなくて、 1の協議機関においてきちんと地方財政計画について地方公共団体の意見を踏まえることというふうな形に修文された方がいいのではないかと思います。

議長 今の京都府知事のご意見、それでいいのではないかと私は思いますが、それでいきましょう。

広島県知事 これは鳥取の片山知事さんのお話にもあったのですが、地方交付税、過去に景気対策等で大変地方の赤字が膨らんできた。これは5ページの のイにも書いてあるんですけども。我々は、今、市町村合併を進める中で、将来的に大変大きな債務、合併特例債を抱えようとしています。これに対する確実な交付税措置がなされないと、市町村行政がもう成りいかないという面があるかと思っています。

従いまして、かつて景気対策などによって国が約束をした交付税を圧縮することなくきちんと負担してもらうのはもちろんでありますけれども、市町村合併等踏まえてのこの三位一体でありますから、合併特例債に対する抑えも必要なのではないかと思います。

議長 今の問題提起について、皆さんの意見はどうですか。

宮城県知事 最後にまとめるときに確認していただきたいのですが。私は、この流れの中で協議機関を設けることに意義がないと思います。片山知事がおっしゃった同時履行の抗弁権、こういう文脈で使うのじゃないと思いますけれども、でもわかりやすいです。つまり、我々の覚悟を提案するときこれを付けると。ですから、茨城県知事おっしゃったほかにもいろいろあることについては、国と地方で協議する場を別途設けるべきであって、協議機関というのを設けるんですよということが前面に出ると、ちょっと戦略としてはまずいと思います。それはやはり同時履行の抗弁権というか、我々はちゃんと同時にやるということを担保したい、そのツールとしてこの協議機関を設けるとしっかりと位置づけないと、何かあと話し合いでいろいろやりましょうと、ほかに何か国と地方でいろいろ協議すべきことありますかというふうにこれ使うべきものではないと思います。

だから、ここで最後論点整理されるときに、そののところもちょっと確

認して、この協議機関についての同床異夢にならないように確認をする。

私の意見は、この今回のプロジェクトに関してのちゃんと担保をとると
いうための協議機関に限定をしたものの言い方にすべきだというふうに思
います。

議長 今のご意見について。

高知県知事 先ほど申し上げたことと重なりますけれども、今、浅野知
事さんが言われたことに賛成です。それで、協議機関を設けることにはみ
んな賛成だと思います。そして、具体的な設置案と言ったのは、その中で
の担保の取り方としてどういうものを具体項目として掲げるのか、それを
この場で決めていくんですか、どうですかということをお願いしたつもり
です。最低限片山知事さんの言われた1、2の同時履行ということとその
協議機関の担保の項目として掲げていくということだろうと思います。そ
のことを冒頭北海道の知事さんもおっしゃったのではないかと受けとめま
すので、ぜひそうされたらと思います。

もう1つ、ちょっと質問で恐縮ですけれども、6番の新たな類似補助金
の創設禁止というのがございますが、現実的に補助金をやめて委託事業化
をして県の役人などが事務局を担っているような事業があります。それか
ら、地方公共団体を飛ばして直接各種団体に補助金が行くシステムになっ
ているようなものもございます。こういうものの禁止もこの6番に意味と
して含まれているのかどうかというのが1つ。

それから、地財計画の策定に当たっての意見の反映の7番ですが、この
ほかというか、地方交付税法等がそうですが、行財政運営に直接影響する
法律の改正等がございます。こういうものに対しても何か事前の協議の場
の設定を求めるのかどうかというところについてお考えを伺いたいと思
います。

石川県知事 協議機関については、7月15日の知事会議で三位一体の改
革の提案をしても意見の言いっ放しになってしまうのではないかと。それを
何らかの形で担保しなければいけない。そのために国と地方の協議機関を
設置すべきだというのは、知事会の意見として出てきたということで我々
はその素案づくりをさせていただいたということです。協議機関というの
は、そのためにこれはつくるんだという、その趣旨は明らかにしておくべ
きだと思います。

議長 そのことはそうなんですけれども、高知県知事の具体的な質問に

ついて。

石川県知事 地方自治体を飛ばして各種団体という、確かにそういう補助金があるのです。ですから、それは補助金を廃止したけれども、新たな補助金を創設したというような形で県を飛ばすという場合は、そういう事業は県も大いに関わり合いがあるので、そういったものもこの6の中には当然入れていいのではないかと思います。

議長 そういうことです。

大分県知事 ここで余り細かな議論をしてもしょうがないと思うのですが、同時に履行の抗弁権についてここは言うておくというのは非常に大事なことだと思います。補助金の性格として、類似のものがどこまで入るかなんていうことをここで議論してもしょうがない。それから、類似の補助金でもやらなければならぬものはあるかもしれません。それは、その時代の流れでいろいろ出てくる。いろいろなことが出てきても対応できるように、余りここで県を通じないで団体に行くものまでここで含める、規制するんだというようなことまで決める必要は全くないと思います。もう少し自由にしておいたらいいと思います。

議長 協議事項にしておくということですね。そのときにどう対応するかは、そのときのケースバイケースですね。

大分県知事 そうです。

兵庫県知事 もう協議会をつくろうというのは一致している。しかも、その協議会の性格はこの我々が合意できたことがきちっと確実に実施されるように監視するためにつくるんだということも一致している。しかし、その監視のシステムをどうやってやったらいいのだろうかというのは、いろいろな考え方もあるので、この場ではなかなか決められないと思うのです。だから、そこはやはり事務局でも検討していただいて、第2段、第3段で出せばいい。国とも協議しなければならない。

一番大事なものは、どうやって担保するかという条件づけの中で、片山知事も言われましたように、過去の宿題はちゃんと、つけはちゃんと払えよということを入れ込んでおいた方がいいのではないかと思いますのが1つ。

それから、もう1つは、施設整備事業に対する財政措置について地方債と地方交付税措置の組み合わせの議論がここに書いてあるのがいかがかということについて。例えば、小さな市町村にとってみると、1つごみ処理施設をつくったとすると30年もかけて償還していくわけですから、何らか

の措置がないと、単位費用で措置されてるだけでは絶対つukれないことになってしまう。そういう意味で、ここに書いてあるのだろうと理解しないと、これは公共事業関係の補助金を3兆円の中に入れるということはできなくなってしまうのではないか。だからこそ、そういう新しい仕掛けを考えろというのをいれてあるのだと理解すべきだと思うのです。

一番大切なことは、平山知事も言われたように、昨年の失敗は何かというと、補助金の削減額を決めて、あと税源移譲額が何か知らないうちに決められてけちられてしまった。そういうことを逆にして、移譲額を決めて、中身はこっちで埋めてくださいよとこう言われているのに対して明確な回答を出そうと、そのときの担保措置をどうしていこうか、そのときの条件づけだ、とこういうふう理解していった方がいいと思っています。

最後に、地方公共団体の意見を反映する場を設けることと地方財政計画の作成について書いてあるのですが、これも一般的な地方財政計画の作成に当たっての地方公共団体の意見の反映の場をつくれという議論と、いわゆる三位一体改革についての反映の場をつくれという議論が混同されては困るのです。一致させておいた方がいいというご意見がありましたが、つまり、この協議会できちっと監視をするんだという意味で理解させるためには地方公共団体の意見を適切に反映させる場としてこの協議会を活用することと明確に書いておいた方がいいのではないかと思います。

新潟県知事 井戸知事の意見、私もそのとおりだと思いますけれども、さっき片山さんが言ったように、やはり地方債と交付税で施設整備をやるというのはあまり議論になると、補助金との比較においてどうなるかという議論も本当はきちんとしなければいけない。

もう1つ一番心配してるのは、やはり地方交付税自体がもう破綻していると言わなければいけない状態にあるわけですので、この協議機関が三位一体改革の我々の要望について監視なり実現のための国との協議の場であり、実現するための場であるとすれば、この項目の中にやはり地方交付税の財源措置を含む見直しということはどうしても入れなければいけないと思うのです。ところが、この中には財政措置と入ってるだけで、交付税制度そのものの、三位一体の改革の地方交付税の改革という言葉は入ってないんです。それをやはり入れた上で、三位一体の改革としての国との協議の機関になるというのであれば、その財政措置という4番のものが入っていてもいいのかなと思います。そのことが入ってないで財政措置だけ入る

と、ちょっと危ないのではないか。壊れてる家にみんなで住みにいくというのは、補助金もそっちの方が、ぶっ壊れてるかもしれないという話になりますので、ちょっと心配します。

従って、地方交付税の改革を含めた項目をやはり1つ入れるべきじゃないかというのが私の意見です。

議長 これはですね、市長会・町村会の強い意見で入っておりますので、市町村の関係だにご理解をいただきたいと思います。

大阪府 先ほどから、こんなことばかり言って申し分けないのですけども、リーダーシップの中で時間配分をよろしく。まだ論点2なんです。12までありますので、どうかよろしくお願いいたします。

議長 それでは、10分間休憩にします。5時に再開します。

(休憩)

議長 論点2ですね、宮崎県知事から通告がありましたので、発言を許します。

宮崎県知事 2点ほどお願いしたいんですが、この三位一体改革というのはまさしく三重県知事さんですか言われましたように、国と地方の役割分担の明確化を目指すものだろうというふうに理解しております。そういう意味から、まず第1点は、負担転嫁の排除の中に入るのかもしれませんが、国の直轄事業負担金の完全廃止、論点10でも挙がっておるようでございますが、これを入れていただきたいというのが第1点でございます。

2点目ですが、国庫補助負担金廃止が進行していきますと、国の方の業務量がかなり減ってくるのだらうと思いますので、国における着実な行政改革の推進、これを入れていただくとありがたいと思っております。地方は血のにじむような行政改革をいたしております。

茨城県知事 直轄事業の廃止はぜひ入れてほしいと思います。

三重県知事 この協議する場の位置づけにもよるわけですが、先ほどからの議論にありますように、ここで決めたものについて確実にこの協議機関で担保をとっていくというのは大事だと思います。

また、熊本県知事のお話にありましたように、やはり経済諮問会議等が地方の意見がきちっと反映されていない。特に国と地方というのは上下主従から対等協力ということになったにもかかわらず、地方の意見をきちっと受けとめる機関がないわけでございます。従って、この知事会の議論でも1つ1つの議論がなかなか大変なのは、国が理念としてしっかりしてい

ないからでありますから、その原点である国と地方の役割の分担、ナショナルミニマムとしての行政サービスの水準の問題、あるいは補完制の原理に基づくところの事務事業の移譲、あるいは事務事業の細目に当たるところの国の関与や規制の廃止など、今後国と2次、3次と、議論を詰めていく中で、国の考え方というのをこの協議機関の中できちっと議論をして引き出してくることが大事だろうと思います。

必ずしもこの協議機関でなくても、知事会あるいは地方六団体が入った中で政府が議論する場を設けなければ、国の意向のまま地方分権を進めていくという格好になるのではないかと考えております。

議長 はい、わかりました。この協議機関でそういうことも論議していきたいと思います。

次に、3の地方から提案する三位一体の改革の全体像です。それで、前回、19年度以降についても第2期改革としてこれを継続して全体像を提示していくと。第2期改革は19年から21年の3カ年とすると、こういうことを決めておりましたので、それを前提に進めたいと思います。

今、論点3でございますが、これは、修正して提案をしてないのでちょっと事務総長から説明をさせます。

(道路特定財源が充当されている公共事業関係国庫補助負担金の取扱について)

事務総長 これは、先ほどちょっとご説明いたしましたように、この改革案の方では、4ページのところでございますが、税源移譲あるいは国庫補助負担金の見直し、いずれの部分につきましても「(検討)」という言葉を入れておまして、この明確な廃止なりあるいは税源移譲ということを明確にしていたものをトーンダウンさせております。

また、関連して申し上げます、7ページ、それから10ページにも同様の地方道路整備臨時交付金についての記述を修正をいたしておりますので、修正をしたということをご議論をいただければと思います。

議長 いずれにしても、これは道路5カ年計画とか、あるいは道路関係税制全体の問題とかそういうのに関わりますので、問題提起されたことについては、その中で議論されるべきだと思います。

愛知県知事 「検討」という形で訂正されましたので、確認も含めて発言します。第1ステージと第2ステージということで、今回は「検討」になっておりますけれども、第2ステージの方へ送られたと理解します。今、

会長のお話にもありましたとおり、これ暫定税率で5カ年計画との関係があります。ユーザー負担の問題などがあるわけで、よほど慎重に対応しないとかえってやぶへび、マイナスになるような気がいたします。

税源移譲の3兆円、これはボールを受けたわけでありますけれども、これとは全く違った議論がこれは本当に必要です。その意味で焦点がぼけるということをお大変懸念するわけであります。

後ほどまた直轄事業負担金の問題とも絡んでまいりますけれども、直轄事業負担金も最もウェイトが大きいのはやはり道路関係であることはご承知のとおりでございます。地方負担の廃止に伴って見合いで地方の道路特定財源が削られるという心配もあるわけであります。

従って、「検討」という意味、これはいろいろな取り方もあると思えますけれども、私はよほど慎重にという気持ちでありますので、この点についてのご理解ぜひともいただきたいと思っております。

議長 了解しました。

山形県知事 今、言われたような趣旨のことを書かれた方がいいと思います。

議長 市長会・町村会とも相談します。

北海道知事 賛成の意見でございます。私はやはり第1期として検討、協議しなければならないことがこれだけ山ほどある中で、おまけとして別途の議論がいろいろあるこの道路特定財源の議論があるこのものを検討という形に入れることもどうかと。慎重には慎重に検討というのはやらないと同じという、役人用語だから一緒かもしれませんがけれども、そこは私どもからもそのように意見を言いたいと思えます。

兵庫県知事 三位一体改革で3兆円の税源移譲というのは一般財源の税源移譲を主張しているんですね。それで、我々どれだけ箇所づけ等で悩まされているかという一番は道路じゃないんですか。けれども、3兆円の中に道路目的財源を使われるというのはいかがかということがあって、道路の問題は別途検討すべきだということが基本だろうと思うんです。

そのときに、道路目的財源の配分の中で、今、取り上げようとしているのは何かというと、臨時交付金なんです。臨時交付金は地方分でオーバーフローしているんじゃないかということについて、なだめるために編み出されてきた交付金なんです。だから、その交付金を地方の方に第1期中で配分を別途求めるということは、私は非常に筋が通っている話ではない

かと思えます。それを原案では検討とされているんですが、この検討なんてやめて、別途と18年度までに見直しをせよということ、3兆円とは別個に見直しをせよということ、を主張すべきだと私は思います。

神奈川県知事 この三位一体改革の全体像の中で、第1期改革、そして第2期改革あるんだということを明記するのは必要なんですが、ただ相手があることですから、私たちが要望するどおりにすべて100%勝ち取れるとは限らないわけです。ですから、私たちが求めている9兆円の廃止、8兆円の税源移譲をすべて勝ち取るまでは、第1期、第2期の期間で終わらなくても、それ以降も三位一体改革は続けてやるんだというような何か表現を加えておかないと、第2期のこの21年度までで終わっちゃったらそれですべて終わりです。結果はそのときにならなければわかりませんというふうにとられてもいけないと思うので、ちょっとそんな表現を入れていただければと思います。

議長 はい、今の点についてご意見は。

福岡県知事 別途この道路の交付金のことを入れる、あるいは検討するということは、非常にわかりにくいのです。我々が、今、求めなければいけないのは、やはり本体の3兆円強、これを何とか実現するというところに精力というか、我々のエネルギーを集中すべきであると思います。

もう1つは、先ほども議論がありましたように、この制度はなかなか複雑なものですから、そう簡単に税源移譲という対象にした場合にどんな形で実際できるのかというのは、特別会計との関係もありますから、私は愛知県知事の意見に賛成します。

兵庫県知事 技術的には、全然難しいことでも何でもないので。ただ、背後についている勢力だとか、あるいは具体的に戦力が分散される恐れがあるという意味での懸念をご指摘されたという意味では理解をしますけれども、ただ、私は一般財源までよこせと言ってるのに目的財源がはっきりしているものについて、しかもそもそもこの交付金というのは地方分のオーバーフロー分なんです。本来、そういうようなものについて主張しないというのはいかがかという意味で申し上げたつもりです。

大分県知事 この道路の問題は、これからもう少し地方のニーズに合わせて配分していくというのが非常に大事な時代になってきたと思うのです。従って、この財源の資源配分機能みたいなものは非常に大事なことになるんじゃないかと思えます。だから、むしろ私はこの負担金の問題について

は慎重に検討する。むしろこの検討項目から除いてもいいぐらいじゃないかと思ってるぐらいなんです。

島根県知事 ただいまの道路の件ですけれども、これらの道路関係の国庫補助負担金というのは特定地域に対する特例措置を伴う例が非常に多いと思うんです。この取扱いをどうするかということは、次に出てくる論点7の整理と合わせての検討も必要であるように思います。また、地方財源調整制度の見直し、これは論点4ですけれども、これも必要じゃないかと思えます。これらについて、やはり第2期改革で行うという予定になっておりますから、この問題は第2期改革以降の検討課題とした方がいいんじゃないかと思っております。

そうした理由に加えまして、地方道路整備臨時交付金については特別立法によって平成15年から19年度の間には揮発油税の暫定税率とセットで制度延長がなされていることなどもありますから、第2期改革以降の検討課題とした方がいいと思えます。

議長 そういうことで、いろいろありますけれども、原案の「検討する」ということでご了承願いたいと思えます。

岩手県知事 いろいろ意見があって、今、会長がおまとめになったように、検討するということで本体とは別枠の話ですから、私も結構だと思っております。そのときに、4ページ、5ページ、どうも、前は「廃止」ということをはっきり書いていましたので、それで合意を取るという前提で、そういう書き方をしていたのでいいと思っていたのですが、「（検討）」となると非常に表現がおかしな形になって、本体の方の「所得税から住民税の10%比例税率化」の方はいいのですが、非常にこの知事会の表現としては、そこが異質のように思えます。10ページのところに「臨時交付金の廃止・譲与税化」で1項目立ててますので、そこで先ほど山形県知事などがおっしゃったようなことをその中に書いて、それで修文をすればいいと思います。どうも前の方の項目がそこだけ「（検討）」と書いてあるのがかえって奇異のように思えますので、そのことも合わせて修文をする際にご検討いただければと思います。

岡山県知事 提案者としまして、私が先ほど申し上げた合同会議でも、今出ているようなご意見が相当数出まして、東京都からも石原知事の代理の方から反対の意見が出ました。

そこで、ご案内のとおり、検討ということで10ページの方にまとめて修

文しているのですが、この文章と、それから4ページ、5ページがやはり岩手県知事のお話のように、ちょっと平仄が合っていないのですね。具体的に4ページ、5ページが数字を書いている感じが出ておりますので、この点は少しまとめて修文も皆さん方のご意見を踏まえながら検討するというのもいいのではないかと思います。

議長 では、そのように修文することで行きたいと思います。

次に移りまして、論点4、地方交付税の見直し。地方交付税について国の政策誘導部分を縮小し、財源調整機能及び財源保障を中心とする本来の交付税制度に戻すべきとの前提ということについて議論をしていただきたいと思います。

(地方交付税の見直しについて)

大分県知事 ちょっと質問なんです。5ページの一番下に所得税の税源移譲に伴い地方交付税の原資が減少するため云々とありますね。5ページの一番下。これは考え方としては、所得税から住民税へ3兆円を移すということになってますね。そうすると、3兆円を移すと、所得税の32%が交付税の財源になってるから、結局その3兆円の中の32%の1兆円が減少するということになるわけですね。

石川県知事 そのとおりです。

大分県知事 そういうことですね。じゃあ、3兆円来ると言っても2兆円しか地方へ来ないということなんですね。

石川県知事 だから、交付税の原資が減らないように、交付税の総枠は別途確保するということです。

大分県知事 どうやってやるんですか。

石川県知事 それは国全体の中で総枠を確保してもらおう。おのおの計算をしていけばどれくらい交付税が必要になるかが出てくるはずですから。

大分県知事 交付税については、えらい信頼があるんだけど、そっちの方は何か補てんされるという信頼があって、やはりほかの省がやることについては余り信頼がないということなんですか。

石川県知事 これは合同会議でもいろいろ意見が出まして、このままにしておくと、所得税が住民税に移譲されてしまうから交付税の原資が減ってしまう。そのまま放っておくとまた別途のところ、交付税を減らされるということになるんじゃないか。平成16年の二の舞になるんじゃないかと。そういうことは防止をしなければいけないと。そのためには、こうい

うことをきちっと申し入れをしておかないといかんだらうという意見もありまして、この項目を入れたということです。

大分県知事 わかりました。放っておけば、今、3兆円と言われているけれども、1兆円減って2兆円しかなくなるということなんですね。

議長 それから、次の現行の地方財源調整制度の総合的な見直しについては、第2期改革において行うということによいのか。この点についてご意見があればお願いしたい。

和歌山県知事 私は、第2期改革ですということとは、先送りしたような感じが出てしまうと考えます。結果として出来上がる制度としては第2期改革の時期になるかもしれないが、少なくとも地方交付税制度の見直しということは三位一体の改革の非常に大きな要素であるので、今回の補助金改革が行われたら、それで財源超過団体の分をどのようにしていくのか、というようなことも大きな問題になってくると思われるので、少なくともすぐに検討は始めるという趣旨の文章にしておいた方がよいと思います。

議長 お説のとおりだと思います。

新潟県知事 地方交付税の問題の中で最大の問題はやはり、今、地方交付税特別会計が長年借り入れしてきて、本来のルールの32%で足りない分を補てんしないで、ずっと特会で入口と出口のところの足りない分を借り入れしてきた。その分が借り入れができなくなって、臨時財政対策債で3年間借金して調達しておいてくれ、交付税で後で返すから。4年目16年度の分でどうするかという根本的な見直しをしておかなきゃいけなかった3年間を臨時財政対策債で何となくつなげてきた。本当にどうするのかという議論がまだされないまま、16年度に臨時財政対策債の29%マイナスという大幅な削減が行われた。財務省的な説明をすれば、やはり起債でもってあまりこういうものがふえることは好ましくない、地方にとっての健全性を損なうというような言い方すら出ているように思います。

ここのところを本当に交付税の今の仕組みの中でどういう税源でどういうふうに、破綻している状態から建て直すかという議論なしで三位一体の改革ってあり得ないわけです。私はやはりこれは、今、木村知事さんおっしゃったとおり、もう緊急の、破綻している状態からどうするかという一番緊急でかつ一番重要な、そしてかつもう1ついえば一番難しい問題であります。

地方分権ということからいえば、交付税の透明性とかわかりやすさとか、

あるいは今の配分の仕組みの中で地方分権との兼ね合いで今のままで本当にいいのかどうかも含めるとかなり大きな議論になる話であります。2期とかいってないで、相当思い切った議論も含めて我々がこの問題を真正面に据えてやるという意欲をやはりここで持たないと、今、拳がっている項目だけだと根本的な解決には全然ならないんじゃないかと思います。

それは、先ほど片山さんが言ったように、最終的には過去のつけを保障しろと言えど多分保障しますと言うけれども、残りの部分が削られるだけで、総額が変わらずに保障してますと言われても何もならないわけです。そうすると、その分足りない分をこの16年度のように投資的などころの決算乖離とかいろいろなことを使って落としてくる。今後は幼児の医療費の無料化を初めとする県単で上乘せするところにかなり化けてる無駄があるのではないかということで1本1本洗っての話まで出ているわけです。

早急にやはり交付税の見直しのところはきちんと我々が取り組むことで、ここの項目は、市長会・町村会との兼ね合いはあるかもしれませんが、極めて弱いのではないかというのが私の率直な見解です。

鳥取県知事 私も、今、平山知事さんおっしゃったことと全く同感です。それで、ここにどういう意味で書かれているのか、ちょっと作者に意図を伺いたいのです。

というのは、上のところで交付税の見直しで政策誘導的な部分を縮小するとか財源調整機能・財源保障機能を中心とする本来の交付税に戻すべきと、これが基本的な論点なんですね。の2番目でこう書いてるのは、具体的には何をあらわしているのかちょっと伺いたいのです。

事務総長 このはこれでいきますと、6ページのカというところで地方財源調整制度の総合的な見直しについて触れていることについての論点ということで整理をいたしております。つまり、全体像の中にあります9兆円、8兆円という税源移譲が行われたときに、財源調整制度が現在の地方交付税制度を基本とするもので間に合うのかどうかということを含めて検討しなければならないというカの項目についての論点という整理でございます。

鳥取県知事 6ページのカのところ、第2次改革における国税と地方税との配分のあり方に関する抜本的な見直しの実施に合わせてということでしたら、第2期改革のことは第2期改革のことをやるのは当たり前なので、あえてこの論点のところのの2番目にこういうことを書く必要はな

いのではないかという気がします。

むしろ、平山知事さんおっしゃったように、1の、 　　というか、番号ついてませんが、最初の 　　の部分は第1期改革で徹底的に議論をする、そして純化をしていくということで足りるのではないかと思います。

議長 はい、わかりました。

青森県知事 私だけが町長出身者、一番小さい基礎自治体の出身者だと思うのでお伺いしたいのですが、第2期において財源調整制度の総合的な見直しということなんですけれども、小さい町や村を抱えている私ども、加えて自分自身の経験からも非常に財政力格差についての不安があります。従って、第1期においても税源移譲と国庫補助負担金改革後における財源調整機能はきちんと話し合いをするべきだと思うのです。

財源が偏在しているわけですから、一定の財源保障というものがあるからこそ町長出身者としても町や村に対して、一緒にやろうよということが言えると思うんです。第2期でないと財源調整制度の総合的な見直しをしないということなのではないでしょうか。

議長 石川県知事、そういう点はどうでしょうか。

石川県知事 今回は3兆円ということですから、これは具体的にやってみないとわからないところはあるのですけれども、現行の地方交付税制度でも何とかいけるのではないかと思います。本格的に9兆円、8兆円と言ってるわけですから、第2期の方も当然視野に入れておかないといけない。そうなると、今のシステムのままできちっと対応できるのかどうか、その辺の問題意識はやはり持ってないといけないんじゃないかということなのでここに入れたということなのです。別に第2期まで先送りをしていいということを決して言ってるわけではないということをご理解いただきたいと思っています。

兵庫県知事 今までの議論に私も賛成ですが、基本的に2期に見直しを先送りするという印象を与えるのはいけないということでしょうから、修文で、「第2次改革における」と言わないで、「国税と地方税との配分の見直しの実施に合わせ」と、所得税から住民税に移譲するわけですから。「配分の実施に合わせ、総合的な改革を行うことが必要であり、このため地方公共団体として検討を進め、具体的な提言を行う」というやはり意気込みを明示しておいた方が良いでしょう。

議長 岡山県知事、それでいいですか。

岡山県知事 最後の具体的な提言を地方公共団体の方から行うということにしておりますので、その担当の委員長さんがご了解されればよろしいんじゃないかと思います。

議長 では、いいですか。では、それでいきましょう。

長野県知事 の最初が「本来の交付税制度の姿に戻すべきとの前提でよいか」とあるのですが、やはり交付税制度の借金が、将来交付税で支払うことを約束した累計がもう70兆円で、交付税の原資が不足して本来国税で手当するものを借金でまかかったものが50兆円で、計120兆円と。このところを、これは東京都も言ってきていることですが、もう一度きちんとリセットする。と同時に、その下の方の「第2期改革において」見直す、また「本来の交付税制度」という書き方をしていますけれども、やはりこうしたリセットをして抜本的に国の側がきちんと明確な責任と痛みを伴ってもなおやはり非常に苦しい状況の自治体に対してはまさに発想を変えた新たな財源調整の制度としての「交付税」という言葉なのかどうなのか、そうした文章でないと、これ「本来の交付税制度の姿に戻す」というのは、結果的にこの部分を再構築するという形にならないんじゃないかという懸念があります。

この文章の部分、そして「と第2期改革において」でよろしいのかどうかをもう一度お願いします。

和歌山県知事 今、田中長野県知事が言われたことは、私ももっともだと思います。交付税制度についての表現については、やはり、本来のというか、あるべき交付税の姿というような、表現を考えたらどうかなという感じがします。ここは、大事なところだと思います。

静岡県知事 財源調整制度のところ議論がいますが、現行の交付税制度で財源調整機能をもってやってることについて、例えばこの事業の算定の仕方はおかしいとか、補正係数がおかしいとか、そういう議論はあるかもしれませんが、総トータルで、今まで交付税制度が果たしてきた機能について、大紛糾している状態ではないと思います。

さっきから議論になっている臨時財政対策債の問題、あるいは交付税特会の借り入れの問題は、実は総額の確保の問題なのです。原案の5ページの一番最後のところで、交付税原資の減少については、ものすごく神経を尖らせて議論がありましたが、実は総額の確保というと、いとも簡単にそうだそうだとなります。しかし、これこそ一番最大の問題です。総額をど

うするか、これは財源保障機能です。保障しようというから、一方で保障しなければいけないという必要に対して、財源が足りない分赤字補てんしてきたわけで、そのよってたつ根本原因は、総額を生み出してくる今の行政レベル、これはもうすごい壮大な法律あるいはその他の要綱も含めて体系で生み出されてくるものです。ここに、平成16年の場合は若干切り込んできたけれども、ここのところをどういうふうにするのかということをお我々は抑えた上でいかないといけないと思います。

私は財源調整機能よりも保障機能の方をどういう覚悟で我々が臨むかということをおきっちりするべきだと思います。調整機能のところは、でこぼこの調整の話でそれほど大した問題じゃないように思います。税源配分して、総額はこういうレベルでやるべきだということが決まったら、足りないところをお交付税で埋めるとのことですから、その仕掛けはそんなに難しいことはない、それを解いたらノーベル賞もらえるほどの困難な算式をお用いなくたって財源調整はできるのではないかとお思います。むしろ総額の問題だお思います。

ですから、ここのところは1期、2期を含めて、我々の側も相当覚悟をする必要があるお思います。私も、どういうふうにお切り込んだらいいかという結論は、まだ持っていませんが、そういう認識をお皆さん共有化しておおく必要があるお思います。

議長 表現としては。

静岡県知事 調整機能よりも総額の問題について我々がどういうスタンスでいくか、ここできっちり、例の臨特なんかだめだと、それを全部財源保障しろというふうにするのか、そこらはきちっと表示をお出せるのかどうか、議論をおちょっとしてもらいたいお思います。

議長 財源調整問題研究会座長の鳥取県知事。

鳥取県知事 石川知事さんのおおっしゃるとおりなんですけれども、その財源保障する内容を不用意にお膨らませてきてるのです。それは、地方団体にも責任がありますけれども、総務省、財務省にお責任があるのです。それは、景気対策で起債をお発行させて、後で交付税で面倒をおみてあげます。これが財源保障の中に入ってきます。それから、今、やろうとしておいるのは、市町村合併しなさい、特例債発行できます、何でもできます、後でほとんど交付税にお上乗せして面倒をおみてあげます。これも財源保障になるわけです。景気対策で赤字地方債をお発行させて、減税をおさせて赤字地方債発行させて、

これも全額交付税で面倒みてあげますと、これも財源保障になってるわけです。そういうまがいものの財源保障がいっぱい、入ってるわけです。それで、交付税は瀕死の重傷を負ってるわけです。

だから、まず、やらなければいけないことは、その総額をどんどん不用意に膨らませてきた政府の政策をやめさせなければいけない。それがここに書いてある「国の政策誘導部分を縮小し」、私は政策誘導部分を廃止しとやってもらいたいのです。それから、その補助金的部分、ここに出てませんけれども、補助金的部分がありますからそういうものをやめるといって、そこをまず地方団体側から自分たちをスリムにするということを国に要請するということが一番だと思ふのです。

そうやって純化をしたもの、その純化をした残りは全額これはきちっと、財源対策債とかじゃなくて、ちゃんと本来の交付税で現ナマでくださいとそういうスタンスにすべきだと思ふのです。その第一発目を の1で書いているわけです。

議長 今、地方行財政のスリム化にも触れられた、もう次の論点4の項目3に書いてますので、我々自身も自主的に行財政改革やらなければいかんということを盛り込んでおくことについて、異論はありませんね。

奈良県知事 ちょっと戻って恐縮なんですけど、今、地方債についている議論がございました。これはやはりはっきりさせておかなければいかんと思ふのです。というのは、5ページのイに書かれている誘導的な部分については、鳥取県知事さんのおっしゃるとおりだと思います。しかし、地方債は全部誘導的なものばかりじゃないのです。静岡県の知事がおっしゃったように、本当に、どうしても足らん金があったのです。確かに、誘導的に仕事をやらせるためにやったという部分もあります。しかし、およそ税源移譲しても足りない、要するにいろいろな投資的経費やいろいろなものを抑えてもどうしようもない金があるのです。国の一般会計だって国債36兆円のうち30兆円余りは赤字債です。これは事業抑えても足りない金なんです。

だから、そういう部分が地方財政にもあるわけです。そうすると、地方債については、3つに分けて議論しなければいかんと思ふのです。この5のイで書かれたような誘導的に使われた部分、これも1つあります。

それから、もう1つ、先ほども出たように、地方団体の規模によって普通の財源収支では、年度間の調整ができない。ある種の団体は今年は事業

をやるけれども、来年はないからやはり地方債でやってあと面倒みてあげなければならない。例えばわかりやすく言うと、我々のことを除いて市町村に限定したら、やはり地方債の声はあるのです。

それから、もう1つは、静岡県知事がおっしゃったように、およそ国・地方を通じて原資が足りないのです。その話とごっちゃにしてしまったらいかんです。

書いていただきたいのは、3ページの一番上、16年度で我々が一番困ったのは、単独の投資が切られただけじゃないのです。臨時財政対策債を削った理由はどこにもないのです。ダブルパンチで歳入も減らされてるのです。その現実を見た場合に、やはりここに政令等と書いてありますが、やはりこの不合理な措置はされては困るということをはっきりさせる。そのときに確かにおっしゃるように、それ全部リアルな現ナマでいただけたらそれはいいですけれども、はっきり言えば国だって金がないのです。そういう前提のときに、何年後かの理想論はいいですけれども、来年、再来年という話には、やはり現実的な話もしないといけないと思います。

だから、それも範囲に含めた書き方をしておかないといけない。決してそんなもの、地方債でどうぞということをお願いというんじゃないんです。しかし、やはり現実にその程度しか我々も動きがとれないわけですから、それも踏まえて、今、臨時財政対策債の性格も、釈迦に説法で恐縮ですが、そういう部分についてやはり現実的な判断で、しかも必要な一般財源は確保してもらうような文章におさめなければいけない。

そういたしますと、3ページの一番上の表現がもうちょっと書きたいと。実は先ほどおっしゃった5ページの才の部分、これは3兆円をネットでくれと書いたらいいと言ってたんですが。大変上品な表現になっています。本当は3兆円をネットでくれ。それと同じように不合理なことをされては困ると、こういうことをやはりはっきり出していくような表現が私は望ましいと思うのです。

今、会長から、表現すぐ言えと言われたらちょっと難しいのですけど。

議長　すぐ出てこない。

奈良県知事　この前は、このネットと一緒にしてあったんですがね。

宮城県知事　会長からこの3つ目の丸、異論ないですねと言われたので、答えは異論なしなんですけれども、これが異論なしということの持つ意味というのは結構大きいんじゃないかと私は思ってるのです。それを自覚し

て、しかもこの表紙が、さっき確認したように、地方六団体の案としてこれを言うということの意味は結構大きいんじゃないかと思います。

というのは、武道館での総決起大会の時、鉢巻き締めて、あのときにやった一番大きな動機みたいなものは、今、奈良県知事がおっしゃった3ページの上の昨年のような不合理な地方交付税の削減、ここが結構大きかったわけです。三位一体改革ということよりも、怒りの部分では。

ところが、実は今のご下問のあった異論ありませんねというのは6ページのキの部分ですよ。ここで地方財政のスリム化、地方の自主的な行財政改革をさらに推進するとあるのですが、これは当たり前のように見えますけれども、この表題は地方交付税の見直しの欄に書いてあるのです。地方交付税の見直しという文脈の中でこれを言ってるわけです。多分ところは、我々地方団体もこういう行財政改革をやるから、交付税も縮減に努めますということの表明として読むべきなのではないかと思うのです。

そうすると、我々といったときに地方六団体がそうなんですけれども、15年度レベルに交付税を戻せとか何かいろいろ言ってるのを、ある新聞の社説だと、地方はまだそんなこと言っていると。交付税絶対切るなとか、いよときの引用のされ方は非常に評判悪い、欲しいのは金だというふうな引用のされ方をしているわけです。ここがきれい事なんです。実は、今回、三位一体改革でさっきの3ページの昨年のような不合理な地方交付税の削減、これは実は財務省は三位一体改革の内容だというふうに言ってるわけです。で、我々は違うと言ってるわけです。どっちも正解みたいなもので、我々が、今やろうとしているのは、地方財政自立改革と、それからもう一つ、やはり陰に隠れているというか、無視できないのは、地方財政の再建というのがあるのです。その文脈でこの部分が出てきているのだと思う。

我々はそこはちゃんとわかってます、やるんです。ただ、そのことと実はぎりぎり読んでいくと、交付税一切減らしちゃいかんということは、ひょっとしたら矛盾するのかもしれないという自覚というか、そのように私は読むべきではないかというふうにも思うのですが。どのようにしたらいいんでしょうか。問題提起です。

鳥取県知事 私はこの文章自体にそんな異論ないのですが、場所がやはりおかしいと思います。ここは交付税の見直しの中にありますが、私は浅野知事さんとちょっと見方が違うのです。実は今回の政府の骨太方針に地方団体に行革をさせて、行革を政府のおぼえのいいところに交付税を上乗

せしてやるというくだりがあるのです。とんでもないのがあるのです。交付税をまた政策誘導的に使おうというのが、その名残だと思ふのです。

私は、文面はいいですけども、6ページじゃなくて10ページの国の行財政改革の断行と地方行財政のさらなる効率化のところの一番最後のところに入れたらいいと思います。恐らく、総務省の人が骨太方針との一貫性でここに入れないとぐあいが悪いという名残が残ってるんじゃないかと思ふいます。それはいけないことですから、ここからは外してください。

兵庫県知事 私も賛成です。いずれにしても交付税の見直しの中でこういう条項があると、ほかの理由で今回の交付税の措置はきちっとしたよ。しかし、こういう見直し措置を交付税全体の中でしたんだから、結果として減ってもしようがないんだよ、お前たちもそんなこと言ってきたじゃないかという理由に使われてしまって、換骨奪胎される危険があると思ふいます。

議長 文章的には、それを削れということですか。

兵庫県知事 ここを削って10ページの方に回していただいたらいいと思ふいます。

議長 はい、わかりました。

次に、3ページですね。4にまいりまして、17年度、18年度における国庫補助負担金等の改革。前回の知事会議で方向性が合意された事項と。それと、 は総額おおむね3兆円程度と。これは三重県知事からもお話がありまして、直接には義務教育に関連しますので、後で議論したいと思ふいます。

それから、移譲対象補助金のリストは、去年の11月あるいは10月の知事会議で決めた、あるいは市長会で決めたものを前提に検討するというところで検討を進められたと。

それから、18年度の1期の改革は社会保障関係の負担金のうち、格差なく国による統一的な措置が望まれるもの、生活保護、児童扶養手当などや制度全般の見直しの中で検討すべきもの。老人医療、国民健康保険、介護保険については2期の課題にすると。

それから、公共事業関係の補助負担金については、第1期の中に含めると。

それから、個人所得税所得割の比例税率化に当たっては、個人レベルにおける所得課税全体で実質増税とならないよう、納税者負担の調整を行う

べきことを明記する、ということで明記してあります。税源移譲による財源調整の必要性。税源移譲による税収の偏在が起こった場合、移譲額が国庫補助負担金の廃止等に伴い財政措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税による確実な措置を求めるということであります。

長野県知事 4のところ、最後の地方交付税による確実な措置を求めることというのは、先ほど和歌山県知事もおっしゃいましたが、やはり新たな財政調整制度を導入するというような表現、最初のところの本来の交付税制度の姿に戻すべきという「本来の」というのも、木村さんどういふふうにおっしゃいましたか。違う言葉がよいということですし。鳥取県知事も国の政策誘導部分を廃止するというようなことを論点4のところでもおっしゃってましたので。

議長 ええ、その点はこちらの文章については「本来の」というのじゃなくて、あるべきとかそういう表現にするということですよ。

長野県知事 一番最後の「地方交付税による確実な措置を求める」というところは、やはり私は新たな財源調整制度を求めるというような感じの方がよろしいと思います。

議長 だから、本来のという意味では誤解があるので、あるべきと。

長野県知事 ええ。「地方交付税」という言葉がもう手あかが少しついている気がします。

議長 鳥取県知事において、この表現を考えてもらうということに。

鳥取県知事 今までいろいろな議論が出ましたから、会長のもとで文案は調整していただけたらいいと思います。指示いただければやります。

議長 それでは、こちらで委任を受けたので書かせてもらいます。

それでは、論点5に入りまして、改革案には移譲対象補助金のリストを添付する。それから、名称とか廃止額を明示するということでございます。その際に移譲額を明示するかどうか、これが論点でございますが、この点についてご意見をいただきたい。

(移譲対象補助金の名称・廃止額のリストについて)

徳島県知事 実は去年の閣議決定の場でも義務的、これは論点の8ともリンクをしてくるわけなんです。この移譲額の算定のときに義務的なものは10割と、それ以外は8割と。しかし、何をもちて義務的なものなのかというのが財政当局と、もっと言いますと、財務、総務との間で非常に同床異夢的なところがあった。

今回の場合にも、補助金のリストと申しますか、補助金の廃止額を出すということが求められているわけであって、あえて移譲額まで、しかもそのルール、どうせ論点8の形にまたなってくるわけなんです、そのルールにのっとって書く必要はないのではないかと申すので、私としてはこの移譲額を明記する必要はないと思います。

また、対案を示せというお話がありますので、9ページをごらんいただきたいんですが。実は16日の議論の中でもありまして、その結果、アンダーラインのところ3行ほど入れていただいているわけなんです、私としてはそもそもこれがどうというよりも、そもそもリストに載せたものについては10割しっかりと踏まえていただきたいということです。

1行目のところ、「廃止する国庫補助負担金のすべてを税源移譲の対象とし、廃止後の地方公共団体が義務的に行うべきものについては10割に相当する額を移譲する」ということのみをしっかりと申しておけばよいのではないかと申します。

また、その金額について、やはりそれは示さないはずという議論も16日にあったわけですが、今後、場合によっては国の査定行為的なものについて、あえてこちら側から8割であるということをしてしまう必要は全くない。もっと申すと、今後地方公共団体としてやっていくものについては本来それは10割なんだということをしてしっかりと申していく。それ以外のものが必要がないものであれば、それは廃止をする。もっと申すと、行革の観点から廃止が望ましいというのが本来の筋ではないかと申します。

議長 明示しないということによろしいですか。

神奈川県知事 私は、ちょっと違う考えを持ってまして、移譲額を明示すべきだと思っています。これから協議機関で国との交渉です。もちろん、負担金のようなものは10割取るのは当たり前ですが、例えば、公共事業は、国が全然移譲する気もないわけですから。そういうところできちっと8割というのを申しておいて、それで激しい交渉になるわけですから。そこで国の態度が、もうこんなものは移譲できないみたいなことだったら、それはこのリストから外すぞという喧嘩もできるわけですから。それが10割が当然なんだから書く必要はないというよりも、むしろ国はもう移譲する気もないような公共事業についても8割というのを明記しておいて、それで乗って来ないのだったらもうこれは外すぞと、こういう交渉するためにも私はしっかりと移譲額を書いておいた方がいいんじゃないかなと思うのです。

徳島県知事 誤解があったらいけないのですが。私はリストから例えば公共事業を外すとかそういうことを申し上げているのではなくて、例えば公共事業、最初から何も8割という歩切りをする必要はないのではないかと。我々としては常に地方公共団体としてもその後やっていくものについては、本来10割だ。ただ、今、おっしゃるように、その後国との機関の間でこれは本来8割じゃないか、もっと言うと60分の1じゃないかという議論が必ず出てくるわけです。最初8割だと言ったら、もう地方は、じゃあ、8割でいいんですねと、そこから歩切りが始まるということになる。何もあえて敵に利することをやる必要はないと申し上げておきます。

広島県知事 移譲額を例えば資料1を見ていただきたいのですが、経常的な国庫補助金16条関係、これは8割になっています。それから、こういったものの中には社会的弱者に対する助成制度でありますとか、あるいは私学の助成金、こういったものが入っていて、国からの移譲がカットされたからといって県として直ちにカットできない費用項目がたくさん入っていると思っておりました。それを1つずつつぶさないといけないだろうと思っています。従いまして、移譲額として初めから8割という額を明示することはしてはならないのではないかと考えております。

また、この資料1の4番、公共事業等投資的な国庫補助金負担金、この中に例えばリストの中でも砂防事業費補助とか、河川改修費補助が入っているんですが、こういったことは市町村では事業を行っていません。国及び県レベルでやっているものであって、例えば新潟県とか福井県とか不幸なことに大変な被害が出ましたけれども、何か起きた場合には直ちに住民の皆さんの生命、身体、財産に影響の出る事業でありますので、こういったものは8割にカットするのではなくて、10割を確保しなければいけない項目であろうと思っています。

従いまして、移譲額を初めからカットして書くような愚かなことはしてはならないと考えます。

大阪府知事 論点6で申し上げようと思っていたんですけども、先ほど徳島県の方から公共事業についても8割とかではなく全額移譲していただくようにという話が出ました。60分の1議論というのはどこに飛んでいったのかよくわからないのですが、公共事業について全額移譲、これが望ましいのは言うまでもありませんけれども、60分の1議論を越えて、どうして8割という議論がここで突如として出てきたのか、どういうふう

に担保されているのか、事務局にお伺いしたいんですけれども。私はそんなに国は甘くないと思いますので、60分の1の議論というのはなかなか越えられないハードルだと思っております。

そういう意味からいえば、公共事業について第1期改革に含めるのは反対です。ここに公共事業について18年度の第1期において税源移譲対象に含めるというふうに書いてありますけれども、私もこれまでできるだけ議論には参加してまいりましたが、このところまで総意ができているかどうかというのは私には疑問です。

公共事業以外は8割、10割という議論は多少国にも出ておりますけれども、公共事業についてこんな甘い議論は全く出ておりません。こちらが言いたいことを言えば通るというそんな甘い戦いではないと思いますので、私は、やはり着実に税源移譲ができる税目を選ぶべきである。税目じゃない、補助金を選ぶべきである。そういう観点から言えば、公共事業を第1期に含めるのは反対です。

そういう意味で、じゃあ、対案を出せとこういうことになるのでしようけれども、論点12のところに出てきます、私としては義務教の問題、これはその後で出てくると思いますが、ここに触れざるを得ないというふうに思います。

そのときにまた申し上げなければいけない問題かもしれませんが、数合わせではなく、地方の力を信じて、確実に、着実に税源移譲に結びつくものを選ぶべきという観点から、どうしてこの公共事業が0.6兆円、60分の1議論に従えば100億円しか私ども税源移譲されない。それを前提に昨年12月にあったように、シーリングによる公共事業、雲散霧消ということ、ここでもう一度またやるんですかということを経済局に問いかけたいと思います。

議長 お答えしたいのですが。従来と違って事務局がどんどん案をつくるということはやめにしました。そこで、今の問題点について、岡山県あるいは石川県からコメントをお願いしたいと思います。

岡山県知事 それでは、最初に私の方からこれは前回の合同会議でも、報告させていただきましてとおり、質問の形で出まして、本当に公共事業に関しては税源移譲ちゃんとされるんだらうかと。そのところをちゃんと政府の方に知事会の会長さんが問いただしてくれているのらうかと、そういう話がございましたので、逆に私どもそれが議論の前提になるとい

うことではあったので、会長さんの方で、どうなんでしょうか、そのところは六団体とかで議論されて。まさにそのところ私一番心配なところではあるのですけれども。そういう質問が幾つか出ました。逆にそのことがちょっと我々一番気にかかってこのような議論が出ているのではないかと思います。

それから、8割につきましては、さっき出ましたように、河川とか生命・身体・財産ですね、こういったものに関してはこの8割というのは問題があるんじゃないのと、これは先ほど私が報告しましたように強い意見が幾つか出ました。

新潟県知事 この問題のそもそもの始まりのときに、片山総務大臣と塩川財務大臣が、地方分権を進めようというときに4兆円という先ほど言った話が出た。その一方で、多少やはりその分に見合っただけで地方も節減することを前提にしなければ進まないだろうということで、両大臣の間話の中で義務的事業費は10割で、残りについては8割と、2割カットする話が出てきたわけで。これは、今、言ってる3兆円の国庫補助負担金、それから交付税の見直しの三位一体の1つの前提条件としての8割というのは、最初から出てきた話だと思います。そう理解せざるを得ないわけです。

そうすると、私は当時まだ決まらないうちに、地方が分権は進んで自由になるならば、自分のところにその分が税源が移譲されて地方のやりたい方向とかやりたい自由が得られるならば、もし税源の移譲が1割のカットでも自由になるということは、恐らく大体の知事さんが賛成するだろう。ただ、2割のカットだと大きいだろうなどは言っていました。

ところが、実際にふたを開けてみたら2割のカットで両大臣の案が出てきたわけです。そのときに、この2割のカットがひどいとか、どうという議論はこの場でもあまりされずに、1兆円あるいは3兆円どうするかという議論がでてきて、ここにきてやはり8割というのは痛いとかいろいろ議論が出てくることも事実であります。

もう一度、この枠組みを国としてどうとらえているのか。それから、我々としては、どういうふうに考えるのかというのは、きちんとした方がよいと思います。

そのときに、1つあるのは、何でもかんでも義務とその他の間に線がピシッと引かれているわけではありませんから、やはり10割でなければ困るという部分は義務的という言葉以外にもあるとすれば、今、石井さん言っ

たように、きちんと我々はこの部分までは10割でもらわないと困るということ定義づけるべきだと思います。

一方で、もし8割といったのを、今、それはできないと言い出すと、3兆も4兆の話もだめだと、振り出しに戻さざるを得ないという話になりかねない危険性もあることを踏まえなければならない。

それから、当然地方も財政改革しなきゃいけないわけですから、そこにおいてこの問題をどう考えるか。先ほどの論点4のところのスリム化の問題とも多少絡むんだと思いますけれども。私はやはり今までの議論というのはこの地方分権の中の三位一体の中で8割というのは、1つの前提として来ちゃってる部分は否定できないだろうと思いますので、そこをどう考えるかだと思います。

大阪府知事 私は別に8割のことを言ってるんじゃないんです。8割のことは当然のことで、60分の1になるから一生懸命反対しているわけです。もちろんこの間岩手県知事さんがおっしゃったように、公共事業というのは地方が実情に則してやるのにふさわしい4番バッターです。ですから、べき論としては入るのは私はふさわしい議論だと思うということはこの前も申し上げましたけれども、しかし、その4番バッターのバットが折れていてホームランは打てないということがわかっているのに出すわけにはいかないというのが私の意見なんです。

新潟県知事 それで、今、そののところまで話を申し上げないうちに話を遮られちゃったんですが、公共事業については、今のところ財源の問題は全く国もはっきりしてないと思います。どう考えても、確かめてみても、全く手がついてない。したがって、もし公共事業を補助金の廃止対象にしたときに20年後なり何十年後か知りませんが、その部分を税源移譲するという話は非常に難しいと思います。簡単じゃない。従って、今、載っけて、その分を補助金リストに出しても税源移譲の、先ほど言ったように、今回は3兆円の税源移譲に対してどうするかということですから、その部分について将来の部分はどうカウントしていくかということについては国との間では、確実なルールは全くないと思いますので、きちんと確認した上で公共事業を対象として入れるべきか、入れたときにどうなるかという我々にとってどうなのかということは議論した方がいいと思います。

京都府知事 整理していったときに、本当に私どもがやはり国庫補助負担金の中で何を削減するべきかという本筋論をやはりきちっと押さえる必

要があると思います。それから申しますと、地方の自由度の高いもの、裁量の高いものから削減をしていくという筋を曲げてしまっただけではないか。義務教育の負担金のようなものを前に出すのではなくて、公共事業について、今、平山知事おっしゃいましたように、まだ結論は出ていないわけですから、そういった地方の筋を通すためにも、これを除くのは反対です。

それから、移譲額の明示についてですけれども、これは非常に役人的な負担金と補助金なんていうのは財政法の中でごちゃごちゃに整理されたもので、きちんとしたあるべき論で整理されたものではないと思います。

それから、特に教育関係でいけば、例えば私立高等学校の経常経費、これなどは単に8割の論ではなくて、交付税の裏打ちまであるわけです。これについて自由裁量度もほとんどないような中で8割論を展開するというのも大変乱暴だと思いますので、私はある程度の国庫補助負担金についての削減額を明示すれば移譲額というのはこれから協議機関も設けるわけですから、それはおのずから決まってくるわけで、それ以上こちらから譲歩をすべきではないと思います。

大阪府知事 このペーパーは、石井知事にも大変よく考えていただいてここまで来たとは思いますが、しかし、理想論と現実論とが入り交じっていて8割、10割という話と60分の1の議論というのはこれは画然としたギャップがあるわけです。そのところを一緒にして議論するというのは、私は去年の12月に公共事業費がどこかに雲散霧消しちゃったことをもう一度招来するのかわからない。もっといえば、麻生プランに書いてある逆移譲やそんなことを前提にするのですか。あるいは、借金を国から地方へのつけ回しを前提にするのですか。こういう問に対して、京都府知事さんはどういうふうにお答えになるのか私はよくわかりません。

茨城県知事 今のお話については、合同委員会でも会長さんが財務大臣と会って確かめたらといったら、どうせ向こうは答えられないだろうという話もあったのです。いずれにしても財務大臣の60分の1論とか、最近の市長会での発言などを見ていると、自治財政局長もとてもこれは難しいんじゃないかというような話はされている。

そうすると、確かに本論としては地方自治のあり方として公共事業関係についても税源移譲をすべきかもしれないけれども、去年のようなことになったら大変だというのはまさに大阪府の知事が言うとおりだと思ってお

ります。

しかし、本論としてやはりやっていく価値はあるのだらうと思いますので、そういった点では、今、5,889億になってるのがちょっと大きすぎるんじゃないか。どちらにしても何割かカットしようという格好で公共事業はいつてますから、それに沿ったぐらいの金額にしておけば、もし税源移譲がされなくても痛手は少ない。そして、こちらとしての筋は通せるということです。

例えば、今の半分ぐらいの3,000億にすれば、10割ずつ全部ほかの例えば16条関係とかそういうものを戻していけば3兆円は余り切らない格好になる。そういうことも考えて、両方の意見をいろいろ踏まえた形でやっていく、いざだめになったときでも何とか対応できるような対策というのが必要じゃないかと思っております。

栃木県知事 議事進行を提案いたします。少し簡単な問題から片づけて、論点6、論点8、論点11、論点12とこうやっていくと議論は進むかと思しますので、議事進行をお願いします。

長野県知事 論点5に関しては、今、とりあえずの議論をしていただいた後は、論点6に関しては論点12と一緒に一括で議論していただくことを望みます。

理由は2つございます。私どもの長野県の封筒、人間とカモシカと雷鳥の赤い封筒の中に、「日本の義務教育を守る緊急共同提言」が入っております。この中の1人の鳥海巖氏は、経済同友会の顧問であり、丸紅の社長・会長を歴任した人物であります。なぜこのような経済界の人が、あるいは京都大学経済研究所長の佐和隆光氏がこういうことを申し上げているかというと、教育が私たちの今回議論すべき改革のすべての根幹であり、同時に日本の教育がきちんとしたものであること、読み書きソロバンというものがきちんとできていると、むろんもっと教養もですが、これが日本の経済をこれからも安定させていくということだからです。つまり、日本の改革の原点は教育にあるからでして、これは私たちは教職員組合のためではなくて、まさに次世代の子どもたちと保護者のためにこの教育の問題を論点6と12は一括審議すべきだと思います。

2点目の理由は、これは今日も多くのマスメディアの方がいらっしゃっていますが、恐らく切歯扼腕なさっているのではないかと思います。というのは、今までの議論だけでいうと今日の全国知事会の内容をどのように

記事にしたらよいかと、今、大変に悩んでらっしゃるんだと私は思っております。このままではまさに「闘う知事会」ではなくて、「会議は踊るダッチロールの迷走する知事会」というような報じられ方になります。報じられてなんぼでありまして、まさに迷走ではなくて、激論をする、会議は闘うということのためにもこの論点6と12を一緒に議論することを議事進行提案します。

議長 わかりました。

まず、論点5の移譲額を明示するかどうか。この論点5と論点8ですね、関係しているのですが。移譲額を明示しないと、10割、8割も書かないという意見の方が支配的です。

(移譲対象補助金の名称・廃止額のリストについて)及び(移譲額算定の考え方について)

北海道知事 北海道の財政状況を考えてまことにつらいのですが、でもここはやはり移譲額は明記すべきだと思います。それはやはり地方としての姿勢というものを国に対して示していく必要があるという論拠のみでそのことを主張したいと思います。

その上で、移譲額の考え方で、やはり8割というのは1つぐらいないのだめだと思うのです。全部10割だったら何のために書くのだということになるので、ぎりぎり私どものお財布の中などとも議論をした結果、の奨励的補助金の部分はずらいけれども8割と。ただ、の公共事業は、いろいろな議論がございますが、これはやはり継続事業もあるいろいろな議論を考えると10割と。月曜日の議論でもそういう意見が強かったということがあんなら、ここは10割という形で残して、移譲額を明記して書くというのが私の考えです。

和歌山県知事 先ほど、太田大阪府知事の言われたことももっともですが、私は、公共事業関連補助金をなくしてしまったら元も子もなくなる面があると思います。ただ、税源移譲額を8割にするのだったら、やはりそれなりの理屈を考えておかないとと考えます。

このところは非常に大事なところだと思うから5割でも4割でも構わないのですが、なるほどとみんなが思うような理屈にしなければと思います。10割というのは基本的には建設国債で全部みてるわけだから、あり得ないだろうというような感じがします。

常識的な線というものを出すということだろうと思います。

愛知県知事 10割、8割、移譲額を明示するかどうかということであり
ますけれども、結論は明示すべきではないと思っておりますが。たまたま、
今、奨励的補助金の話が出ましたけれども、何人かの知事さんからお話が
ありますとおり、典型的、カテゴリーの話じゃなくてもこれ個別の補助金
のそのもの話なんです。だから、実質的に義務的なもの、あるいは義務
的にならざるを得ないものというものをきちんと選別する必要がある。そ
の作業をきちんとしない限りは、また、その作業をして自信がない限りは
やはり8割は明示すべきではない。

例えば市町村が行うホームヘルプサービス、これは在宅福祉事業費です
けれども、これはとても8割という範疇に入るものではないですし、延長
保育の実施など特別保育、児童保護費の補助金、これもそうであります。
それから、生活保護費補助金、これも生活保護の決定の各種調査、これも
論外です。あるいは公営住宅家賃対策費補助金。それから、先ほど来出て
おりますように私学助成、こうしたものはすべて奨励的補助金のカテゴリ
ーに入っているわけですがけれども、当然10割を我々主張していかなければ
ならないそういう補助金であります。個別の判断なくしてこれはできない
と、私もそう思っております。

議長 それでは、今の意見いろいろ出てますが、岡山県知事どうですか。

岡山県知事 藤田知事がおっしゃったような、9ページでは3本の下線
部で修正案は出しているんですが、これだけではなくて、生命・身体・財
産だとか、今のご質問の福祉、教育ですか、こういったものについても何
か10割という意見が大体多いような感じがいたします。もしもそういうよ
うなご意見が大方まとまるのであれば、そういう修正も1つはあるのかな
とは思いますが。

ただ、いずれにいたしましても、数字を全体出しているわけです。7ペ
ージのところでは3.2兆円と、それから税源移譲は3兆円と出しております
から、その差があるわけです。最後に税源移譲をどのように数字であらわ
すのか、その内訳はどうなんだということは、いずれにせよ我々リストを
出す限りは説明責任が求められるのではないかと、そのところをもう少し
議論していただかなければいけないのかなとは思いますが。

だから、個々の事業について1つずつ議論しているとなかなか集約が難
しいんじゃないかと思えます。

石川県知事 これは先般の合同会議でも議論になったところです。研究

会の原案で出したときには、このリストは1つ1つの補助金ごとに廃止額と移譲額を10割、8割と1つ1つ丁寧に全部書いてたわけです。そうしないと我々の正当性がないだろうと思ったのだけれども、よく考えてみると、この補助金を所管している各省庁にとっては、この補助金は廃止という考え方がいかないわけです。各省庁はそれは10割移譲するのか、8割移譲するのかと全く関わり合いはない話になるわけです。各省庁は、全部この補助金は全額廃止という形でしかいかないわけだし、各省庁はそれにしか関心がないということです。10割、8割というのはこちらの方も本当にどれを10割にすべきかということについてはまだきちっと固まってないというところもありますから、そのところはあえて移譲額を明示して出す必要はないのではないかということで、この前の合同会議では大方の集約はなされたと思います。

だから、このリストにはあえて移譲額は書いてない。廃止額だけをあげているということです。

議長 私個人のことを言っちゃよくないのだけれども、やはり個々の項目を見ていくと、10か8かちょっと問題になるのがあるのですよ。ということで、移譲額は明示しないと。概ねそういうご意見なので、案としてはそういうふうにもっていきたいと思います。

それから、飛びまして論点7にまいりまして、特定地域への配慮です。特に今日は沖縄県知事がご出席じゃないんですが、やはり特別の配慮をすべきだということを主張しておられました。

財政的に配慮するには具体的にどのような措置が考えられるか。ここでそう詳細に論じるわけにはいかないと思いますけれども、これについてご意見があれば。

佐賀県知事 さっきの確認をさせていただきたいんですが。移譲額は明示しないという会長のご判断なんですが、それは総額で3兆円とするという、そこも明示しないということになるのでしょうか。総額は明示をするということでしょうか。

そうすると、総額を明示したときに、その対象となるものはどういうふうな内訳なんですかと聞かれたら、どんなふうに答える、説明するということになるのでしょうか。

議長 石川県知事、どうですか。

石川県知事 合同会議で出てきた素案どおりいけば、補助金の廃止額は

3兆2,000億という数字が出ます。そして、税源移譲枠は、3兆円という形になるわけです。それで、僕は協議の場では説明できるのではないかと思うのです。

それで、しかもこれは実際に補助金ごとに移譲額を全部出していくということになって、各省庁にとっては、ほとんどこれに関わり合いのない話です。各省にとってはこの補助金を廃止するかしないかということだけなんです。ですから、そういうところで私はいいのではないかと思います。

それと、こちらの方のまだどれを本当に10割、8割にするのかということについては今もいろいろな議論があるわけですから、そこはもう少し詰めておかないといけないと思います。

奈良県知事 積み上げで表現するか、我々の努力目標として表現するかいろいろあると思います。そこらは、可能な限り3兆円に近づける、あるいは感じとしては3兆円、もうちょっと税源移譲してもらわなければ困りますと、というような話にしたらどうだろうかと思います。

それから、今の表現で確認しておきたいのですが、そうすると本文で8割と書いてあるのも、消えるのですね。だから、いわゆる定性的な議論で3兆2,000億円の国庫補助金が出たけれども、そこから幾ばくか減ってもいい部分があると、こういう表現を何か考えてもらうよりほかないんじゃないかと思います。これを積み上げてやってたら、この補助金が10割でいいとか、これは8割でいいというようにこの場ではおさまらないでしょう。

だから、努力目標としてこの程度と、こういう話をそれに合う表現を考えてもらうことじゃないですか。

佐賀県知事 確かに考え方としてそこはそういうふうに積み上げでやらずにということであればそれはそういうことで整理をしたんだという話ができようかと思います。そういうこともあろうかと思って、先ほど論点2のところ、国と地方で協議機関をつくったときに、この事業は義務的に地方が引き続きやっていくんだということと、任意のものだねということとをきちんと区別をするというところは、その協議機関でやったい方がいいのではないかとあって、ここの論点2のところ、そういうふうなお話を申し上げたわけなんです。

だから、ぜひそうやって個々の事業に着目をして切りわけをしていくということを協議機関でやっていただければと思います。

福岡県知事 やはり非常に心配なのは、8割移譲されるかどうかという

ことよりも、例の20分の1とか60分の1とか、そういう移譲ということが今の建設国債の体系から合理的じゃないかという議論をなされたときに、仮に20分の1ぐらいの税源移譲されても我々もどうしようもないという事態になっていくわけです。

従って、この税源移譲に当たってこの部分はそのような全額移譲を一挙にやってくれと言うのか、あるいは今の現実的な国債方式でやってるということに見合った形で、鳥取県知事はそれはおかしいと言うけれども、やはり財源対策を過渡的にやっていくという措置を併用するのかということをはっきりさせておかなければ、これはもうちょっと危険極まりないことになるんじゃないかということなんです。

鳥取県知事 私の名前が出ましたのでちょっと申し上げますけれども。政府は確かに、財務省も総務省も公共事業については税源移譲はないよと、あってもせいぜい60分の1だと、こう言われるんです。ですけれども、考えてみたら建設国債も赤字国債も本質的に変わりはないんです。借金なんです。もし建設国債だから税源移譲はないよという話が成り立つのであれば、赤字国債だって同じことなんです。今、日本は36兆円ですから、それぐらい国債発行してますけれども、それ言いだしたらどの補助金も負担金も全部国債は紛れ込んでいるわけです。

私は、この際、政府がどういう財源調達をされているかというのは我々はちょっと頓着をしないで、さっきどなたかも言われていましたけれども、正論できちっとリストを出して、10割なら10割、8割なら8割。そこから先は例の同時履行の抗弁権で、例えば公共事業については税源移譲できませんよとって政府が言われるのならば、両方のリストから落とす、削減からも落とすし、税源移譲からも落とす、そういうことで始末をすれば、今、福岡県知事がおっしゃったような懸念はなくなるんじゃないでしょうか。

栃木県知事 私も鳥取県知事に賛成であります。国の予算を見れば36兆円も借金があって、そのうち建設国債は6兆5,000億なんです。赤字国債が圧倒的なんです。ですから、20分の1、60分の1議論する必要はないと思うんです。そういった意味では、知事会としてしっかりとした理論構築すべきだと思います。

最初に、新潟県の知事さんが言われましたけれども、今回の三位一体の改革の本当のねらいは実は四位一体の改革なんです。本当のねらいは、国

家財政を破綻させないという隠れたねらいがあるわけです。ということは、建設国債、赤字国債全く関係ないんです。要するに国としての借金をいかに減らすかというのが大きな私は課題だと思うんですこの三位一体改革を通じてです。

そういったことを考えれば、まさに建設国債だということを考える必要全くない。国の懐をいかに健全にさせるか。また、地方も市町村も都道府県もいかに財政を健全化させるかということが私はこの三位一体の改革の大きなねらいだと思うんです。

私ちなみに試算をさせてみたんですが。平成14年度の決算でプライマリーバランスが黒字の都道府県が幾つあるかというのを見ましたら、大体40の都道府県がみんな赤字です。7つの都道府県しか黒字の都道府県ありません。それから、市町村は2,900調べられなかったものですから、栃木県内の49市町村を調べてみました。そうしましたら、さすが市町村の方がプライマリーバランス赤字の市町村少ないです。ですから、そういった意味から考えると、やはり市町村、それから都道府県、国と、この三者が力を合わせて国家財政を破綻させないようにする。そのためにプライマリーバランスをそれぞれ何年計画で黒字にしていく、こういう目標を定めてやっていかないと、このままいきますと必ず国家財政は破綻すると思います。

そこをしっかりと踏まえてやれば、20分の1、60分の1の私は議論はないと、こういうふうに思っております。ぜひともそういった意味ではやはり公共事業もしっかりとこの中に入れるべきだ。そうすれば、自然に国の財政もしっかりと健全化していくようになると思っておりますので、ぜひそういう理論構成をして、財務省、総務省を論破すべきだと私は思っております。

福島県副知事 福島県なんですが、細かい話で恐縮なんですが、10ページのところなんですが、10割、8割の議論のところでのこの税源移譲額8割相当としてその部分については地方公共団体の行財政改革の効率化努力ということで、行財政改革の柱を少しここで入れているんですけれども、今回、10割、8割の議論とこの辺の問題はどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

議長 石川県知事。

石川県知事 ご承知のように、全体像でもありますように、昨年11月の提言は9兆円の国庫補助負担金を廃止し、8兆円の税源移譲ということで、

その差が1兆円あります。これは、今、申し上げましたこの効率化努力によってその部分を生み出すのだという考え方に基づいて整理されています。去年の提言自体を基本に置く以上は、このすべてが10割という整理をされていない。その流れを今回引き継いでいるということではないかと思えます。

議長 それでよろしいですか、福島県。

福島県副知事 ただ、その2割分について、我々の行財政改革の努力の1つの指標として入れていますので、その辺の行財政改革そのものの問題としてこの10割、8割というのはどのように関連したらいいのか、その整理が必要なんじゃないかと思っております。

兵庫県知事 10割、8割が骨太の方針でも確認されている事項でもありますし、今までの作業の中でも10割、8割が存在するのだということは前提にしている。ただ、資料1の にあります経常的な国庫補助負担金の中にも10割で措置してもらわないといけないのがあるぞということから10割、8割の議論が、今、俎上に上がってるわけです。

ですから、10割、8割ということは前提にしながら、配慮しなければいけないのがあるのだよということを、先ほど岡山の知事さんがおっしゃいましたが、その9ページの具体的な移譲補助金のうちこれこれという中に配慮しなければいけない10割の項目というのをできるだけ挙げておいて、そういうことがあるから3兆円程度になるんだと、全体としては3兆2,000億の廃止額だけれども、こういうことを以外のものは8割になるのだから3兆円程度になるのだという主張をしていけばいいのではないか。それで十分説得力あると思えます。

問題は、本来は1つ1つ積み上げていったらいいのかもしれませんが、これはなかなか1つ1つの補助金についての8割でいいのか10割でいいのかという議論はここでやりますとそれぞれの都道府県の違いが出てきてどれでも10割だということにしかならないのではないかと、そんな思いもいたしますので、そのような大きな方向づけをすることによって提言をしていく。そして、具体の作業はやはり協議機関に任せるしかないのではないかと、固めていくしかないのではないかと、そういうふうに思います。

議長 はい、わかりました。この辺でけりをつけたいので、北海道知事がおっしゃるように、10割、8割という基本的な考え方ですね、これはやはりそういう姿勢は示すべきだと思いますが、個別の積み上げというのは

非常に問題があると思うんです。そういうことで、概算的に打ち出していくと、奈良県知事から努力目標というお話もありましたが、そういうニュアンスでまとめていきたいと思います。

結局、個別具体的には、今、おっしゃったように、協議機関でこういうことを議論していくということになるのではないかと思います。

(特定地域への配慮について)

北海道知事 論点7について申し上げます。沖縄県知事さんは今日おられません。ペーパーが出ているのは私ども承知をいたしております。北海道も全国の国土の22%という広大な地域の中で社会インフラ整備がまだまだ遅れているという残念な状況にございまして、北海道特例というかさ上げ特例措置をちょうだいをいたしております。

また、一方で後進地特例という形で30県以上の県がその特例の適用を受けていると承知をいたしております。

このことにつきましては、この原案の8ページの(3)の下になお書きで3行書いていただいているわけですが、実はこのことの位置づけというのは、全47の都道府県に至るわけではないのですけれども、私どもの特定の地域にとっては極めて重要な問題でございますので、後から修正案はご提示申し上げますが、ぜひこの(3)の下になお書きで書いていただくのではなくて、(2)のあたりに の項目立ての後に1項目起こすような形で、例えば、「歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても、補助率のかさ上げ相当額を地方財源として移譲し、地方交付税等により適切に財源措置が講じられる必要がある」というような文章を明記していただければと思っております。

長野県知事 議長、進行で先ほど栃木県知事が6と12を後と言ったのに対して、私は議事進行で6と12を先に行うべきであるということをお願いし、それに関してご回答をいただいておりますし、他の出席者の意見を聞いておられません。6を後にするというのもおっしゃらずに行かれるということは進行としていかがでしょうか。

議長 進め方については会長の権限でやらせていただきます。

6と、あと義務教育費は関係しますので、そこで議論していただきたい。今の北海道知事のご発言に対する意見。

長崎県知事 長崎県もご承知のとおり、離島が45%でございますので、

離島振興法の中でかさ上げというものがなされておまして、ぜひ北海道の知事さんと同じような内容のものを加えていただきたいと思います。

議長 わかりました。それ以外。

青森県知事 北海道知事に全面的に賛同いたします。私どもも後進地特例の適用がございます。それはご存じのように一般財源として活用されるということをお考えれば、これをきちんと公平にやっていただかないとその影響たるや交付税に換算すれば4.5%ということになります。ぜひこれにつきましては強く主張していただきたいと思います。

兵庫県知事 発言の趣旨自体には、全く異議がないし、そのような配慮をしてもらわないといけないということを知事会総意で申し述べるべきだと思うんです。既に9ページにかなり詳細に書いてあるんです。その9ページに書いてある以上のことをどこかで書けということをおっしゃっておられるのでしょうか。9ページの表現では弱いとおっしゃっておられるのか、それとも他の主張をされているのか。私は書いてあるのではないと理解するものですから。

北海道知事 その意味ではこの原案をいただいたのが昨日でしたので、熟読を全体としてしているわけではないのですが、8ページの(3)の下に3行だけ書いてあるというのは余りに中途半端ではないかと。ですから、ここにお書きいただくのであれば、3の全体の改革の(2)の移譲対象補助金の内容の中に、先ほど私の案をご提示申し上げましたけれども、それを明確に位置付けをしていただければということでございます。

議長 表現の問題で、実態はそれでよろしいということであれば、文章の修正でいきたいと思えます。

山梨県知事 この特定地域の財政措置を講じるという際には、例えば起債の充当率の引き上げということも考えていただければと思えます。

議長 ちょっと、趣旨がよくわからなかったんですが。

山梨県知事 大半が公共事業の実施に当たっての措置であることを踏まえた中での意見とさせていただいたところです。

議長 わかりました。文章的にはこれでいいわけですね。中身の話ですね。

山梨県知事 文章的にはこれでよろしいと思えます。

議長 わかりました。それでは、文章につきましては、北海道知事のお

話もこれあり、兵庫県知事のご意見もあり、そういうものを考えて、私の方で文章は考えさせていただきたいと思います。

それから、4ページの論点の9ですが、臨時巨額の大規模事業をどうするかと、地方債と交付税の組み合わせで措置するということがどうかと、こういう論点でございますが、項目の2つ目はもういいでね、特別の地域については。

では、ですね、臨時巨額の大規模事業の財政措置をどうするか、ご意見があればいただきたいと思います。

(臨時巨額の大規模事業等について)

鳥取県知事 これは恐らく市町会とか町村会から出た話ではないかと思いますが、確かにこういうことはあると思います。巨額の、例えば廃棄物の焼却場ですね、こんなものについてはこういうことがあると思うんです。であれば、そういうものは補助金の廃止の対象から除いた方がいいんじゃないかと思うんです。わざわざ補助金をやめて一般財源にしますと。だけれども、一般財源にしたらこんな問題起きてきますから、結局地方債と交付税で裏打ちしますよということで堂々巡りなんです。何のためにやっているかわからないです。

ですから、もしこういう措置を講じなければいけないようなものが市町村にあるとすれば、県にもあるかもしれませんが、そういうものは補助金の削減対象、廃止対象から除くということにして、こういう地方債と交付税の組み合わせの補助金化、交付税の先食いというものは私は原則としてやめるべきだと思います。

議長 これはおっしゃるとおり、公共事業については市長会・町村会の要望で、補助金の問題も市町村対象の補助金は対象外にしております。ただ、連続立体交差事業だとか、あるいは高速道路をつくった場合のアクセスですね、そういうような臨時に市町村にとっては大きな財政負担のある事業がある、それについてはいろいろな組み合わせでやりたいと、こういう意見です。

兵庫県知事 そもそも施設については一定の耐用年数期間があって、その整備についての財源調達については世代間の調整を図っていくのに対して、地方債という一定の施設整備に借金を事前にしておいてその償還で利用者全体が負担をしていくということが望ましいという前提もあるわけです。ですから、交付税と地方債の組み合わせを一概に全部否定してしま

うのはいかがなものか。

ただ、片山知事がおっしゃるように、その仕掛けが余りにも政策的に使われすぎたところが問題だというのはよくわかりますが、このような本来のものに対してそのような仕掛けは全部否定すべきだというふうに断じてしまうのはいかがなものかと私は思います。

しかも、補助金をもらっても補助裏についてどうするんだという話があって、今でも補助裏については地方債を発行して、その地方債を毎年一定期間内に償還している仕掛けなんです。ですから、それが補助金がなくなって全部が地方債になって、その地方債の償還をどのようにしていくかということとどこがどう違うのかといたら、交付税の裏打ちをどこまでするかというところに違いはもちろん出てくるのですが、基本的な償還スキームとしてこれを一概に否定してしまうのはいかがなものかと思います。

鳥取県知事 私も地方債の効用を否定するものではありません。それはやはり耐用年数30年ぐらいあるものを貯金して全部やれというわけにはいきませんから、地方債でやったらいいと思います。ですけれども、そうやって許可を受けて地方債で事業やったところに後で交付税をあえて上乗せをするという今の事業費補正方式はやめるべきだと思うんです。だから、資金調達としての地方債の機能はこれからも残したらいいと思います。けれども、その償還は標準的に入る単位費用で交付税で入るもので淡々と返していく。そこにあえて国が上乗せをするというような、今、やっているような仕組みはやめるべきだということであります。

議長 はい、わかりました。大体ご趣旨はわかりました。あと、市長会・町村会のご要望ですから、私の方で調整させていただきます。

それから、論点の5ページですが、国直轄事業負担金廃止の範囲ですね。今回で全額を廃止するのか、あるいは2期を含めて段階的にやるのか、例えば1期では維持管理だけで限定してやるか、その点についてご意見をいただきたいと。

(国直轄事業負担金廃止の範囲について)

茨城県知事 関東では首都圏中央連絡自動車道というのがあるのですが、これも、これはどう見ても地域交通の確保という役割もあるけれども、首都圏の混雑緩和あるいは環境対策という本来国がやらなくちゃいけない大きな事業だと思っております。ところが、これに対して神奈川で大体4,300億ぐらい、東京でも2,000億以上、埼玉でも2,600億、うちの県でも1,3

00億ぐらいの極めて大きな負担金を払うことになっております。本県の場合には、もう直轄事業で負担する方が公共事業でもらっている補助金よりも大きくなっている状況にあります。こういったことについては、国の方の公共事業の補助をやめるとかいろいろなことを考えるのであれば、当然地方の負担もやめていかなくちゃいけないんだらうと思っております。

直轄事業をやめるというのではなくて、我々もこの圏央道についてはぜひ進めてほしいという要望はしておりますけれども、道路特定財源なんかも余ってる、オーバーフローしている状況の中で何で3割も負担するのか。例えば新直轄で25%、幾らにするのがいいか知りませんが、地方からの要望がきつくなって、国の方で受けとめきれないというのであれば、せいぜい10%ぐらいにすればいいんであって、30%も直轄事業の負担金を納めるさせる必要はないのではないかと。

直轄事業自身は、一部の方は直轄事業については必要だということをおっしゃっておりますが、それはもちろん必要です。しかし、今、猛烈な勢いで補助事業を地方が受けないために直轄事業は増加してきております。これをどんどん負担がふえていくという格好ではおかしいのであって、歯どめも必要である。私はこれは、この維持管理費分に限定するなんていう中途半端なことをやるんじゃないで、すべて最初から廃止を言っていくべきだらうと思っております。

徳島県知事 国と地方との協議機関をこれから設けていくという前提があるわけでございまして、例えば維持管理の分は別として、今、いろいろ手がけている直轄事業もいろいろあるわけで、そうしたものをいきなり廃止というのなかなか厳しかろうという点がありまして、できれば国と地方の役割分担、このあたりをしっかりと出す中で、今、茨城県知事もおっしゃるように、直轄事業自体を廃止をすることではないということですが、できれば2期改革までの間に議論をしっかりとやって、場合によっては直轄事業として、今、言われる3割を、じゃあ、1割にしよう、2割にしようというお話も出てくるかもしれませんので、次の議論に送っていただければとこのように考えております。

熊本県知事 第1期の改革ではまず維持管理費の部分を廃止すべきということをおっしゃりたいと思います。そして、今、言われましたように、これから2期に向けてこの問題をどのように考えていくかということをおっしゃると論議した方がいいと思います。直轄事業負担金をいきなり全額廃止する

とこういう形になりますと、非常に影響も大きいかと思しますので、まずは1期、2期という観点の中で整理していただきたいと、そのように思います。

愛知県知事 道路特定財源の際にも申し上げたわけでありましてけれども、この直轄事業負担金は道路関係が多いんです。特定財源が関係をいたしております。特定財源が関係をしているということは、原資が利用者負担、ユーザー負担ということであります。従って、この廃止が地方負担の廃止の見合いで地方の道路特定財源が削られるという心配がありますので、私は建設、維持管理というそういう仕分けの問題ももちろんありますけれども、やはりこの制度そのもの、道路特定財源との絡みの中でどうあるべきか、ちょっと慎重に議論しませんと反動が心配されます。

従って、第1期ということに余り性急になるよりも、この直轄事業負担金の改革の手順というものをもう少し、前の臨時交付金も同じことですがけれども、議論の必要があるのではなからうかと思えます。それを踏まえて、直轄負担金がどうあるべきか議論を深めていく必要があるような気がいたしております。

静岡県知事 私も維持管理分について入れることは賛成ですが、その他の建設費そのものについては、公共投資ほとんどを今回対象にしていないという状態を考えますと、これをつまみ食いのやっても非常にいびつな結果をもたらすと思えます。

もし全額廃止になった場合に、これまで負担金であっても理論上財源措置されている。そうするとそれはどうするのかと。3兆円の移譲対象からその部分は差引くといった議論にも波及しかねないわけだから、ここは私は慎重にした方がいいと思えます。

北海道知事 私ども北海道にとっても直轄事業のこの負担金の問題は毎年毎年国に対しても要請をしております、懸案事項の最大のものの1つです。だからこそ申し上げるのですが、ガーンと大きく全額廃止というよりも、現実的なフィージビリティに着目をして、まずは維持管理費のみに限定をして第1期に打ち出して、それを現実のものとして実行していただき、道筋をつけた上で第2期改革に向けてさらに全額というシナリオの方が、今まで毎年毎年言って、それで、達成してないのは、ここでぶつけて全敗とってどうなるかという議論もありますので、私はここは現実的な維持管理費からまず限定してやるという熊本県知事に賛成です。

兵庫県知事 直轄事業負担金の問題は長年の懸案で、知事会としては廃止を定石に掲げて、この7月15日でご議論いただいた17年度予算に対する提言でも廃止、そして少なくとも維持管理費については早急に廃止ということ合意しているんです。それで、この補助金のこの議論が出たら途端に先送り論議をするような表現をここに書いてしまっただけでは、知事会は何を考えてるんだということに逆にならないか。それでもよろしいのかということ私を私は逆にお尋ねしたいと思います。

7月の知事会としての国に対する予算提言の中に廃止というのはいったん来たはずなんです。現実にはいろいろご指摘あったように難しいところもあるというのは承知の上で知事会として廃止、少なくとも維持管理費は早急に廃止というスタンスを明らかにしてきたのではなかったでしょうか。

和歌山県知事 私も井戸兵庫県知事さんと同じ考え方で、むしろこの負担金の問題はアップデートな問題になっております。

というのは、工事費はどんどん変更されて、そのたびに地方公共団体の負担が否応なしに上がってくるというようなことは、最近大きな問題になってきております。難しいか難しくないかは別として、旗を下ろしてしまうような表現はまずいだろうというような感じがいたします。

神奈川県知事 私もこれは全部一挙に廃止という姿勢で臨まないで、逆に維持管理費だって取れない可能性があると思います。やはり全国知事会でずっと即刻廃止すべきだと何度も決議をしてきているのです。これも時と場合によってはここはいいだろうとやって、みんな腰が引けていたら戦いにならないと思うんです。これこそ全額廃止を求めていく。さまざまな交渉あると思います。それで、ようやく維持管理費が取れるなんていう結果になってしまうかもしれませんが、そういう姿勢で臨まない限り、これは絶対難しいと思います。

栃木県知事 私もそうすべきだと思います。そして、ぜひ道路特定財源については、今、用途拡大の方へどんどんいっているんです。ですから、用途拡大をする前にしっかりと道路に使ってもらってですよ、それで足りない分、負担金をもし必要ならば負担金もらうということです。それをやってもらうことが先じゃないでしょうか。私はそう思います。

埼玉県副知事 今、栃木県知事さん、茨城県知事さんがおっしゃったとおり、私ども全く同じ意見でございます。やはり、今、旗を下ろしていくべきではないと思います。ぜひ進めていっていただきたいと思います。

大分県知事 私はむしろ慎重論なんですけれども。全体としてインフラ整備の遅れているところについては、負担金の問題も含めて全体でどういう配分が一番いいのかというのを慎重に考えた方がいいと思ってます。

従って、知事会で決まったからといっても実際の問題となったらやはりもう一度議論したらいいと思います。

新潟県知事 この問題はある意味で両面があってなかなか結論が出しにくいんですけれども。私の考えは、やはり直轄の負担金が今までであったということはやはりある意味でいくと、直轄事業がそこで行われて一定の道路なりいろいろなものができたときに地元においてベネフィットを受けるわけだから、受益者として一定の負担を求めるとするのは国の考え方なんだろうと思います。

そのときに、本来我々が求める枠組みとか求めるべき方法で事業がきて、喜んで受けるものであれば、多少の負担は是とする部分はあるんですけれども、最近のようにだんだんと地方の財政が悪くなって余り欲しくないのに消化のために受けてもらわないと困るといようなものについてまで負担するとなると、これは議論がある。一方的に負担すべきでないとか、負担すべきであるとかいうのはなかなかこれ議論ができないのですが。場合によっては、直轄事業をもってきたいときに多少でも負担するからやってくれるならやってもらいたいという概念は多少やはりみんなもあるんだろうと思うんです。

ただ、そのこのところをそう言っていると結論がでないので、補助事業と直轄の負担との関係において議論をしないと、この問題は、直轄の負担だけをやめるとい議論をしたら必ず解決つかない。ですから、今まで陳情しているけれども、真剣に受け止められていないのは、多分知事というか、地方の立場でいけば直轄の負担金を廃止してほしいというのは当然だけれども、国の立場からいけばそんなこと簡単にできるかということで、毎年の陳情は当然あるけれども、受け取っておきますという話で終わっていたんだと思うんです。

けれども、今度補助事業をやめるとい話になっているだけで、税源の移譲と絡んで直轄の問題をどうするかというのはやはり一回議論しなければいけないわけです。今、言った二面性がある中で我々はどう考えるのか。真に欲しい、あるいは真に必要な直轄にまず限る。それからもう1つは、維持管理についてはやはり非合理なところがたくさんあるので、これにつ

いては見直すというのは何となく納得いくと思うのですが、今、言った、基本的な枠組みについてどう考えるか、ちょっとやはり議論がまだ我々自体が足りないかもしれないというのが私の思いです。

長崎県知事 地域によって随分違いは出てくると思うのですね。我々みたいな地域は直轄事業でやってもらわないとできない事業もたくさんあるわけなんです。そのためにはどうしてもある程度負担をしないと国がなかなか関与してもらえないというところもありますので、ここで一概にそういった形で決めていただくと、大変今後の事業に支障を来すということがありますので、既に直轄事業の中で地元負担がある前提の中で事業を進めているものもありますので、ここは慎重に議論していただきたいと思います。

茨城県知事 例えば道路でいいますと、道路特定財源をオーバーフローしてるわけです。それを道路をつくる時に地方に3割負担を求めるという格好じゃなくて、道路特定財源をそっちにまず充てればいいじゃないですか。直轄事業は、僕は大きいにやればよいと言ってるんですよ。どんどん進めてもらう。ただし、ちゃんと国家的見地からやるものなんですから、それはそういう国が全然やらないのはそれは地方的見地からのものだったらやらないかもしれませんが、国家的見地で必要なものだったら、例えば今の圏央道なんかはまさに我々も納めますけれども、地域の役割よりも例えば都心の混雑緩和とか環境問題の方がはるかに大きいんですよ。そういうものについて今のままいったらざるざるいくだけじゃないかというのが私の意見で。現実に補助金もらっているよりも直轄の負担金の方がうちなんかは多いんですから。それだけの状況にあつたら、これをすぐやめてもらわないと。我々は維持管理なんかの問題じゃないと思っております。

それに、この間の総決起大会でも4本柱の1つですからね。これを中途半端にしておいたら何を言っていたのということになってしまうのではないかと思います。

兵庫県知事 今のお話のとおりなので、既に7月15日に決めた話を、1カ月後に後退させるような姿勢で大体この税源移譲獲得できるかという話だと思っております。

それと、ただスキームとしてどうするかというのは議論がありますから、それはいろいろな形で議論を展開していただいたらいいと思うんですけれ

ども、姿勢をきちっと示しておかないといけないのではないかと私は思います。

岩手県知事 この直轄負担金の話はどなたかもおっしゃっていましたが、大変長い知事会での議論の過程もあって、それで例の協議機関ができますから、そこでしっかりとした議論をする必要がある問題だろうと思います。

これについて、公共事業の関係の補助金を廃止すれば間違いなく、否応なしにこの問題の議論もしなければいけないわけですから、そこでしっかりと議論をする。ただ、9月から議論が始まるわけなので、また始めていかなければならないわけですから、この段階で主張を変えるということはないと思います。今までの主張をそのまま続けておいて、そこでしっかりとした議論を行うというのが知事会の立場ではないかと私は思います。

静岡県知事 そういう観点でいきますと、10ページの(7)の原案はうまくできていると思うので、これでまとめていただいたらどうでしょうか。

議長 (7)でいいわけですか。それではそういうことでいきましょう。

大分県知事 異議あり。

議長 この10ページの(7)の表現では異議があるのですか。どう変えたらいいのですか。

熊本県知事 今、大分の知事と話し合いをしたところですがけれども、私も大分の知事がおっしゃっているように、この文言の中で1つ引っかかるのは早急にこれを廃止すべきであると、「早急に」というそのフレーズにはやはり慎重であるべきだと思います。

先ほど申し上げましたように、まずは直轄負担金の廃止の中でこの維持管理費については、私はすぐということであって構わないけれども、それ以後の問題について、私はもう少し早急にとということではなくて、廃止する方向を検討するというような形の方がいいんじゃないか。10の7のところですね、「早急に」という、その「早急に」は1期目のところから同時に始まっていくと、そういうふうな感じがいたしますので、まずは直轄事業負担金としてのところは、先ほどから言いますように、この維持管理費をまずやると。そして、その次の段階の中で全面的に廃止をするという形の方がいいと思います。

議長 これは前から全国知事会としては廃止ということやってきました。問題はそのタイミングですよね。タイミングはどうするかということ。まずは、その維持管理からやるべきだということを確認にしたわけです。

(「原案どおりいこう」と呼ぶ者あり)

議長 それでいきましょう。最後、論点11ですね、これは市町村の関係なんですけれども、もう市町村は施設整備関係はこの際廃止対象にするということに踏み切りました。公共事業関係は存続したいと、臨時特例的な事情もあるからと、こういうことでございます。

それで、今回の案は都道府県のみが実施主体の事業に係る国庫補助金を対象にしたとこういうことでございまして、市長会・町村会は都道府県のみが実施主体の事業でも市町村にしわ寄せが来ないようにと、こういうようなお話がございました。従って、もしやるとすれば市町村にしわ寄せが行かないようにというようなことは知事会として約束をしたいと思えます。

(公共事業関係国庫補助負担金の選定について)

高知県知事 今日のご議論を伺って、地方交付税のことにしろ、国庫補助負担金のことにしろ、今の直轄の負担金のことにしろ、大変重要なことですけれども、一般の国民の皆さんが聞かれたときには非常にわかりにくい専門的な議論であったと思えます。

6の論点にも関わりますけれども、この市町村だけに関わるような公共事業を外していくということが実態的に市町村のサービスに関わるかどうかということは、結局は一番その市町村に住む地域住民にわかる三位一体の改革の結果ということになるので、この点は十分考えなきゃいけないんじゃないかということを思います。

何が言いたいかといいますと、都道府県が主体であっても、つまり財政的なもし何か影響が出るとして、それを都道府県が被るとしても、実態的なサービスとしては地域住民が被るような、しわ寄せと言うと語弊がありますけれども、影響があるのではないか。今日冒頭の議題になりましたその災害に対する対応、それからこの議論の中でも何県かの知事さんが言われましたけれども、地すべりとか急傾斜とかいろいろございます。そういう命に関わる事業というのは都道府県のみが主体となってやっていますけれども、実際はやはり地域住民が影響を被ってくる事業になってくるんじゃないかな、そういうことがわかったときに、地域の住民、国民の皆さん方から三位一体は何なんだというゆがんだ見方になりはしないかなということをおぼは思います。

ですから、それは地域エゴで、地域でのこぼこをどうのこうのということではなくて、でこぼこということをおぼは考えるときには、こうした命に関

わるものというものを外していったって、もっと市町村も都道府県も一緒にやっている事業であっても、命に関わらないというか、地域住民と一緒にやっていく、つまり一般財源化になじむような事業を対象にしていくということを考えて方が、三位一体の改革というのは結果的に地域の皆さん方に受け入れやすいものになっていくのではないかと思います。

代案を出せというので、一応ペーパー1枚出させていただきます。公園の事業だとかまちづくりだとか、そういうものをやはりかわりに入れていく。また、この16条関係の、先ほど10割、8割の議論がありましたけれども、こういうものを10割にしていく、そのことによって足らざるものはまた別途の議論があると思いますけれども、私はそういう視点で命に関わるものというものをある程度区分けをしていくという姿勢が必要ではないかなと。単に市町村と県だけの機械的な分け方では、逆に後で市町村長さんも困れることになるのではないかと思います。

議長 では、地域住民に密接に関係する事業であれば、県事業でも廃止対象にしないと。補助金方式でいくと、こういうことですね。

高知県知事 密接にというか、今日の冒頭の議案にございました災害などの命に関わるような事業ですね、そういうものに関しては、治山だとか地すべりだとか急傾斜だとかございますけれども、こういうものに対しては慎重な配慮をすべきではないかと思います。

宮城県知事 これは実はおとといも同じように私はちょっと高知の橋本知事には別な意見を申し上げたんですね。今、命に関わるというふうにおっしゃったんですねけれども、それを言い出すと広い意味ではみんな命に関わるんじゃないでしょうかということもあるんですね。だから、個別の事業についてこれは命に関わるからこういう廃止はできないということになると、今回のスキーム全体が私はちょっと理屈がつかなくなるんじゃないか。程度問題だとは思いますが。

だから、私は今回は個別の事業をどうするんじゃなくて、ドンと廃止をするということに意義があるのであって。この前申し上げた、でこぼこぼこでというのは両方あるんだから、ドンとやればでこぼこ、ぼこのところだけすごく気になるということは実はでこぼこもあるという前提で今回のスキームは考えられているのではないかと思います。

私はこの議論については、本当は市町村の公共事業ほど本当は自由度を持たせてやるべきだということで、理屈から考えれば、これは廃止対象な

んだと思います。ただ、もっと別な前提として、市町村のおっしゃること、ちょっとはっきり言えば、ご無理ごもっともみたいなところもあって、それは尊重しましょうということで、私はこれはそのとおりにする。

ただ、そこでちょっと前提があるんですけども。8ページですね、ここに書いてあるのは。今の部分は。8ページの一番上のただし書きなんですけれども。これはこの論点でも第2期に先送りすべきだと主張しているということだとすると、そもそも廃止すべきじゃないと言ってるんじゃないで、第2期にはあり得ると言ってるんだとすると、何かこのただし書きの書き方が若干そもそも論に聞こえるんです。下手に理屈を言ってるものだから。年度間の所要額の変動が大きいとか。この部分のリーズニングはいらないのではないかと。むしろ結論だけ書いて、先送りというのが私の感覚には合ってるんですが。これ実はサブスタンスの、橋本高知県知事と若干違うので、少しご議論いただければと思います。これは、その意味では本質論ではあるんです。今回の全体のスキームについて本質論にかなり近いです。

それと、私の代案は、この8ページのただし書きで、理屈をむしろスポンと抜いて、なお検討する必要があるとか何とかの方がいいんじゃないかというのが代案です。

議長 今、ご無理ごもっともという話がありましたけれども、市長会・町村会のお話を聞きますと、いわゆる一般財源化の財源では臨時に大きな財政事情を伴うそういう事業があると、これは補助金でまかなっていきかないということで、十分市町村の事情はわかると思うんです。

その問題と、都道府県のみに係る事業と別の問題なので、これは市町村のことは充分配慮してあげたいと思うんです。懐が狭いから一挙に税収の中で払っていくというのは非常に難しいんです。この点をご理解をいただきたいと思います。

それで、都道府県だけの、今、議論がされているので、そこに集約して議論をいただきたい。

徳島県知事 そこでご提案なんですけども、私も橋本知事のお考えと同感でして、これはまた16日の議論と同じなんですけども。8ページの、先ほども少し冒頭のときに申し上げたんですけども、災害復旧のためのものと、これを除外にしようというふうになっています。しかし、起きてしまったから、ああ、しまったと、命が失われたということでは何もならないということ

で。災害復旧に予防をぜひともここに加えていただきたいと。そして、この思想のもとに、今、申し上げた、あるいは橋本知事からもありましたが、治山、地すべり、あるいは河川ですね、我々今回地すべりあるいは河川関係、こういった災害を受けたわけでございまして、そういう災害予防、復旧という観点から、その分についてはぜひとも除いていただきたい。

しかも、一時かなりのものが要求をされると、金額的にですね。ですので、災害復旧・予防という観点から、そして代案は、今、言われたように2点ですね、その方向で対応されてはいかかということでございます。

宮城県知事 また反論するのですが。こう理屈を書くと、廃棄物処理施設の補助金は廃止できないんです。臨時にドンと何十億というのが出るんですから。だから、これはご無理ごもつともとは言いませんけれども、理屈をむしろ書くと、これで逆に、じゃあ、あれもどうですかと言われるんじゃないですかという、少し細かい配慮をしてるつもりなんです。

それから、今、徳島県知事おっしゃったのは、これはそもそもそれは正論です。正論なので、それはむしろ災害復旧の予防についても何かやるというのならいいんですけれども、それを全部公共事業はというふうにこれ書いてあるわけです、この8ページのただし書きは。これはちょっとここまでリーズニングまで書いてあるのは言いすぎであって、返す刀で切られはしませんかということがちょっと心配なので、ですから、ここが結論は結構ですから、リーズニングは取った方がためになるんじゃないでしょうかというのが私の提案です。

議長 文章を削ってもいいんじゃないかということですね。

宮城県知事 理屈の部分だけ。

議長 はい、わかりました。

栃木県知事 私も浅野知事に賛成です。論点6にも関係してくるんですが、「市町村の意向を踏まえて選別し」と、こう書いてございますが、これは市町村と協議をし、あるいは相談をしと、こういうふうにして進めた方がよろしいんじゃないか。こうなると市町村が出してきた市長会の案、町村会の案、全く訂正の余地がないのかと、こういうふうに読めてしまうんですが。やはり市長会・町村会がつくった案とも知事会の案としっかりとすり合わせをする余地が全くななくなっちゃうんじゃないかと思います。

議長 何ページのところですか。

栃木県知事 論点6に関わってくるのですが。論点6のところ、ちょ

うど3行目の終わりのところです。「市町村の意向を踏まえて選別し」と、こう書いてあるんです。ですから、論点11と関わってくるのです。

議長 論点6はですね、後で義務教育の問題が出てきますので、そこで十分ご議論をいただきたい。

栃木県知事 では、論点11のところで浅野知事の考え方にした方がよろしいと思います。

鳥取県知事 会長おっしゃったように、市町村の意向といいますか、考え方をそんたくするというのは私も異論はないのですが。ただ、次の論点12と関わりますので一言、私自身が矛盾しないように申し上げておかなければいけないのです。

といいますのは、私は12のところで申し上げますけれども、義務教育の国庫負担金を廃止するということには反対です。それについて対案を出せという話になってますから対案を出してますけれども。その対案は、市町村の中にもっと削減対象に入れるものがあるのじゃないですかというのが対案になっています。もし3兆円にこだわらないということであつたら、私は、ここはそのままいいですけれども、どうしても3兆円にこだわるのだということになったら、義務教育なのか、それともここですんなり第2期に先送りしているものとどっちがどうなのかというその優先順位のつけ方はやはり議論しなければいけないだろうと思います。

そういう意味で、もう一回言いますけれども、3兆円にこだわらないなら、私は、論点11はこのままで結構です。そうでないならだめです。

大阪府知事 一生懸命言った割には全く無視されてて、とても心外なんです。公共事業の選別ということになって、義務教の取扱いという言葉と全く違ってますね、この論点は。私は長野県知事さんもおっしゃいましたけれども、論点6と論点12と論点11は一緒に議論すべき問題だと思います。それは先ほど徳島県や高知県のおっしゃったことと通じると思います。

長野県知事 食事の後に一括してやったらどうでしょうか。

議長 義務教との関連で議論すべきだと、こういうご意見でございました。食事の時間がまいりましたので、ここで腹ごしらえをして、再度いよいよお待ちかねの義務教の議論等に入りたいと思います。

それでは、食事時間ほぼ1時間とりまして、8時半から再開ということにいたします。

(夕食休憩)

議長 定刻を過ぎましたので、再開をいたしたいと思います。

お待ちかねの義務教育の問題、それから大阪府知事がおっしゃる公共事業の関係もこれあり、十分中身がございますので、じっくりご議論を賜りたい。ただし、12時前には終わりたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

それで、先ほどご指摘ありましたように、論点の6と11と12を一体的に議論をいたしたいと思います。

それで、今、お配りしたと思いますけれども、論点12に関連してこの「義務教育費国庫負担金の取扱いに関する論点」というペーパーがございます。便宜、この論点によって一通り議論を尽くして、そしてこの問題をどう扱うかという次なる課題に入りたいと思います。

まず、項目別に論点別にご意見をいろいろいただきたいと思います。

それで、お配りしたペーパー、最初の項目ですが、全国的な教育水準の確保ということです。それに対する国の責任と義務教育費国庫負担金制度の関係をどう考えていくかということをございまして、義務教育費国庫負担制度を守るべきだということのと、別の方法でも教育水準を確保できると、こういうふうなご意見があるわけですが、これにつきまして満を持しておられる方もおられますけれども、順次ご発言をいただきたいと思います。

(義務教育費国庫負担金の取扱いについて)

愛媛県知事 満を持しておりました。本来大切なのは、この議論をはじめの前に、義務教育は憲法上の要請に基づいて国が国民に対し、その保護する子女に対して課した義務であるということについて全員の異論がないかどうかということで、これを確認する必要があると思います。それから議論がスタートとなります。

議長 要するに全国的な教育水準を守ることが憲法上の規定であると、こういうことですね。

愛媛県知事 憲法上の国の責務だと理解しておりますが、それは47人の全知事の理解であるかどうかということを確認していただきたいと思っています。

議長 それではそのことについて意見をいただきたいと思います。

山形県知事 資料の「全国的な教育水準の確保に向けた」ということは、いらぬのではないかと思います。まず、基本的に「国の責任と義務教育費国庫負担」というのがつながってくるという考えで、全国的な教育水準

の確保がどうのこうのというふうなことは次の段階ですので、ここはいら
ないと思います。

それで、恐らく加戸知事さんなんかもそれでいいのではないかと思いま
すが、どうですか。

議長 これに関連しますご意見をいただきたいと思います。

愛媛県知事 申し上げたいのは、金は出さないけれども口は出すという
やり方と、口は出す以上お金も出すというやり方と2通りがあるというこ
とであります。問題は、憲法26条で求めている義務教育に関して、国は、
金は出さないでも口は出すべきなのか、金も口も出すべきなのか。都道府
県が、国の代役としてすべて肩代わりしてやるのか、それとも本来市町村
がやるべきことだから市町村がやるのか。そういった根本の視点に立って
議論を開始すべきだということを申し上げております。

議長 その点についてご意見があればお伺いしたいと思います。

宮城県知事 いつもある議論なんですけれども、今、加戸知事がおっし
ゃったことは、私はそのとおりだと思うのです。国が、義務教育の水準の
確保をするということは憲法上の要請であり、しかも、それは、法律でも
担保されてます。それとお金を出すということがどうかということです。

加戸知事、そのほかの知事もおっしゃっているんですけれども、義務教
育費国庫負担を国が半分持つということが宮城県における義務教育の水準
を下げないということの担保であるというような言い方をされます。私、
2つの理由で違うと思います。違うし、それは非常に問題があるという言
い方だと思ってます。

1つは、法律上、それは担保されてるわけです。標準法で、それを宮城
県だけ例えば50人学級でしましようというのは、法律上これは許されない。
国の義務というふうにおっしゃっているその部分というのは、実はお国が
つくっている憲法であり、お国がつくっている法律でそれをちゃんと守る
ということでお国の責任義務というのは果たされている。まず、それをウ
ォッチするということも含めてそれは国の責務だと思います。これがまず
1点目。担保されているという。

もう1つは、これは非常に基本的な議論なんですけど、我々がずっとここ
でやっている分権議論そのものの精神に反することが言われているのでは
ないかということが非常に気になります。どういうことかということ、義務
教育に限らずですけれども、補助金、負担金という部分を廃止すると、そ

の県におけるその行政水準が下がる下がる下がる恐れがあるとおっしゃるわけです。それはそうなんです。けれども、その担保というのをだれにやらせるかという議論を実は義務教育に限らずこの場でずっとやってきているわけです。

私の議論は、民主主義という言葉を持ち出すと、それはその県のその地域の納税者、有権者がやるべきだということか、実際やるんですよ。例えば宮城県で義務教育の水準をドンと落とした場合に、それは全部宮城県で今度国庫負担を廃止するんですから、それは全部宮城県の一般財源でもつというのに乗じて、国の国庫負担がなくなったということに乗じて、宮城県が義務教育の水準を下げたとなれば、今は、情報公開の時代ですから、そして居並ぶマスコミもすぐにランキングというのをやります。義務教育の水準、何だか知らないけれども、ランキング、宮城県が第47位ということになれば、知事はもちません。そのチェックを住民に有権者、納税者と呼ぶ住民にやらせるのですか、それともそのチェックを国が、文部科学省が負担をしているということに任せるんですかという議論になるときに、もし後者だとすれば、この議論は、そもそも成り立たないんじゃないでしょうかというのが私の議論なんです。

だから、国が半分もってるということと、その義務教育の水準が守られるということはイコールではありません。

ということで、私が非常に気になるのは、その義務教育国庫負担をそもそも今回の廃止リストに入れるべきではないというときの論拠に、それぞれの県の義務教育のレベルが下がるというふうに言われているときの担保としてお国にその半分もってもらっているというものを論拠にするということ突き詰めていけば、しつこいようですが、今回の分権の議論そのものが成り立たないのではないかとということです。

根本的にその分については、まだ加戸知事さんがこの場ではおっしゃっていませんけれども、疑問があるというのが私の議論です。

議長 今、根幹的な議論をしようとしているのですが、いろいろな国のやり方があると思うのです。国の事務として教員は国家公務員だというフランスのようなやり方もあれば、かたや自治事務で自治体の経費でまかっているところもある。そういう幅のある政策論としてはそういう議論ではないかと思うのです。

このお金の問題が、憲法論なのか、その辺はやはり明確にしていけない

と、余りこの議論を広く展開しすぎてしまうのではないかと思うのです。

愛媛県知事 日本の教育は、私たちの時代には60人学級でした。そして、国がそれを12カ年計画で50人にし、またそれから時代を経て12カ年計画で45人にし、また12カ年計画で40人にしてきました。それは、すべて標準定数法の改正と合わせて、それぞれ12カ年で国税で予算措置をしてきました。次に、国が、30人学級にすると法律で決めたら、今度の財源は所得税ではなくて住民税なのです。国が30人学級にすると法律を定めたら、住民税を引き上げる義務を地方自治は負うのです。矛盾していると思いませんか。

法律で決める、その担保があればいいじゃないかとおっしゃいますけれども、国は財源なしで法律で決められるのですか。財源はどこが持つんですか。今は、国庫負担金として国税でまかなっているから予算措置ができています。しかし、法律で30人学級にすると決められたときには、住民税を上げる義務を47都道府県が負います。それは、憲法上要請されている義務教育の水準を国が法律で決めることと地方自治体が条例で住民税を上げることが連動することになりますけれども、矛盾していると思いませんか。それが第1点です。

それから、分権とおっしゃいました。確かに地方分権は、立派な言葉です。しかし、地方分権の名のもとに、国の根幹が揺るがせようとしている実態を私は大変悲しく思っています。47都道府県の連邦共和国の構成共和国ではないのです。アメリカの州ではありません。日本は中央集権と批判的に言われるかもしれませんが、明治5年以来、国の責務として、この義務教育を、小学校教育を支えてきたのです。47都道府県にお任せしているわけではないのです。ただ、実務的に見て学校を設置するのは市町村だから、市町村に設置してください、建物を建ててください、教員を採用してくださいということになります。しかし、財政力の差があり、それでは、全国一律の教育水準を確保できないから、私は、国が義務を課す以上は、石原都知事がおっしゃるように、本来、国が100%を負担すべきだと思います。でも、現実には国が2分の1を負担するという形ができています。ある意味では、片山知事がおっしゃるような割り勘の状態です。でも、それで国は責任を果たしてきているのです。

それを47都道府県知事が任せてほしい、俺たちの時代だ、地方分権だとおっしゃいますけれども、学校をつくって、そこで現実に教育を行うのは

市町村の仕事です。それがなぜ、今、都道府県が義務教育に関与しているかといえば、全国的な規模を保障する必要がある。また、県内の義務教育水準も維持しなければならない。だから、同じ県内でもアンバランスが出てはいけない。そのためには、市町村だけでは困難なので、人事権を県に持たせているのです。へき地、離島の学校でも立派な教員が持てるようにしなければいけない。そのために市町村立学校職員給与負担法ができました。2分の1を国が持つ今のシステムが成り立っているのです。

浅野知事がおっしゃっていること、もし地方の時代だとおっしゃるならば、それは、国に代わって県が義務教育の責任を持つことであるとおっしゃりたいのですか、それとも市町村立学校だから市町村に持たせるべきだとおっしゃるんですか。そこを議論してほしい。地方への移譲というのは何を意味するのですか。国ではなくて、これに代わるのは県なのですか、市町村なのですか。国民は義務教育を国に委ねたのですか、県に委ねたのですか、市町村に委ねているのですか。そこを明確にし、理念、哲学を明らかにしてもらいたい。その議論なしで、ただ数字合わせで3兆円、3兆円で、数が足りないから義務教育を入れるなどという、こんな見識のない知事会であってはならないと私は思います。

議長 見識がないというお話ですけれども、それについて、静岡県。

静岡県知事 私は義務教育を国民が等しく享受できるということを保障する仕組みがお金だけなのかと、逆に問いたいですね。今まで義務教育費国庫負担制度がありながら、現実には、公立学校で堂々と反日的な教育が行われていたとか、あるいは地域によって学力に非常に不均衡がある。

例えば全国一斉の学力調査もいつの間にかやられなくなった。学力についての国民的な合意を形成し、どういうテストが国民的に納得いくのか、そういうものをちゃんと国が、国民の合意を形成し、それによって評価をして、その結果を国民に、住民に知らせればいいのか。お金の負担をどうするこうするということと直結しない話ではないかと思います。

もし、今までお金を国が負担していたから、義務を果たしてきたから、ちゃんと義務教育が立派に行われていたというのなら、戦後の教育制度を考えてみれば必ずしもそういう状態になってないのではないかと私は思います。それよりも、例えば学級編成にしても、40人学級がいいのか20人学級がいいのか、地域によって例えば40人学級でも、あるいは50人学級でも1クラスの編成は、十分やり得る地域もあるかもしれません。どのよう

な教育をやるかというのは、地域の住民の合意によって自由度があってもよいのではないか。しかし、その結果責任は、各自治体が負わなければいけないわけですから、自ら検証すると同時に、国が義務教育の責任を負っているというならば、国民が納得いくような公平な、公正な立場から全国的な比較は国が評価をして国民にフィードバックする。私は、むしろそちらの方に力を注ぐべきではないか。もっと教育の自由化、地域の自由化を促進する方向でいくべきだと思います。

その場合に、財源のいろいろな不均等、偏在とかを考えれば、今の都道府県が義務教育の職員の人件費負担をする。なおかつ、県内のある程度の人事異動も含めた一定の日常的な教育水準の維持のための市町村教育委員会に対する指導とか助言をする仕組みは、なかなかすぐれた仕組みだと思うので、変える必要はないと思います。

お金の持ち方をどうするかということと、ある程度それをベースにした弾力的な地域の学校運営はもっと拡大してもよいのではないかという議論ではないかと思います。義務教育をめちゃくちゃな方式でやっていけばいいという議論とはちょっと違うと思います。

大分県知事 今、国が基準を決めて、そしてお金を手当もして、そして義務教育を守ってるという制度がある。それについていろいろな批判があるけれども、今、静岡県知事さんがおっしゃったような意味での批判があるとすれば、それは今の教育のスタンダードをもう一度考えて、国民的な議論をして、そしてそれに見合う財政的な措置をとっていくということじゃないかと思います。

私は、国が評価をすればいいじゃないか。そして、それを公表すればいいじゃないか。評価の後には、対策がなければいかんわけですから、その対策も含めてやるとすれば、やはり今の制度じゃないと危ないと思います。今のスタンダードだけ決めて、あとは財源は地方に任せればいいじゃないかというのは、数字合わせの議論以外の何ものでもないと思います。

大阪府知事 私は専門家じゃないですけども、専門家じゃない目線というのが、今、この義務教育には求められているんじゃないかと思うので発言させていただきます。

加戸知事さんのおっしゃることごもっともだなんて思って聞きながらも、非常にわかりづらい。なぜかということ、憲法は、だれのためにあるのか、国民のためにあるわけです。国民は、だれが教育主体であろうと、自分た

ちにとって一番いい教育ができればそれが一番いいわけです。今、それをだれがやるべきかという議論に近いことをやってるわけですけれども、もちろんお金と内容と両方あるとは思うのです。国民からしてみたらだれがやってもいいんです。最も今の時代に適した、最も今の時代にふさわしい、子どもたちの隅々まで心が届く、そういう教育をだれがやってくれるか、それはだれでもいいんです。その新しい仕組みを、今、つくろうとしているのが地方分権であるはずで

そういう意味からいえば、私は憲法というのは文部科学省のためにあるのではない、国民のためにあるわけですから、そういう視点から新しい議論をこの場ですべきだと思います。

議長 現行法では、この義務教育は自治事務だということになってますが、その原点に立ち戻って議論するかどうかということですか。

京都府知事 今、会長がおっしゃいましたように、守らなければならないものは何かということだと思います。例えば、京都府ですと平成16年度の義務教育関係経費は1,382億あります。そのうち一般財源が878億、そして国庫が503億です。これは実は2年前、国庫は600億ありました。この2年間で100億削られてしましまして、それで私は16%京都府の教育の水準が下がったとは思わないのです。

守るべきものは、やはり私どもでいえば、今、言った1,382億の財源をどう確保するかという話の中で、その中で国庫の割合というのがあるのかもしれませんが、国庫の503億を守れば、私のところでいえば、それで京都府の教育水準が守れるというものではないと思います。いかにして相対的な義務教育の全体の費用を私ども確保していくかという議論なくしてこの義務教育の国庫負担金だけを守ろうという議論というのは非常に偏った議論だと思います。

神奈川県知事 全国的に義務教育として担保すべきものは何か、そういう観点に立つと、私は教育費の支出水準ではないと思うんです。あくまでも義務教育の内容の水準、これをしっかりと国が担保すればいいと思ってるんです。

どういう方法でやるかというのと、これまでもそうでしたけれども、1つは学習指導要領みたいなものを全国的な基準でつくる。最低限ここまでは全国各地でやってください。あるいは、議論はありますが、学校の格差ができるだとか、その辺が心配であれば、標準法みたいなものをもってそれ

で全国的な最低限のレベルの統一を図る。あるいは教科書の無償制度もそうでしょう。こういう制度があるから、今まで日本の義務教育の水準は守られていたわけで、国がお金を半分負担しているから今までの義務教育のレベルが守られていたとは思っていないのです。

そこで、国と地方の義務教育における役割分担というのもこれから考えていかなければいけないと思うのです。義務教育は何が何でも国がやるとか、何が何でも地方分権で地方がやるとか、そうではなくて、私は全国的なレベルを維持向上させるためのプランニング、これは国がこれからも責任を持つべきだというふうに思っています。それが国の義務教育に対する責任だと思います。

しかし、今、学校は、特に義務教育の小中学校は市町村が設置運営しているわけです。地方分権の理念からいうと、受益と負担はできるだけ近いところで行われた方がいいわけです。今、地域でそれぞれ学校を学校運営協議会のようなものをつくって、先生と生徒だけじゃない、地域で学校を支えていこう、こういう動きが広まっています。そして、その中にはさまざまな提案がなされて、いろいろな小学校、中学校で特色ある教育をやるという熱意が盛り上がってきているのです。ところが、先生のお給料は一度国にお金が回ってそこから下りてくるのを待っている。そうではなくて、地方で集めた分で、地方で議論をして、地方でどういう教育が望ましいのか、この地域の教育の特徴はどういうところにあるのか、それをみんなで議論しながら学校運営をやっていく。それこそが、特色のある学校運営につながっていくと思うのです。

ですから、義務教育の実施に関しては、しっかりと地域でできる体制をつくっていく。そういう意味で、教育論としても教育の地方分権というのは必要です。しかし、国がプランニングの部分で守るべき部分はきちっとやっていく。この役割分担で、これから日本の義務教育は、特色を持ちながら、あるいは切磋琢磨しながら新しい改革があるんじゃないかと、そう思っています。

茨城県知事 戦後の日本の教育というものが今になって学力とか社会性とかいった面で、果たしてすごく成功だったと評価されているのかどうかといったことも根っこにはあるんじゃないかと思えます。

そして、先般、河村文部科学大臣が5・4制とかいうことを中教審の意見なども聞かないでポンと打ち出されている。多分、国政にとってそれだ

け大事だから審議会の意見も聞いてられないくらいだったんだと思いますけれども、それは、同じように地方にとっても最も大事な行政分野であるのが教育なわけです。

そういった点で、アメリカだとチャータースクールとかいろいろありますけれども、そういった形でどんどん地方にこの新しいいろいろな試みをさせて、片一方で悪い方にいかないようにしっかり根っこの方は国の方である程度の水準を設定するというような形でやっていくためにも、私はやはりこの義務教育費国庫負担金についても税源移譲の対象とすべきではないかと考えております。

愛知県知事 私も義務教育の財政面と、それから水準を維持するためのシステム、仕組みとはやはり密接に関連はいたしておりますけれども、同一のものではないと思っております。

ところで、いわゆる折半している義務教育費、これは、ずっと一般財源化された歴史できているのです。退職手当、児童手当は16年度でした。昨年は共済費でした。さらにその前にも共済費がありましたし、恩給費、旅費、そして教材費。ずっと一般財源化されて、いわば地方に任されつつあるこの教育の流れにあったわけでありまして。それがいいか悪いかの問題じゃなくて、地方をそれだけ信頼もしていただいた結果でもありましよう。

その一方で、地方は、よりレベルの高い教育を目指して県単独でさまざまな教育についてのレベルアップをしております。従って、私は密接には関連をいたしておりますけれども、今回の三位一体の議論の中でこの折半の仕組みというものを全くアンタッチャブルで触っちゃいけないというのは少し議論として極端すぎるのではないだろうか、そのように思っております。

教育の重要性は、当然のことでありまして、憲法上の義務教育という視点は、我々も大切にしていかなければなりませんので、これをどう守るかということは標準法だけの問題ではないと思っております。何かそれに付加する法制度あるいは仕組み、システム、これは知恵を出していかなければならないと思っておりますけれども、基本的な考え方としては私はそのように思っております。

福岡県知事 一番考えなければいかんのは、日本の教育を今後どういうやり方、仕組みでやっていくかということだと思っております。ずっと戦後教育をやってきまして、それから最近この10年ばかりゆとり教育というのを

やりました。ただ、ゆとり教育を現実にやり、土曜日も休みにしたわけですが、実際にうまくいったのかどうかとなると非常に問題が多いわけです。全国一斉にゆとり教育だということでそちらを向いたわけですが、極端な学力低下を起こした、方向転換をしなければいかんということになってきております。

結局、余りにも国がいろいろな標準をつくり、お金も握っておるという形で、全国一律の教育をずっとしてきたということが、やり損なった場合に全国全部だめになっていくという大変な危険な状態になっておるということだと思えます。

むしろ、私はやはり教育というのは人間をどう考えるかということであり、どのようなことが理想であり、それを実現するためにどんな方法で教育をしていくかということはどうしても多様なものになっていきます。それは、それぞれの地域が考えて、自分の考える教育が多様な形でできていく、多様な人材を育てていくという仕組みができるように、できるだけ日本は変えていかなければいかんと思っております。

そういう点からいいますと、憲法の問題とかいろいろありますけれども、現実にはやはり少しでも地方の方に自主性を持たせて、独自の人材を育てていく、多様な人材を育てていくと、そちらに寄せていくということが、今、日本にとって一番必要なことであり、その意味からいいますと、今回の財源を移譲して、そして地方の独自性を少しでも高めていくということ、基本的な標準はある程度定めましても、その枠内で地方が工夫をしていくという教育に近づけていくという意味で、私はやはり今回はこの原案の移譲するというのでやっていくのがいいんじゃないかと思えます。

鳥取県知事 私は今回の、先ほど配られました論点に欠落している部分があると思うのです。それは、現行の義務教育費国庫負担制度にどういう問題がありますかということがまず吟味されなければいけないと思うんです。問題はいっぱいあって、これはやはり財源確保としては何らかの変えなきゃいけないということが本当にあるのかどうか。確かに教育に対してはいろいろな不満や、今も出てました、もっと自主性とか地方分権とか。実はそれは負担金制度の問題ではなくて、背後にある法令だとか文部科学省の指導だとかそういうところの問題が多いのではないかと思うのです。先ほどの福岡の知事が言われたゆとり教育も負担金があるからゆとり教育になったり、またころっと変わってるわけではないのです。負担金というの

は、あくまでも教職員の給料の半分を出しているわけで、どうも何か教育の他の部分に対する不満が負担金制度にわけのわからないままもってこられて悪者にされているのではないかなと思います。

私は、義務教育というのは非常に膨大なお金がかかります。これをどうやって財源確保するのかというのが、今、私たちの一番大きな問題だと思います。現行の2分の1をちゃんと割り勘で国が負担している制度に本当に重大な欠陥があるのかどうか、よく吟味しなければいけないと思います。

それから、もう1つは、税源移譲の対象にするということは、東京都なんかは税だけになりますけれども、ほかの大半は税プラス交付税になるわけです。そうすると、これで本当に義務教育の財源がまかなっていいのかどうかという吟味が必要です。今、皆さん議論しているのは、きちっと財源確保できるということを前提で議論されてますけれども、本当に大丈夫でしょうか。今、交付税は瀕死の重傷です。死に至る病になっています。結局、税プラス交付税でみるといっても、その交付税の部分というのは財源対策債がふえるだけなんです。

ですから、義務教育の財源、膨大な財源というものを今の法律で保障された負担金制度の中で2分の1をちゃんと現ナマで確保している今の制度がいいのか、それとも財源対策債という将来のつけ回しの交付税もどきのもので確保せざるを得ないのかと、この選択、これをよく考えなければいけないと思うんです。

確かに今の義務教育費国庫負担金制度はいろいろ問題がありますけれども、しかし、どっちがどうかといわれたら、私は財源対策債よりは今の国庫負担金の方がいいと思います。

その負担金制度で義務教育の財源としての下支えをしながら、あと地方分権の問題なんかは別途の問題として背後の法律の問題だとか文部科学省の体質の問題だとか、行政指導の問題だとか、そういうところを改善していくということの方がいいのではないかと思います。

東京都知事 今、片山さんがおっしゃったことは、教育の根幹的、本質的な問題には、関わりないとは言いませんけれども、二次的な問題だと思いますが、かなり大事な問題だと思います。

財政的な見地からいいますと、私は義務教育の国庫負担というものを撤廃して一般財源化することで、私は結果として我々が念願している本当の地方分権に逆行することになるんじゃないですか。それはやはり東京は、

申しわけないけれども、偉そうに言うわけじゃないが、痛くもかゆくもありませんけれども、しかし、交付団体であるセクターはかなり財政的に苦労してらっしゃる。その視点でいいますと、結局結果として税制的に破綻をして、120兆の借金を含めて赤字を抱えている交付税制に頼らざるを得ないんじゃないですか。これはですね、我々が念願している、私たちがこれからの次のステージで論じなくちゃいけない交付税制というものに結局依頼することになるわけで、これは非常に一種の矛盾だと思うし、我々が念願している分権に逆行するもんだと思います。

それから、本質論に入る前に、私は非常にサジェスティブだったと思うんですけども、東北大学を見事に立て直した西澤潤一先生から、あの人のある論文を読んでなるほどと思ったんです。私も、本当に体験的にも同意しますけれども、義務教育の年齢の時代には、これは大脳生理学的に詰め込み教育をせざるを得ない、しなくちゃいけない。だから、文部省科学が言ってきたゆとりの教育というのは完全に間違いです。その間違いに文部科学省も、今、気がついたし、アメリカはとっくに気がついて、日本のまねを逆にしだした時代に、日本はばかなことに文部省科学がゆとりの教育を始めた。

こういう状況の中で、私たちはやはりある意味で徹底した詰め込み教育をしなくちゃいけない。それは一種のナショナルスタンダードでしょう。これをかつての国庫補助を撤廃した時期が一時ありました。橋本さんの茨城県と東京がよく対比になるんですけども、そのときの父兄の負担というのは2倍以上になりました。これはやはり父兄にとってもマイナスですし、その教育のひずみという大きな原因になると私は思います。

そういう意味で、私はこの問題についてここへ出かけて来る前にある識者と話をしたんですが、今までの皆さんの論議なるものを聞いて、その人が何だ最初から負け戦じゃないかと言いましたが。結局、国が投げたボールを私たちがどう受け取ってどうこなすかという話だと思います。

3兆円の問題については、代案を出せと言われてますから後でお配りしますけれども、私たちは、3兆円をある形で捻出できると思います。それをすれば、これは議論の対象にぜひしていただきたいと思いますが、後で資料もお配りいたしますが、今、県単位でいうと、東京都だけが不交付団体になっておりますが、愛知県も大阪も、あるいは政令指定都市の千葉も横浜も不交付団体になる。私たちは、それほどひまがないから全部の

大都市での府県についてやったわけじゃありませんけれども、それを1つ議論の対象にさせていただきたい。

大事なことは、私たちこの時期に財政的な面からも、また教育という本質的なメタルジックな面でもこれをどうやって日本の将来のための大きな根幹の事業として成功させていくかということを考えるべきだと思われ、残念ながら文部省科学も含めて国はそれを全く考えていない。その余裕もない。

これは片山君（前総務大臣）がやったんでしょう。とにかく一番イージーな一番弱い文部科学省にターゲットがいてこういうものが出てきている。私は、今の文部科学大臣よく知りませんが、ちょっと何度か会ったことはあります。河村君に、君、一体これでいいのかねということは何度も電話もし、会いもして聞きました。それで、私はこれ非常に憂慮してるんで、文部省科学の見解を聞かせてほしいと。最初下っぱの役人がつくった国会答弁みたいなもので、こんなものはだめだといって、後でお配りしますけれども、君の政治家としての本当に信念で、ものを答えてもらいたい。それは合ってるか間違ってるかわからないにしろ、やはりそれはお互いにそれぞれ責任ある政治家なら、そのレベルで話をしようじゃないかということで、彼は最後にちゃんと自分の捺印、花押を押して答弁をしてきました。

私が聞いた質問、一番大事な回答は、要するにこの国庫補助負担金を廃止して、さっき西澤先生も言った、詰め込みであるべき、要するに義務教育のナショナルスタンダード、例えば九九算その他もそんなものもそうですよ、暗算能力。それが維持できるかできないかということ、教育の専門家をブレインストーミングした上で答えてほしいということをしてしましたら、概略申しますと、学校教育の成否は教職員の力にも関わっており、教職員を必要確保するための国庫負担制度は義務教育の水準維持に不可欠であると。それからまた、その人材確保ができなくなるなど非常に問題を来す。それから、これは後でご熟読ください。それで、教材費等の学校予算が縮減され、保護者へのしわ寄せも予想されると。そして、過去に、先ほど申しましたけれども、負担制度廃止のために地方格差が生じた、それがまた復活もした例があるということで、途中の問題はスキップしますが、いずれにしろ、皆さんが念願している地方地方の個性を生かした、そういう地方色を生かした、しかも義務教育を造成していくために文部科学省は首長

さんたちの参画を願って、そこで本当に真剣な討論をするつもりでいると、日本の大臣は、県知事に比べてくるくる変わるからあてになるかならないか。少なくとも、今、この時点で最高責任者である文部科学大臣がそういう回答をしてきました。これは、次官も審議官もこれをエンドースしております。

こういう問題も踏まえて、私たちはやはり荒廃してきた日本の教育をやはり義務教育の段階から支えて、つくり直す必要があると思うし、その時点で私は、繰り返して申しますけれども、ナショナルスタンダードというもので維持するため、それは言い換えれば、西澤先生がいつてるみたいに、徹底した詰め込み教育です。そして、高校になれば人間の感性、その能力というのは発露してくるから、その時点で彼らの選択に委ねたらいい。しかし、やはり義務教育の段階では国家の責任、親の責任、学校の責任、教師の責任で徹底した詰め込み教育をする。これは、私の独論かもしれませんが、これが義務教育の本質だと思っております。

それを維持というか、それが低下してきた今、それを再生させて維持していくためには、私はこの段階で財政の視点でそういったものを阻害しかねない。そしてそれを維持しようと思ったら、結局結果として交付税制度に頼る以外ないんじゃないですか。これは我々が念願している地方分権に矛盾する話じゃないですか。そういう選択は私はすべきでないと思って今日やってまいって、ちょっと長くなりましたけれども、意見を言わせていただきました。

議長 税源移譲した場合に各自治体の税源がどうなるか、石川県知事、ちょっとその辺の推計をされていると思いますが、どうなりますか。

石川県知事 義務教育の場合、この前、中部圏知事会において、愛知県の方から1つのデータが出てまいりました。義務教育の人件費については、国庫負担金、それから交付税の需要を含めて大体人口スライドをしている。今回税源移譲というのは所得税から住民税へ税源移譲しようということですから、これもそのものが人口にスライドしている税目ということなので、移譲する観点からいえば、これは一番なじみやすいのではないかと、こういう話がありました。我々もそれはそうですねということで同意をしたという経過があります。

議長 愛知県知事さん、その税源移譲についてモデルつくってやられましたね。その辺ちょっとご披露していただけたらと思います。

愛知県知事 結局、税源移譲後の都道府県の具体的な税収の見通しがやはり一番心配になるんですね。現実と推測とどう我々見込んで判断すべきかという中で、愛知県として、今、石川県の知事さんのお話のように分析をしてみたわけです。

義務教育費の関係では、都道府県のそれぞれの人口と個人住民税の税源移譲とほぼ見合いでなじみやすい関係になっています。従って、所得税から住民税への今回の移行ということを前提にした限り、非常に落ち着きのいい対象になると思われれます。

逆に、例えば公共事業なんかは全くそれが見合っていない、なじんでないという関係になりまして、人口との相関関係ということからいえば、実際問題、普通建設事業と交付税需要額の全国シェアとのバランスからいうと、これは個人住民税でも税源移譲ということには全くなじんでない。そのような現実の数字があらわれております。

先般、各知事さん方にお送りした愛知県の案でも、そのデータをお示したところです。

議長 今、愛知県知事からお話ございましたが、それ以外の都道府県でこの税源移譲を例えば10%比例課税をした場合にどういう試算になるか計算されたところがありましたら、この際ご披露していただきたいと思いません。

三重県知事 今、愛知県知事からお話ございました個人住民税で税源移譲した場合に、人口や児童の生徒数に大体見合うのではないかということについては、基本的にはそういう傾向があるのだらうと思えます。

だからといって、それで格差がないのかといえますと、実は大都市圏と、それから過疎や離島を抱えているところ、そこの地域を例えば教員1人当たり何人の子ども、生徒を受け持っているのかという比較をいたしますと、小学校で約1.9倍の差、中学校でも2倍の差ということになってくるのです。

実は教育の場合に大事なことは、大人だとか行政の立場が主役ではないのであります。あくまで主役は子どもだということを私たちは忘れてはいけないわけでありまして。そういう意味では受益者と負担というような、何かものを買ってそれを享受することによって、その応分の負担をするというような観点から教育は論じるべきではない。

基本的に、子どもはどこの地域で生まれたかということについては自ら

選択できないわけです。大人になってから気に入らない県、例えば三重県が気に入らない、神奈川県がいいんだ、東京がいいんだといってそこへ移ることはまだ可能であります。しかし、子どもは、特に義務教育の子どもたちは親についてその地域にいるわけでありますから、自らの選択ができない。そういう中で、子どもが主役だということを教育の中でどう捉えていくかということは、これは軽んじてはならないことであります。

従って、教育についてはやはり国が一定の水準をしっかりと確保する。そして、基本的な教育の基準内容についてもある程度の水準というものを示していく、このことは大変大事なことだと思えます。

しかし、それぞれの地域で具体的な工夫を生かせる制度であるということが大事でありますから、そういう運用の仕方に持っていくということと、財源そのものは、国が責任を持ち教育の水準を確保していく、そのことが子どもが主役の教育をしっかりと守っていくことになると思っております。

議長 今、茨城県のお話が石原知事から出ましたが、何かコメントありますか。ちょっと僕もよくわからないので、どういうことですか。

茨城県知事 石原知事の話は、一時財政再建団体になりそうな時期の話なんです。文部科学大臣は、教職員の定数の基準を満たさないとか十分確保してないとかいう話ですけれども、小中でたしか7県が基準を確保しておりませんが、うちは確保しております。高校の方も10幾つか確保しておりませんが、うちは確保しておりますから、そういった点では、もう昔のことと今のレベルと同じに考える必要は全くないのではなかろうかと思っております。

議長 それで、ちょっと待ってください。石原知事の問題提起の中で、詰め込み教育こそ必要だと、こういうことなんですけれども。国の一律の教育方針というものと、地域、地域で選択できるという地域の自主性の問題と、それと金の関係、財源の関係はどういう関係にあるのか、そういった点をちょっと議論していただきたいと思えます。それに関連するご意見があれば。

兵庫県知事 義務教育負担金の問題が議論になっているのですが、まずこれはどうしてこういう議論になっているかということ、地方分権を推進する、地方にできるだけ自由度をもった仕掛けを構築していこう、地方分権を推進していこうということから、まずは4兆円補助金削減するとともに、税源も移譲しよう。今回は3兆円の税源を移譲しよう。国は36兆円の国債

を発行している中で、お金は税としては40兆円ちょっとしか取ってないという状況でもあえて3兆円を地方に渡そうとしている中で、我々はその3兆円に対してどういう補助金なり負担金をリストアップしていこうかという作業をしているのだということをも踏まえておく必要があるということが第1です。

それから、第2は、我々は基本的に1期、2期、18年度までは3兆円なんだけれども、21年度までは8兆円の税源移譲を勝ち取るんだ。そのために昨年秋にリストアップした中には、当然その8兆円税源移譲対象にしようとしたら、義務教育費国庫負担金なんか丸々全部入ってこないことには埋まりっこないわけですね。そういう過程の中の議論なんだということも踏まえておく必要がある。

第3は、憲法で保障している義務教育は国家の義務であるという問題と、お金の問題とが全く関係ないとは言いませんけれども、お金の問題と義務教育の内容及び水準について国がどういう責任を持つかという問題とはちょっと次元が違う話なのではないでしょうかということ。

これらを踏まえて、議論していただく必要があるのではないかと、このように思っております。

東京都知事 代案を出してということで、3兆円の今の兵庫県の知事のお話でちょっと忘れていたことを思い出しました。同じ3兆円でも、つまり義務教育という大事な問題に触らなくてもそれを捻出できるという、東京なりの私案というものもさっきお配りした中に入れましたので、ひとつご参照ください。

滋賀県知事 義務教育のこの問題を語るときに、私たちは税源移譲してほしいと、あるいはもっと言えば地方の自主性を高めるために税源移譲してほしいというのは今回の地方側の一番大事な点だと思うんです。その税源移譲が今回3兆と約束され、あるいはその税についても一定具体的にやってきたということなんです。

その中で、実際それやったときにこれはうまく税源移譲がかなり機能するという話でこの議論をするというのは、私はちょっと問題があると思います。そもそも私たちが求めているのは、地方が自主的な地方行政を責任持つというときに、財源が十分でないから財源を移譲しろという話なんです。その財源が自由度が発揮できるもので移譲されなければ意味がないというのがまず1つ。

もう1つは、やはり教育に関して言えば、人づくりであり国づくりであるという極めて根幹に関わる行政サービスである。その義務教育に関してであるということ。

そして、県や地方の行政さまざまございますが、やはり教育というのは教員の人件費がほとんどですから、この部分については他の行政とは極めて異質な、特異な性格の行政サービスであるだけに、地方が自主性を高めるといえるときに、財源移譲を求めるときの具体的な内容について、やはりこれはだれかも前言っておられたように、少なくとも優先的に考えるべき性質のものではないというのはだれしもわかっていることだと思うのです。

従って、ここは、もう1つつけ加えなければいけないのは、戦後の教育で成功した部分と問題がはっきりしてきた部分が、非常に鮮明になってきたことにみんなが気づいているだけに、この問題を単に地方に財源を移譲するというのを大事にするといったことだけで、この性質の部分を見落としてはならないし、課題を含んでる部分を見落としてはならない。

特に戦後の教育をこれからはやはり一定さまざまな経験の中で見直さなければいかんということをはっきりしてるわけです。とりわけ今までの教育というのは、日本だけでものごとを考えてきた時代ですが、これからの子どもたちは間違いなしに世界と対峙して生きていかなければいけないという時代に入るといえるときの教育について、極めて今の教育の考え方は不十分です。あるいは議論が十分徹底されていません。

そういうように課題がいっぱいあるだけに、教育という性質の部分と課題があるという部分と、この財源移譲という中で、優先順位からいって、ここは数合わせになってしまうということだけは、絶対に避けるべきだと思います。

新潟県知事 この問題については、今、それぞれ意見が出ている、それなりに納得のいく部分というのは相互にあると思いますけれども。先ほど井戸さんが言ったように、一番大事なことは何のために議論しているかといえば、地方分権を確立する、そのときに国庫補助負担金制度を廃止して自分たちのところでやるということはこの義務教育についてどう考えるかという、それを3兆円という問題との絡みの中で優先度が高いと見るかどうかということだと思います。

先ほどから出ている国の憲法における教育の責任というのは、もし国庫補助負担金が我々のところに移譲すべき財源となった場合でも、国のその

責務というのはいささかも薄れるものではないし、そのやり方の問題とか
関与の問題は見直すかもしれませんけれども、責任がなくなって文部科学
省がいらなくなるなんていうことは、絶対ないわけでありますので、そこ
のところは、間違えない方がいいと思います。

先ほど、石原都知事がおっしゃったように、ゆとり教育ということで全
国が一律に間違ふよりも、それぞれがある程度自由度を持っててうまくい
ってる県とそうでない県がはっきり見えれば、よりいい制度の方にみんな
もまとまって動いていくかもしれない。そのくらい教育というのは幅があ
っていいんだらうと思います。

そのことは、逆に言えば、私立の中学校に人気があって、みんなそっち
の方に優先的に行っちゃうのかということも含めて考えると、もっともっ
と工夫していいんだらうと思います。

実をいいますと、新潟でも40人学級という縛りの中でずっと我慢してい
たんですけれども、1年生の小学校に入ったときの学級崩壊から始まって、
やはりこれはちょっと放っておけないということで、標準から見ればかなり
思い切ったんですけれども、全国でもさきがけて思い切って県単の上乗
せをして、臨時の教員を雇って少人数学級を小学校1年生、2年生でやる。
あるいは、算数のように1人1人が理解しないで前に進んじゃうと置いて
いかれちゃうような科目についてはティームティーチングで1人1人をも
う1人の先生が見ていくというようなことで、一部負担を県で持ちながら
工夫をする教育をやりました。そうした途端に、偏差値で50を切っていた
新潟県の小学校の科目の中で50を上回るものが出てきた。それから、やは
り学校現場も少し活性化してきて、標準で決められたものしかやれないと
いうことと違って、少し頑張っただけで工夫すれば、子どもたちに効果のある教
育が自分たちでできるんだなということが見えてきた途端に、学校現場も
そうやって工夫するようになるわけです。

やはり、私はその意味においてもう少し我々が自由度を持った教育をそ
れぞれの県でやるという意味も含めて、そして国が責任を持つということ
がもし予算の面で問題が起こるということであれば、この義務教育を移す
ことによって予算面で問題が起こるということであるならば、ほかの国庫
補助負担金をもしやめても同じように問題が起こるかもしれないわけです。
そのことは、むしろ公共事業においてもっと起こるかもしれない。先ほど
愛知の知事さんがおっしゃったとおりであります。

そういうことも含めて、我々は、今、地方分権のための制度改革をしているときに、制度改革によって極端なアンバランスが出るとすれば、そのことは交付税の問題も含めて、同時に各県があまり今の制度と大きな有利、不利が出ないようにするという事も合わせて考えるという必要性というのはあるんだと思います。

従って、本質論として義務教育の国庫負担金を入れるかどうかということは、一番大事なことは、今、地方分権の中で教育について分権型に切り替えるのかどうか。少しそちらに持っていくのか。そのときに総額裁量制ということで何か形だけはやったけれども、お金だけは持っているということの意味というのは何なのか。やはりきちんと考えれば、私は対象にすべきであって、優先度については議論した方がいいと思いますけれども、あくまで対象にすべきだと思います。

山梨県知事 冒頭、愛媛の知事さんからの提案があったんですが。そちらの方からずれてだんだん財源問題へ移っていったんですけども。私ども行政を預かる者としていろいろな分野があります。福祉あるいは環境問題、あるいは基盤整備の問題、そして教育の問題もあるのですが。一番大事なのは、私は教育問題であり、また私どもも真剣に取り組んでいかなければならない問題だといつも思っておるわけでございます。

と申しますのは、先ほども子ども中心の考え方をということ三重県の知事さんもおっしゃいましたが、確かに私もそうだと思う。テレビをばらばらになった方もあったかもしれませんが、あのアフガニスタンの戦争の最中、復興に携わっている人に何が欲しいかという記者の質問に対して答えた現地のお母さんたちは、子どもの教育を一番先にしてくださいと言っておりました。

私は、何よりもこの人づくりというものが国をつくっていくんだということ忘れてはならない。今の日本の国がこれだけに成長してきたのも、やはり資源のない国でありながら、この人というもの、人材の育成、それがその技術を生み、今の日本の経済大国というものにつくり上げてきたということ忘れてはならないのではないかと思います。

従って、先ほど冒頭お話のありました、国民の権利・義務に関わる憲法上の問題だということであり、これを一般財源化して地方の自由裁量権を与えるといっても、格差が生じるということは、まさにこの教育の機会均等、教育水準の維持向上を保証するという義務教育制度とは反するもので

はないかと思えます。

従って、今は国が教育内容を決めるという役割をしております。そして、県が職員の人事であるとか、市町村が学校を建設するという役割分担を持っているわけですが、私は大事なことは、やはりこの教育内容を国が充実したものを掲げて、そしてそれをやり遂げていくというのが私は国の役割であり、大きな責任であると思っております。

従って、財源論よりもむしろ教育論的な観点から、この問題は私は9番バッターとかあるいはピンチヒッターとかそんな話じゃないと、過日の知事会でも申し上げましたが、やはり守備の要であると申し上げたのですが、ぜひそういう形で、この今回の3兆円のことともわかりますけれども、それはそれとしてこの問題は、教育論的な論議でひとつ展開をしていただきたいと思っております。

議長 この問題は、大事な問題なので、なるべく多くの方にご発言をいただきたいと思えます。

岩手県知事 この義務教育については、既に現行法においてその事務が県あるいは市町村の自治事務として整理をされているということがあると思うので、これはもちろん文部科学省だけの専管のものでもないし、国、これは主として文部科学省だと思えますが、文部科学省と、それから県も、そして市町村もそれぞれがしっかりと責任を果たしていくということが大事な問題だと思えます。そして、その際に当然のことながら、教育の質・内容が十二分に確保され、さらにそれを裏打ちする財源もしっかりと確保されるという観点が大事で、それぞれ国、県、市町村がそのために全力を尽くしていくということが必要不可欠であると思うわけです。

先ほど、石原知事さんが西澤潤一先生のお話を引用されてましたけれども、我が県の県立大学の学長でございますけれども、私も義務教育について、本当に今こそ詰め込み主義的にしっかりとした教育をする必要があると思えます。また、そういったことをそれぞれの自治体が努力、工夫をしていくということこそが地域の教育力というものを高めていくことにつながると思えます。

また、財源について言いますと、今、総額裁量制という形で担保されているわけですが、その現在の総額裁量制で十二分なものなのかどうか。2分の1の国庫負担による現在の総額裁量制においては、結局決め方は財務省と文部科学省の間で金額が決まっているという問題がございます。

総額裁量制によって財源が十二分に確保されるかどうかは、文部科学省の類似の負担金を見れば参考になると思います。公立学校の施設整備費負担金などは、非常に財源不足が生じていたり、あるいは文部科学省の他のものについても自治体にとって過重な超過負担を生じているものが数多くございます。

従いまして、財源確保ということについて、文部科学省がそれを担うということが十二分な財源確保につながるものでは必ずしもない。やはり、これは交付税制度の改革も含めて、地域間の調整をしっかりと行わなければいけません。これから地方団体も入ってしっかりと財源調整制度をつくっていく必要があるのではないかと思います。

申し上げたいのは、義務教育の内容、水準あるいは財源確保について、今の制度の方がすぐれているわけでは必ずしもないので、これをリストの対象外とするのではなく、そのことを十二分に確保するという視点に立って、やはりこれも聖域なき見直しの対象に加えるべきだと思います。そして、その確保策については、英知を絞って自治体から提案をしていくべきではないかということをお願いしたいと思います。

秋田県知事 ただいま増田さんと私も大変似通っているのですが、この義務教育費国庫負担金の問題が出てから考えさせられますのは、国がすべてを仕切ってお金まで持ってという形が果たして戦後の義務教育の中でプラスアルファになったのかなと、このことをよく考えさせられるのですが、要するに地方も現場というんですか、県も市町村もより責任をとれるシステムをつくる必要があるのではないかと思います。

皆さんご承知のとおり、学校基本調査というのがありまして、毎年5月1日現在で調査し、8月末日に報告、速報値が出ます。それは要するに市町村別の学校別の学級数だとか職員数と生徒数がわかるわけですから、要するに教職員の法定数の報告ということで、毎年5月1日現在の法定数を文部科学省に報告が義務づけられております。従って、文部科学省において各県の法定数と実員チェックしており、少なくとも人件費においては、法定数を下回るような教職員数の配置はできないシステムもすべて出来上がっている。

ですから、私は考えてみると、やはり市町村も、それから県も含めて教育について、極端な言い方をすれば積極的ではなかった。ある面では思考停止しておったんじゃないか。ですから、より責任をとれるシステムをお

互いに国と地方がとるべきだろうと率直に思います。

議長 それで、どうしたらいいのですか。

秋田県 やはり、義務教育費国庫負担金は地方に移すべきだと思います。

三重県知事 それで、ちょっと私が追加したいのは、税を住民税の方でフラット化したときに、人口比だと割ときれいに分配できるけれども、愛知県と三重県とでは1.5倍ぐらい生徒の受け持ち量が違うわけです。総額裁量制はそういう意味では教員の数を基準にしていますけれども、以前、大蔵省が交付金化ということで実施しようとしたものは、子どもの数に比例して行おうとした。それは要するに今のフラット化と同じなんです。そうなると、私が子どもが主人公だと言ったときに、子どもの立場から見れば、実は大変な状況になってくるということなんですよ。

ですから、地方では子どもたちへの十分な教育がだんだんできにくくなる。例えばさっき言っているけれども、教員一人当たりの子どもの数のからいくと全国で一番少ないのは高知県で、その次は島根、鳥取、徳島、鹿児島、岩手、秋田、こういったところは全部少ないんです。一番多いのは埼玉で、そして神奈川で、愛知県なんです。そこと2倍近く違ってくるということをも十分承知の上で財源のことを言っているのですか。そのことを先ほど申したのです。

愛媛県知事 私が冒頭に申し上げた基本論に入っていないので申し上げさせていただきます。

いくなれば、税金は、その社会を維持するために納めるものです。国税は国に期待するから納めています。住民税は地方に期待するから納めています。今まで義務教育費国庫負担金に関しては、義務教育を所得税、国税として2分の1、そして市町村が運営する経費として2分の1を住民税で賄うというシステムになっています。今回の税源移譲は、国税から住民税への移譲を目的とする中に義務教育費国庫負担金を入れるということですが、このことは何を意味するかということ、住民は市町村の義務教育に関して100%の税金を納めてください。日本国民は外交、防衛、その他で税金を納めますけれども、義務教育に関しては住民税で払っていますから、所得税等では払いませんということの意味するのです。そのことが憲法26条で要請する国に課した義務教育を担保することになるのでしょうか。義務教育について、地方税で100%賄うのですか、それとも今までどおり50%は国税で賄うのですかということが問われているのであり、義務教育費国

庫負担金制度に関する税制のあり方を変更しようとしているのではないのですか。その議論を飛ばして、何か私が聞いていると、3万トンの敵戦艦の撃沈命令を受けた潜水艦が、敵艦と物資輸送船では2万トンにしかならないから、あと病院船でも、避難する児童・生徒の船でもいいから1万トンを撃沈して計3万トンにしなければいけないというような議論に聞こえてくることもあり、極めて異様な感じを私は持っています。

根本論として義務教育については、国と地方がそれぞれいかなる責任を追うのかということを経験しなければならぬのではないのでしょうか。たしかに、地方分権の推進は立派な話ですが、今までの議論の中で多くの知事の発言を聞いていると、義務教育は、地方自治体にお任せするのですか、税金の負担をどうするのですかという根本論を議論がなされておらず、これをしてもらいたい。

議長 ですから、現在では義務教育という事務が自治事務というふうに位置づけられているんですね。これは岩手県知事からも話があったんで、その根本までさかのぼって議論するかどうかということをおもひも申し上げたんです。

石川県知事 1つの例として申し上げたいのですが、私はここ1年半ほど政府の分権改革推進会議の委員を仰せつかって議論に参加していました。鹿児島県の知事さんが事務局長をやっておられましたけれども、その中で、議論いろいろ見ておりますと、今、愛知県の知事からもお話がありましたが、義務教育についても一般財源化が相当進んできていると理解せざるを得ないんです。2年前は共済組合の負担金も一般財源化する。これは国の関係する機関が合意をした上で一般財源化を図る。去年は退職金についても、負担金を廃止して一般財源化を図るという、国の各役所が合意をされたということがある。

そういう経過を見ていると、自治事務ということも私は大きく関わっているのではないかと思う。だから、国庫負担金制度というものと、それから教育の水準をどう維持するかということは必ずしもリンクしていないのではないかとそんな印象を僕はこの会議に参加して強く持ったのです。共済と退職金の負担金が廃止をされて一般財源化された。これは関係する省庁がすべて合意をされたことなのです。

むしろ、一般財源化をしても義務教育の運営には支障がないのではないかというふうなお考えをやはり持っておられるのではないのかなと、そん

な印象を私は強く持ちました。恐らくこれからもひょっとしたらこの一般財源化というのは進められていくのではないかなという印象すら持ったということを申し上げておきたいと思います。

熊本県知事 教育行政そのものがもう地方に非常に定着をしているという実態があるということが1点。それから、親たちが教育に対して大変大きな関心を持っているという現状があるということが1点。さらに、私どもは税源が一般化されたときに、地方団体がその教育の水準を引き下げるのではないかということに対しては、今、言ったような2点の中から考えられないと、もうそういう時代の中に関わってきていると思います。

そしてさらに、地方行政の中にありましては、子どもたちがこれから未来社会を担っていくためにどんな教育をしていくことが好ましいのか、あるいは教員の配置、それはどうあるべきかということそれぞれの県の中でも検討し、実行している。私のところの県でも、もう少人数学級を地方の財政負担の中でやっているわけです。そういうことを考えてまいりますと、むしろ一般財源化していくことによって地方の特色と、それから国際化の中に入ってまいりますときに、子どもたちは自分が育っているところの地域の特色、特質を知らないで国際社会の中に入っていくということは、私は大変問題が生じる。自分の育ったところのアイデンティティー、これをしっかりと形成していくということが大変大事だと思うのです。

そういった意味から考えますと、私は一般財源化していくことによってむしろ教育のバラエティーだとかあるいは特色だとかが生まれて来るのではないかと思います。

それから、総額裁量制の問題につきましては、先ほど岩手の知事がおっしゃいましたように、結局は国の裁量権の中でやられていくということでもありますので、この問題につきましても、総額裁量権があるから是であるということにはつながっていかないのではないかと、そういうふうに思っております。

ただ一方、地方に一般財源化された場合、教育の水準が下がるのではないかと、あるいは別の領域の中に費用として使われていくのではないかと、そういう議論があるということに対しては、私ども地方行政を預かる者は謙虚にその問題に対してはきちっと対応していくという、そういうものの必要性ということには自覚していかなければならないと、そのように考えているところであります。

義務教の問題は、今後しっかりと一般財源化していく方向の中でやっていくべきでありますし、教員の職務と責任の特殊性に基づく給与水準を確保するという、いわゆる人材確保もありますので、私の結論としては一般財源化していくべきであると思います。

岡山県知事 我々は、教育に関する予算の編成権、それからそれを支出するという大変重要な責務を負って、今までもやってきているわけなんです。そういった中で、今回の税源移譲して、我々が一般財源化してその教育に支出する予算をどのように編成するのかということに関して、地方に対する不信というものが、先ほどの石原都知事さんと河村文部科学大臣の回答なんか見ていると、一般財源化をすると優位な人材確保ができなくなるとか、あるいは学校予算が縮減されて保護者へのしわ寄せ、こういったようなことが予想されるということ、そのままこの議論を受けとめてしまっているのか。まさに、今、我々が地方分権を本当に明治以来の大改革を国に迫ろうとしているそういう中で、そういうことを認めてしまうということは、我々自身の自己否定につながってくるのではないかと、このことを大変懸念をいたしております。

諸外国の例、会長が先ほど少しお話ありましたけれども、確かに国家公務員としてやっているフランスの例もあれば、あるいは地方公務員として地方が全部面倒をみているイギリスの例、いろいろあるようでございます。その中で、同じような議論で一般財源化をしたスウェーデンはかえって各地方公共団体が教育予算を切磋琢磨して競争するようになって、より教育水準を上げようということで、かえって各自治体の教育予算全体が増えていって、結果的に教育水準も上がってきたと、こういう例もあるということ、これを私も耳にしております。

我々も、先ほど来出ておりますが、本当に30人学級あるいは35人学級、不登校対策、いじめとかいろいろなことで県単制度で皆さん方もやってらっしゃると思うんですが、まさに地方の時代でありまして、我々がそういった自己否定につながるようなことを文部科学省が言っていることをそのまま受けとめるということは非常にナンセンスではないかと、このように考えております。

もちろん優先度は、裁量の余地が大変多いそういうものから本当は議論していくべきなんですけれども、今、3兆円規模でやるかどうかの議論、その全体の議論をする中でこの問題も対象外とすべきではないと思ってお

ります。

和歌山県知事 私は、憲法学者ではないのでよくわからないのですが、この義務教育は、統治主体としての国、そしてまた統治機構としての地方公共団体、これが責任を分任してやるというようなことでやってきていると思います。重要な事項とされてきた管理運営事項については国の方が法律できっちり決めてやってきている。そして、実施部隊としては市町村、補完するものとして都道府県という形でやってきている。その都道府県、市町村がやっているということをとらえてこの事務もやはり自治事務というふうに決めていくということだと思います。

それで、原則としては自治事務というものは、本来は自分のお金でやっていくというのが建前なわけです。

義務教育費国庫負担金を廃止すると、地方自治体がお金を教育に使っていかないようになるという理由で、負担金の廃止に反対するのは、これはある意味では天につばするような行為になると思います。

直接関係はないのかもしれませんが、例えば警察について、警察は都道府県警察ですが、治安の維持ということは非常に国家として大事なことであると思っています。そして、警察組織についてはきっちりと法律で決まっていますが、人件費については交付税というような税金でみてるという点で、重要性においては同じようなものだと思います。

教育は国の根本だということには大賛成ですし、このことを地方分権だからどうの、こうのといっって、ゆるがせにするというのはおかしいことだと思います。また、自治事務ということですずっと議論を進めてきていますので、先ほど申し上げたとおり、自治事務は本来的には自分の税金でやるのが一番ぴったりにくると思います。

ただ、今まではそうでなかったものを、この改革の中で変えていこうと努力をしているのだから、国の方も、教育のことはきちんと議論しないとイケません。今、お隣の中国など教育に大変力を入れているわけで、何でも各自治体が、思いつきでやったりしたらそれこそおかしいことになるので、土台はしっかりさせておかなければならないし、そこに国の役割があるというのが私の持論です。お金の話は分けて考えないとおかしいことになるのではないかと思います。

高知県知事 できるだけ多くの意見ということなので意見を申し上げますけれども、子どもが教育の主役だということ、また教育が国の根幹に関

わることだと、これはだれも否定しないことだと思いますし、そうあるべきだと思います。

問題は、そういうことを保障していくために、国が義務教育の person 費の 2 分の 1 を負担しないとそれができないかと、必要不可分な条件かということだと思います。これまでの議論を聞いてきて、私は必要不可分とは思いませんので、そのことはこの財源論とは関係ないことではないかと、私は受けとめます。

次に、地方に対する不信があります。つまり、一般財源化をすると別に流用して教育水準に大きなばらつきが出るのではないかと、こういうご不信がありますけれども、これだけ少子化が進んできて、先ほど熊本の知事さんもおっしゃいましたけれども、親御さんのまた国民の教育に対する関心が高い中で、そのことに何か変な形で手をつけたときに、その首長がもつかということ、もたないだろうというふうに思います。日本の民主主義というのはそれぐらい熟成をしてくれていると思います。

むしろ一般財源化したときに、今、少子化の中で乳幼児の医療費の水準をもっと上げろという声が高まっているように、この教育費についてももっともっと上げろという逆に圧力が強まってくる、その危惧があるぐらいで、そういう地方への不信というのは、心配のないことではないかと思えます。それは、県民、住民の皆さんが投票行動を通じて判断をしてくださることではないかと思えます。

もう 1 つが、国に対する不信で、本当にこの一般財源化したときにその財源が保障されるか、ここが最大のポイントではないかと思えます。その保障ということがきちんとできるのであれば、充分一般財源化の対象の議論になるべき課題だと思います。

ただ、この論点の 6 で、1、2、3、4、5 と並べて、最後に 5 にこれを出して、何か穴埋めのような形に見えているということに多くの違和感を感じられる方がいらっしゃるのではないかなと思います。だから、私は、先ほど県と市町村というふうな輪切りをするのではない別の見方があるのではないかということをおし上げましたし、この問題にももう少し 1、2、3、4、5 のつけ足しの 5 の穴埋めだという位置づけではない位置づけで私は取り組むべきではなかったかと思えます。

島根県知事 皆さん方のいろいろご議論を聞いていまして非常に感銘を受けております。自分が義務教育を受けておったころのことを、今、振り

返ってみたいと思います。私は、昭和16年、ちょうど太平洋戦争の勃発の年に小学校1年生。そのときに国民学校に変わりました。従って、国民学校1年生、まだ歌も覚えております。昭和20年、あの終戦の年が小学校の5年であります。その翌年、6・3・3制が施行されまして、私は中学校1年生になりました。いうなれば、制度の変わり目変わり目を歩いてきた感がございます。その間に戦争があり、戦争に伴う教育も受けてきました。また、終戦直後に講堂に山と教科書を積んでそれに墨を塗り、やがて焚書坑儒じゃないけれども、その教科書を焼いた記憶もあります。本当に悲しかった。

しかし、6・3・3制のスタート、新制中学へ入ったときには何か世の中が明るくなったような気がしました。非常に先生方も熱心で、いい教育を受けたなど、今も振り返っております。もう、今、お亡くなりになりましたけれども、私の小学校の担任の先生、鉄道生活を終えまして島根県に帰って知事になったときに、当時の同級生がみんな集まって、先生を中心にして会をつくってずっとやっておりました。また、中学校もしかりであります。そういう懐かしい思い出が多々ございます。

また、先ほど愛知の知事さんや三重の知事さんがおっしゃってましたけれども、確かに島根県はわずか76万人、生徒数もだんだん減っております。学級数も減らさなければいけません。学校の再編成もやらなければいけません。この間も、八岐大蛇神話で有名な斐伊川のほとりにある斐川町というところがありますが、そこの小学校へ視察にまいりました。本当にのどかな風景で、私ども、今、30人学級と、それからスクールサポート事業といいまして、1学級に2人の先生を配置するやり方をしております。ちょうど私が行きましたのは、そのスクールサポート授業によりまして先生2人でやっておりました。私どもが小学校のころには、先ほど加戸知事さんがお話になりましたけれども、たしかもう50人か60人ぐらい、先生は本当に大変偉い方で、トイレに行くのも大変だ。トイレへ行くのを我慢しておしっこを漏らす生徒もたくさんおったような記憶がございます。

いずれにいたしましても、そうした中でやはり何といたっても義務教育というのは一番大事なのは先生だと。教師の情熱と教育に対する熱烈な闘志、またそれによって初めて国家存立の基礎ができるし、また地域社会も守られていく、そういう意味でいかに義務教育の大切さということ、今、私もひしひしと感じております。

しかしながら、今、いろいろ議論になっておりますこの分権制度、これも大切であります。地方が自由に、しかしながら国家存立の基礎である教育については、今、文部科学省がきちんと存在しておる。ここがきちんとした方針を出し、その方針にのっとって地方がそれに工夫を加えてやっていく。しかもその財源は、これは私は教育は金ではない。一般財源であろうが国庫負担であろうがそんなことは問わない。いずれにしてもきちんとそれが確保されればいい。それが確保されればいいわけでありまして、それが3兆円の税源移譲でもって確保されればいいんだけど、残念ながら、今、この47都道府県、富裕な県もあれば、石原先生おられますが、東京都のようなところもある。我が県のようにいくら一生懸命合理化努力をし必死の努力をしても、なかなか税収が上がらない。例えば、100の税源が移譲されたといたしましょう、富裕な団体では、それが140にも150にもなるかもわかりません。しかし、本県のようなところは、それが60とかあるいは場合によっては40、50になるかもわかりません。それを補てんするのが、それをならしていくのが国ではないでしょうか。そのために交付税がある。

交付税というのは、何か悪者視されているけれども、決してそうじゃない。そのためにこそ国家があり、何のために国家があるか。交付税というのはそのためにある。その財源を保障し、そういった一生懸命努力した県なり地方自治体に対して、どうしても税収が上がらない、そこに対してそれを均等化し、北海道も山陰も九州も四国も同じようにもっていくのがやはりこれが政治ではないでしょうか。

だから、そういう意味では、私は教育は金ではないと思います。従って、一般財源化をしても、それを補てんする手だてさえ考えれば、今日お集まりの47人の知事さん方の情熱と力をもってすれば、何でそんな教育がおろそかになりましょうか。私はそれを信じて疑いません。

青森県知事 教育はおろそかにしないという思いは同じでございます。まさに教育こそ地域力の要であるという思いがございますから、私どもも財政的にどんなに苦しくても、小学校1、2年生の少人数学級、中学校1年生の少人数学級ということもやっております。

我々は今地方分権のことを話しているわけですが、地方の自由裁量権の拡大といった観点から、幅広くこの義務教育費の国庫負担金を含めて検討の対象とすることは基本であると考えております。このこと自体が苦しい、

厳しい選択を問われているという、自分自身の思いであります。分権への第一歩を踏み出すということは大事であり、第1期からの検討対象ということに賛成したいと思っています。

ただ、税源移譲と地方交付税による財源保障というものが目に見える形で確実になされるかどうかはやはり一番私ども富まざる地域にとっては課題でございます。そこに国民、私どもの場合でしたら県民の安心感を得られる部分が出てくると思っております。

ともあれ、県であろうと市町村であろうと、教育をおろそかにする首長はあり得ないと、そう信じていただきたいと思います。

結論からいえば、検討の対象ということに賛成いたします。

北海道知事 この東京都知事さんのお示しいただいた文部科学大臣の回答というのを見て、やはり一言発言をしなければならぬという気持ちになりました。と申しますのは、この回答1の、2つ目の点ですね。「一般財源化は優位な人材確保ができなくなるなど」、これあんまりではないですか。とても悲しい思いをすると同時に、とても不満な思いを持ちました。私、これまでもこの義務教育の問題につきましては、文部科学省の方々と議論をし、それなりに理解をし合ってきたと思ってきましたのですが、この紙を見た途端に、すごく腹が立ちました。

そして、私はやはり、今、その財源論と教育の本質論という議論が出ておりますが、まず教育の本質論というか中身の充実ということについてはどの都道府県もやはり最重要政策課題という位置付けをしてないところはないと思いますので、中身の充実については各知事さんとも責任をもってできるだろうと確信をいたします。

例えば北海道における義務教育のレベルが低くなれば、当然道民からの批判、それから議会からの批判があって、他県の方が例えば茨城県さんの方がレベルが高いということになると、私ども自身が道民との関係でもたなくなりますので、そこはそういったことをご信頼をいただけると思うのが第1です。

しかしながら、今、青森県の知事さんがおっしゃったとおり、財源論のところは別であります。私ども、さっき三重県の知事がおっしゃいましたけれども、北海道はとにかく図体が大きいので何をやっても国庫補助負担金そのままカットされた場合、一番大きな被害が出るのは私どもであります。その意味では、この税源移譲と、加えてこの交付税措置と、交付税

措置の意義というのは島根県の知事さんがおっしゃっていただいたので私も胸を張って言いますけれども、交付税を含めての財源措置がきちりと確保されるという、義務教育の議論に限らず、ほかの国庫補助負担金の議論もすべてそういうことになると思うのですが、そこが確保される限りにおいて、私どもは胸を張ってこの部分も一般財源化の対象として例外なく聖域を設けず議論すべきであるというのは、前回も申し上げたと思うのですが、そのとおりだと思っております。

それから、もう1つ忘れてならないのは、私どもは第1期の18年度までの三位一体改革に加えて、第2期に向けても積極的な提案をする。そのことも担保されることが大前提で、この第1期の部分も実行するんだということは今まで半日かけて議論してきたわけでありまして。多分ここにおられるすべての知事さん、一部どうかわかりませんが、知事の多くの方が第2期改革の分まで含めて考えるとした場合に、もう既に9兆円で一度この知事会として意思決定したわけですので、この義務教育費はその先ということをおっしゃる方は、多分どなたもおられないのではないかと思う次第であります。

それから、2番目に、優先順位の論点6との関係でいいますと、この岡山県知事さんを中心にまとめいただいた移譲対象補助金の5分類、この分類自身がいいかどうかという議論もいろいろあるのですが、この考え方に沿って考えた場合に、
、
、
これは対象にするということについて余り疑義はないと思うのですが、その次にくるのは多分
番目の公共関係、これは私どもの意見です。そして、この義務教育費というのはまさにこの順番どおりで、
番目の優先順位としては最も最後までとっておくべきものであらうと思います。もしご賛同が得られれば、優先順位づけはこの
、
とかはインディファレントだと思うんですが、
、
については
、
のままだというのが私どもの意見でございますので、その意味ではやはり義務教育費という必ずしも私どもの裁量が多くならないうであらうという国庫負担金については優先順位が最後になるのではないかと思います。

長崎県知事 財源確保が本当に確実になされるかどうかというのは大変疑問なんです。というのは、先ほどからずっと皆さん方の議論をお聞きしてますと、結局、内容的にはすばらしい教育制度をやっていくにしても、問題は財源の保障がなければできないわけなのでありますから。その財源の保障

ということを考えていったときに、本当に一般財源化したときに今の交付税制度が、ある知事によればもう破綻しているに等しいという話がなされているわけなんです。そういう中で本当に財源確保というのを確実にできる保証があるのかどうか。そういうのがない前提の中で、せっかく国で半額については負担するということを決めている制度があるならば、私はそれをやはり堅持していくべきだと思います。

義務教育の負担金の問題については、国の5割の問題だけが議論されておりますが、結果的には恐らく東京を除いて全部各県とも98%教職員の給与については国が補てんしているわけなのです。財源保障してるわけです。一般財源化してしまうと、98%という数字は総務省の管轄にすべて委ねるような形になってしまふんです。1つの省庁にそういった権限が集中していくというのはいかがなものでしょうか。

そうじゃなくても、正直言って、一般財源化すればするほど地方に格差が出てくることは、もうはっきりしてるわけなのです。どんなに我々長崎県が頑張ったとしても、税源移譲されたって確保はできないのです。もうほとんど不可能に近いのです。財源調整機能をちゃんとやっていただかない限りは、これは従来の教育水準を確保することはもう到底できないわけなんです。

今、国の中でそういった制度があるものを、あえてそれを異論を申して制度を変えて地方に移していく必要があるかどうかは非常に疑問に思うのです。いろいろなことを言っているけれども、財源がなければできないのです。財源がまずあって教育ができるわけなんです。いろいろなすばらしい発言がなされてるのだけれども、金がなくては何もできないのです。

佐賀県知事 私どもの中で議論した内容を発言させていただきます。憲法上の要請のお話が先ほどもございましたけれども、確かに義務教育については憲法上の規定がございます。ただ、これは勤労や納税や生存権などと並んで、この憲法上の規定から直接由来して義務教育制度があるというのではなく、そこに法律というものを介して初めて認められている制度だというのが判例通説であろうかと思っているところでございます。

また、水準が保たれないのではないかという議論が今ほどもございましたけれども、確かにそういう懸念があるということはもっともだと思っております。逆にいえば、それは財源確保できればよいのかという議論にひょっとしたらなるのかもしれない。性格論ではなくですね。それは、税だ

けという考え方もあるかもしれませんが、それだけでは現実うまくいかず、やはり交付税というものでやるしかない。税と交付税でとにかく財源確保をきちんとできるかどうかということが、大きなポイントであろう。

この交付税については、破綻しているというお話もございます。ただ、破綻しているのは、実質国の財政も同じでございます。例えば今は人材確保のために教員の給料を一般職員に比べて割り増しをしておりますけれども、この制度とて毎年のように見直しの議論が出ておりまして、果たして今のようやり方で未来永劫財源が確保できるかどうかということは、国に制度を委ねていたとしてもわからないということではないかと思えます。

議論の中で国庫負担金は現ナマであり、交付税にすれば結局赤字の借入れとなるのではないかというご議論もございました。これはそのとおりであろうかと思えますが、よく考えてみれば、ただ国から交付されている国庫負担金も実はほとんどが赤字国債が財源になっているということであり、その実は余り変わらないのではないかというふうに思っております。

また、先ほども議論がございましたように、警察というものは警察国家という言葉があるように、国家が最低限なすべき、また最小限どうしてもやらなければいけないことであろうかと思っておりますけれども、これについては負担金というもので措置がされていないのです。

また、先般、松沢知事からご発言がございましたが、高校の教員については国庫負担金なしに一定のレベルというか、それはある意味それぞれの都道府県ごとの競争になって水準を保っているということもあり、また、競争的環境をつくるということ自体は国庫負担金によらずともよいのではないかという議論をしたところでございます。

しかしながら、私どもの中で大きく議論になったところは、仮に水準を確保するというミニマムラインの設定をすると、そこにどうしても指導要領であるとか教員の配置であるとか、国がそこに決まりをつくり、制度をつくり、基準をつくる必要があります。そうなっていくと、どこに自由度が増えていくのだろうかという議論は我々のところでもしました。

例えば指導要領についても、教職員の配置についても、もっと今より弾力化すべきであるという議論も出てきておりますけれども。そうすると、今、文部科学省の方から提案がなされ、一部実行に移っております総額裁量制というものでは本当にだめなのか、本当にだめだというふうに主張す

るのであれば、じゃあ、今の総額裁量制のどこがだめで、地方の自由度を阻害しているのかという議論をする必要があるのではないか、そういう議論をいたしました。

今回の8月の末までに議論をまとめるという期間の短さを考えた場合には、これだけの内容のことをきちんとまとめあげるのは難しいだろう、そう考えて、私ども佐賀県としては、この義務教の問題、そして公共事業の問題について第2期の方に送り、今回は別の観点でということで別案を提示させていただいたわけでございます。残念ながら、多くの賛同を得られたことならず、この原案には、余り盛り込まれておりませんけれども、そういう議論をして私どもは義務教育については、できる限り今回の削減対象にすべきではないというふうに思っておりますけれども、そういう議論と、一方で今回千載一遇のチャンスということでどうやって地方としてまとまるかと、そういうものの中で揺れ動いているという心情を吐露申し上げました。

議長 それでは、今日はゆっくり時間がありますので、とことん議論することにします。

栃木県知事 私は、1期、2期の総論としてはこれは考えるべきだ、入れるべきだと思います。それはなぜかということ、やはり自治事務である教育の地方分権をやはり進める必要があると思います。そのことについては、文科省に任せておけば義務教育の全国的な教育水準が確保できるのかということについては大変疑問があるからです。先ほど石原都知事から話がありましたけれども、国を滅ぼすようなゆとりの教育をやってしまうような省ですから、これは任せておけないので、実は栃木県版の学習指導要領をつくろうじゃないかということで、県の教育委員会に話をして、そんな作業も実はやらせております。

そういった意味からいうと、しっかりとそれぞれの都道府県が頑張るってやるという、教育の地方分権を進めるべきだと思います。

しかしながら、この問題は大変重要な問題ですから、栃木県としては2期計画に回してしっかりと議論をしてやっていく必要があるというふうに考えておまして、16日にもそんなお話申し上げたのですが、今回の2は含まずに、義務教育を外して3兆円を捻出する。あるいはどうしても数字が足りないと、最終的に数合わせということになるとと思いますから、数字が足りないというときには加配教員とか事務職員、栄養職員を入れると3、

000億円ぐらい出るのです。ですから、その残り、5,500億円ぐらいは奨励的補助金とかあるいは公共事業などから捻出をして3兆円を生み出すというのが私は一番いい方法ではないかと実は考えております。

東京都の案のこの3兆円ということであればこれでも結構だと思えますが、そういうしっかりとした議論に基づいてやるべきだと考えております。

長野県知事 皆さんの中で前回のときに、義務教育費に関しては9番バッテリーだというようなお話があったと思います。とすると、1番から8番までは全部税源移譲をし尽くして、それでもなお足りないのをごさいますでしょうか。なるほどそうであるから、恐らく最初は小中学校とおっしゃっていたのが中学校だけになられたのか。ただ、このような形こそがまさにお金の話に終始してらっしゃるのは一体どちらの側なのだろうかということ、世間から私は疑念を持たれているのではないかと思うわけです。

自治事務であるというお話がありましたが、であるならば、私は願わくは、例えば、普及率が極めて低い住基カードに関してもこれを国庫補助であったり、あるいは明らかにここに充当するというための交付税措置というような形は現に戒めていただきたいという気がするわけです。

私たちはなぜトニー・ブレアが「教育」「教育」「教育」という言葉をはき、イギリスにおけるその教育の財政も含めた過ちを改めるに如くはなしとあれだけ繰り返して言ってきているのであろうかと。

あるいはまた、アメリカのビル・クリントンとヒラリー・クリントンが、まさに地方と州というところが財源を負担している教育によって自分たちのアーカンソーというところの教育がいかにか、そのアーカンソーがよいアーカンソーへと脱却するために苦勞をしたのかということに。つまりイギリスやアメリカにおけるそのクイというものを私たちは冷静に今一度見つめる必要があるのではないかと、このように思います。

先ほど静岡県知事からは、教育というものをより充実させる意味での弾力性を持たせるためにも、というお話がありました。しかしながら、これは先ほど新潟県知事もあるいはそのほかの県知事もおっしゃっておられるように、本来首長のやる気、あるいは住民の理解というものがあれば、現行の中においても、例えば私たちの県は、前回も申し上げましたが、小学校4年生まで30人規模学級をしております。さらに自律を望む町村との間では、小学校6年生まで30人規模学級をしております。私が就任した段階で長野県の財政というのは起債制限比率はワースト2でございます。

先ほど石原知事が茨城県の例のお話を挙げて、それは昔のお話だからと言いましたが、私たちの47都道府県が今後財政再建団体に1都道府県も陥らないという保証は一体どこにあるのであろうかということです。

あるいは、大阪府知事からはだれが教育主体であろうとも、そこに教育のレベルの問題はないというお話がありましたが、私はこれはまさに東京都が繰り返し今回の三位一体の改革に関して述べてきているように、だれが教育の主体であろうとも、まさにそれは国民のクオリティーオブライフを維持するということで生活保護、そして義務教育というものはその財源をきちんと国家が保障すべきであるという考えに与するものであります。

その意味におかれては、皆様のお手元に配られていた先ほどの論点整理の3ページのところに、社会保障関係の負担金のうち、格差なく国による統一的な措置が望まれるものが生活保護、児童扶養手当というふうに書かれていますが、ではなぜここに義務教育費が含まれていないのか。義務教育費を含まないならば、生活保護や児童扶養手当もまさにクオリティーオブライフを地方の裁量によって、よりそうした弱者のために充実するならば、まさにこれこそが移譲対象補助金となさるという皆様のお考えならば、論拠になられようと私は思います。

実際に一般財源化する中で学校の図書費であったり、あるいは公立保育所の運営費を他の費用に充当したという自治体は、これは数限りなくあるわけです。

こうした中で、私は加戸知事であったり野呂知事であったり、そしてまた片山知事や石原知事も、國松知事も広瀬知事もおっしゃっているように、今の教育に関してさまざまなそれは不満があると思います。ただ、これは教育のみならずさまざまな施策に不満があります。今の教育への不満というものをまさに政争の具として9番バッターだとおっしゃっていたこの教育費というものを、まさに按分の中で埋めるために行っていくということは、私は断じて許されないと 생각합니다。

何人かの方々のお話の中で、この義務教育費に関しては「馴染みやすい」、あるいは「落ち着きやすい」というようなお言葉がありました。私はこの教育という国家百年の大系のものをこのような税源移譲という、そして限られた時間の中でなじみやすい、落ち着きやすいというような言葉で文化や教育を語ると、それが全国知事会の場において公然と行われているということに大変に深い悲しみを抱くものであります。

教育というものはやはり哲学であり、歴史であり、そして愛情であります。私どもの県の封筒の中に「日本の義務教育を守る緊急共同提言」、昨日行われたものを同封をいたしました。やはりその中で経済界の方々がこの問題に憂慮をしているということは、やはり日本の根幹はものづくり産業を支える勤勉で誠実なそうした向上心というものを生み出してきた教育にあるわけです。そして、その教育がもし揺らいでいるならば、それは税源の話とは別の観点において私たちはきちんと行っていかねばならないということです。

やはり経済同友会の顧問である鳥海巖氏が全面的にこうした声明に賛同したということは、私は象徴的であると思っております。そして、森永卓郎氏がいみじくも申しておりましたが、今回のようなことを皆様が仮に強行すれば、これは生まれながらにしてかぎ括弧つきの「地方」と呼ばれるところに住んでいる子どもたちには十分な教育が受けられず、「中央」と呼ばれるところあるいはそこに類する係累であられた方々が、まさに「中央」が、そしてまた富裕層がきめ細かい教育を受け、「地方」というところに暮らしている者たちを牛耳るという大変にあってはならない状況を、今、生み出そうとしているのではないかと思います。自由民主党の文教委員である堀さんが、同様の懸念を示されているというものも、私はまさに象徴的ではなからうかと思っております。

こうした観点から、私は先ほどもどなたかがおっしゃいましたが、まさにもっとも霞が関の中で相対的に発言権が少なかったかもしれない文部科学省のその省益ではなくて、文部科学省が扱っていたものをまさに総務省というところのハンドリングのもとにもうけていくというようなことは三位一体の改革では決してないと思っております。その意味においては今回東京都案というものが出たものに関しても、十分に時間はあると議長がおっしゃるならば、このことをもきちんとお話をすべきではなからうかと思っております。

私はこうした国家百年の計が採決などという形のもとで決まっていくということは、これは断じて避けなくてはならないと、このように思っております。

群馬県知事 今日初めて発言をいたします。8時間ぐらい皆さんの意見を聞いておりました、どなたの意見を聞いてもなるほどなと、もっともだなということで聞いておりました。

そもそも、今日一体我々は何のために議論をしているのかという出発点、原点に返って、私は考えてみたいと思っております。

私も、地方自治の現場に立って40年以上になるわけですがけれども、地方自治を自立したい、そのためには地方分権を確立させて多種多様な日本として繁栄させたいという気持ちでいっぱいでございます。ただ、これには明治以来の長い伝統もありますし、また国民的なさまざまな感情もあって、そう簡単に進むことではないと思っておりました。でも、数年前に地方分権一括法ができて、機関委任事務が廃止されました。これは法律的な縛りを解く一歩前進であったと思います。それを財政的にも裏打ちをしていこうということから、今回の議論が始まっているのだと思います。

私はずっと感じておりますのは、国が一々手取り足取り地方を指導というか、言葉悪く言えば支配ですけれども、そういうことが結局国民の利益にならないので、補助金を整理していこうということから始まっているのではないかと思うのです。私はその象徴的なものは零細補助金だと思います。現に県に対しても10万円以下の補助金がたくさん来ているわけでありまして、金額からいえばそうしたものは5%ぐらいしかないのですけれども、件数からいえば4分の3を占めているわけです。そうしたことから、リストに挙がっているもので大半は片づけられると思います。もしこれが実現するならば、これは大変な地方自治にとって進歩になるし、革命的なことになるだろうと思っております。

このとき、この義務教育費国庫負担金の問題は3兆円に足りないからこれを追加するのか、そもそもこの義務教育費国庫負担金が地方を縛るといふか、それがまずいからやめようとしているのか、その辺をやはり考えるべきではないかと思っております。

国庫負担金と補助金を一緒にして議論しておりますけれども、地方財政法にもあるように、負担金というのは国が負担するという規定になってますし、補助金の方は交付することができるという規定になっているわけです。私どもの実感とすれば、負担金というのは財源保障的なものだと、だから、余りそう縛りはないと感じておりました。補助金の方こそむしろなるべく少なくしてほしいと。それで一般財源化してその地域に合った税金の使われ方ができるようにしてほしいと思っております。優先度からすれば、まず補助金の方が先であって、義務教育費国庫負担金の方はそれよりも後に位置づけられるものではないかなと思っております。

総理が3兆円を地方へ移譲するといったことは非常に画期的なことであって、できるものならば絶対実現したいと私も思います。ただ、その根拠となる数字をピタリとここまでやるのか。それで、その義務教育費国庫負担金をこれに入れるべきかどうかというのは大いに議論をすべきことであると思っております。

それと、ちょっと観点を変えますと、我々の議論していること、すなわち補助金をカットし、一般財源に移すということですが、一般の人は補助金カットすると、その行政がなくなるのではないかという錯覚を起こしている面があるわけです。これは、よく各省庁あるいはその省庁を陰に陽に代弁をするような形でいろいろな団体からも直接話を伺いますけれども、この補助金はカットするな、この補助金はリストに挙げてくれるなということを言われております。しかしながら、補助金をカットはするが一般財源化することによってその行政が決してなくなるわけではないということを国民によく理解をしてもらうように、もっと説明をすべきではないかなと思っております。

鹿児島県知事 この義務教育の国庫負担制度の話であります、2つの側面があると思います。まず1つが、その教育の本質論からこの義務教育の国庫負担金制度をどう考えるかという問題ではなからうかと思っております。私は日本国憲法の第26条の第2項、ここのもとにおきましても、この義務教育費国庫負担金を恒久的な制度として永続させなければいけないという法的な仕組みにはなっていないと考えております。この義務教育の国庫負担金制度を守ることが、即日本国憲法におけるところの義務教育制度を守ることとも必ずしも直接的にはつながっていないと考えております。

私個人的には一般財源されましても、この義務教育に関する予算につきましては最大限の配慮で総額を予算において確保したいと考えております。

2番目の点が、この地方分権改革の中でどのように理解するかということでもあります。もういろいろな方からご発言いただいたわけでもありますが、私もこのところずっとこの分権改革に政府の一員として関わってまいりました。この国庫負担金制度というのは中央集権的な行政システムの岩盤みたいなものだったと思いますが、それが、今、三位一体改革の中で全く偶然といえますか、幸いなことにそこに風穴が開こうとしておりますし、まさに千載一遇のチャンスではなからうかなと思っております。

ロットが4兆とか3兆とか大きな金額でありますので、包括的にこの国

庫補助負担金制度全体を見直さざるを得ないと思いますので、その中でこの義務教育費国庫負担金制度だけを聖域扱いできるかどうかというのが問題になってくるかと思えます。先ほども申し上げましたように、必ずしも教育の本旨論からいいましても、またこの地方分権の流れの中でも、現在見直すことについては、私どもとしては躊躇する必要はないのではないのかなと考えております。

従いまして、この義務教育の国庫負担金制度の一般財源化について、私自身は賛成であります。ただ、今までにも意見が出ましたように、1番から5番まで分類されてまして、穴埋め的な、先ほど高知の知事がおっしゃいましたような扱いになっているのでありますが、包括的にこの国庫補助負担金を整理するというのであれば、この1から5までは優先順位ではなくて、総合的に勘案した結果、この5つの項目が挙がったというような整理の方が整理をしやすいのではないのかなと考えております。

それから、もう1つは、ほかの補助金とも絡むのでありますが、この国庫補助負担金の整理、我々で意見まとめましても、また政府におきまして大変取扱いが難しいテーマではなかろうかなと思っております。この1つ1つの補助金につきまして、政府との交渉になりますとなかなか各都道府県は大変苦しい立場に追い込まれるわけでもありますので、もし我々が意見をまとめるのであれば、その後は改革工程表みたいな、一括して今回私どもが提案したこの補助金のリスト、そこに計上されている補助金につきまして、きちっとした形で閣議決定等をしていただき、改革工程表的な形できちっとした政治をしていただく、そういうことも合わせてお願いすべきではないかと考えております。

宮崎県知事 私、共感するという意味からお話しさせていただきます。

まず、一般財源化への方向につきましては、賛成でございます。先ほどから多くの方が言われますように、財源確保論と教育論、義務教育の教育水準を一定を確保するということはまた別問題だろうと思っております。ですから、3兆円確保のためにこの義務教育費国庫負担金が出てきたのであればちょっと残念だなという気がしないでもございません。

文科省の皆さん方に言わせると、教育はもう地方に任せてるじゃないですかと、県教育委員会あるいは市町村教育委員会にと言われます。それと、総額裁量制という考え方も出てきております。であれば、個性ある教育ができる。いわゆる地方分権につながるかもしれません。裁量性が高まると

という意味からも、一般財源化の流れというのは私は賛成でございます。

それから、先ほど石原知事さんの方からいただきました。北海道知事さんが言われますように、この回答1の方の「国庫負担制度は義務教育の水準維持に不可欠」とありますが、これは財源の問題と教育論を混同された発言のような気がします。

それから、その下の「一般財源化は、有為な人材確保ができなくなる」となっていますが、これは地方に対する不信を表現されているのではないかという気がいたします。まして、保護者へのしわ寄せも予想されるとは、まさしくその裏を言っているのではないかというふうな気がいたします。

義務教育の一定水準を確保することについては、現行の標準法にちゃんと確保できる部分がありますし、さらに国に一定のより以上の指導、監督権限を付与すれば、この教育水準の確保はできるのではないかと思います。

山口県知事 河村文部科学大臣の出身県でございますから発言は差し控えようかと思ったわけですけれども、最後の方に近いものですから発言をさせていただきたいと思います。

論点で配られていることに沿ってお話を申し上げます。義務教育における国の役割というのは大変重要だと私も考えておりますけれども、この負担金制度と直接結びつけて考える必要はないのではないかと。従って、私は、一般財源化の方向でいいのではないかと考えております。

それから、論点の3番目の方に移りますけれども、山口県の場合も国の方の制度に上乘せして、例えば中学全学年について35人学級を単県でやっていると色々な形で既に取り組んでいます。教育問題というのは県政にとって最重要課題だというふうに位置づけておりますから、負担金制度がなくなったからといって恣意的に削減をされるというようなことはないと考えます。

ただ、先ほどからいろいろな意見がありますように、その場合に本当に負担金制度がなくなったときに財源保障がしっかりとされるのかどうか、その辺が私は大変心配であると思っておりますから、財源保障の面でしっかりと確実なものがされるということをお前提にして一般財源化については賛成をさせていただきたいと思っております。

徳島県知事 かなり議論が出ておりますので、まず、加戸知事の方からお話のありました最初の前提の部分ですが、私も教育、特に義務教につい

では、国がしっかりと制度を作っていくべきであると思います。特に諸外国との競争という関係の中では、国が一体的にどうあるべきかと、国家の機関としてやっていくべきではないかと、まず根底のところはそう考えております。

また、しかし、その中で義務教についての考え方、これが都知事の方から河村大臣の方に、どうだ、しっかり言ったらどうだと言われて促されてようやく出てきているといった点があるかと思えます。といいますのは、もっと早い段階で国がしっかりとこの義務教のあり方、方向性について言っていればこんなに混乱もなかったのではないかと思います。

また逆にいうと、今回本体部分についての一般財源化の問題が出た、具体的に原案でも出てきたという中で、真剣になって、例えば6・3・3制についての改革の問題ですとか、今まではおよそ考えられなかったような改革案がいろいろ出てきた。

といいますのは、なぜ遅いのかといいますと、今まで地方は絶対に嫌だと言ってきた退職手当ですとかあるいは共済長期、そのときには一切何のリアクションもなかった。もちろん総額裁量制の問題は出たわけですが、この2点についても地方は絶対に嫌だということを書いてきたわけです。しかし、その点には、先ほども出ておりましたが、国の関係機関において合意がなされて、そして一般財源化がなされた。そして、いよいよ本体部分がやってきたときに初めて、都知事に促されて出たのかもしれない。

しかし、今、この義務教のあり方について、国、そして我々地方公共団体含めてこれだけの議論がなされる。まさに義務教育の今後21世紀のあり方についてピンチだけれども、しかしこれをチャンスに切り替えて、本来のあるべき姿、これを検討すべきじゃないかと思えます。その意味でも、そのきっかけとなったこの本体部分については、今のご意見をいろいろ伺いをしていますとやはり原案にあるとおり乗せて考えていくべきではないかと思えます。

しかし、その中で今後どういうあり方が一番望ましいのか、これをしっかりと議論していただく、これが本来義務教としての国家の根幹のあり方ではないかと思えます。その大きなきっかけ、大きな投石、一石ではないかと考える次第であります。

奈良県知事 今日この議論は大変よかったと思えます。賛成と反対で議論を強調するような面もなくはなかったですが、本当にそれぞれおっしゃっ

た部分の根幹の部分はそれぞれ本当のことをおっしゃっていると思います。だから、この点はお互いにどちらにくみするにしても、それぞれおっしゃったところはやはりしっかりとお互いに明記しておくべきであろうと思います。

この問題について、佐賀県の知事さんが迷うとおっしゃった。私も率直に言うと迷う方です。私は昔一般職の公務員として義務教をやっておったときは、まさに一般財源化の方の考えでおりました。しかし、今、こういう財政状況の中で迷うというのは率直な考え方じゃないかと思います。だから結論を出すわけじゃないのですが、この点は、しっかり明記しておいた方がいいのではないかと思います。

なぜかといいますと、教育論と財源論は別だとおっしゃるのは、私はそのとおりだと思うのです。しかし、無関係ではないと思うのです。1つは、教育は地方に定着しているから、まあ地方に任せていいよというのは、私そのとおりだと思います。心配されるようなことじゃなくて、私なんか心配しているのはむしろいろいろな圧迫を受けて大変だなと思っておるぐらいですから、教育の方は地方に任せていただいてそんなに問題起こることではなからうと思います。

問題は、規模が大きいということでございまして、先ほど警察官の話との比較がございました。しかし、比べてみたらわかるように、ちょっと何倍かの人件費といってもかなり大きさが違うのです。従って、この教育の問題は、規模が大きいということを忘れてはならないと思います。

従って、教育論という性格の問題と量の問題、両方あって、我々実は悩んでいるのは量の問題で悩んでいるということを改めてお互いに確認した方がいいと思うんです。

その際に、規模が大きいだけに一番大切なことは、財源措置でございます。これが完全にされたらと、されるかなというご意見両方ございました。どっちも正しいと思うのです。私が言うと変な表現に聞こえるかもしれないけれども、率直に、交付税制度を信用しきっていいかということです。というのは、税ではほとんどこれの財源保障はできません。従って、交付税制度というものを信用しきっていいかという根幹の問題があるということとははっきりしておるのでございます。

今、迷うということを率直に言わせてもらいましたが、これは現下のプライマリーバランスが国も地方もめちゃくちゃに外れている状況では私は

そのとおりだと思います。

ただ、私はこの問題を考える場合に、やはり日本はこの問題すべてが始まった根幹は、日本の国庫補助による支援制度が、義務教育だけじゃなくて、全体として多すぎると、これを何とかしなけりゃならんと、これがやはり出発点だろうと思うのです。従って、国庫補助金制度ないしはそのウェイトが大きすぎるこの問題を解決しているのであって、象徴的に義務教の問題でやってるんじゃない。その中の1つの選択肢としてやっている。それが1番目か5番目か私も余分なこと申し上げませんが、その中で出さざるを得ないものを出さなければならぬのなら、やはりそれなりの結論を出さなければならぬであろうと思います。

従って、大変な決断であるということ意識しながら、同時にこれをまとめられた補助金のリストもつくられましたので、この苦勞の成果に対しては敬意を表すべきではなかろうかと思えます。

しかし、今、申し上げたとおり、この財源措置がしっかりされるのかどうか、どういう形の条件をつけていけばいいのか。先ほどもこの問題とは別に出ましたが、平成16年度の交付税措置みたいなものが出てくるのであれば、この問題は引っ込めますというようなはっきりした表明をする。その場合は、このリストは単なる候補でしかない。16年度の交付税措置のようなことが起こってくるなら、義務教育費国庫負担金についても交付金をやめることはできないということで引っ込める。こういうぐらいの決意を込めて決めてもらう。こういうことから、私はむしろこれからが問題ではなかろうか、これからの取り組みが我々の決意も含めて重要ではないかと思えます。

その上でやはり、日本の国庫補助金制度が多すぎるという問題に先鞭をつけていくということからやむを得ないのではないかと思えます。結論的には、お互いに今日出された問題点をすべて再確認し、明記した上でしっかりした決意を持って進めていくべきではなかろうかということでございます。

広島県知事 本県は、数年前になりますけれども、非常にまれなケースでありまして、文部科学省からは是正指導を受けたということがございました。この問題については、発言を差し控えておりました。ただ、各知事さんの大変教育行政に対する立派な見識と熱心なご意見を伺って大変感心しておりますし、感激もいたしております。

ただ、1つ、もう24時まで1時間を切りましたけれども、その時間の中でこの問題提起された論点、これを全部整理をなさって議論をして、採決をされるのか。それとも、この提言書の中の8,000億円、中学校教職員の給与等に係る負担金を移譲対象補助金とする、この部分と、それから市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大を推進する、こういった2点について議論をするのか、そこの問題ではないかと思っております。

私の個人的な考え方といたしましては、最後積み上げていって8,000億円ほど足りないから中学校の教職員の給与をここへ乗っけるとするのは非常に寂しい話であって、それであるならば、義務教育とはそもそもどういうものなのか、それから6・3・3制が本来どういう制度であるべきなのか、さまざまな議論がなされた上で、もっと時間をかけて決着すべき問題ではないかと思っております。

どうしても何か削らないといけないとするならば、どなたかおっしゃいましたけれども、加配教員や学校職員分、これで約3,000億円程度ございますので、これを対象とすべきであろうと思っております。残りの5,000億円程度は、どこからか引き出せると思っております。最悪の場合、3兆円まで積み上がらなくても構わないのではないかと考えております。

また、市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大の推進でありますけれども、合併して規模が大きくなって人材にも恵まれた町村であればいいのでありますけれども、例えば人口3,000人未満の合併をしないような町村の場合には、教育委員会の人材も非常に限られている。そういったところへ権限と役割を拡大し、それを付与するということについては、非常に大きな疑問を持っております。

議長 岡山県知事、改革案で掲げている、 という補助金の並べ方は、いわゆる優先順位なのか、単なる羅列なのかという議論がありますけれども、それはどうですか。

岡山県知事 事務方の方でとりまとめられ、議論していく中では、1、2、3とこういう順番で決まってきたという経緯はあったかもしれませんが、私がまとめる際には、これはやはり優先順位をつけるような課題ではなくて、3兆円ということですから、これは中でこれが先これが先ということではない。まとめて、これで3兆円と、こういうふうにするべきだと私は整理をしております。

議長 それで、12時も大分近くなりまして、大阪府知事からリーダーシ

ップがないというご指摘もございますので、まとめなければいけません、まず、この義務教育について、論点の2ページの下から3つ目の項目ですね、総額裁量制の導入、総額はだれが決めるか。それから、全体の予算総額はどのように確保されるか。税源移譲との選択の1つの材料になりますので、このポイントに限って議論をしていただきたい。

山形県知事 国の責任と義務教育について、後で述べようと思ったのですが、まず、義務教育については、国の責任があるということはやはり皆さん認めているようですけれども、これははっきりしておいた方がいいと思います。

また、自治事務については、法律に沿ってやるという範囲で自治事務である。だから、国では、義務教育については基本的に責任を負う、また自治体も実施に当たっては責任を負うと、教育に携わるものは、みんな責任があるということの構えを持つべきであると思います。

議長 今、申し上げたように、下から3番目の項目、その点について議論していただきたい。

山形県知事 それで、次に2番目の方になりますけれども、都道府県では義務教育費が削減されることになるかということについては、文部科学省では40県ぐらいは今より一般財源化される方が下回りますよというようなことを公表してます。ですから、財源の保障ということを強調していく必要があると思います。

次に、最後ですが、第1期、それから第2期でやるのかということについては、1期で税源移譲の対象とするのであれば当然のことながら第2期分については2期に税源移譲の対象とすることになります。

議長 下から3つ目の項目に焦点を絞って議論をしていただきたい。

山形県知事 総額制については問題があると思います。各自治体では逆に人材確保法の観点がだんだんと崩されていくということがあります。この点については、総額制については問題がある、反対である、こう申し上げておきます。

鳥取県知事 会長がせっかく論点を整理、絞られたので、それに忠実に意見を申し上げたいと思いますが。ここが1つの大きな論点だと思うのです。要するに、今の総額裁量制に移行した負担金制度がいいのか、それとも税源移譲をして税と交付税の方が安定的に財源が確保されるのか、どちらですかという論点だと思うんです。

私は、今の負担金制度というのは、これ補助金と違いますから、国の法律でもって国が交付をすることを義務づけられているわけです。従って、法律が変わらない以上は国の予算編成の中で優先的にこれはちゃんと確保されるわけです。従って、国会議員の皆さんがきちっと教育は大事で、この負担金制度守らなければいけないというコンセンサスが得られれば、これは確実に国の方の財政が大変であってもちゃんとこれからも守られるわけです。

一方、今度は税と交付税になったときに、税はともかくとして、大半の県は交付税で後始末しなければいけませんから、それがどうかといったときに、さっきから申し上げてるように、交付税は本当に過去いろいろないかげんなことをずっと積み重ねてきた結果、瀕死の重傷を負ってます。ですから、この非常に規模の大きい義務教育の経費を、今、交付税がちゃんと受け持つだけの力量はありません。もう本当に大変ですから。

ということを考えれば、今の法律で負担金制度としてきちっと国が交付を義務づけられている方が私は安定的にこの義務教育の経費は確保できると思います。

議長 それで、片山知事さん、石川県知事から問題提起された、例えば退職金なんかで、一般財源化されてるわけでしょう。そういうようになし崩しにそういう方向を勝手にやられていくのです。そういう歯どめをどうするかという問題もありますね。

鳥取県知事 これは今までこの義務教育に限らず、地方財政に関係するやり繰りについて、総務省にお任せだったんです。年末に結果だけ聞かされて、ああ、そうですかと、不満があってもみんな言わなかったんです。やっと言いだしたのが一昨年からです。去年はもっと言いました。今年はこのことになりました。だから、我々がきちっと年末の地財折衝というものを財務と総務だけのそういう密室の取り引きに委ねないで、ちゃんとオープン場に引きずり出して、我々ちゃんと監視もする、国会議員にもきちっとその監視を、当たり前なことなんですけれども、国会議員としての仕事をしてもらうように促す。そういうことをするようになれば随分変わると思います。今までのようになし崩し的にあれこれあれこれ外されるようなことはないと思います。

議長 だから、歯どめの仕組みがいるということですか。

東京都知事 先ほど文部科学省の意見を取り次いで辛辣なご批判をいた

だきました。ただ、この問題の中で一応最高権威である文部科学省が何を考えてるのかさっぱりわからずに我々議論するのはおかしいと思うから、私がたまたま河村君ですか、言って取り次いだけでありまして。私自身は国の役所の中で、今、国会いまして一番評価している役所の1つですよ。やはりその意見を聞かないで済むようなものではないと思います。

ただ、私は、先ほどどなたかが賛否両論の中で、交付税はそうあてにならないとおっしゃったけれども、私もそのとおりだと思います。現にもう破綻をほとんど来してます。

今の総額というものを考えるときの1つの寄与、新しい財源として私はやはり新しい税制を、大勢をながめてみるとやはり義務教育の国庫補助を廃止するというのが趨勢のようではありますが、それならそれでそれを担保する新しい財源というものを私たち考えなくちゃいけないと思う。それは、やはり教育・文化に対する税制というものを変えなくちゃいけないと思います。日本の場合には、これは非常に制限がありまして、外国はほとんど先進国はやはりこれに対する寄附はただになってまして、無税になってます。ところが、日本はやはり限度がありまして、それ以上のものになると課税されるのです。長く国会にいまして、予算委員会でいつも大蔵省出身の相沢英之氏と隣で、あいうえお順ですから、その話をしましたら、やはり石原さんね、それは確かにおかしいと思う。やはり企業の献金の枠があって、結局その枠がある限り、企業は一番どこに寄附をしたら得かというところ、結局自民党に対する政治献金になっちゃうと。一部野党にもあるでしょうが。その額をやはりリミットすることそのもの間違いだと思ひ、やはり政治献金とは別にして、要するに明らかに文化なり教育に対する寄附行為というのは無税にするというそういうことを考えなきゃだめだとは私も思いますし、そう言っていました。

もし、ここで義務教育というものをやはり今の形で国庫補助というのを撤廃し、一般財源化するならば、その結果がもたらす、つまり結局最後は交付税によると、交付税そのものが非常に危ないという状況の中で、私たちはやはり教育と文化に対する企業なり地方のいろいろな有志の寄附というものの優遇というものを無税という形で考えることを、決定というか、裁定に並行して考えるべきだと私は思います。ぜひそれを新しい議題として登録していただきたいということをお願いします。

議長 今、寄附の問題出ましたけれども、兵庫県のシンポジウムでどこ

かの町長さんが、国が言うことを聞かなかったら我々の地方側の武器として何があるかというような話の中で、石原知事が言われるように、全部国に税金を納めないで地方自治体に寄附してしまったらいいんじゃないかと、みんな、寄附してもらったらという話が出まして。これ非常におもしろい話なんですよね。それは余談といたしまして。

兵庫県知事 交付税制度が瀕死だと片山知事がおっしゃってる。そうでしょう。しかし、国の財政も瀕死なんです。だから、瀕死同士どっちが信用おけるかという、こういう話を、今、しているようでありますから。私は地方分権という中で税源移譲を考えたら、税源が絶対偏在しているわけですから、交付税制度のような財源調整制度を前提にしない限り成り立たないわけです。その前提である交付税が信用できないのであれば、税源移譲ということ自体がナンセンスだということになりかねない。

だからこそ、片山知事も密室で決められるのではなくて、地方団体にきちっと情報公開がされて発言できるような仕掛けをつくっていくべきだと提案されているように、我々はそういうような仕掛けができていく、つくるということを前提に、やはり税源移譲と財源調整制度がきちっと確立していくことを前提として議論しているのだということをおぼろげに忘れないのではないかということをおぼろげに申し上げたいと思います。

岩手県知事 先ほど、今の問題についても少し触れたのですが、おっしゃるとおり、交付税制度も非常に瀕死というか破綻に近くなっていますし、それから国家財政も同じような状況です。確かに負担金の形であれば、まだ国の関わりというものがはっきりはしているわけですが、しかし、同じ文部科学省の金の中で公立学校の施設整備費の負担金がもう既に財源不足によって自治体の大変な超過負担が生じているということがあるので、正直なところここはどっちが有利か不利かとなかなか決めづらいということがございます。

やはりここは、今、何のために議論しているかということをおぼろげに考えると、3兆円の税源移譲をどのようにしていくのかということでもありますので、私は結論として言えば、今、義務教育費国庫負担金を対象にしているわけですが、当面交付税制度でその財源調整をするという形とし、さらに、国との協議の中でよりよいやり方をこれから検討していったら、必要な財源を必ず確保すると、そういうことを勝ち取ればいいのではないかと思います。

宮城県知事 今、兵庫県知事もおっしゃいました、それから奈良県知事もおっしゃったとおりだと思うのですけれども、つまり、義務教育、迷っていらっしやるとおっしゃった。それで、交付税がちゃんとしていなければこんなことやれないと、そのとおりなんです。だとすると、ほかのやつも全部同じです。これだけじゃないんです。このスキーム全体がちゃんとそれは交付税措置もされるということがなければ、義務教育費国庫負担だけの問題ではないのです。これ全部だめなのです。

それは、今日のこの議論でみんな共通してます。実は、何人が反対という方、かなりのところは財源が本当に措置されるのか。これ本当に深刻なご心配だと思います。それは、もしそうであれば、何度も言いますけれども、これ全部やめましょう。やらない方がいいんです。これって義務教育じゃなくて、3兆円の税源移譲もいりませんというふうにすべきです。けれども、そうでない前提です。

今、会長からの議論せよと言ったのは、総額裁量制についてですよね。これも同じなんです。総額裁量制が導入されたから、この義務教育国庫負担も罪一等減じてと言っては悪いですがけれども、廃止しなくていいと言えば、私もいつも言ってるように、ほかの省庁全部これやります。補助金の使い勝手をよくすればいいんですねということで全部交付金化されて総額裁量制の福祉交付金、総額裁量制の公共事業費ということになるのです。

私は、今回議論されている中で、義務教国庫負担についてだけそう言ってますけれども、それは全部普遍化されるから、和歌山県知事がこれに反対する。聖域化するということは、天につばするようなものだとおっしゃった。別な表現ですけれども、そのとおりなんです。ですから、長野県知事もこの問題は大きいからゆっくりやるべきだというのは、それはそうかもしれないけれども、それは全部なんです。この議論、あと3年かけてやりましょうと、3年はちょっとあれかもしれないけれども、義務教育国庫負担だけの問題じゃないと思います。

それから、加戸知事が問題提起されたことにちょっと私も答えてないんですけれども、今まで所得税分で半分みてた義務教育を今度全部地方税でみるんですか、これイエスなんです。それは、その議論の根本は、義務教育の行政サービスの性格の問題です。単なる自治事務というよりも、これはすぐれて地域サービスなんです。三重県知事おっしゃったように、子どものためにやるんですとおっしゃったのはそのとおりなんです。その子

どもは宮城県民なんです。宮城県民のためにやる行政サービスなんです。それは、国際貿易港をつくるのと違うんです。高速道路をつくるのと違うんです。これ直轄事業で国がやるべきなんです。けれども、義務教育の対象の子どもは全員宮城県民です。

これに限らず、今、義務教育国庫負担の廃止が心配だ、心配だ、やるべきでないという議論をちゃんと分析をして言ってるそれがはね返ってきて、我々がやってる議論全部だめだという議論になってしまわないかというのが大変心配です。

長野県知事が、的確なご指摘されたので大変前から心配してたことを申し上げますが、社会保障費の部分で、社会保障の扱いで生活保護、児童扶養手当、これは移譲対象補助金としないという論理として、格差なく国による統一的な措置が望まれるものと書いてあります。これ義務教育そうじゃないかと、そのとおりなんです。これは、理屈がちょっと違うのです。これは、去年の単なる負担率の引下げによって補助金の削減をするのはだめだと言ってるのです。このかぎ括弧は、ちょっと戻って申しわけないのですが、今の関係で、社会保障関係の負担金の取扱いのリーズニングはちょっとおかしいと思います。

茨城県知事 今の下から3番目のことに関して言えば、大変みみっちいですがけれども、多分これは税源移譲と地方交付税でやった方が安定的に総額を確保できると思います。それは少子化が極端にこれから進んでいきますから、間違いなくここ15年ぐらいで1割ぐらいはどの県も減っていくと思いますから、今のレベルで税源移譲していただければ、間違いなく得になってまいります。

ただ、問題はそういった点じゃなくて、何で、今、この義務教育の国庫負担金が問題になってるかといえば、多分今の教育制度にみんなが疑問を感じているからだと思うのです。そして、それを解決するのに文部科学省の何千人という極めて優秀かもしれないけれども、その範囲内でいろいろ考えていくのがいいのか、地方にいるその何百倍もの人が考えていった方がいいのかという問題だろうと思っております。そういった点では、これはまさに、新潟ですけれども、長岡米百俵、いろいろと貧乏になったからといって教育に力入れないということにはならないと思うのです。我々も水戸の弘道館、これは坂本龍馬とかあるいは吉田松陰なんかも勉強に来ていますけれども、そういった学校は苦しくてもみんなやっていく時代じゃ

なかろうかと思っております。

神奈川県知事 この総額裁量制についてですけれども、そもそも国が配分するという形式には何の変わりもないわけです。それで、運用の弾力化を図るとというのが目的だと思いますが、定員確保みたいな規制がある以上、教師の数を例えば減らすだと増やすとか、それが自由にできるわけではないのです。そういう意味ではそのこと自体が問題だと思います。

そして、何といっても、先ほど宮城県の知事さんおっしゃったように、これを認めてしまうとほかの省庁もみんな、ああ、こういうやり方があるのかといったらどんどんまねが出てしまいます。ですから、そういう意味でも好ましくないと思います。

そして、だれが総額裁量制の総額を決めるのかという、ちょっとこれ問がわからないのですが。総額裁量制は教職員給与の基準単価が全国平均とされたために給与水準の高い、例えば都市部なんかは一方的にマイナスな状況になっているのです。こういうこと自体からも問題だと思います。

そして、交付税と税でやった方が私もいいと思うのは、先ほどもありましたが、一般財源で、税と交付税で高校の教員はそうになっているわけです。それで、高校の方も標準法みたいなやわらかいものがあるって、その基準で交付税措置がされてるわけです。ですから、財源を担保するのが必要だということであれば、税だけじゃ足りないわけだから、その場合、交付税をまた標準法みたいな何か基準をつくって交付税措置をして、しっかりとただけるような仕組みを協議機関の中で勝ち取っていくと、これをやっていけば問題ではないんじゃないかと思えます。

最後に1点だけ、いろいろお話が出ましたけれども、地方六団体で提言をまとめる形になりますよね。この義務教の負担金については、実は政令市長会も市長会も町村会もこれは税源移譲の対象とすべきだと、一般財源化すべきだと言っているというのは、非常に私は大きいものがあると思うのです。知事会の中で、今、意見が分かれていますけれども、これはあくまでも地方六団体、特に小中学校を設置して運営している、自治事務としてやっている市町村が、もうこれは分権の対象にしましょうよということをはっきり打ち出しているということを、非常に私たちは重く考えるべきだと思います。知事会だけがそんなこと言たってということで一方的に反対するというのでは、私は地方六団体のコンセンサスをつくれないうのではないかと思っております。

福井県副知事 私、教育論の立場から言いまして、最近現場をよく見るというのですか、実を言いますとボランティアで午前中英語を教えに行ってるのです。見に行くと、学校を見てびっくりしたんですね。何をびっくりしたかという、校舎の老朽化を初め、教育システムというものがひとつも近代化、社会にマッチしたやり方になってないんじゃないかという気が痛切にいたしました。そういう意味で、もう少しこの教育というものを現場に引き戻さなければいけないという気持ちが大変強くなっております。

そういう意味で、ぜひ一般財源化、地方交付税化をしていきたいのです。石原知事がおっしゃいましたので、お前、金があるのかという話にも絡んできまして、やはり教育とお金というのは表裏一体になっているものですから、このあるべき現場主義的にもっと地方に教育をさせてもっと現場に合ったものにしなければいけないという問題と同時に、財政面での裏付けというものもよく考えていかないと、それは空論になっていくというような感じをいたしております。

議長 義務教育については、ここで一応論議を打ち切りたいと思います。

それで、懸案になってました大阪府知事さんが問題提起されている公共事業の関係ですね。この点を議論して、その後、義務教の問題を整理したいと思います。

(公共事業関係国庫補助負担金の選定について)

大阪府知事 公共事業、国土交通大臣、石原大臣だと思っておりますけれども、私が一生懸命言うのもちょっとあれですけれども。

先ほど来申し上げたように、なぜこの会議を12時までやったかといえ、やはり1つの大きな目的は3兆円の税源移譲を着実に確実に実現することであるはず。これは金額合わせと言われようと何と言われようと、私は千載一遇のチャンスなんですから、必ず3兆円は現ナマでいただく、これは聖徳太子の見えないお札は、お金じゃないと申し上げたいのです。

そういう観点から、公共事業が例の60分の1議論とか20分の1議論とかそういうことが再燃するようであれば、私は先ほど宮城県知事さんがおっしゃったように、この公共事業の議論も引っ込めるべきだし、全体の議論の動向によっては柔軟に機動的に公共事業を含めて対応していただくということはこの場でご確認いただきたいと思います。

議長 公共事業をどういうふうにしたらいいということですか。

大阪府知事 この議論がこれまで言われているように税源移譲がきち

りなされない、6,000億円出しても100億円しか来ないというようなことになるのであれば、第2期改革分のリストから幾らかを提出してでも3兆円は必ず実現する、これを提案させていただきます。

議長 それで、そういう建設国債論がありますので、それをどういうふうにその問題をクリアしていくかという具体的な提案を皆さんからお願いしたいと、こういうふうに思ったのです。向こうが60分の1で来たらもうやめるとか、そうじゃなくて、ちゃんと損しないようにするにはどうしたらいいかという知恵を出していただきたいと思うんです。

大阪府知事 60分の1議論をクリアするためのスキームというのは、みんなが知恵を出し合えば必ずできると思います。私はそう信じております。ですから、この改革全体のビジョンの中でそういうスキームを、石川知事さんも1つ提出をしておられますけれども、クリアをする議論ができるまでの間は、私は8.9兆円のリストの中から3兆円を実現するために追加的な補助金削減を提案すべきである。

今、この場で私は自信を持って必ず税源移譲に結びつくスキームとして提出できるものは正直言って持っておりませんけれども、1期、2期の間にそのスキームは必ずつくり上げるということは不可能なことではないんじゃないでしょうか。

議長 それでは、公共事業は入れておくけれども、早急にその裏付けの案をつくると、我々で、こういうことでいいんですか。

大阪府知事 そのとおりです。

議長 では、公共事業の問題ですね、静岡県知事も案があるようですが。

静岡県知事 案というより、公共事業の総額4兆8,000億のうち、今回6,000億ぐらいしか入ってないわけです。何でこのようになっているかという根本を考えると、愛知県の分析にもあるように、税源移譲と実際の公共投資のニーズ、これは現実にどれだけ補助金が交付されているか、補助金を含めて投資されているかという実態を見ると、税源配分と、配分されるであろう住民税の配分の予想額と、実際の投資の実績に地域間のアンバランスが非常にあります。そうすると、これを税源配分でやったら、実際に今までやっていた事業は継続できないとか、本当にニーズがあるのにできないとか、大混乱になることは必至です。従って、そういうことにならないためには、今回の補助金リストを見てもなかなかよく練れてると思うのは、公共事業の1つ1つの事業単位が小さいです。合計で6,000億に

なっていますが、1つ1つの事業は小さいですから、それぞれの団体にそれが下りていった場合には、比較的でこぼこの幅が小さいです。ですから、私はこれをリストに挙げて、財源3兆円くれるというのだから、国として外しようがないんじゃないかと思うのです。もしそれで、公共投資の分は60分の1しかよこさないというのなら、我々はもう既に9兆円の中に入ってるわけですから、そこからリストを挙げ補充すればよいのですが、実はその際に60分の1議論に加担をするのであれば、住民税という税源移譲に固執すると、不足が生ずるわけです。

従って、我々は、それを税源じゃなくて財源として、交付税財源として投入しろという議論も併せてそのときにすべきだと思います。

それは、国の対応が見えてきてからやっても間に合うのではないかと思います。どうでしょう。

議長 だんだん12時まで時間がなくなってきたのですが、公共事業については、リストに上げると、そして早急にどう実益を確保するかということをもとめるという前提でリストに上げていくということにします。

熊本県知事 今、私どもは公共事業を上げるというふうに会長まとめられていらっしゃるけれども、しかし、冒頭のところの会議の中で緊急提案として治水の問題、地すべりの問題、そういったことに対して私たちは、やはり国に対しての責任としてきちとなしていくべきだという提案を出しているところです。

そういった意味からしますと、治山、砂防、地すべり、急傾斜対策、この災害関係については、私は除外していくという方向性を提案したいと思います。これを提案いたしましても、総額的に考えていけば、平成15年度に先行削減しました5,625億円、これは移譲額はゼロでした。それから、16年度に削減した1兆300億円、これに対しての移譲額は6,558億円というようなことの出ていますので、トータルとして考えれば、この辺の部分では私は削減対象の中に上げて、全体像としては変わらない形の中で整合してくるんじゃないかと思います。

それから、もう1つ申し上げたいことは、先ほどから地方交付税の問題に対しての不安、そういったものがすごく言われていますけれども、これは、本当に六団体と皆さんたちが英知を合わせられて出されたこの一番最初の2ページ、3ページのところの中で、私たちが三位一体の改革に関する提言を出すということに対しての前提条件は、ここにあるんだというふ

うに1から3まで明確に出されているわけなんです。この改革案を提示するに当たっての前提条件がきちっとやられて初めて我々はこの案を出すんだということを、先ほどの説明、一番最初のところの中で確認したはずで、ここは六団体で確認したことを私たちはバックアップすると、一緒になって担っていくと、そういうような応援体制というようなものを私たちは担っていかなければ、いつまでも地方交付税が一体どうなるんであるのか。確かに不安ですけども、それが確実な財政措置をするという方向性がある初めてこの改革案を出すんだという意気込みを、私たちはもう一回、12時近くになりましたけれども、思い起こしていかなければならないと思います。

議長 わかりました。

和歌山県知事 そういう議論も貴重な議論ではありますが、そういう個別の補助金のリスト、これを見てこれは除外すべきだということで議論していきますと、それぞれの地域の事情によって除外すべきだという補助事業が幾つか出てくるのではないかと思います。そこで、さっき私が申し上げたのは、広島県知事のご意見を受けながら、税源移譲対象としつつ、移譲割合の10割の方へ、国土保全とか身体・生命・財産、これに関係するようなものはそちらの方にカウントすべきだと思います。こういったところで整理するのも1つの方法かなと思っております。いかがでしょうか。

議長 わかりました。

新潟県知事 大変難しい議論がそこにあるわけで、災害の場合、災害復旧というのは一応対象外にしようということなんですけれども、河川とか見ると、通常予算の中で災害復旧が出ると、その分が食われて一般の河川事業との枠がその分減るという形になってます。したがって、通常災害に備えるための河川事業というのと、災害復旧のときの事業というのはある意味でいうと、境目がはっきりしているようでしてないところもあって、議論としてはかなりあるんだろうと思います。

それと、先ほど静岡の石川さんが言ったように、公共事業の場合の、例えば整備された地域とこれからさらに公共事業を入れるところにおいて、その本来税源配分とか負担の問題が一律に平均的に人口なりで割っていいかといえそうでないわけですので、そのところの税源負担との関係というのは非常に難しい、アンバランスが生じる危険性がある。

そういうことを考えると、60分の1の問題も含めて、公共事業を少し挙

げて、その問題を解決してうまくいくなればやるし、いかなければやらないという方法をとるということは、本当に大丈夫なのかなと思います。一回ここで出すことによって、そのことの議論をしたときにうまくいかなければ引っ込めますという話ではなくて、やはりそのところは交付税の問題を私は最初に優先してやらないと、そもそもの三位一体の3つになってない、一番大事な財源のところが崩れたまま補助金と税源の移譲だけやってるという話を、冒頭にも申し上げましたけれども、そこをきちんとやるということがまず1番目にあって、その次に、この公共事業のところについてはきちんと国とやって、どういう枠組みができるのか、税源移譲のあり方として1年目の1兆円のときにほとんど議論されなかったけれども、どうするかということをやった上で入れるかどうかということをやっても、税源移譲のところと公共事業の枠のところではそれほど大きな影響として出ないでもやれるのではないかという気もちょっとしております。そのところをちょっと慎重にやるべきではないかという気がちょっとしています。

徳島県知事 先ほど私もご意見申し上げて、8ページの の除外するところ、災害復旧のためのものの中に予防という観点を入れたらどうかということをお願いしたわけですが、ですから、今後異常気象、今も現に四国地方やられておるわけでございます。そうした観点から、そのあたりについて、例えば個別の補助金がどうか、今、岡山県知事さんからもお話もありましたが、先ほどの決議と踏まえて、このあたりに入れていただくのか、今後そうした災害の予防に対するものについては、しっかりと、また協議の場もあるわけですので、そうしたところでしっかりと議論していくといったことを加えていただくのか、このような形での善処をぜひともお願いをしたいと思います。

〇大分県知事 今の災害のところは、復旧予防を除外するというところで、16ページの表の治山事業補助から河川修繕費補助まで落とすということじゃないのですか。

茨城県知事 資料1を見ていただきたいんですけども。今の下から2番目の公共事業約6,000億、これを先ほども石川知事がおっしゃられましたように、でこぼこが極めて地域によって大きいということで、3,000億ぐらいに減らしたらどうかという提案であります。

それは、冒頭でも申し上げましたけれども、出してみただめだったら引

っ込めればいいということでやって、昨年と同じように取られっ放しになったら大変じゃないかというのがみんなの心配だろうと思います。

そういった点で、これを3,000億ぐらいにすると、毎年大体そのぐらいシーリングその他で公共事業が減ってきている。その枠内でもあるし、しかも3,000億だとこちらの移譲額の方もあと1,700億足せばいいのですから、一番上で1,000億ぐらい10割にすれば出てくる。あるいはまた、義務教育の国庫負担金についても、実は盲聾養護学校の小学部分、これは県立学校がほとんどでありますけれども、これについて1,000億円入っていない。そこをまた県立学校でありますから一緒の形にすれば2,300億の移譲額というものは出てくるんじゃないかと思います。

議長 今の点でちょっと、岡山県知事、どうですか。要するに金額減らして載せたらどうかと。

岡山県知事 まだ検討しておりませんので。

愛知県知事 施設整備費を除いて5,900億の公共事業が今回案の中に入ってきたわけでありますけれども、県分だけに限定されました。これは、市町村の意向を配慮するというので、それはそれで理解できないわけではありませんけれども、結果として河川、砂防、治山といった国土保全に関わるものに結果的に偏ってしまいました。

それから、流域下水道も含まれているわけですがけれども、これは私ども愛知県はそうですし、恐らく多くの県もそうでありましょうけれども、特別会計で処理されていると思います。受益者負担的な要素が当然あるわけありますので、優先順位からいくと、私もこれはちょっと劣後的なものではないかと思っております。

従って、愛知県の案としては、施設整備に限定して、もともとこの公共事業の水準、レベルの問題の議論もありますので、税源移譲に結びつかない心配もあるということを含めて限定したわけありますので、できるだけこの部分は圧縮すべきだろうと、私はそのように思っておりますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

滋賀県知事 公共事業の中で、今もちょっと出ましたが、市町村分を除くという話の中で、流域下水道について言えば、一つの事業を市町村と県が役割を分担して実施しているということだけに、ここはちょっと考えないといけないのではないかと。そしてまた、その公共事業の中でも、道路や河川と違って、下水道の場合は直轄というのがありませんし、そして、基

本的には都市部を除いては大変遅れているということもありますので、ここはぜひ慎重に対応していただきたいと思います。

高知県知事 これ以上いくとパンドラの箱になるんじゃないかなということをおもいますので、その災害予防なら災害予防、どこかまでを仕切っていて、それを何らかの手当をするかしないかということだけに絞って議論をしたらと思います。

私は、先ほど申し上げたような理由で災害の予防というものはこの中から取り除いた方がいいと、その方が本当の意味で地域住民から見た三位一体の改革というものがゆがんだものにならないと思います。

山口県知事 市町村に交付されていない都道府県のみが実施主体の事業となっておりますけれども、都道府県が実施主体の事業であればすべて選別の対象にするということもできるとは思いますが、その辺は議論されたのかどうか。都道府県のみが実施主体というふうになってますよね、だから、どういう事業があるか私も確認はしてませんが、市町村が実施主体であって、都道府県も実施主体でもできるような事業というのがないのですか。そういうような議論をした上でこういうふうになってるのですか。

岡山県知事 それは議論しまして、都道府県も市町村も両方が補助対象であるというそういう事業ももちろんありますが、それは都道府県分をそれを今回削減対象にしますと、補助理論からしますと、小さい市町村がやってる事業が残って、大きい事業の方が補助金を出さないということになって、ちょっとそちらの方の国の方の補助金の制度論からもたないんじゃないかということなので、両方が事業主体、共通の補助事業につきましては、対象から外していると、そういうことです。都道府県のみがやっているもの、それが今回リストに上げてるといことなんです。

議長 それで、今、高知県知事のご提案ですが、これもうなんぼやってもきりがないので。

兵庫県知事 リストを見ていただきますと、予防事業だという形で拾い上げていきますと、ほとんど全部外そうということになるのです。

議長 全部外すことになる。

兵庫県知事 このリストを見ていただいたらすぐおわかり頂けると思いますが、災害予防だという感じで拾いだしていくと、残るのは流域下水道ぐらいということになってしまいます。その流域が問題だという話です。ということになりますので、私はある意味で公共事業を対象にして、しか

も市町村に迷惑をかけないで都道府県の方だけで対応するのかもしれないのかということで考えざるを得ないのではないかと思います。

議長 あと12時まで9分ぐらいになりましたけれども。

和歌山県知事 今、地域特例は例外にしましょうという話がありましたが、この流域下水道の問題は、和歌山県ほか一部の遅れている団体だけだから、地域特例的な扱いにしてもらわないと困るんです。このことを、今、滋賀県知事が言われたので、ひとこと言っておかないとと思いました。

京都府知事 少し外れるかもしれませんが、さっき一言で片づけられたことに確認だけしたいのです。優先順位はつけないというお話をこの中であって、公共事業もすべて優先順位つかない形に確認をされたと思うのです。1つやはり心配がありまして、ここの7ページのなお書きで片づけてますけれども、「平成16年度に行われた約1兆円の国庫補助負担金の削減に見合う税源移譲は上記の措置とは別に実施すべきである」という1行で片づけてしまってるわけです。でも、実際、巷間聞こえてくるのは、この4,500億とか6,500億という移譲額は3兆円の中に含めてものごとをやっていききたいというのが国の方の方針であるというのが聞こえてくるわけです。

そうすると、本当に優先順位をつけずにやっていってしまっているのだろうか。少なくとも1、2、3が最初の優先順位であることは皆さん一致していると思いますので、4、5の、今、4の方は大変問題がありますし、5の方はだれが見ても一番最後に回すべき話だということは大体意見が一致していると思いますので、そういう優先順位は国の動きを見ながらつけていくべきではないでしょうかという懸念だけちょっと申し上げておきます。

議長 そのことこそまさにこれから協議機関をつくって協議していくことだと思います。

栃木県知事 これからの最後のまとめの仕方として幾つか案をつくって、少なくとも2回採決したらよろしいかと思います。一度は、まず知事会がつくった案と、それから東京都がつくった案、それからもう1つ何かあるとすると、それでまず一度採決をしてみて、それからもう一度そうした採決を踏まえて、もう一度議論をしてもう一度採決をするという、そういう二段構えの採決をしてやっていったらよろしいかと思います。

(まとめ)

議長 それでは、ぼちぼちおさめの意見が出ましたので、この辺で義務教のけりをつけたいと思います。そう言うと、強行採決かと身構える人も中にはおられるかと思いますが。

私の提案ですけれども、議論を一遍整理した方がいいと思うので、本当はきょう徹夜してでも結論出そうと思ったんですが、明日新潟県知事がご苦勞願った知事会改革も、明日の朝9時からあるんですよね。そんなこともあって、今日で一区切りつけたいと思うんです。

そこで、私が聞いている限り、論点を挙げて、そしてそれぞれの都道府県でそれに対してどう考えるかというのを明日8時までにペーパーをこちらに出してもらおう。そして、知事会改革の研究会をまず始めて、そしてそれを早く終えて、最終結論を明日午前中に出したいと思います。私の提案です。首をかしげている人もたくさんいますが。

提案ですけれども、論点として第1に、義務教育というものは自治事務でいいのかどうか、これをもう一回確認をしたいと思います。何か議論していると、何か国の事務にした方がいいぐらいの話が出ますけれども、ここは1つ確認をしておいた方がいいと思います。

それから、教育内容の問題ですね。教員の数とかそういう水準、標準を決めていくということは皆さん異論はないと思うのですが、石原知事がおっしゃたように、詰め込み教育が必要なのにゆとり教育を全国的に進めているとか、そういうことのないようにするためには、地域地域の裁量ですね、それぞれの自主的な教育ができるようにしたらどうかということだと思っただけですが、それにはどうしたらいいか。

次に、大きな3つ目として、そういう体制をとるためには、いかにして財源を確保するかということだと思っただけです。その1つとして、総額裁量制でいいと、こういう意見があると思っただけですね。それについては、結局、財務省の予算査定なんで、本当に全体額が保障されるのか。それから、石川県知事がおっしゃったように、ズルズル退職金とか何かなし崩しに一般財源化されていくんじゃないか。それに歯どめかける保障があるのか。それから、税源移譲で十分だと、こういう意見ですね。当然ですけれども、それに対してはこの格差が生じるということですね。格差については、交付税のようなもので財源保障すればいいじゃないかとかこういう意見があります。先ほど来出ておりますように、それじゃあ交付税というのが信頼できるのかどうか、信頼しなきゃいかんという説もあるけれども、一応この

問題点として出たんで、そのことにも触れていただきたいと思います。

それで、税源移譲をすべきだという方は、さらに意見をつけ加えていただきたいと思います。それが、1期目、2期目ですね、どのように段階的にやっていくのか。その段階的にやる場合に、中学校と小学校で切るのか、その点について今日議論してないので、それぞれお考えをお書きいただきたいと思います。これは税源移譲するという方だけでいいわけなんです。

私が、ずっと拝聴していて皆さん方に確認するにはそれだけのポイントを確認したらどうかと思いました。ここで栃木県知事が言うように、2段階で採決するとか、ちょっとその決め方自体を私は議論したかったんです。決め方自体を議論するといういとまがなかったということで、できれば私が、今、提案しましたけれども、文書で、あした8時がいいのか9時がいいのかわかりませんが、事務局に今のようないポイントについて書いていただいて、至急事務局でそれを集計して、そしてあした午前中、知事会の改革研究の審議が終わったところで、その集計したものをここに提出して、そしてそれをどのように処理するか議論をしていただけたらいいかと思うんです。

でなければ、これからさらに継続して議論をしていくと、こういうことですが、どういう選択されるか皆さん次第で結構ですが。

神奈川県知事 回答を文書で出すのはやぶさかじゃないのですが、ただ、今の議長の質問がかなり長かったので、恐らく聞いたままでは各知事さん、共通で把握できてないと思うのです。だから、質問の方も文書できちっといただけますか。そうしないと、ちゃんとした答えが、共通の視点から出せないと思います。今の聞いた限りでは、かなり混乱してると思います。

議長 後ろの人はわかっているのではないかなと思うんだけど。

神奈川県知事 これは、かなり違う視点からの答えが出ますよ。

議長 それから、公共事業について、リストに載せるという原則。ただし、これは除外した方がいいというものがあれば、それぞれご意見をいただきたいと思います。義務教について、私が申し上げたことにご質問があれば、後ろの人に聞いてください、わかったどうか。

神奈川県知事 今の質問を事務総長の方で文書化願います。

議長 はい、わかった。

兵庫県知事 それから、もう1つ、代案をつけて文書化へこぎつけないと。

議長 代案をつけて文書化。

兵庫県知事 例えば公共事業のリストアップしている事業を除くと、その分だけ減るわけですからね。減った分を何で埋めるのかというのをきちっと提案していただかないといけない。義務教もそうです。

議長 それはそうしましょう。

それで、今、神奈川県知事がおっしゃったように、質問というか、要点ですね、誤解があるといけないので、事務局でメモして、簡単なものにします。

神奈川県知事 簡単なものでいいです。

議長 それで、お配りします。では、あした9時までということをお願いをしたいと思います。

長野県知事 やはり資源もない日本は、人材によってこれからも成り立たなければいけないわけですし、ですから、ただいまの議長の大変微に入り細に入りのマニュアル的な項目に逐条で答えるだけでなく、やはりこれはそれぞれの県知事は都道府県民から付託されて今日ここに来ておりますから、やはりその義務教育費の問題に関して、考えを今の4項目とは別にやはり400字なりで書くということが私は肝要だと思います。これはやはり後世の歴史において判断されるべきことでありますし、また最終的にどのような採決をされるのかわかりませんが、これは皆様の議会が人事案件等がそうであるように、記名採決であるべきであると。このことまできちんと残すべきであると思います。

議長 わかりました。言いたいことがあればさらにつけ加えることは差し支えありません。

長野県知事 では、今のは了解いただいたということですね。

議長 以上をもって本日の会議は終わります。あすよろしくお願ひします。

(8月19日)

議長 知事会改革研究会の改革案について新潟県知事から説明をお願いします。

新潟県知事 7月15日からの議論を踏まえての変更点を中心に説明します。

意思形成のあり方で、知事会改革案を考えるに当たっての基本的なスタンスですが、昨日から議論しております三位一体の改革のように知事

会としてこれまで以上に国あるいは社会に対して活動を強化し、働きかけていくためにどういう意思決定のあり方、意思形成のあり方が必要か。あるいは、闘う知事会としての知事会のあり方はどうなのか等々議論してきたが、基本的スタンスとしてそれぞれの知事が責任をもって関わっていただきたいというのが研究会メンバーの共通の意識です。そのことを前提に知事会改革案をまとめております。

意思形成については、多数決によるルールの見直しを行った。従来のルールだと、最初のケースでは全体の3分の1で意思形成が行われる可能性があるので、最低2分の1にすることで、従来ルールの2分の1×3分の2を4分の3×3分の2といたしました。

少数意見の取扱いは、ここは議論があるけれども、機関の意思決定の考え方として、常に少数意見が付記されるという扱いでやるとすれば、いつもまとまらない知事会だということにもなりかねないので、実態としてどうやるかという議論はあるが、原則論としては決定された意思を尊重する。議長の判断で必要に応じて少数意見を付記することができるとしてまとめるのが適当である考えました。

それから、会長、副会長の選任等の問題の副会長ですが、この趣旨は従来の体制ですと知事会の会長選挙にそれぞれのブロックから代表が選出され、その中から会長が決まった場合に、残りのブロックの知事会長候補が副会長になるという選任方法であったが、会長選挙の方法が変わったので、会長候補がブロックから選出されることはなくなった。従って、副会長の選任方法を変えるということです。

会長を補佐した体制のもとで、場合によっては会長に代わって活動をし、全体として知事会の活動を強化することも含めると、前回はブロック代表としての位置づけを明確にしようという議論もあった。それから、ブロックによっては事情が多少違うということもあって、各ブロック知事会の会長など、ブロックを代表する会長を補佐するにふさわしい人をもって充てることにしました。

従って、この趣旨に合う形であれば、各ブロックがいかような選任方法をとろうと結構であります。

それから、議論のあった常任委員会と特別委員会は常任委員会、理事会、会長、全国知事会議と上げているのに対して、特別委員会が正副会長会議に上がるという2ルートになってわかりにくいという議論があり

ました。研究会での考え方は、常任委員会はずっと常設されていて基本的な問題を議論し、まとめてそれを理事会に上げていく。

特別委員会は、テーマによっては緊急性、迅速性を要するものは正副会長会議に上げて、扱いの決定を会長のところでやって、それを諮るという意味で迅速性が必要ではないかということから2つのルートをつくったが、非常にややこしいということなので、修正をして、常任委員会、特別委員会ともに理事会、正副会長会議、場合によっては正副会長会議と理事会を合同で開くという前提で1つのルートに変えました。

実際には運用によって特別委員会のテーマはできるだけ迅速に意思決定していただくことを前提としました。

(資料2P) 「副会長の任務」、「正副会長会議」のところをそれぞれ変更を行いました。それに伴い、これまで「副会長は」というところに「特別委員会の所管に所属する」云々と入っていたものを取った。

それから、「必要に応じ会長は理事の構成員を加えることができる」というのも、特別委員会の委員長は今の変更に伴い変わった。

正副会長会議のところも、今、言ったことから、「特別委員会の所管に属する地方行財政に関する政策審議及び国に対する意見の具申の審議等を行う」ことを、「政策提言や会務全般に関する会長への助言及び特別委員会の設置の決定を行う」と変更しました。

特別委員会は、できるだけ委員会の性格上、その都度テーマ設定ができることが原則であるけれども、一定のルールで仕切らないと複雑になる危険性があるので、できるだけ年度初めにその年の特別委員会のテーマを決めてメンバーを選んで、そして年度途中に必要なが生じたらその都度決めることで、原則論はそういう運用をしてはどうかというのが研究会での大体の考え方であります。

理事の選任は各ブロックの知事会ごとに1名の推薦、知事会議において選任することにしました。

実は、このところは従来のを踏襲しました。ブロックにこだわらない選任も議論としては出たけれども、やはり知事会の性格からいくと、副会長、理事ともそれぞれ地域別の代表で構成するのが一番まとまりやすい。それ以外のくくり方はないということにさせていただいた。副会長は現在が6人ということで、中国、四国では副会長のところでは一緒になって選任しているけれども、理事のところでは別々の選任になって

いるので、その関係で1人人数が違う。この現状でいいかどうかの議論はあるけれども、1つの既得権といいますか、現在の選任の仕方がそうなっているので、そのまま尊重することとしました。

理事は、常任委員会及び特別委員会の所管に属する政策審議を行うこととしました。

それから、理事会に政策審議会の機能を合わせ持たせることとしました。そして常任委員会と特別委員会の所管に属する地方行財政に関する政策審議と国に対する意見具申の審議を行う。

それから、必要に応じて会長は常任委員会と特別委員会の委員長を理事会の構成員に加えることができるとしました。

そして、意思の決定ルートを一本化することにした。その関係で理事会は常任委員会だけでなく、特別委員会の所管に属する政策審議を行うとことにしました。

そのほかについても、7月15日に議論があったことを踏まえて、知事会事務局の組織体制については、どのくらいの事務量になるのか予想がつかないので、今後、改革の方向性が具体的に固まった時点で、経費の削減につながるような組織、運営のスリム化についても合わせて検討しながら、組織の人員の問題等々をどうするかは具体的に今後詰めることにしました。

広報活動の充実を特に今回の案に入れたのは、特別委員会、常任委員会にしてもそうだが、従来ややもすると委員長だけ出て、あとはだれも出てこない。趣旨としては、選ばれた委員会の委員（知事）は、責任をもって原則出席することをお願いしたい。そのために特別委員会は比較的少人数に絞って、意志の決定を早くする。そして、それぞれがテーマを抱えて真剣にそのテーマに参加していただくことにしたが、同時にそのことについてはほかのメンバーに遅滞なく情報を提供し、合わせて広報活動を充実するという意味であります。

それから、今のように課題がたくさんある中で、調査担当部の中立はどうしても必要なので、このことについても議論いただく。

合わせて、地方自治体が担う政策領域の全般の対象とする政策情報の収集、あるいは提供機能と研究センターの機能を合わせ持つベストプラクティスセンターの機能の導入が要望として出されているが、この点については時間の関係で詰めきれていないので、導入ということで書きま

した。今後、具体的内容については議論いただきたいということでとどめています。

7月15日に出た監査体制の強化は、外部監査の問題も含めて、透明性を図ることとしました。

議長 全国知事会議の少数意見の取扱いについて意見をいただきたい。

三重県知事 昨日からの議論等もあり、この規約についても極めて重大なことだと思っています。

そういう意味で、三重県の案として「移譲対象補助負担金の提示案のとりまとめについて」をお手元に配布しております。この知事会の規約そのものには、まさに連絡、連携を緊密にして地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的としていると規定されています。そして、構成員の知事はそれぞれの都道府県で選挙によって選ばれた長であります。また、知事会は正式な決定機関ではなく、法的な拘束力を持っていません。そういうものが個々の都道府県の長の政治活動、行政にも大きく影響してくるという意味では、問題によっては柔軟に対応すべきではないかと思っています。

この少数意見の取扱いについてはもう少し具体的に判断基準を示した方がいいと考えます。特に、国と地方の役割分担について国が責任放棄をしている状況が見られる。そういう状況の中で投げられたボールをどう返すのかは知事会の規約で想定しているものを越えるほど大きな課題に取り組んでいると思います。

従って、この少数意見の取扱いそのもの、あるいはこれとは別に意思決定の方法に関する規則について、柔軟な書き込みをするといった処置が必要であります。

本県の提示案については随時参考にしていただきたい。

愛媛県知事 三重県知事の提案に賛同。

長野県知事 同じくです。ここに書かれた理由も大変に深い理由であると思っています。

大分県知事 三重県の意見に賛成。

長崎県知事 賛成。

宮城県知事 賛成。今、規約についての一般論のように聞こえるが、実は相当意識している議論ですね。これはどう書こうが、これから数十分後に展開される議論を別に決めるわけでもないが、サブスタンスによ

る。一般論でなく言えば、我々は前代未聞のシチュエーションの議論をしている。ボールを投げられたのを別に国が決めることだからこらちが決めることはない。知事会って一体何なんだろうか、それが、今、問われている。この決定の仕方についても、できれば少数意見でなくて満場一致でいきたいとだれもが思ってる。千載一遇のいいボールが来てるのに、打たない手はない、そういうシチュエーションの中での議論だとすれば、賛成だけで終わるわけにはいかない。これは一般論で話しても意味がない。サブスタンスで判断されるべきだ。

強調したいのは、こんなこと今までの知事会の歴史になかった。前代未聞です。だから、この一般論だけで済む問題ではない。この規約については原案でいい。

高知県知事 規約は原案でいい。先ほど提案にあった中で、知事会は情報交換の親睦の場ではないか、それから知事会を越える大きなテーマが投げかけられているのではないかというのは、国の立場から見て知事会はその程度のものでいいのではないかということの裏返しのようにも聞こえる。知事会から変わる活動をこの数年ずっとやってきており、毎回これまでになかった出来事が起きて、それを自分たちがどう克服をしていくかで知事会そのものが変わっていく過程ではないか。これまでの知事会の規定ではこうだというような国からものを見るような見方で知事会を見ていくことが、これからの知事会のあり方としてはおかしい。

三重県知事 今のことは少しそのままお聞きできないので申し上げるが、昨日のような大事な議論で出される結論がそのまま通った場合には、不本意ながら制度が変わればそれを受け入れなくてはならない。

命をかけてそれぞれの役職をやっている立場からいけば、地域を代表して選ばれた者が、知事会の決定とはいえ、結果的に拘束され、影響されることになる。これは重大なことである。高知県知事が言うような簡単な話ではない。

むしろ国の政治に対して、戦う知事会としての役割を高めていかなければならない。それぞれ意見を詰めて、お互いに説得し、集約できるものは集約したらいい。しかし、集約が困難なときに、こちらだけの議論ではなくて、国との関係や議論の場をしっかりと作った上で、そこで相撲をとりながら一方こちらでもそれに対する対応議論していくという状況と比べると、そうでない状況で昨日のような議論をすることは、大変難

しいと思う。

そういう意味では、昨日の課題はこれまでの知事会の規約で想定していた課題を越えているのではないかと思う。

兵庫県知事 提案のとおり賛成。三重県知事が言われるような課題もあるが、それについての議論の集約はどのように図っていくかは、テーマごとに検討していかざるを得ないのではないか。

しかも知事会は単なる親睦団体ではなくて、自治法でも位置づけられているように、意見提出権を認められている公的団体でもあり、その意見を求められていることから、それに対して意見を返すときに、返せないというような対応をすべきではない。

ただ、運用の進め方等は三重県知事がいわれるよう留意し、あるいはシステムを構築しながら積み上げていかねばいけない。

栃木県知事 規約の改正案には賛成。地方分権が本当に実現しようとしているときに、知事会が我が国の新しい国づくりを担う大事な役目を果たす機会ではないかと思っている。

パイロット自治体というのが始まったときのひどさといったらものすごい。ある省庁からそれはとんでもないから、みずから取り下げろという圧力を受けて苦渋の取下げをした経験がある。

そんな時代から考えると、10年でものすごい大きな変化です。そういった意味からいうと、我が国の国づくりの仕組みを変える重要なことを知事会が担わせていただくというのは、こんなありがたいことはないと思っているので、大いにこれは結論づけてやってくべきだと思う。

静岡県知事 知事会の意思決定方式について、一般論としてこれでもいい。今回の三位一体改革絡みで意見を出すに当たっては、いろいろ議論の過程を見ていると、これは集約、一本化するの難しい。この意思決定方式の中にある会議の議長の判断により、必要に応じて少数意見を付記することができるという規定に基づいて、その議論がどう展開されて、賛否はどうなっているかも含めて、政府に率直に提示していったらいいと思います。この問題は国会でも議論になり得る話だし、国民的な関心も強ことから、知事会議で無理に一本化して押さえつけようとしても押さえつけられるものでもない。むしろ議論の状態、賛否も含めて全部公開をする姿勢で提示しても恥じではないと思います。

東京都知事 この改正案で結構だと思うが、今、三重県知事が言われ

たことも実は大事な意味合いを持っていると思います。

例えば、安保の新しいガイドラインが決まった後、これが実際に適用されたときに知事としてどういう条件を付帯して賛成するか反対するかという、私から言わせるとくだらないアンケートが来た。一旦緩急の際であるし、ガイドライン発行するときは、無条件で国の言うことに従うと言いましたが、これは極端な事例でありましょう。ただ、ことによっては県の立場は著しく違って来る、そういう問題もこれからあり得ると思います。

やはり多数決原理が決して及び得ない、また及んではいけない事例もあると思うし、そういうものも刻々時代が変わっていくプロセスの中で将来あり得ることも想定した上で、知事会の運営について、規約で決め得ることではないけれども、それを含んだ上での運営を心がけていただきたいと思います。

鳥取県知事 私も文案はこれでいい。前から申し上げているが、いくら知事会で決定をしても、各県で、例えば予算措置を伴うものについては決定しても、各県の議会を経なければ効力を発揮しないわけで、そういうものがあるということを経験の前提として共通の理解を持っておくべきではないかと思います。その点だけ了解できれば結構です。

神奈川県知事 この改革案の文面と、今日やってる三位一体改革の公共事業や義務教の問題については分けて議論をしないといつまでたっても終わらないと思う。この文面の改正には賛成です。それで決を採って進めていただきたい。

これまでの知事会は親睦団体で、任意団体であり、みんなの意見交換会あるいは国への要望を決める会という位置づけだったと思う。昨年、岐阜での知事会で知事会として三位一体改革に向けまとまって戦っていくという意志統一をしたと思う。その時点で知事会の新しい行動原理ができたと思う。それを受けて、知事会として9兆円、8兆円の案をまとめた。さらに、7月15日の知事会議で、総理の方から3兆円税源移譲すると約束したからには、これを千載一遇のチャンスと捉え、知事会としてもリストをきちっとつくって、それで戦おうと意思統一はされている。

ここにきて、その案をつくる最後の段階で、それぞれが地域の事情や自分の考えを言い始めて、全員の合意ができないから少数意見も全部つ

けてやろうとかでは戦いになりません。戦う知事会のツールがつかれない。

ここはさまざま意見があると思うが、まず国との戦い、税源移譲をしっかり勝ち取るために、こちらがリストをつくる。多少不満があっても、一本化してまとめるという態度をとっていかない限り、知事会は国民の笑いものになってしまう。むしろ市・町村会はしっかりと意思統一している。まとまっていないのは知事会だけです。

そういう意味できちっと今までの経緯も含めて全知事に認識していただきたいし、議論もこの問題と三位一体の実態論では分けて進めていただきたい。

新潟県知事 いきなり実践論に入ったので少し混乱しているようだが、研究会としては知事会の規約をどういうルールで決定するかを決めていただくために提案いたしました。

同時に議論として、知事会の性格とか、何を意思形成のテーマにするかを研究会で取り上げるかどうかについては多少議論したけれども、そこまで入り込むと研究会としての役割をややオーバーしてしまうので、そのこと自体はそれぞれの知事会の場において議論いただく。少数意見の扱いについても適切に行うという信頼のもとに、会のあり方としてすべて少数意見をつけるという書き方はできないので、こういう書き方にしました。

それから、知事会の性格としても多少書き方を変えた方がいいかについては座長としては気になったので検討したけれども、規約（４条の２）に「地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進に関する事項」がある。これは幅広い表現なので、どう解釈するかは多少あるかもしれないが、一応これが入っているので、その上（３条目的）の本会は連絡・提携等々しか書いてないという議論もあるけれども、ここら辺の議論をすると複雑になるので、規約の中については触れないで、今後知事会のあり方については時代の趨勢を見ながら、みんなで議論をするという前提で、意思決定のあり方については少数意見の尊重ができるような形をとらせていただきました。

運用については、議論のあったとおりだと思うけれども、規約、会の決めとしてはこうするのが適当であると判断いたしました。

議長 東京都、神奈川県から話のあった、ルールとその運用は一応分

けて考えたい。ルールはルールで決めて、その運用についてはケースバイケース、慎重に配慮していくべきだという条件つきで、この事項は了解いただきたいと思います。

長野県知事 念のため確認をしますが、先ほど野呂知事がそれぞれ各都道府県知事は長として行っていると、片山知事は予算措置のことをいいました。例えば、ここで議決をしたことに関しても、その後各県知事はそれに対しての発言あるいは行動に関してはそれぞれの判断の自由は担保されることでよろしいのですね。

議長 これは当然のことですね。大いに長野県知事も発言して結構だと思います。

正副会長の問題について意見をいただきたい。

宮城県知事 今、終わったのも、私サブスタンスと言ってますけれども、例えば、野呂知事の具体的な案件についての反論なりはとうとうとここで思う存分述べるべきだと思う。それをとめる会長ではない、その過程が大事であって、常識の範囲内ではそこをもうやめなさい、いいかげんにしなさいと決を採ることはないはずです。ここは一般論で言ってもしょうがないから皆さんの反論を聞きたい。

それで、動議ですけれども、そういう時間を取るためにも、あと一括して異議なしでいけませんでしょうか。

議長 一括で意見をいただきたい。

鳥取県知事 前から申し上げているのですが、理事会はいらないと思う。正副会長会議があって、少人数を加えた理事会があって、総会は、屋上屋を重ねているのではないか。ちょっとしたことなら正副会長会議で決めたらいいと思う。平場で47人しかいないから、あえて理事会を設ける必要はないと思います。

議長 理事会はいらないということについて意見を伺いたい。

兵庫県知事 今回の提案はテーマごとの研究会を特別委員会に正式に認知していこうということだと思う。そうすると、特別委員会はたくさんテーマごとにあってもいいという運用を仮に考えるとすれば、そこで議論した結果を理事会にかけて、更に正副会長会議にもかけるのではなく、特別委員会をもっと上手に活用して、その集約は正副会長会議で諮る方が運用的にも簡明で弾力性もとれるのではないかと考えます。

新潟県知事 正副会長会議と理事会のダブリ、あるいはラインの長さ、

これは1つの議論としてあると思う。しかし、もう1つは会長を補佐する正副会長会議と一般会務とかで常時行われている常任委員会の所管について、すべて正副会長会議でこなせるかについても議論した結果、このところは理事会が従来どおりワークする必要がある。疑念の点についてカバーするために、特別委員会については、正副会長会議にいきなり上げて早く決めて動くことにしたが、ラインが2つではややこしいので、一本化することにしました。

このところはテーマによっては臨機応変に正副会長会議と理事会を一緒に開くことがあっても会長の判断でやっていただくことで弾力的にやればいい。

その場合に、理事会を開催しない場合には、正副会長会議で議論が行われることになるが、理事会が入ることによってプラス7人ということになり、バランスからいって理事会の役割としては一定の人数で議論することも想定して判断したところであります。

従って、正副会長会議と理事会の使い分けがいかげんになるという議論とか、あるいはその性格がはっきりしないという議論がもしあるならば、詳細にそれぞれの役割を詰める必要があると思いますが、正副会長会議だけでいいというのもいかがかなということで、従来のスタイルを一応守らせていただくことにした。

議長 理事会をやめるかやめないかについて意見はいかがですか。

奈良県知事 改革は一回でやらなくてもいいと思う。理事会は予算・決算を決めて、総会に報告しており、意見の集約の機能を正副会長会議だけに任せるのは無理があると思う。そこは運用しながら、今のようない意見があれば、次の段階で考えればいいことである。

それから、運用上の問題かと思いますが、所属していない委員会等の開催も全県知事に伝わるように励行していただきたい。

その運用次第ではまた第2段の改革を考えてもいいのではないかと思います。今、いきなり理事会をやめてしまうことには手順が一遍に集約されてしまうのでいかななものか、むしろ次の段階かと思う。

鳥取県知事 柿本知事がいみじくも言われたことが理事会をやめた方がいいと申します論拠です。予算・決算を理事会で決めて、総会は報告だけです。これはおかしいと思う。47都道府県がお金を出して、その予算・決算ですから、総会が決めるべきことです。たとえば言えば、今

の状態は県の議会でいうと常任委員会で終わり、本会議は報告だけと、こんなばかな話はない。なまじ理事会があるからこのようなことになっている。

たった47人の知事しかいないのだから、少なくとも予算とか決算は総会で決めたらいいと思う。

そういう意味で理事会はあった方がいいという機能もあるかもしれませんが、なまじあるために害悪を及ぼしていると思う

山口県知事 片山知事が言われることも充分理解ができる。したがって理事会と正副会長会議がどういう役割分担をするのか、理事会が形骸化をしない形でよくその辺は整理をしていただきたら、原案でいいと思う。とにかく形骸化しない努力をしていただきたい。

議長 予算・決算の扱いですが、これは重要な問題提起だと思うのですが、今回はこれで了承していただいて、次の全国知事会議で再度議論して決めることにしていただきたい。

議長 異議なしで、この問題は理事会はもう決まりですよ。

福井県副知事 資料4の6ページ、組織ですが、その中の特別委員会、真ん中あたりにナンバー3、地震対策特別委員会というのがありますけれども、今回新潟県、各九州・四国で水害の被害を受けている県もたくさんあるけれども、地震に限定せずこの水害対策も地震対策特別委員会の中に加えていただきたい。例えば、災害対策という名称で一括してその委員会で審議していただくような提案です。

新潟県知事 現在、従来からある常設の委員会と特別テーマの指示があつてつくった研究会が併存してますけれども、改革研究会の意見としては、梶原会長になってからできた研究会は原則的に3月末をもって一たん解散いたします。

それから、4つの常任委員会もこの4つでいいかどうかについても一度改めて議論していただいて、その上で特別委員会をどういうテーマでやるかについては、4月の年度初めのできるだけ早い時期に案を作成して正副会長会議で大体決めていただいて、メンバーの希望も入れながら決めていくことにすべきだと思っております。

そのときに、今、言った趣旨も含めて特別委員会をどういうものを設置し、どういうテーマで研究していくか。特に特別委員会は一応原則1年間、継続もあり得るが、短期に提言していくという前提に立てば、今、

言った問題をその中に入れることがあっても全然おかしくないので、そのときに決めていただくことで、今、ここで決める問題ではないかと思えます。

議長 名前とやることは弾力的に考えた方がいいと思うので了承いただけますか。

福井県副知事 了解しました。

三重県知事 全体については今までの議論で了としたい。浅野知事から話があったので、この規約についてはこれでとりまとめていただければと思います。

もう1つ、意思決定の方法に関する規則（平成12年12月20日）に意思決定の方法に関して規定があります。これは、第3条に「合意の形成のため最大限の努力をする」となっているが、これが最も望ましいことであると思えます。

しかしながら、その合意の形成がなかなか困難な場合があります。先ほどからいろいろ話があるけれども、予算に関する問題や、ことによってはイデオロギーに関する問題など、いろいろな課題があります。特例的、例外的な扱いがあることをここに明記しておくことが大事ではないかと思えます。

例えば、最後の方に、「上記に関わらず取扱いについては例外的な取扱いができる」と、書いておくことによって、今回のような重大な議論のときにただ単にこの方法だけによらない他の方策がとれるのではないかと思うので、提起を申し上げます。

新潟県知事 今の提案は先に決定している意思決定の方法にそのことを書き加えたらどうかというのだが、今回の改革案で出している意思決定の方法が決まれば、来年の4月以降は規約の改正等を行って、新たなものでいくこととなりますので、今の提案は逆にいうと、研究会で出した今の意思形成のところにこのことを盛りという提案だというふうになるわけですが。

会の意思形成において、ただし書きを書くことが適切かどうかについての議論はそこまでしませんでした。座長としては、1つの意思形成過程はきちんと決めておいて、そういうことによれないことがあれば、そのとき議論されればいいことで、ただし書きを書いておくと、常にただし書きでもめて、それこそ意思形成が図れない。先ほどの少数意見もで

きるだけ尊重するという皆さんの趣旨はそのとおりですけれども、書き方としては、原則全体の意思を尊重せざるを得ないのとある意味では共通だと思しますので、そのことについては、座長として皆さんの研究会の意見をまとめたわけではありませんけれども、今、提案しているものが場合によって必要ならば、この場で議論して諮られたらどうかなと思います。

三重県知事 研究会等での今後の議論の中で、きちっと議論をしていただくことであれば、それで私の方は今の時点ではおさめておきたい。

福島県出納長 第1点は、政府主催の知事会議の取扱いですが、原案によりますと、全国知事会の一環という形でやることになっておりますが、全国都道府県の知事という立場でやる場があってもいいだろうということ、これは現行どおりですよ。

もう1点は、特別委員会の設置で、これは主要なテーマを議題として委員会を設置するわけですので、その設置は正副会長会議で認めるのではなくて、全体会議の場で認める形の方がよいのではないかと。

新潟県知事 知事会のあり方の中で、知事会として国に対してきちっとした議論の場を設けようということ、今回改正の提案をさせていただきました。

議論の中で、従来のように各県の要望等について総理ないし大臣に行う場があってもいいのではないかと意見もありましたので、会の運営のあり方としてそうした時間を一定の範囲で設けることで、対応させていただく。趣旨としては、知事会としてまとまってきちっとした会議を行った後、国に対して提言活動をするという場にしたらどうか。

従来のあるり方のように自体が総理なり大臣にみずからの地域のことを要望するのが相次ぐということは一定の意義があると思うけれども、そのことよりも我々が優先的なければならないことがほかにもあるのではないかと発想で一部修正したが、趣旨はそういうことでやらせていただきたいと考えている。

特別委員会は、できるだけ弾力的にかつ緊急に対応する必要がある。実際に知事会で決めるとなると年度に入ってしまうので、できるだけ初めに決めていく。どういう委員会をやるか、どこのメンバーになりたいかはそれぞれの意思を充分尊重しながら、形としては早くこのテーマで動くことを正副会長会議で決めてみんなに諮ることにした。もちろん、

正副会長会議が職権濫用で勝手なことをすれば、皆さんから抗議が来るから、民主的に決まることを期待している。

茨城県知事 副会長の数は、これまでは会長候補を選んで、会長県以外の方が副会長になることで5人だった。それが、今のように会長が出されたところも1人副会長を出すとなると、例えば、東海・北陸は会長と副会長を出し、それから理事を出す5県で3人出す。一方、中国・四国ブロックは9県で2人。関東も10県で2人になる。ブロック知事会における構成県の数アンバランスになっているので、思い切って分けるのだったら分ける、分けないのだったら分けないという形にした方がいい。これまでの経緯であれば、会長選出県ブロックからは副会長を出さないとなっているので、その辺は経緯を重んじるのか、はっきりさせた方がいいと思う。

新潟県知事 この点も多少議論したけれども、実際のブロックでの活動は、必ずしも地域によってはブロックが主体で活動してないところもあります。

しかしながら、従来のブロックを研究会で分けて新たなブロックを決めるには時間の関係もあり、また、ブロックの実態を把握しきれてない。そのブロック分けについて適切であるかどうかについては、これから規約を決める4月までの間に、議論すべきであればしていただくという余地は残しておいた方がいいかなと思っているところであります。

茨城県知事 少なくとも会長県のブロックから副会長を出さなくてもいいような気がする。その点はいかがですか。

新潟県知事 当然議論として、詰めたわけではないけれども、一応ブロックの代表という今の枠内の中で副会長という立場は同じように考えていいのではないか。ただ、ダブるのではないか、同じ場に2人なるのではないか。2人選出するのがきついということであれば、会長が出てるところは外すというのも1つの案だと思う。

そこのところは、今までの経緯で出してないということは、会長候補として出た上で当選していますので、いないという状態だったと理解しています。同じようにダブらないでいいというのであれば、会長を選出したブロックは出さないという案だと思うので、それは皆さんの意見に従いたい。

どうでしょう、会長県を出してるブロックは副会長を出さないと修正

させていただいてよろしいでしょうか。

兵庫県知事 異議あり。なぜかという、会長の選出方法をブロック代表から変えたのですよね。副会長と会長との役割が基本的に異なるからこそ同一ブロックから会長・副会長を出してもいいと原案ができてるので、原案を尊重すべきだと思います。

和歌山県知事 今の件ですが、副会長はブロック代表ではあっても、副会長になった以上はやはり全国知事会全体として考えていくという立場になるわけですから、会長とダブリになるというのは余り好ましくないと考えます。よって、会長が出てるところは、副会長はやめるということに賛成です。

京都府知事 この研究会の委員ですけれども、基本的な立場として、ブロックの知事会というものの立場をどこまで尊重するかということかと思えます。そうしますと、会長の選出は全国レベルで行い、木村知事が言ったように、全国の副会長ですけれども、やはりブロック知事会というものの意思決定と、そういったものをまとめて全体として各知事の意見が集約できる形をとるのであれば、会長と副会長は別々に考えるべきだと思いますので、井戸知事の考え方に賛成です。

大分県知事 これはいろいろあるから、現行の会長が一番働きやすいように決めたらいいのではないかな。

福岡県知事 これを分けたのは、全国知事会の会長として活動される忙しさとブロックの中でいろいろな問題进行处理して、またそれを反映しながら全国的な活動に参加していくこと、この2つの活動がある。2つともやっていくはものすごく大変ではないか。会長は会長の仕事に専念してもらいたいという意味でこの原案になっている。

議長 会長選出ブロックの副会長はありと決めたいと思います。

埼玉県副知事 知事の方から伝えてほしいということだったんですが、事務局組織体制の(2)のその他で、経費節減につながるような組織や運営のスリム化について検討することを追加しておりますが、地方公共団体自体は定数の削減あるいは事務事業の改革に努めておりますので、知事会においても人件費を含めた諸経費の見直しの検討をお願いしたい。

新潟県知事 改革案、あるいは活動の強化の期待からいけば知事会の仕事は増える。しかも、かなり高度で従来以上にスタッフを要する部分が出てくる。そのままいけば人件費の増とか、あるいは人員の確保をど

うするかということになる。できるだけ経費の削減に努めながらこなすことが重要になるので、各県からの出向等を含めた協力も含めて、今後具体的に詰めることを前提として書いてあるので、理解いただきたい。

議長 以上で、改革案は了解をいただいたこととします。

静岡県知事 昨日、議論がまとまらなかった議案第1号の「豪雨による大規模災害対策の充実強化についての緊急提言」(案)について、意見を踏まえて修正を行っているので、これをもとにお諮りします。

まず、前文の3段落目で、国に要望するだけでなく、自ら行うべきものもあり、そこはきっちり書くべき、あるいはそういう姿勢を示すべきという意見を踏まえて、「都道府県は自ら実施すべきものは行うが」を追加し、かつ「国による迅速かつ強力な支援が不可欠である」を「も不可欠である」に修正しました。

次の段落で、「また、災害から」と修文をしました。

次に、記の1は、原案を削除すべきという意見も、(2)を削除すべきという意見もありましたが、それらも踏まえて議論を総合的に勘案し、1の前文に修正を加えることによって3項目は生かすという考えです。1の前文は、「次の措置を講じる」を「次の措置について、地方公共団体と適切な役割分担を図りながら十分な対策を講じること」に修文しました。

3は、原案の趣旨がより明確に表示されるようにすべきだという意見がいくつか出ましたので、2行目で「住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに」を加えました。

4は、今回の三位一体改革議論絡みで、国庫補助負担金制度の削減を提案している立場から限定的に理解されるよう、国庫補助事業の頭に「災害復旧に係る」という文言を追加をするという意見を、福井県、兵庫県、鳥取県から意見いただき、とりまとめました。

お諮りします。意見をいただきたくよろしくお取り計らい願います。

徳島県知事 前文の上から2行目で、「8月に徳島県等」となっているところですが、17日の夜半から台風15号による集中豪雨が今も続いており、今朝のニュースから、四国4県でも死者が7名、行方不明2名という状況ですので、この「徳島県等」を「四国4県」と修文をしていただきたい。

また、「襲った」の後の「台風10号による」という限定を「一連の集

中豪雨」にしていただければと、四国４県からの提案です。

議長 静岡県知事、どうですか今の提案。

静岡県知事 私としては異論ありません。

議長 では皆さん、四国４県提案どおりで異議ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

茨城県知事 今のはいいが、もう１つ最初の修正部分で、「都道府県が自ら実施すべきものは行うが」、「も不可欠である」とあるがいかにも弱い。下では地方公共団体と書いてありますが、ここは「都道府県や市町村自らの努力に加え、国による迅速かつ強力な支援が不可欠である」と、少し強く出したらどうでしょうか。このままだと嫌々都道府県もやっているとというような感じになっている。

議長 静岡県知事、いかがですか。

静岡県知事 趣旨ごもっともですので、私は異論ありません。

福岡県知事 昨日も出た議論ですが、１の（２）で、避難勧告は、まさに地方側が一所懸命やらなければならない問題ですが、削除せずあえて残そうというのはどういうことなのか。これを入れるのはちょっと恥ずかしいのではないのでしょうか。

福井県副知事 ごもっともな意見だ。今回、１の前文のように、「地方公共団体と適切な役割分担を図りながら」という１文を入れてあるが、水害の情報伝達システムとしては完全だとは思わないまでも、生きていたと思っていました。実際に災害に遭ってみると、それがうまく機能しなかったという経験がここに表現されており、私どもだけではなく、新潟県も政府もそういう判断をしている。当然地方自治体やらなければならないが、実際起こってみると、その徹底ということがなされていなかったということの反省であり、ぜひ入れておいていただきたい。

実際、ハードだけつくってもだめで、住民がどう理解するかが問題。例えば、住民は、消防車、救急車、警察のサイレンというのは分かるが、突発的な今回の災害について、それは何を意味するのかというところをもう少し徹底したいというのが我々の意図であります。

福岡県知事 もっともだが、それは国に頼まなければいけないことなのか。むしろ我々がちゃんとやらなければいけないことなのではないのでしょうか。

福井県副知事 そんなこと言えばみんなそうで、自分たちでやるのが

一番いいのだけれども、国としてもそういう体制の必要性を感じており、我々が一方的に言ってる問題だけではない。

新聞で、18日に総務省消防庁で避難指示・勧告前に住民へ避難の準備を促す注意情報を発令する制度を検討している。国はやってくれている。

熊本県知事 福岡県の知事がおっしゃるのもよく分かる。当然、地方の自治体が行うべきことだが、今回の新潟県の状態等々を考えると、災害弱者としての老人の方々の問題が大変心を痛める事態としてあり、高齢社会の中での避難勧告が新しい問題として提供されていると思う。

「避難勧告など」となっており、高齢者の方々に対する問題も含めた確実に行うシステムの整理という理解をされると、これは非常にまた生きてくるのではないかと思います。

議長 地震対策特別委員会委員長に判断を任せます。

静岡県知事 「システムの整備」と書いてあるので、それは地方の責任と受けとめられていると思いますが、「システムの運用」ではなくて「整備」なのです。今回の集中豪雨等で、例えば今回の雨の降り方などの中で、同報無線で告知をしても声が届かないという問題など、さまざまな声も現実にあるわけです。そうすると、避難勧告や情報提供を同報無線方式で伝達するという現在の仕組みが本当にいいのか、それがハードウェアの整備等につながっていくと大問題で、自治体だけの責務で全部はやりきれない話ではないかと思います。

もちろん三位一体改革の中で税源配分があれば当然自治体が行うべきことだが、まだ三位一体改革が実現していないので、これは入れておいても恥じるような項目ではないと思います。

議長 了承を願いたい。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（休憩）

議長 再開をいたしたいと思います。予定時間が過ぎて恐縮でございますが、ちょっと資料の準備の関係で若干遅れましたことをご了解願いたいと思います。

それで、いよいよこの三位一体改革についてどのように扱うか決めなければいけないという段階に入ってまいりました。そこで、会長として申し上げたいのですが、いろいろ議論を聞いておりまして、全国知事会の性格ですね、これは地方自治法にもございますように、法律に基づいて意見具申をするというそういうこともございます。そして、これから

今まで勝手に政府がやっていた地方財政計画あるいは地方に関係する法律案ですね、そういうものにきちんと全国知事会として意思決定をして対応していかなければいけないと思います。それがなければ、全国知事会として機能し得ないと会長として判断をいたしております。

当然のことかもしれませんが、全国知事会は意思決定機能を持つということを確認をさせていただきたいと思います。ただし、そのルールの適用については、東京都あるいは神奈川県からお話がありましたように、ルールはルール、運営は運営でケースバイケースでルールの当てはめについては慎重に配慮していくと、こういうことにしたいと思います。今日もそういう考え方でこれから臨んでいきたいと思っております。

これは、会長権限で一方的に申し上げたいと思います。もしご異議があれば会長不信任案を出していただきたいと思います。

そういう前提でこの議題に入りたいと思いますが。まず、昨日来いろいろなご意見が出ましたので、それを三位一体研究会等でもご検討いただいて、修正案をつくっていただきました。まず事務総長からこれを読み上げて、ご意見をそれについていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務総長 ただいまお配りいたしました資料をごらんいただきたいと思います。この資料は昨日の資料を一部手直ししたものでございます。1、2、3ページは変わっておりません。4ページをごらんいただきたいと思います。三位一体の改革の全体像というところがございますが、(2)税源移譲を中心とする三位一体の改革の全体像、ここに二重のアンダーラインが引いてありますが昨日の議論その他を踏まえて修正をしたものでございます。

第1期改革、第2期改革に掲げております道路目的税である揮発油税の一部の地方譲与税化等の規定を全部下の第1期及び第2期を通じた改革ということでその両方をまとめて記述をいたしましたものでございます。

5ページは国庫補助負担金の見直しの部分で、その対応するものでございまして、国庫補助負担金の見直しの欄からも第1期改革、それから第2期改革の一部を削除いたしまして、第1期及び第2期を通じた改革として道路目的税財源とした地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金を3兆円の別枠として1.4兆円程度廃止を検討する。

それから、5ページのイにつきまして、交付税のところござい

ますが、「財源保障及び財源調整機能という地方交付税のあるべき機能を中心とする制度とする。なお、過去の景気対策や減税等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については確実に履行されるべきである」をつけ加えております。

6ページをごらんいただきたいと思いますが。カという部分に、現行の地方財源調整制度についての記述がございますが、「この第2期改革における」という部分を削除をし、「検討」の前に「速やかに検討を進める」という記述を加えております。

なお、キの部分は全文ここの部分から削除いたしまして、関連がございますので、ちょっと先をめぐっていただいて、11ページをごらんいただきたいと思いますが。この11ページの部分の一部文言を修正の上、この二重線のところに挿入をしたものでございます。

また戻っていただきまして、7ページのところでございますが。3の(1)の部分に、地方道路整備臨時交付金あるいは地方譲与についての記述は、先ほどのご説明とはずを合わせるためにここの部分から削除をいたしております。

それから、一方税源移譲されるべき額は総額で3兆円程度とするという「程度」という文言を挿入をいたしております。

それから、8ページでございますが、一番上のただし書き、市町村の事業についての記述ですが。「ただし」の次の「公共事業は」から「財政規模が小さい」までを削除しております。

それから、の義務教育費国庫負担金の黒ポツの3つ目に、「義務教育等に対する財源確保のため、企業から寄せられる教育・文化等に係る寄附金について、非課税措置を拡大すること」という文章を挿入をいたしております。

それから、9ページの(4)の、移譲額の算定の考え方ですが、ここは移譲額の考え方ということで、「算定の」を削除いたしております。その2段落目のところ、「具体的には」の以下のところに、アンダーラインを引いておりますような「及び災害の防止に係るような事業に係る国庫補助負担金」というのを加えておりますが、その後の追加がございまして、ちょっと時間的に修正ができませんでしたので、ここの部分を口頭でご説明を申し上げます。「及び災害」のところから申し上げます。「及び災害の防止に係る」の次の「ような」をとりまして、

「係る公共事業や福祉・教育に係る国庫補助負担金については」ということで、「災害の防止に係る」の次の「ような」を取って「公共」に変えます。それから、「事業に」の「に」を取って、そこに「事業や福祉・教育に係る」、「や福祉・教育」という言葉を入れます。

それから、「また」以下の部分を追加をいたしております。

もう一度その部分の「具体的には」から読み上げますと。「具体的には、移譲対象補助金のうち、地方財政法第10条関係の経常的な国庫負担金、普遍的・経常的に行われる施設整備に関する国庫補助負担金、及び災害の防止に係る公共事業や福祉・教育に係る国庫補助負担金については確実に10割の税源移譲を行うべきである。また、地方財政法第16条関係の経常的な国庫補助金のうち、地方公共団体の裁量により効率的な運営が可能となる事業に係るものについては8割に相当する額を移譲する」、以上です。

それから、10ページのところでございますが、地域特例への配慮という部分をここに追加をいたしております。「特定地域において講じられている補助制度等各種の特例措置については、対象事業の一般財源化が図られた後においても補助率のかさ上げ相当額を地方財源として移譲し、地方交付税等により適切に財源措置が講じられる必要がある。」

それから、(6)の地方道路整備臨時交付金の廃止、譲与税化については、これは17、18年度の措置の部分に該当しますので、ここから全面的に削除いたしております。以上の関係から番号が1つずつ繰り上がっております。

以上、修正部分についてご説明をいたしました。

議長 これについてご意見いただくのですが、お手元に1枚紙を2つお届けしてありまして、「全国市長会 緊急」とありますが、審議結果、18日に決定したという通知がございました。

それから、ポスターのコピーがございまして、これは一番上にございますように、昭和3年、76年ぐらい前ですかね、第1回の普通選挙のときの立憲政友会、現在の自由民主党の前身ですが、その立憲政友会がこの第1回の普通選挙で掲げたポスターでございまして。この税源移譲問題は実に76年ぶりの歴史的な意味のあることであると、こういうことでございまして。そういうようなご認識でこれからご議論をいただきたいということでございます。

それから、いろいろ皆さんご都合がございまして、12時まで
に終わりたいと思います。昨日はそのために充分夜の12時までご議論
いただいたわけですから、蒸し返しというものは極力避けていただき
たい。でないとも12時が夜の12時になるという可能性がございませ
るので、ご協力をお願いしたいと思います。

ただいまの修正案に関してでございますが、奈良県から追加修正
意見という2枚紙のペーパーがそれぞれお手元に届けられておりまし
て、これにつきまして、奈良県知事から説明をお願いしたいと思います。

奈良県知事 ちょっと差し出がましいんですが、できるだけ時間
的効率も考えまして。きのうの時点で修文をするか、何かの形でこの
意味を出していただきたいということで書いたものが数点ございます。

まず、元の案の3ページ目の一番上、「なお、改革を行っている
間は」云々と書いてあるんですが、書いてあることは事実ですが、
できるだけこのことを我々は大変深刻に考えているということは何
らかの形で強調したい。こういうことございまして、この種の文言
に私はこだわらざるつもりはございませんが、昨日も発言しました
ので、一応文案としてお示しします。ちょっと書いてある内容はど
ぎついものですから、ご意見が出たらこだわらないということで申
し上げておきたいと思っております。これは地方交付税等の不合理な
削減をしてもらっては困るという意味をはっきり出す表現としてい
かがであろうか。取扱いについては皆様方にお任せいたします。

次の3ページの7の後ろについて、昨日来いろいろ意見が出てた
ので、その趣旨を書いただけです。移譲対象の補助金についていろ
いろ議論があるし、それぞれごもつともな点もございませ。その
点について、今後国との協議により後ほど提示するというのは、こ
の改革案で別表にあるものを指してるんですが、その移譲対象補
助金の内容に移動が生じることとはあり得るということ。

それから、もう1つは、上記の改革の前提条件について、国がこ
れを満たさないようなことがあれば、地方六団体としては本改革
案を撤回する覚悟で協議に臨むものであるということ。こういう気
持ちをどこかで出しておきたいということで提案しました。取扱
いは、皆様方の意志でございます。

それから、9ページは何もかも8割と書いてあった点について
の修文

ですが、これは先ほどの事務総長からの説明の中に取り込んでいただきましたので、ないものにしていただいて結構でございます。

それから、10ページの話も、10割、8割がまだ残ってますが、前のところで整理されたとすれば、こういう書き方でもいかがであろうかと。要するに義務的な事業以外は8割だということについての議論を修正というか、昨日の議論に合わせた形に表現してはどうかということでございます。

いずれも出し方、表現についてこだわるものではございませんが、皆様方の空気が合致するような形で修文してはいかがであろうかということとで出させていただきました。

議長 これにつきまして、岡山県知事、いかがですか。

岡山県知事 担当の委員会の委員長として意見を申し上げますと、第1項目につきましては、今のご指摘のように表現が少しきつすぎるのではないかというようなご指摘もありますが、趣旨はよくわかりますので、これは後ほど会長と相談をさせていただきまして、できる限り折り込むと。このままということは別にいたしまして、そういうことにさせていただければと思います。

それから、第2項目の前段については、こういうことを書くということとはかなり議論があると思います。この後段の部分につきましては、趣旨がよくわかります。これは会長の方で、後ほど我々地方六団体の総意として記者会見等でこういう趣旨だということを強く述べていただければと思っております。

それから、あとの2つの項目につきましては、先ほど修文、もう既に事務総長から申し上げまして入れておるようでございますので、その中で修文されたということで理解いただければと思っております。

そういったことで、会長とそういう方向で相談させていただければということで担当の委員長として意見を述べさせていただきました。

石川県知事 16日の合同会議でもそういう意見が、奈良県の知事さんから出ておりまして、それを踏まえて3ページの1行目のところを入れたわけですが、これはちょっとさらりとしすぎてて少しあっさりしすぎていると。去年あれだけ騙されたということをしっかり我々は記憶にとどめて、そのことをもう少ししつこくねばっこく書かなければいけないのではないかとのご指摘だろうと思いますので、この表現をそのま

ま入れるかどうかは別にして、こういう趣旨が反映されるように、今、岡山の知事さん言われましたけれども、会長とぜひご相談をさせていただきたいと思います。

それから、2番目はこの思いは我々も同じ思いですけれども、これはむしろ会長が記者会見等でこの決議をきちっと言われることの方が私はアピール性があるのではないかという思いがしています。

奈良県知事 今の前段2項目については、そういう処理であればお任せいたしたいと思います。

ちょっと一番最後の10ページに書いてあるんですが、今日新しく配られたものでは11ページになるのですが、ここに11ページの1行目から3行目までの間に「義務的な事業以外のものについては、税源移譲額を8割相当額とし」というのがまだ残ってるのです。これは9ページとの調整がいるのじゃないかと思います。

議長 全体に文章的なことは、時間がないので、修文の方は会長にご一任いただきたいと思います。よろしく理解をいただきたいと思います。

それでは、今の奈良県のご提案以外で、修正部分だけに限ったのご意見をちょうだいしたいと思いますので、よろしくお願いします。

大分県知事 8ページですが。(3)の、災害復旧のためのものだけではなくて、防止的なものも含めて考えるべきじゃないかという議論が昨日あったのじゃないかと思います。ここのところに、災害復旧等とか、復旧防止とか、入れていただけるのじゃないかと思います。

もう1つは、8ページの上の方ののところですが、義務教育費国庫負担金ですけれども、これについては、少なくとも義務教育費国庫負担金については移譲対象補助金とすることについて反対論があったということも入れていただきたいと思います。

議長 後段については後で議論をしたいと思います。

それから、前段の(3)の、災害復旧のためというのは、災害復旧等という、例えばそういう表現ですか。

これは岡山県知事あるいは石川県知事、「等」と入れるのはどうですか。

岡山県知事 それでは、私の方から。9ページのところの修文が災害の防止に係る公共事業ということで10割税源移譲の範疇にこれを明示しているということでありまして、税源移譲の対象にすることにつきまし

て、昨日異論が何人かの方からございましたけれども、このリストの方の公共事業関係の中、ほとんど何らかの意味で生命・身体・財産等に係るものがほとんど、第4分類はそういうものだといったようなことがございました、そしてまたほかの事業にも同じように生命・身体に係るようなものがあるのではないかと、こういったようなことで他に波及するという議論も私はあるかと思うのです。

そこで、税源移譲は対象にはするけれども、ぜひこれは10割だということにこの分野は分類をいたしたいということで整理をさせていただいてるわけでありませう。

そこで、8ページの方の災害復旧であります、災害復旧と再度災害を防止するための改良復旧ですね、災害防止に関連して一緒に改良で復旧することが通常でありますけれども、それは当然もう災害復旧のためというところで読み込み得ると、私はそのように理解いたしましたので、皆様方の趣旨はもうこの中に入っていると、こういう理解であえてここは修文していないと、こういうことでございます。

議長 要するにそういうものを広く含んでいるという解釈でいきたいと、こういうことですね。広く読む場合に、これから具体的に政府と話し合いをやっていかなければいけないのだけれども、そこで明らかになってくるということですね。

福井県副知事 災害復旧も確かにそうなんですけれども、私どもの経験からかんがみまして、この中に先手を打った防災関連のこともぜひ明記していただけたらと思っております。そういう意味で、先ほど「等」という言葉を入れるとおっしゃってましたけれども、それを含めましてぜひ提案させていただきたいと思っております。

岡山県知事 今、申し上げたその災害の防止に係るものが先ほどの9ページの方に税源移譲10割のところにも明示をしたということなのです。災害復旧という8ページの方でどこまで読めるかということですが、通常災害復旧といいますと同じような災害が来たときにそれを防止する事業というものも当然読み込み得るということになっておりますので、皆様方のご心配はこの中にも入っている、十分解釈で読めると、こう理解をしているところであります。

議長 それでは、その解釈で読み込むということでご了解願いたいと思っております。

広島県知事 8ページの義務教育国庫負担金なのですが、今、いただきましたアンケートの結果の3番を見ますと、一般財源化を行う方が37県、総額裁量制及びその他が10県でありまして、数字の上からは税源移譲を行うという県の方が多いと出ております。

昨日の論点整理の義務教育費国庫負担金の取扱いに関する論点、これの2ページの一番下、中学校の教職員分給与を一般財源化するとすれば、なぜ中学校分のみをそうするのか、ここの部分について昨日十分な議論あるいは説明がなかったと思っております。

広島県としては、一般財源化直ちに行うことには反対する立場にございますけれども、私自身も県に帰りましたらこれは説明責任がございますので、この考え方をご教授いただければと思います。

議長 ただいまは修正の文章について議論をいただいております、その問題は後ほど議論をさせていただきたいと思っております。

福岡県知事 先ほどの議論にちょっと戻るのですけれども、9ページの移譲額の考え方で、災害防止とか福祉とか教育、確実に10割ということになってますけれども、ここのところでやはり依然として昨日からの議論になってますが、この災害防止関係を対象にした場合に10割というのが現実にあるのかということですね。例の20年、60年の議論に巻き込まれてしまって、実際には財源手当がなされないということになっていく可能性が非常に強いと思うのですが。

この10割というのは、10割をちゃんと税源移譲という形で単年なり2年なりでなされるということなんでしょうか。それとも、どういうように理解していただければいいのでしょうか。

岡山県知事 その点は、2ページの我々が改革を出す前提条件の中です、確実に税源移譲が担保されると、これが前提であるということでもありますので、そのことはこれが読み込めっていると、それが前提だということですから。我々としては単年度にこの10割分、災害防止関係が来るという前提で整理をしているという考え方です。

高知県知事 もう繰り返しの部分は避けますけれども。先ほど災害の予防に関して、生命・身体に係るものはほかにもいっぱいあるではないかというお話があって、それは広く見ればそのとおりだと思います。ただ、災害の予防というものが生命・身体に直接係るということは多くの国民が区分けをして理解をしていただけないかと思うのです。そ

のことだけ一言言っておきたい。

その際に、河川の事業などと私どもが提案として上げたものとどうさび分けをするんだということは1つの確かに議論の対象だろうと思います。そのときに、僕は昨日も言いましたように、この議論がやはり非常に地域住民からは遠く離れて見えにくいものではないかと思っております。そのときに、市町村をまず外そうということから出てきてこの事業が挙げられていますけれども、実際には私が昨日言ったような事業は地域に住んでる方から見れば市町村がやってくれる事業として見ておられるような事業が多いんじゃないか。そのことが三位一体の影響として出てきたとき、しかもこれだけ全国で集中豪雨というものが異常気象の中で次々と連続して起きているときに、三位一体の影響としてすぐ取り上げられかねない、そういうことを私は危惧をして申し上げましたし、そういうさび分けのやり方はあるのではないかと思います。

ただ、10割保障されれば、それはもう前提としていいことになりますので、その点が本当にほかの負担金と比べて10割の保障ができるかというのが僕は福岡県知事さんが言われたのと同じ思いは持ちますけれども、そのことを決議として取り込むということであれば、それ以上全体の議論を混ぜ返すつもりはございません。

大阪府知事 公共事業関連について依然としてリスクが大きいということは福岡県知事さんと同じ思いなのです。ここで防災関係は10割、その他は8割ということ宣言すると同時に、先ほど岡山県知事さんがおっしゃったように、確実な税源移譲を目指す、協議会等の場を通じて目指すということではありますけれども、やはり8割、10割ということが論じられているその他の事業とは私はリスクにおいて大変大きな差があるのは事実であります。9ページの例えば(5)、要するに私どものこの主張がきちんと通らなかった場合には、きちんとした財政措置が講じられるというところは担保していただきたいと思っております。

神奈川県知事 先ほど義務教育費国庫負担金については反対意見もいろいろあったということもここに書くべきだという議論がありましたが、それは私は好ましくないんじゃないかと思うのです。といいますのは、これはあくまでもこの協議機関で国と戦うためのツールなんですね。この補助金は削減しろと、もういらないと、そのリストを示したツールなんです。それを説明する文書で、いや、ここは反対意見がこれだけあり

ました、こっちも反対意見がこれだけありましたなんていったら、これツールにならないわけです。もちろんいろいろな意見があるのもわかるし、それは記者会見で梶原会長がこういう議論もあったということも説明すべきだと思うし、また、それぞれが国民に対して、それぞれの知事さんが自分はどう考えるというのも自由だと思うのです。ただ、これはあくまでも国と戦ってきちっと税源移譲を勝ち取る、そのためのツールなんだから、このツールになお書きで反対意見がこれだけありましたなんて書けば、これはもう戦いにならないです。その辺はやはりしっかりと認識する必要があると思います。

議長 その点は後ほど議論をしたいと思っております。

広島県知事 先ほど奈良県の修正意見で新しい提言の11ページ、修文ミスということで片づけられたのですが、9ページの で8割に相当する額を移譲すると言っており、また11ページの上段でも税源移譲8割相当とし、というように8割、8割というのが2回も出てくるのですね。ですから、これは奈良県意見のように、例えば9ページの では8割というところはカットしてしまって、新しい11ページの(7)の部分において8割というものを持ち出すのであれば1回持ち出せばいいと考えます。あるいは奈良県の案のように8割をカットしてしまって、地方公共団体の行財政改革の効率化努力によって対応することとするというような言い方もあるかと思っておりますので、この修文について再検討をお願いいたします。

岡山県知事 一応9ページは税源移譲に係る一番大事な部分なので詳細な考え方を書いたということでもあります。

従って、11ページの方は別途我々の効率化努力ということに触れる、その前提として差額を表記するものでありますので、それぞれ別の意味があると思います。いずれにいたしましても、今のご意見も踏まえて11ページの文章の修文につきまして、また会長と相談して決めたいと思います。

議長 まあ、修正できるものは修正しましょう。会長一任してください。今のご趣旨で考えましょう。

それで、修正部分について、それ以外にご意見ございませんか。

それでは、この修正部分についての議論はこれで終わりにして、ご提案のこの文章的なことについては私の方で岡山県知事あるいは石川県知

事とご相談して決めさせていただきたいということでご了解をいただきたいと思ひます。

それから、集計結果について入りたいと思ひますが。昨晩急に意見照会をお願いしましたが、全面的にご協力いただきましてありがとうございました。それで、集計した結果がまとまりましたので、事務総長から報告をしたいと思ひます。

事務総長 3枚の紙をお配りいたしてありまして、2枚紙が義務教育費国庫負担金に対する見解、1枚が公共事業関係国庫補助負担金に対する見解です。

義務教育費国庫負担金に対する見解では、義務教育の性格については自治事務とすべき43、その他4。それから、教育内容水準の向上のために地域の裁量範囲を拡大すべきか、しかり45、現状のままが1、その他1。それから、教育水準の向上のための財源確保について、総額裁量制による負担金制度を維持する8、税源移譲（一般財源化により行う）37、1、2以外として2。それから、4、総額裁量制による負担金制度を維持するを選択した場合の全体額が保障されるか、保障される4、その他2。退職金等の一般財源が集められているが、これの動きに歯どめがかけられるか、考えられる4、その他2。

次のページにいきまして、義務教育費国庫負担金を維持する場合、それに変わる案。これは具体例が書いてありますのが7件。それから税源移譲、一般財源化に行うを選択した場合において、税源移譲により格差が生じた場合、地方交付税で財源保障されると考えているか。保障される20、その他18。義務教育費国庫負担金制度を廃止することになるが、その廃止は第1期及び第2期において段階的に行うべき31、第1期にすべて行う6、第2期にすべて行う2。段階的に行うとした場合に、中学校教職員に係るものを行う、第1期に行う24、その他9。第1期で廃止しないとした場合に代案が4件ございます。自由記載の義務教育についての見解30件。

もう1枚が公共事業等でございますが、補助金リストに公共事業関係の負担金を載せるのか。載せるべき35、その他11。その場合の素案についての見解、素案のとおりでよい21、素案から除外すべきものが13。リストに載せるべきでない場合、及び素案から除外すべきという見解の場合の代案をお示しいただいたのが24件。

以上でございます。

議長 それで、便宜この公共事業関係に対する見解、この関連でご意見をお伺いしたいのですが。原案の修正によってかなりご意見が入っておりますが、その修正によって概ね了解いただいたものと考えていいでしょうか。

それでは、そういうことで了解を願いたいと思います。

それで、いよいよ義務教育費国庫負担金の問題に入るわけでございますが、お断りしたいと思います。実態論につきましては、昨晚12時まで十分論議をいただきました。その蒸し返しはやらないということにさせていただきたいと思います。今日はどのようにこういう議論を踏まえて全国知事会としてまとめていくかというその方法論についてまずご議論をいただきたい。そのご議論を踏まえて、まとめ方というものを決めていきたいと思いますので、そのまとめ方の方法論についてご意見をいただきたいと思います。

広島県知事 その前に、先ほどお伺いしたように、なぜ中学校教職員の給与等に係るものに限定されたのか、この点について、なぜこういったプロセスを経てここへ掲出したのか教えていただければと存じます。

岡山県知事 小学校、中学校両方とも第1期改革、第2期改革全体で対象とすべきだと、これがまず前提であります。そして、中学校についてであります。ご承知のとおり、中学校は学校教育法で見ますと高等学校と並びまして中等教育ということこの両者が位置づけられているということでもあります。皆さん方も中高一貫校というようなことでそれぞれお取り組みをされておられるところも多いのではないかと思いますけれども、中学校と高等学校が一体となったそういう中等教育の充実の必要性というものが、今、我々がそういう必要性を感じているということでもあります。

従って、中学校教育が高等学校と連携をしていくということが大変重要でありまして、そういった中で一般財源化を図っていく中で、それぞれ地方の創意工夫を凝らした自前の教育行政あるいは学校運営を図っていくということによって、地方の実情とか地方の個性に応じましたそういうきめ細かい中等教育、全体としての中等教育、これが実践できるとこのように考えました。いろいろほかにも理由はございますけれども、一番の理由はそういうことで中学校ということ今回整理をさせていた

だいております。

議長 はい、わかりました。それでは、先ほど申し上げましたように、まとめ方の方法論についてご意見を伺いたいと思います。

静岡県知事 私は、今、提示されております改革案について、文章の修文も含めて諮っていただいたので、これはこれですとします。

その上で、今の義務教育にしても公共事業の問題にしても、特にこの2つの問題については非常に大きく、数の上ではともかくとして、内容的に大変議論が分かれました。これは我々共通してそういう責務を負っていると思うのですけれども、それぞれ県に戻って知事会でどういう議論を述べたのか、あるいは全体としてどういうことだったのかということ問われることにもなる。その意味でも、一番最初に念を押しておけばよかったのですけれども、今回の議論をぜひ要点筆記でよいから議事要録をまとめていただいて、各都道府県に配ってもらいたい。併せて、それをこれに添付して政府に出したらどうかと思おます。

その場合に、羅列的にどの知事がこう言ったというのをだらだら書く必要はないと思います。ある程度項目ごとに意見が集約されているように思いますので、それぞれの最大公約数的なものでメモしてもらって、それが何県がどういったかということも付記してまとめていただいて、我々に戻してもらいたいし、できたらこれに添付して出したらどうかという意見です。

議長 47都道府県全部についてということですか。

静岡県知事 今回、何らかの形で意見を全員が言ったんじゃないかと思うのです。それらは少なくとも要点メモを事務局の方でしてくれているんじゃないかと思うのですが。

議長 それを全部開陳すると。

静岡県知事 それを集約化すればいいと思います。一字一句同じでなくても結構です。要約メモで結構ですから。そうすると、自分はどういう発言をしたのかということの記憶をきちんと思い起こすよすがにもなるし、今後それぞれの都道府県において、議会その他で相当議論になり得る問題だと思いますので、そういうときの、一種の補強的な、証拠資料ということにまでならないと思いますけれども、一種の補強材料にはなると思います。

議長 それを今後一体的に扱っていくということですか。

神奈川県知事 先ほど申し上げましたが、この全国知事会はある意味でやはり国と戦うための軍議をやっているという認識も私たちは必要だと思っているのです。

今の情勢を見ますと、確かにこちらの方も意見がかなり出て、ばらばらです。ですからまとまってない、一本化してない。作戦が統一されていないのです。ただ、国の方ももう省庁ごとにばらばらだし、財務省、総務省、ほかの省庁、あるいは小泉総理という政治家とほかの閣僚たちもばらばらです。向こうもばらばらなんですよ。ただ、向こうはある意味で今回3兆円の税源移譲はやりますと、その代わりあんたたちでリストをつくってくれと言ってきたわけです。これを受けてやろうと私たちは決めたわけです。そこでしっかりとリストを出せば、今度は向こうが大混乱します。小泉さん約束しちゃうてる、リストも来たんですから。こうやって戦いを進めていかなければいけないわけです。

何度も言うように、これは戦いのツールです。このツールにこの件についてはこういう意見もありましたと、こっちもばらばらですというようなものを一緒につけちゃったりしたら、これ戦いにならないわけです。もし各知事さんたちが自分たちの意見を開陳したいと、そしてこういう意見もあったというのであれば、この議事録はインターネットか何かで公開すればいいわけで、それで国民は十分見れるはずですよ。ただ、あくまでも私たちは国と戦って、今回のチャンスで税源移譲第1段を勝ち取るんだと、そのための軍議をやってるんだと、そしてこのリストはそのためのツールなんだと、そういう認識でいかないと戦いにならないのです。そういう認識を私は持つべきだと思います。

京都府知事 私も松沢知事の意見に賛成ですけども、やはり案としてきちっと提示をするわけですから、それについては意思決定をするかしないかということはもう決まっているわけです。ですから、あとは意思決定の方法に従ってこの案について速やかに意思決定を取るべきだと思います。

ただ、先ほども申しましたようにいろいろな意見があったわけですから、これは少数意見についてきちんと付記をしておくべきであって、それはこの案とは別に参考として少数意見を書いておく、そういうことをしっかりやればいいのであって。個々の意見というのは、これは私どももこの案に対して賛成をしているからそれ以上のことを言っていない部分

もあるわけなのです。それを1つ1つの意見をこれはだれが言ったこれはだれが言ったという話にするのは少々問題ではないかと思えます。

議長 少数意見はこの知事名をつけてということですか。

京都府知事 いえ、つける必要はないと思えますけれども。

議長 つける必要はない。

京都府知事 はい。

鳥取県知事 松沢知事がおっしゃったように、一種の軍議です。ただ、これも衆人監視でやっていますから、もうだれが何言ったかというのはマスコミの皆さんも全部わかるわけです。テレビの収録もしてるわけです。ですから、今さら何かここの議論を集約して添付書類ということは私は必要ないと思えます。決めたら1つの意志として出されたらいいと思えます。少数意見もつけるのは、おかしいと思えます。

問題は、これだけ議論があったことは確かですから、これから協議の場とかにどなたが出られるかわかりませんが、会長は当然出られるんでしょうけれども、その会長とか出られる人がきちっとこの場の議論、経緯を踏まえて、これから行動されるというところに反映されるのがいいのではないかと思えます。

愛媛県知事 今までのご議論を聞いていますと、7月15日も、昨日も今日も、千載一遇のチャンスという言葉が随分使われましたが、私は個人的には、この義務教育費国庫負担金の削減は悔いを千載に残すと思っております。

今、神奈川県知事が戦いのツールだと言われた。しかし、この戦いは場合によっては一国の命運を決しかねないことでもある。そういった点を考えたときに、多数決によってこの改革案が採択される場合には、私は後世の歴史の批判を仰ぐ責任がそれぞれの知事にあると思えます。少なくとも、この義務教育費国庫負担金の削減に反対した知事名は少数意見として役職、姓名を、この文章に入れるのか付帯文書なのか、どのような形になるかはわかりませんが、後世への賜杯に名を刻すというわけでもありませんが、残すべきだと思えます。

それだけの自信を持って中学校と小学校を切り分け、そして2期改革で小学校もターゲットにする。そのときに、だれがこの決定に参画し、そのときにだれが異を唱えたか、これは後世の歴史家の批判を待つ自信を持って決めるべきことだと私は思っております。

今回のことで、これが多数決での総意という形の言葉が使われることには私は極めて大きな不快感を覚えます。多数の意思ではあるかもしれませんが、ただ、全国知事会は議会でもなければ政党でもありません。加盟、脱退についての規定もありません。しかし、これが戦いのツールとして、ひとたび国と戦端を開く以上は、全国知事会の総意で全員ついてこいというようなものであるとするならば、当然脱退の自由を認めるべきである。それなりの理念、哲学をもって臨むことだと私は考えています。

福島県副知事 この件について福島県は意見言いませんでしたけれども、言わなかったのが悪いわけじゃないんですけれども、福島県もちゃんと考え方を持っております。従いまして、この議論の場の意見だけでなく、アンケートでもきちっと答えておりますので、我々としては後世に責任を持って判断しましたので、その分の取扱いについて載せるも結構ですが、きちっとその辺もよろしくお願いしたいと思います。

山形県知事 昨日から義務教育についていろいろ議論したわけですが、今度は協議会というものが出てきますので、そこで今回の議論の趣旨に従って、財源が確保できるという見通しを立てながらやっていく必要があると思いますから、この原案でよろしいんじゃないかと思います。

山梨県知事 これは今日の集計結果、このペーパーは公開できるわけですね。これは一般公開してもいいものですね。

議長 もちろんです。

山梨県知事 それでは、これを出せば大体どこの県がどのような考え方でいるかというのは一目瞭然だと思いますので、これを広く公表していく、こういう形でもいいんじゃないでしょうか。

長野県知事 今の山梨県、そして愛媛県の件は、昨日の最後に私がこれは地方議会における人事案件等と同じように記名投票で決すべきだと、また、それぞれ考えをきちんと400字で記すべきだとも言いました。ただ、これは静岡県が既に議論の内容をきちんと載せようということでありましたし、とりわけこれに対して反対、少数意見は載せようという意見が出てきてます。これは昨日最後に議長に私は確認しておりますから、その仮によしんば名前で書かないにしても、どの県が賛成だったか反対だったかということはきちんと記すということはもう既に決まっていることでもあります。

そして、その意味ではそれぞれの立場の発言ということもそれもまた記されるということは決まっていると、このように認識しております。議長はそれに関してはご了解を昨日なさってらっしゃるわけです。

議長 今、記名投票という案が出ましたけれども、記名投票するかどうかですね。ご議論いただきたい。

兵庫県知事 47名ですし、衆人監視のもとで採決をしていただいたら、だれが反対をしてだれが賛成をしたかというのはもう明らかなのではないでしょうか。あえて記名をする意義がどこにあるのでしょうか。

長野県知事 ですから、記名でなくても、起立であり、また今日お越しのマスメディアの方はやはりそれぞれの県がどういう発言であったか、日本地図の上に色分けをして報じていただくということがやはりこれは国民に対しての私どもの、全国知事会が仮に戦うものであるならば責務だと思しますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

東京都知事 私は、松沢知事の認識にはいささか異論というか、疑問があります。それは、結果は要するに37対8、2という、大まかにくくれば37対10という形で採択が進むんだと思うのですが、しかし、大事なものは結果であると同時に、その結果をもたらすまでの開かれた討論というのを私は非常に大事だと思います。そういうものをちゃんとレジスタンスする、議論としての価値、正当性というものを認めるために、私は37対10という数字を報告されると同時に、ディテールについてはそれほど必要ないと思いますが、反対論を要約されて、こういう議論の結果、大多数の賛成を得たという報告をしかるべき筋にさせていただきたいと思っています。

長野県知事 事務方でメモが先ほど来あるということですから、それぞれのサマライズしたものを発言者の県が確認をして、それは全国知事会のホームページにきちんと載せるということであると思います。それが情報公開と、松沢知事もおっしゃっているわけです。

神奈川県知事 私は情報公開は大変重要だと思いますし、知事さんがどういう考えを持ってどういう責任でどういう発言をしたかとわかるようにした方がいいと思います。ただ、あくまでもこのリストの中に、この説明書きの中にこの件についてはこういう反対意見があったなんていうことを全部やっちゃうと、もう戦う敵に利用されて、こっちがぐちゃぐちゃにされてしまうだけです。一応意思決定したものについては、き

ちっとしたもので出す。そして、これを勝ち取るまで頑張ると、この姿勢が重要だと、こういうことを言ってるのです。

宮城県知事 私は原案賛成ですが、何人かの知事がおっしゃったように、みんなこれ苦渋の決断してるんです。なぜ苦渋の決断かということ、千載一遇の機会というのは何か悪い意味にとられている方もいらっしゃるんですが、まさにそれはちゃんとつかまえないとかならないといういろいろな前提の中で、これは、私は9番バッターと言ってますが、苦渋の決断をしてるんです。反対の方も苦渋な決断をしていると思います。

それで、ちょっと私不満なのは、会長も蒸し返しはしないとおっしゃったんですが、例えば義務教育国庫負担を今回廃止リストに入れるべきでないとおっしゃっている方の、じゃあ、どうするんですかというのがないと、実は同じような苦渋の共有してないんです。我々は我々で賛成の方、無責任に賛成してるわけじゃないんです。苦渋の、その辺の発言もしてますけれども。だから、本当はさっきもちょっと言ったんですが、反対の方8人いらっしゃるんですが、ただただ反対って、禍根を千載に残さないということもありますけれども、じゃあ、このボールは例えば受けとめないんだとか、3兆円は2兆円でいいんだとか、それはそれで1つのこれ苦渋の決断ですよ。そこまでちゃんとやらないと、何か情報公開もいいんですけれども、若干ちょっと私はその分が不満です。

議長 仮に少数意見を付するとすると、その少数意見というのはやはりどういう理由でどうだということは当然内容としてはっきりしなければいけないと思うのです。そのことはもう議論の中でもうそれぞれ理由をおっしゃっておられるとは思いますが、仮に付帯意見を付することになれば、そのこのところの意見の確認はやはりしておく必要が確かにあると思います。

長野県知事 それでしたら、今日9時までに出したペーパーには皆さん理由をお書きでありますから、それもホームページで公開する。また、三重県はこのように具体案をお出しですし、昨日東京都もお出しですし、そうしたものもきちんと全国知事会のサイトですべて載せると、先ほどの発言録も、また賛否の別もですね、ということがよろしいんじゃないでしょうか。

福井県副知事 一歩進みまして、この案をぜひ国に認めてもらいたいですけれども、昨日石原知事からありました、あなたたちは個人住民

税を適用しても、各地方はそれで教育費をカバーできるのという質問がありました。それに対しては、我々としても現実問題として教育というものと教育の基本的な問題というとはやはり財源というものは大きな裏腹の関係のあるものですから、その財源問題につきましてはやはりいろいろな方法を考えておかなければいけないと思います。

福井県としましては、名前はどうでもいいのですけれども、福井版の地方教育税、これは地方で教育した人が都市に行って働いて税金を払っているのです。そういう歴史的な問題を人生の中で自分たちの地方にふるさとに税を戻して教育を充実するというような形で全国的なそういう財源のバランスをとるというようなことも1つぜひ検討していただきたいと思っております。

議長 今、方法論の議論をしてまして、もう実態論は証文の出し遅れなのです。ですから、これは取り上げないということにしたい。

三重県知事 集計結果については、もう既に採決を取ったのと等しいのだらうと思います。従いまして、具体的に集計結果等も含めた情報公開は大前提、大事だらうと思います。意見の付記の仕方についてはお任せいたします。

しかし、今朝出したこの回答文等については、これはきちっと公開をしていただきたいと、このようにお願いしておきます。

議長 わかりました。

滋賀県知事 集計結果が出ているわけですが、私は、この集計の設問そのものがある意味で一つの考え方があったように思えます。そもそも私は、少なくともこの義務教育の問題について、税源移譲で一般財源化、税源移譲するということについては賛成に投票しているわけですが、今、3兆円という政府の出されたものについて、私たちは答えなきゃいけない。しかし、同時に、今のように数字合わせというようにしか見えないような形で第1期に入れるということについては慎重であるべきだと思います。

従って、その代替案は、私はむしろ3兆円から切れてもいいじゃないかと。ここはやはり第2期できちっと、しかも知事会だけの議論ではなくて、さまざまな議論も含めて第2期の中で選択すべきだという意見です。こういう集計だけでいくと、また誤解を招くという感じがいたしますので、一言触れさせていただきました。

議長 申しわけないけれども、集計の仕方については昨晚おっしゃっていただくべきであったと思います。

茨城県知事 義務教の方がもっぱら議論されてますけれども、これをこのまま出す、それはまあいいのですが。公共で見ますと、素案のとおりでいいは21で、素案から除外すべきが13、あるいは載せるべきでないが11で、21対24、逆になってるのですね。ですから、両方これを全部出した場合に、義務教の方は多数決かなという感じになってるのですけれども、後ろの方はこの原案と多数決だと逆になってるのです。それについて、どう説明するのも含めて考えないと極めて難しいと思います。

議長 今の問題は十分修正で先にご了解いただきましたので、一応済んでと思います。

それでは、12時になりましたので、会長の権限で決定をさせていただきます。会長のやり方に不満の場合は、不信任案を出してください。

まず、討議の経過、これは事務局でまとめて、そして各都道府県知事さんにもそのペーパーを渡して、確認してオープンにしていきたいと思います。

それから、決を採りたいと思いますが、少数意見はその理由を付して付記すると。付記する場合に、記名でやれというご意見がありまして、私は記名を原則にしたいと思います。

そして、愛媛県知事がおっしゃったように、後世の歴史に残すということにしたい。

そういう前提で、いろいろご意見ご不満はあろうかと思いますが、この原案を諮りたいと思います。これで不承不承でも出すと、喜んで出す、いろいろあるけれども、とにかく出すことについて賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 それでは、賛成多数でこの原案で出しますけれども、くどいようですが、討議結果はオープンにしていきます。それから少数意見も必ず、どうしても出さないでくれという人以外は知事名を明記して理由を付してこれにつけるということで私はいきたいと思います。

それで、その他がありまして、もうちょっと待ってください。まず、千葉県知事の体調が悪いようで副知事がお出ででございますが、男女共同参画関係で国の立法に地方の意見を反映させる件について簡潔にお願い

いします。

千葉県副知事 座長の堂本知事が欠席でありますので、代理で報告をさせていただきます。男女共同参画研究会で協議されました次世代育成支援対策推進のための市町村調査であります。7月15日の会議でお約束しました千葉県内全市町村を対象としたプレ調査について、その速報結果のポイントを簡単に申し上げます。時間がありませんので、資料は後でござんいただきたいと思えます。

調査結果は一言で申しますと、大変興味深い内容になっております。有意義な調査であります。その中で次世代育成の推進に当たっての市町村の意見としまして、国の行動計画策定指針が詳細であるため、市町村の独自性が出しにくいなどの率直な声もありました。都道府県においても同様なことが言えるものと思えます。

この速報結果を見ましても、このような調査を行うことで地域が主体性をもって行動計画を策定するための市町村に対する動機づけとなるだけでなく、情報提供や国への要望提言の必要性なども浮き彫りにしております。

このプレ調査結果を踏まえまして、資料2のとおり、男女共同参画研究会では構成団体である8道府県においても市町村調査を行うこととなりました。ただ、調査票等につきましては、男女共同参画研究会での議論を踏まえまして、より柔軟なものにするよう検討をしていくつもりであります。どうか趣旨をご理解の上、ぜひとも多くの都府県にこの調査にご協力をお願いしたいと思います。

なお、前回この会議で了承されました次世代育成支援対策推進の都道府県調査を実施させていただいている最中ではありますが、ご協力をいただきましてまことにありがとうございます。市町村調査についてもどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまの千葉県の要請、了解ですな。（「はい」と呼ぶ者あり）

議長 はい、次は新潟県からお願いします。

新潟県知事 それでは、私の方から国の立法に地方の意見を反映させることについてという提案趣旨について、本来千葉県の堂本知事さんが提案される予定だったんですけれども、欠席となりましたので、私が代わって趣旨説明をするようにというご依頼でございますので、申し上げ

たいと思いますし、最大の議論でありました三位一体とも絡みますので、もうちょっとお時間をいただいております。

真の地方分権の改革は住民の身近なところで地方公共団体が総合的な行政主体としてそれぞれ個性豊かで活力のある地域社会を実現するものではなくてはならないというふうに思いますが、現状では法律、政省令、通達等によって実質的に国が関与して地方公共団体の自主性、主体性が大きく制約されているのは否定できないところであります。

三位一体の改革に向けた取り組みが、今、正念場をこうして迎えているわけですが、地方の財政基盤の確立と同時に、一層の権限の移譲を国に求めていく。そして、地方分権の確立には地方に軸足を置いた政策立案が何よりも重要でありますので、地方行政に関するさまざまな審議過程に地方が主体的に参加する必要があると考えます。

これまでも知事会として国の法令制定時における地方の意見の反映については、分権の理念に則した仕組みの制度的保障を国に対して要望してきておりますけれども、現状は充分とはなっておりません。また、7月の知事会の資料ではせつかくの知事会推薦で審議会のメンバーに入っていないながら出席をしてない事例も見受けられます。そしてまた、今後の我が国の方向性を議論する経済財政諮問会議等に地方の代表も入っていない、そういった課題を抱えているというふうに思います。

そこで、まず手始めとして、国の政策や制度等の原案を審議する各種審議会等へ積極的に参画、発言し、法令等が固まらない段階から地方の意見を的確に反映させていくという仕組みの構築等につきまして、千葉県を初め賛同いただいた県の共同で提案をさせていただいたものです。お手元のペーパーにあるとおりであります。

ただいま、知事会の改革案についても議論させていただきましたけれども、その大きな柱の1つとして、ぜひ地方制度全般について審議する委員会等における検討を進めていただきたいということで諮らせていただいたものであります。

議長 ご趣旨ごもっともだと思いますが、そういう方向で全国知事会としてこれから対応していくということによろしゅうございますね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 わかりました。

それから、全国知事会の情報化推進対策特別委員長、たまたま私が兼

務しておりますので、地上デジタル放送の活用と普及に向けた緊急提言、報告をさせていただきます。お手元にこの資料をお届けしておりますが、

いよいよ地上デジタル放送がどんどん普及していくという段階になりました。今後2006年末までに全国で放送が開始されると。2011年にはデジタル放送に全面的に移行するということでございまして。その際、電子自治体への積極的な活用が期待されるということでございますが、中継局の整備が、そういうこととか課題がございます。その問題次第ではメディアと地方の関係において地方分権のあり方にも影響を及ぼしてくるというようなことで、この特別委員会としては地上デジタル放送の活用と普及に向けまして、国、地方公共団体、放送事業者、家電メーカーなどの役割分担を明確にして各方面の積極的な取り組みを促すため、お手元にございますような緊急提言をした次第でございます。

このことにつきまして、長野県からあらかじめ意見があると通告がありましたので、意見の開陳をお願いいたします。

長野県知事 こちらの長野県の封筒の中に地上デジタルテレビ放送開始に係る問題点を記しております。これは、地上デジタルテレビ放送を円滑にきちんと開始する上で現段階において早期の見直しが不可欠だということでございます。

こちらの1番に記しております。2011年までに現在1億2,000から3,000万台ある国内のテレビをデジタル対応にする計画、この実現の見通しが立っておりません。と申しますのは、現在国内生産能力は約1,000万台でございます。そして、2003年末までには180万台しか出荷されておられません。といたしますと、あと仮に7年としても、7,000万台の生産で1億2,000万から3,000万台のテレビを変えることは、小学校の計算でもわかりきったことでございます。

そして、裏側にまいりますと、約2割の世帯は2011年の、すなわちアナログ放送を停波、停止する段階においても、約2割の世帯は民間放送を受信できる見通しが立っていないわけでございます。さらに山間地や離島といった難視聴地域を抱える自治体にとってはこれは看過できない問題でございます。

そして、3番目として、地方民間放送局を中心にデジタル投資は過剰な負担となるわけでございます。その結果、地域住民へのサービスが低下をしましてまいります。

そして、4番目として、地域の小規模のCATV、大都市圏の難視聴解消CATV、あるいは各地の共同受信設備など、ケーブルテレビのデジタル化ということは極めて困難でございます。そして、各地方民間放送局でありましたり、こうしたCATVの第三セクターには地方自治体は多く出資をいたしております。これはすなわち地上デジタル化が2011年に現行計画のままでできないと、もう既に。これは総務省の審議官でありました月尾嘉男氏の東大名誉教授の文章、総務審議官でありました方の資料として提供しております。また、放送費用懇談会というすべてのテレビ局が出資をする機関が出しておりますギャラクという雑誌の前編集長のサカモトマオロ氏のなぜ既に破綻しているかというのを書いておられます。62ページの中で月尾嘉男氏も7年ほどですべてデジタル受像機に置き換えるのは容易ではないと述べております。2011年のアナログ放送の停波は電波法の改正でそうになっているだけであり、もう一度改正すれば済むことでもあるということでもあります。

すなわちこれは地方自治体の財政にも大きく影響を与え、まさにテレビというものを頼りにしております少子高齢社会の方々にも看過し得ぬ影響を与えることで、これは当の総務省も苦慮なさっていることであろうと思いますから、私はこれを早期にもう一度計画を立て直すということが極めて不可欠だと、こうした提案であります。

議長 大変よく勉強していただいてありがとうございます。貴重なご提言でございますので、特別委員会としてはそれを勉強させていただいて、それを踏まえて今後行動をいたしたいと思っております。

以上で会議を終わります。

沖縄県副知事 沖縄からは米軍の所属の大型ヘリコプターの墜落事故について報告させていただきます。

去る8月13日、午後2時15分ごろ、米軍所属の大型ヘリが普天間基地に隣接する沖縄国際大学の構内に墜落する事故が発生しました。これについては新聞報道等写真が添付してありますのでごらんいただきたいと思います。

この事故は、民間人への影響はなかったものの、一步間違えば人命に係る大惨事につながりかねないものであります。日常的に米軍基地に隣り合わせの生活を余儀なくされている県民には改めて大きな衝撃を与えました。

本県では、今回の墜落事故を受け、事故原因の徹底究明、普天間基地所属の全機種 of 再点検、実効ある再発防止策が講じられるまでの間の飛行停止をすることを米軍に求めました。同時に、政府に対し、本県の要請事項について米軍に強く働きかけていただくよう求めたところであります。

また、今回の墜落事故に際しては県警察の原因究明のための現場検証の請求を米軍から拒否されるという極めて異常な事態が起こっております。これは日米地位協定に係る問題も出てきておりますので、私どもとしては改めて同協定の抜本の見直しの必要があるというように考えております。

つきましては、各都道府県におかれましても本県の事情をご検察いただき、本県の訴えについて理解いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長 いかがですか。全面的に協力をしてまいりたいと思います。よろしく願います。

それでは、ほかにもあるかもしれませんが、これで打ち切ります。

それで、新潟県知事からあいさつがございます。

新潟県知事 どうもご苦労さまでした。ある意味では100年後に真価を問われるかもしれない歴史的な知事会議を新潟で改めての開催の中で行わせていただきましたことを心から感謝申し上げたいと思います。

時間がなかなかなくて新潟をゆっくり見ることもできなかつたと思います。この次は落ち着いた穏やかな気持ちで再度訪問されることを期待申し上げますと同時に、私ごとでありますけれども、10月24日をもって知事を退任することにしております。最後の大仕事として務めさせていただきましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。お世話になりました。感謝申し上げます、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。